

沖ノ島研究

第一〇号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

令和六年

沖ノ島研究

第一〇号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

令和六年

沖ノ島研究 第一〇号 目次

沖ノ島祭祀遺跡の武器と武装	齊藤 大輔	1
響灘における海浜型古墳について	池ノ上 宏	21
大内氏領国下における筑前国西郷の河津氏と宗像氏	桑田 和明	35
《調査報告》		
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇二三年度調査概要		53
沖ノ島出土鏡の再検討	重住（福岡）真貴子・水野敏典・森下章司	(49) 94
沖ノ島出土奈良三彩小壺に関する基礎的再検討	高橋照彦・館内魁生・福岡真貴子	(1) 142

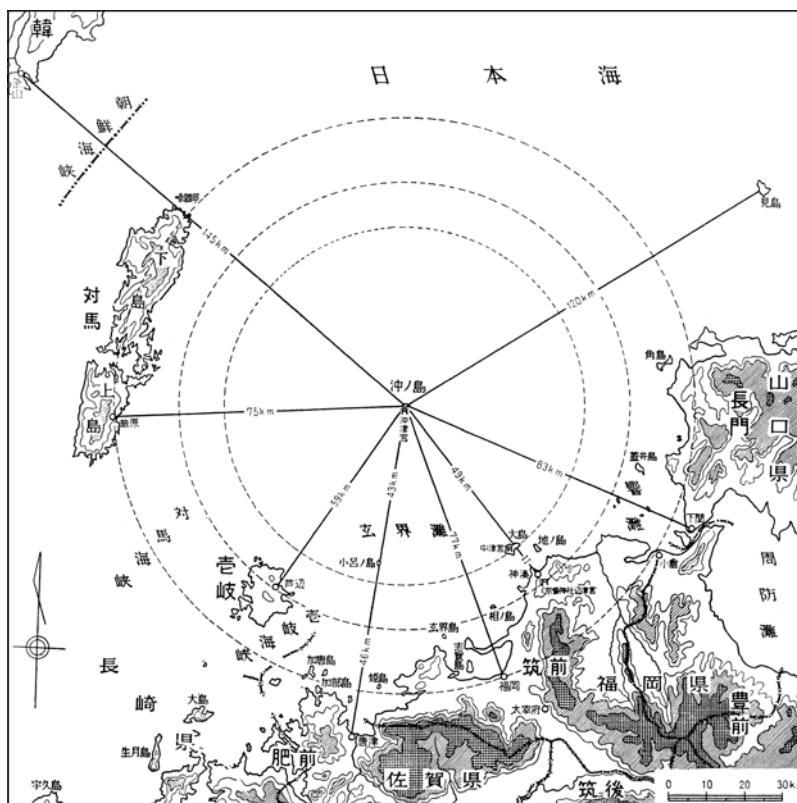
沖ノ島祭祀遺跡の武器と武装

齊藤 大輔

はじめに

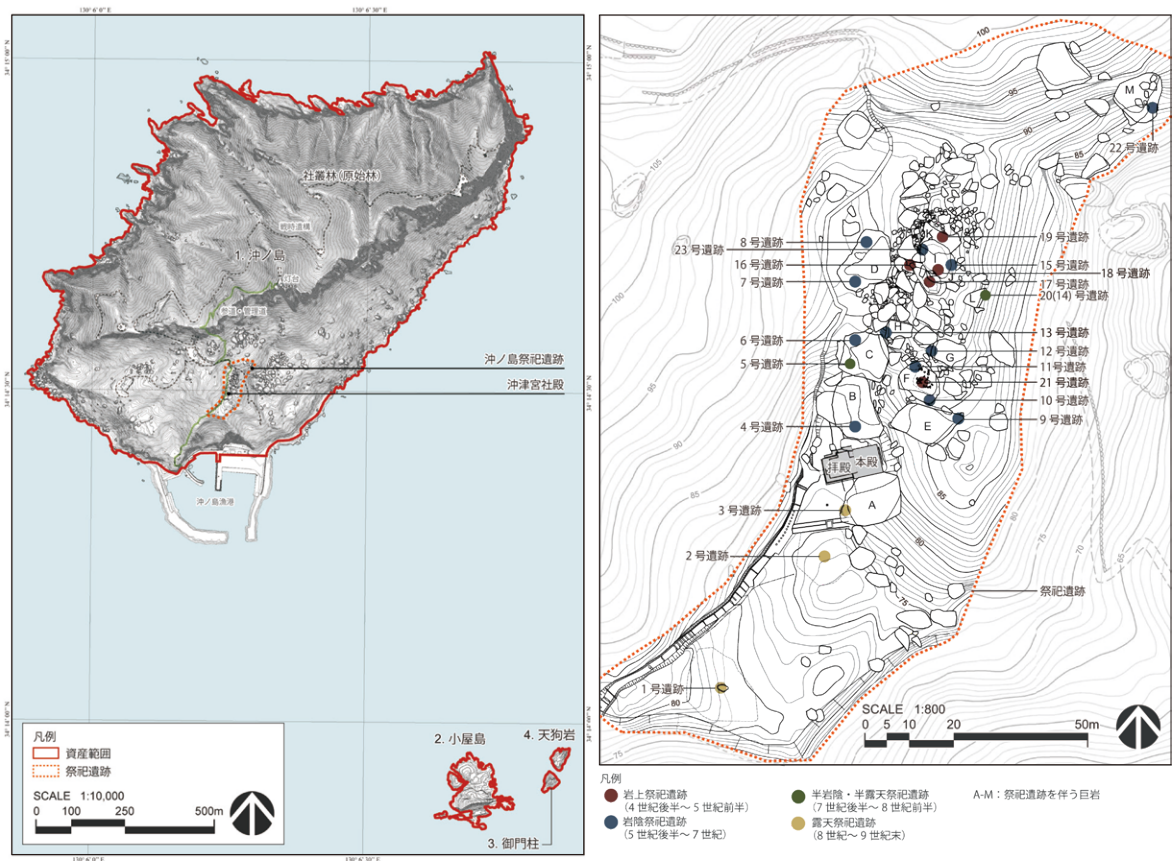
福岡県宗像市の宗像大社を起点として北西におよそ六〇km、玄界灘の真つ只中に浮かぶ沖ノ島祭祀遺跡（図一・二）。小稿では、D号巨岩（高さ六・五m、六世紀、図三）の岩陰で祭祀がおこなわれた七号遺跡の武装具（武器・武具・馬具）を中心にとりあげ、沖ノ島における武器祭祀の特質を考える。七号遺跡の武装具は、古墳時代資料のなかでも質、量ともに白眉をなす。祭祀遺跡の奉獻品であるにもかかわらず、その多くはミニチュアや模造品で代替せず、古墳の副葬品と共通する「真正品」であることに最大の本質をみとおせそうである。

沖ノ島祭祀遺跡の発掘調査とその報告「宗像神社復興期成会一九五八・一九六一、第三次沖ノ島学術調査隊一九七九」がなされた二〇世紀後半以降、古墳時代の武装具研究は日進月歩で深化してきた。沖ノ島出土品についても、こんにちの水準をもつて再評価すべき点が少なくない。実地調査に制約があるとはいえ、国宝、そして世界遺産のありし目の姿を正しくとらえることは、細分化した器物研究の責務であろう。以下、沖ノ島祭祀遺跡を代表する武装具について可能なかぎりの類例を示しながら、国家祭祀を司った島のあるじの姿に迫りたい。



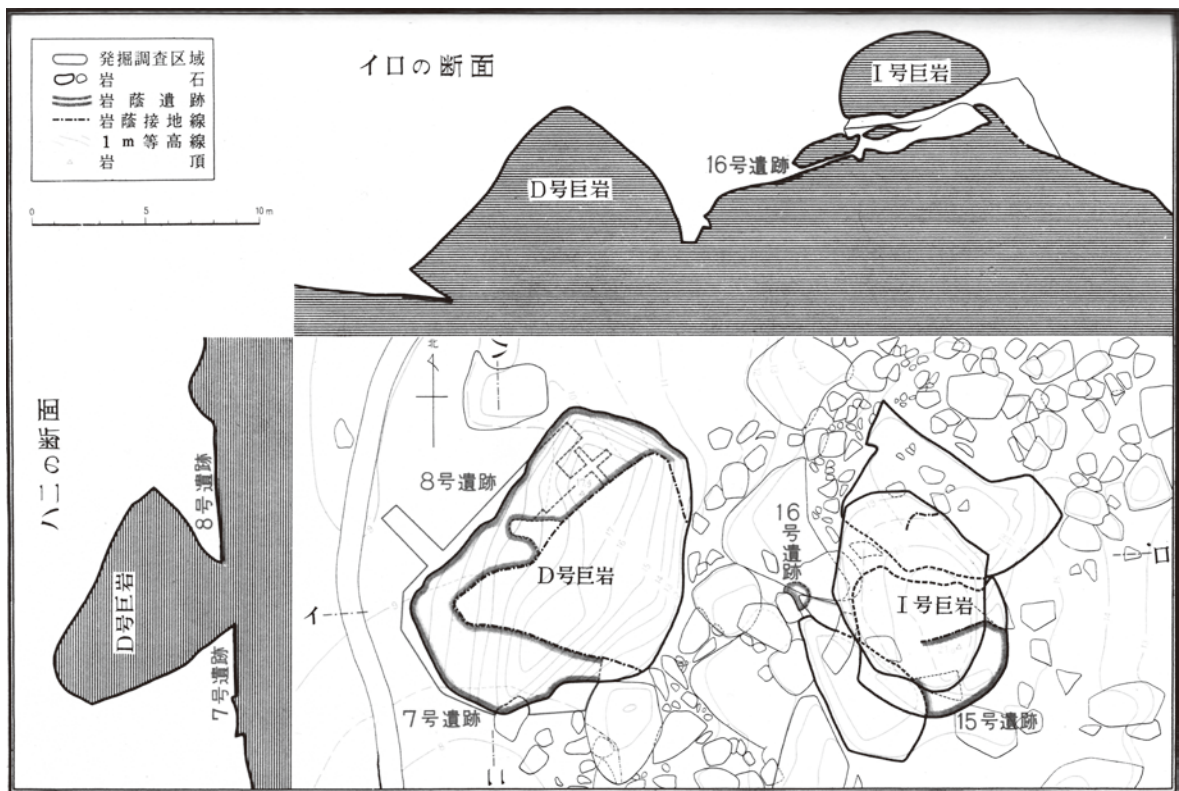
図出典 宗像神社復興期成会1958『沖ノ島』

図1 沖ノ島の位置



図出典 岡寺末幾2021「沖ノ島21号遺跡についての再検討(予察) — 記録写真の分析から —」
『沖ノ島研究』7 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 (一部改変)

図2 沖ノ島祭祀遺跡の分布図



図出典 宗像神社復興期成会1958『沖ノ島』

図3 D号巨岩付近の地形図

一 刀 剣

沖ノ島祭祀遺跡では、刀剣にかかわる資料が多く出土している。このうち、八号遺跡を中心に出土した雛形鉄刀・刀子については小嶋篤による検討があるものの「小嶋二〇二一a」、真正の刀剣にかかわる専論はみない。

たしかに、沖ノ島祭祀遺跡出土刀剣のうちには全体の形をとどめるものがないために、鉄製刀剣身分析には限界がある。だが、いくつかの装具片を観察することにより、本来は装飾性ゆたかな刀剣が少なからず奉献されていたことがわかる。以下、七号遺跡ほか、古墳時代後期の祭祀遺跡ごとにみられる特徴的な刀剣を通覧する。

七号遺跡（図四） 振り環二点と水晶製三輪玉一七点が出土しており、護拳帯に三輪玉をつけた振り環頭大刀二振を構成していたとみられる。これらにともなう刀身本体は詳らかでないが、つぎに述べるように、鉄地銀張の鍔ないしは鞘口金具をつけた鉄刀がその候補となろう。

振り環頭大刀は古墳時代後期前半に成立した倭装の装飾大刀であり、継体大王の地方進出や屯倉の設置などと連動しながら各地に普及したと考えられている「高松二〇〇七、齊藤二〇一八」。振り環と水晶製三輪玉が出土した事例として、埼玉県埼玉將軍山古墳、大阪府河内愛宕塚古墳、奈良県市尾宮塚古墳、大分県朝日天神山一号墳などがある。

このうち河内愛宕塚古墳の振り環頭大刀は鉄地銀象嵌の鞘口金具や鞘尻金具をとまう。構造は異なるが、鉄地に銀を組みあわせた装具である点において沖ノ島七号遺跡の鉄地銀張鍔（鞘口金具？）とつうずる。

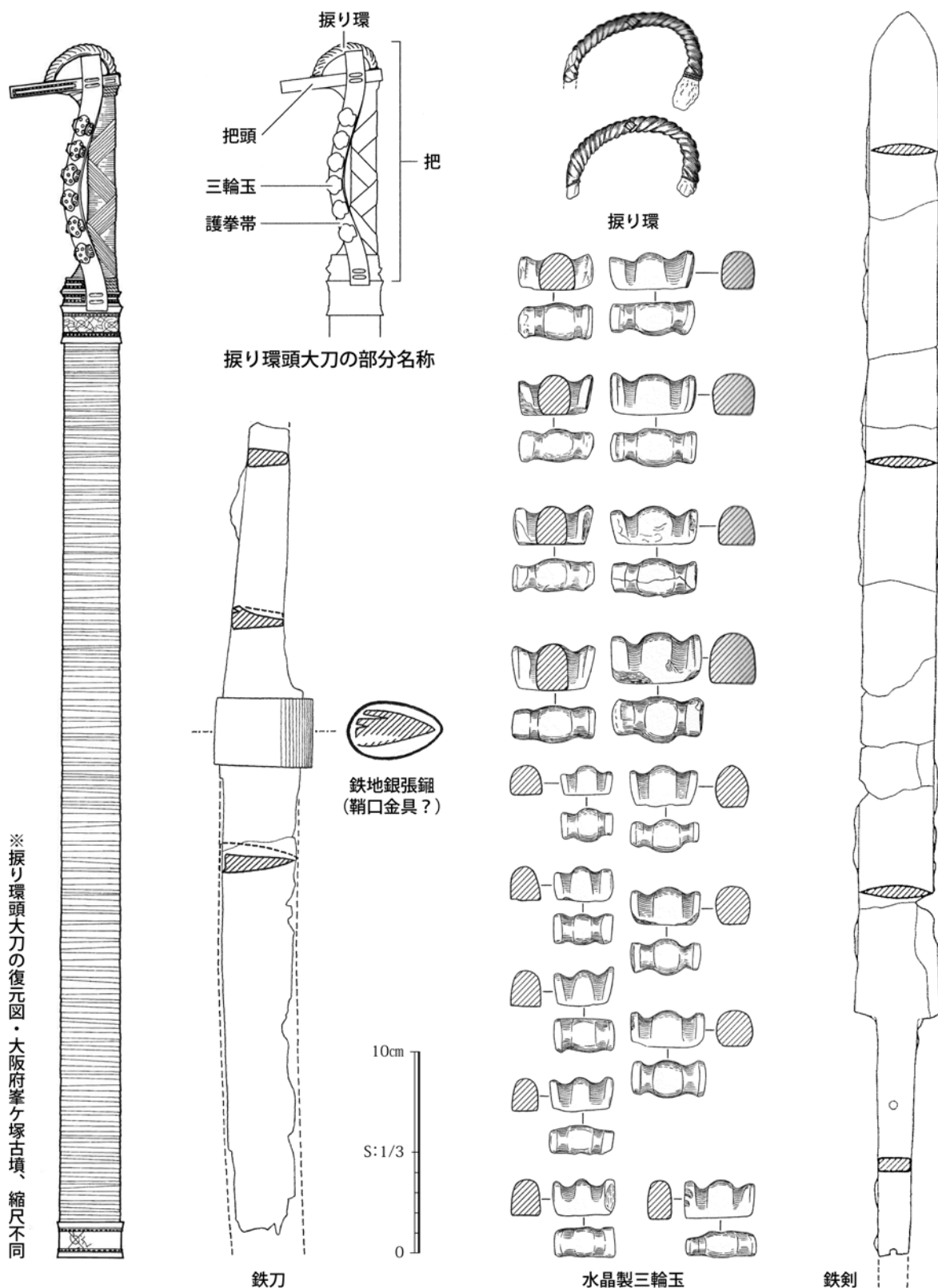
七号遺跡では全長六・一cm以上の鉄剣も出土している。六世紀においても少なくない数の鉄剣が古墳に副葬されているが「大谷二〇一六」、それでもなお、後期的な刀剣様式の主とはいえない。弥生時代から古墳時代中期にいたる伝統的な武器である剣が古墳時代後期の祭祀空間に存在した事実は、七号遺跡の性格を評価するうえで留意すべきだろう。

八号遺跡 把頭の形式を直接示す資料はないが、間接的にうかがえる刀装具はいくつかある。

第一に挙げるのは、連珠円文を打ち出した銅地金張の責金具三点である（図五―一―三三）。縁が傾斜したものの類例として、群馬県綿貫観音山古墳から出土した頭椎大刀の把の両端につけた責金具がある。傾斜のないものも、同じ大刀の筒金具にともなうものだろう。これを頭椎大刀Aとする。

第二に、車輪石のように周囲に肋条によって匙面をつくりだした卵形の環状金具に注目する（図五―四・五）。これも、福島県渕の上一号墳で出土した頭椎大刀の把と把頭の境にある金具につうじ、沖ノ島八号遺跡にも一振の頭椎大刀が存在した可能性を示す。これを頭椎大刀Bとする。

頭椎大刀は古墳時代後期前半の木製品からはじまり、後期後半の折衷系大刀段階に金属装化、後期末に金銅装化する。八号遺跡の頭椎大刀Aは折衷系大刀段階、頭椎大刀Bは金銅装化段階の初期の事例にあたる。折衷系頭椎大刀は、倭系の系譜をひく頭椎大刀に外来系譜の刀装具を装着したものである「橋本二〇〇六」。古代の宗像では、福津市宮地嶽古墳、福津市勝浦水押SO―一、古賀市楠浦中里A一号墳で金銅装頭椎大刀が出土しており、集中分布域をなす「小嶋二〇二一b、齊藤二〇一九」。八号遺跡



沖ノ島7号遺跡出土品

図出典 峯ヶ塚古墳 [羽曳野市教育委員会 2002 『史跡古市古墳群 峯ヶ塚古墳後円部発掘調査報告書』]
 沖ノ島7号遺跡 [宗像神社復興期成会 1958 『沖ノ島』]
 振り環頭大刀の部分名称 [出光美術館 2014 『宗像大社国宝展 ― 神の島・沖ノ島と大社の神宝 ―』 (一部改変)]

図4 沖ノ島7号遺跡出土の振り環頭大刀と鉄剣

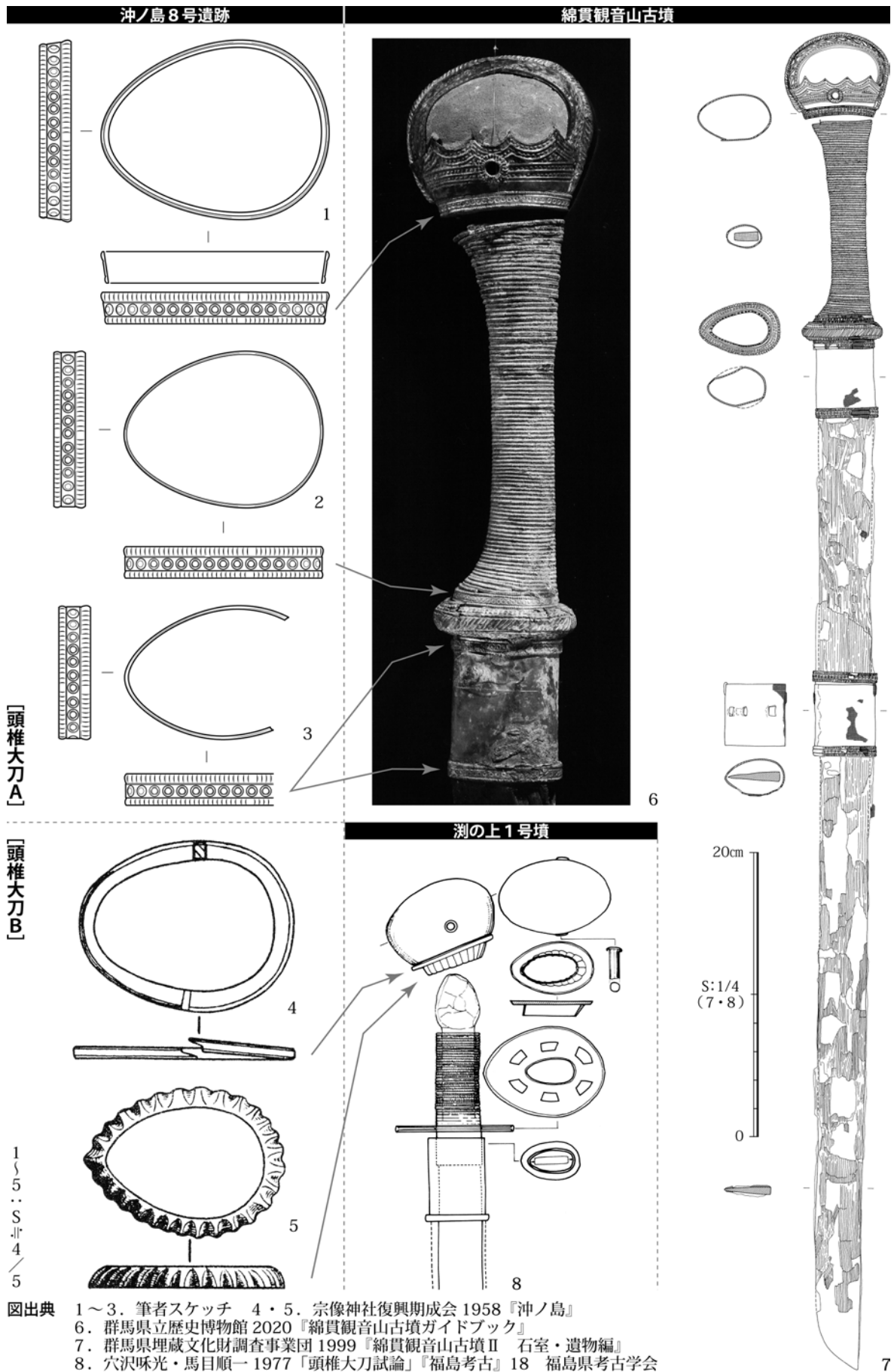


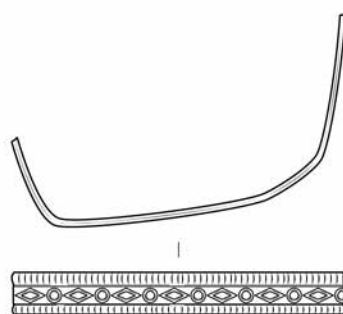
図5 沖ノ島8号遺跡出土の刀装具とその類例 (1)

の頭椎大刀A・Bはこれらよりも古く、宗像で頭椎大刀が展開する嚆矢とみられる。離島の祭祀空間における頭椎大刀二振の共存事例として、三重県伊勢神島の祭祀遺物がある。

第三に、円文と菱形文を交互に打ちこんだ銅地金張の責金具を挙げる(図六・左)。このような責金具は、大阪府一須賀WA一号墳(図六・右)や岡山県岩田一四号墳で出土した単龍環頭大刀のように、大加耶系の技術を使った環頭大刀にもちいることが多い「金二〇一七」。八号遺跡出土品が舶載品か渡来系工人による作品かは判断しかねるものの、頭椎大刀Aの系譜とあわせて考えることにより、外来系装飾大刀の情報を入手しうることな国際性に長けた佩用者像がみえてくる。

なお、頭椎大刀A・Bの類例出土古墳として示した綿貫観音山古墳と渕の上一号墳では朝鮮半島系の突起付冑が出土していることも「内山一九九二」、間接的ながら八号遺跡の性格を考えるうえで留意しておく。

二三号遺跡 D号巨岩の東に隣接する二三号遺跡では、環頭大刀の金銅製装具が出土した(図七・三)。把あるいは鞘の筒、鞘尻金具は横断面が八角形である。鞘の中心飾りは心葉形透かしを等間隔に穿つ。これらの装具を備えた事例として、単鳳環頭大刀(群馬県平井地区一号墳・小泉大塚越三号墳、栃木県益子天王塚古墳、島根県鷺の湯病院跡横穴墓)、三葉環頭大刀(島根県岡田山一号墳)がある。舶倭の区別は決しがたいが、倭の国家祭祀の場においても外来系の環頭大刀が奉献されたことがわかる。



S ≒ 4/5



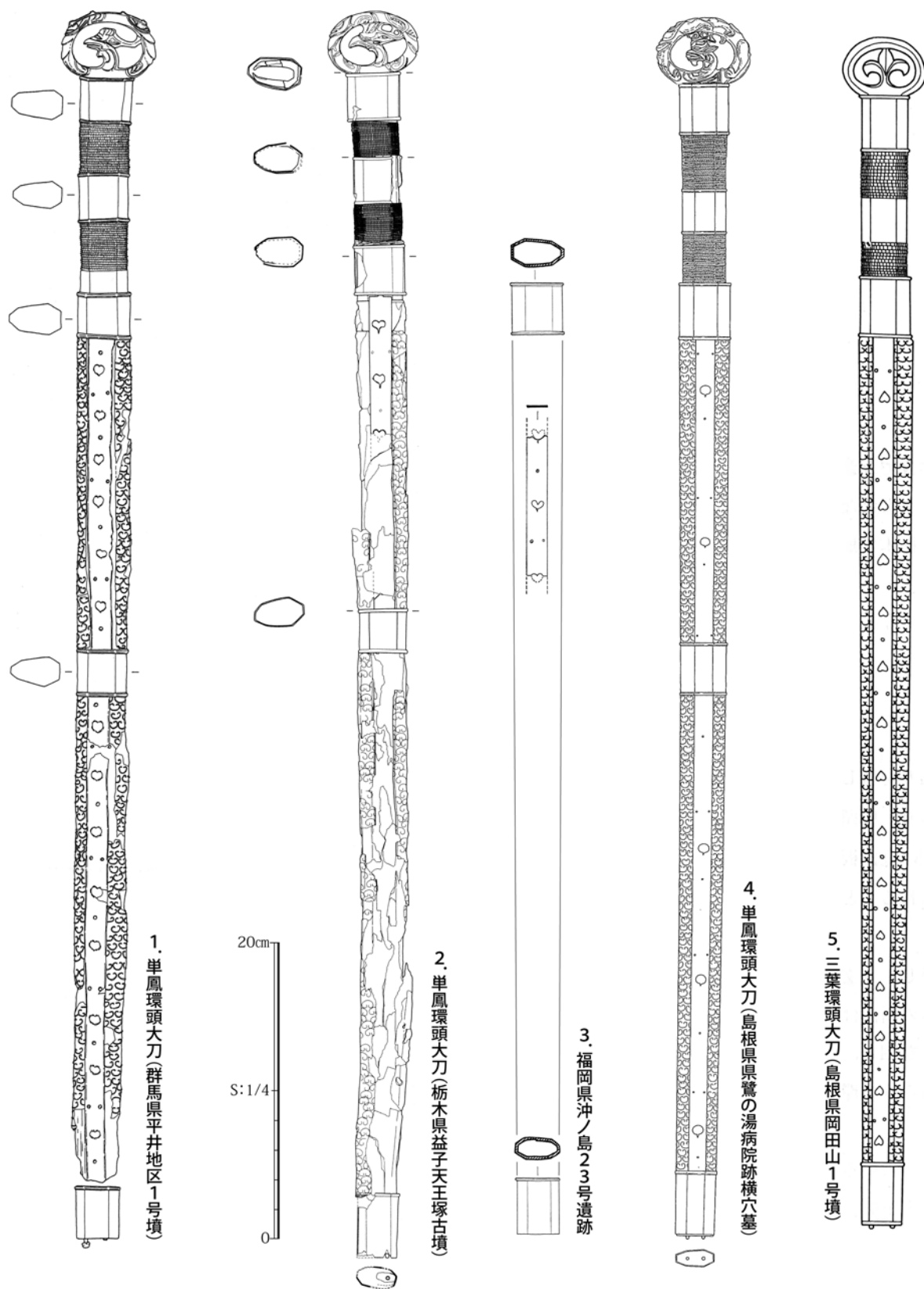
図出典

左：福岡県沖ノ島8号遺跡 [筆者スケッチ]

右：大阪府一須賀WA1号墳

[大阪府立近つ飛鳥博物館 1996 『金の大刀と銀の大刀』]

図6 沖ノ島8号遺跡出土の刀装具とその類例 (2)



- 図出典 1. 藤岡市教育委員会 1993『平井地区1号古墳』
 2. 持田大輔・中條英樹 2009「益子天王塚古墳出土遺物の調査(2) — 環頭大刀・馬具 —」
 『早稲田大学津八一記念博物館 研究紀要』10
 3. 第三次沖ノ島学術調査隊 1979『宗像 沖ノ島』宗像大社復興期成会
 4. 大谷晃二・松尾充晶 2004「島根県装飾付大刀と馬具出土古墳・横穴墓一覧(改訂版)」
 『島根考古学会誌』20・21 島根考古学会
 5. 町田 章 1987「岡田山1号墳の儀杖大刀についての検討」『出雲岡田山古墳』島根県教育委員会

図7 沖ノ島23号遺跡出土の刀装具とその類例

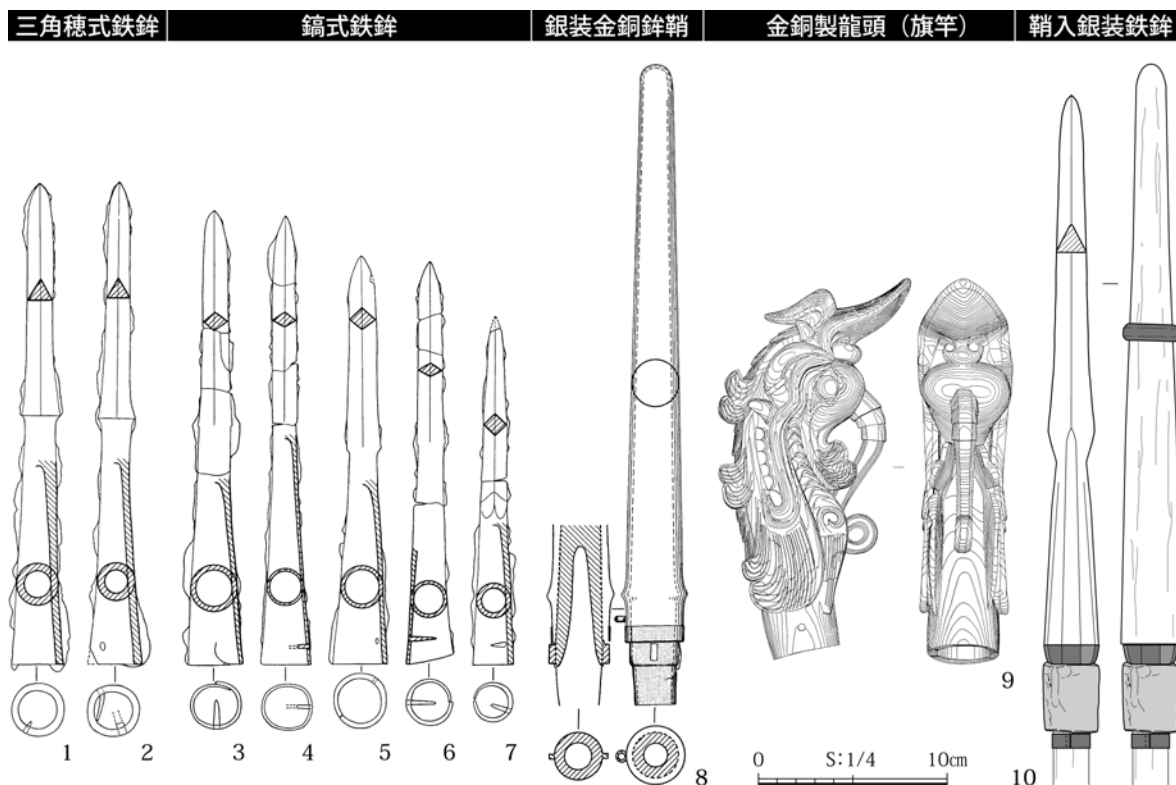
二 鉄 鉾

鉾にかかわる資料は七・八・一六・一九・二二号遺跡で出土している。ここでは全形がうかがえる七・八号遺跡出土品を検討する。

七号遺跡 身部の断面が三角形の三角穂式鉄鉾と、断面菱形の鎬式鉄鉾が出土した(図八一〜七)。三角穂式鉄鉾は古墳時代後期前半に出現した武器である。高田貫太は古墳時代鉄鉾の系譜を論じるなかで、東アジア諸王権との関係に目配りしながら三角穂式鉄鉾の多くを倭製品として評価する[高田一九九八]。高田が示した三角穂式鉄鉾にかかわる見解は多岐にわたるが、後期古墳の主要な副葬品目とみる認識は揺らぎそうにない。

筆者も高田の研究を批判的に発展させるかたちで三角穂式鉄鉾の編年や分布の背景を検討してきた[齊藤二〇二〇・二〇二二b]。これにもとづけば、七号遺跡の三角穂式鉄鉾はいずれも全長二五cm程度で、筆者による編年の第三段階(TK四三〜TK二〇九型式期)、おおむね六世紀後半から七世紀初頭に位置づけられる。鐔や銀装具などの装飾はみられない。

日本列島の三角穂式鉄鉾は、河川や港湾をのぞむ臨海性のたかい立地の遺跡からの出土が目立ち、海上交通や対外交渉にかかわる保有者像を描くことができる。沖ノ島は、おなじく三角穂式鉄鉾が出土した長崎県双六古墳(壱岐島)や島根県立石古墳(隠岐の島)とともに東アジアとの境界線上にたたずむことも、このような図式の典型としてとらえたい。ちなみに、出土した遺跡の規模の比較から、鎬式鉄鉾は三角穂式鉄鉾に従属する階層の武器と理解している[齊藤二〇二〇]。



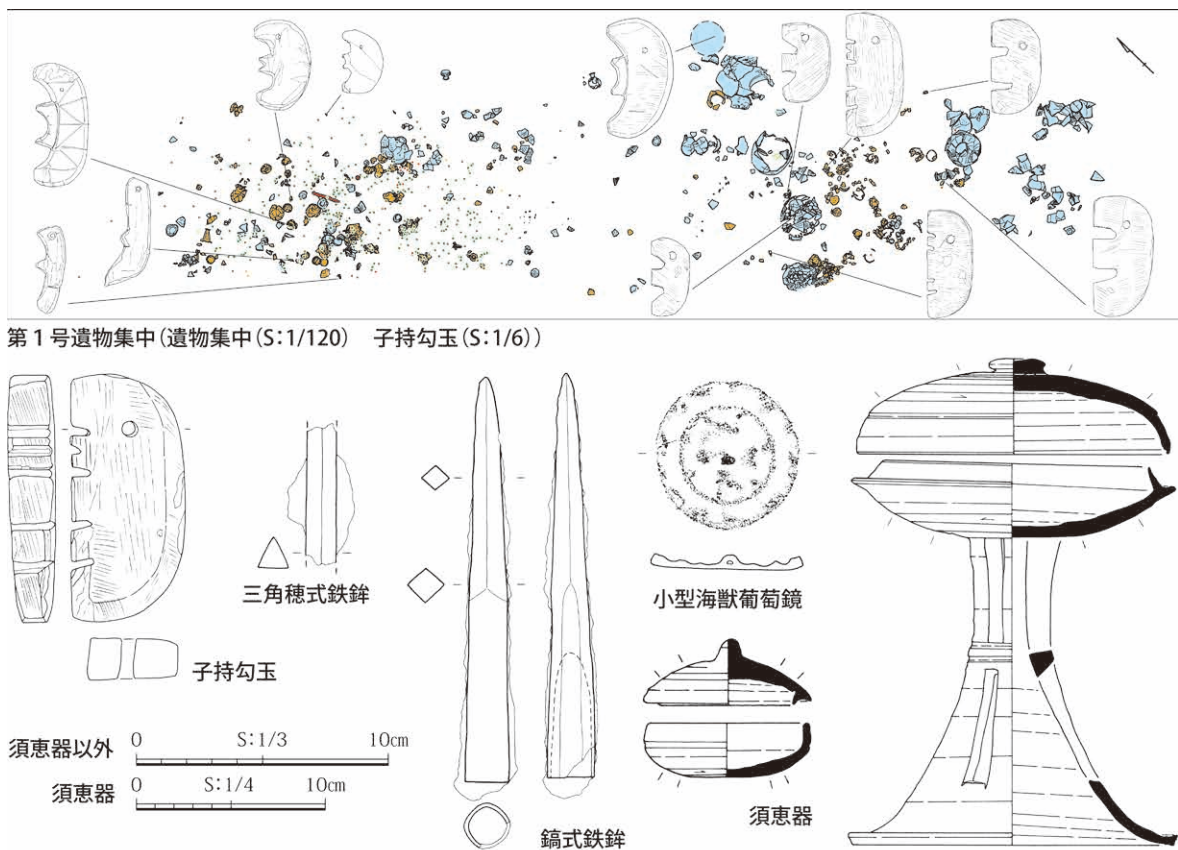
図出典 1〜7. 沖ノ島7号遺跡 8. 沖ノ島8号遺跡 [以上、宗像神社復興期成会 1958『沖ノ島』]
9. 沖ノ島5号遺跡 [第三次沖ノ島学術調査隊 1979『宗像 沖ノ島』]
10. 千葉県金鈴塚古墳 [齊藤大輔 2018『金鈴塚古墳と銀の鉾』『金鈴塚古墳研究』木更津市郷土博物館金のすず]

図8 沖ノ島7・8号遺跡出土の鉄鉾と関連資料

祭祀遺跡における三角穂式鉄鉾の出土事例として、六世紀後半から七世紀にかかる埼玉県北大竹遺跡の「第1号遺物集中」がある〔図9〕。大量の滑石製子持勾玉、長脚高杯や胴部最大幅80cm以上の大甕をふくむ須恵器群、小型の海獣葡萄鏡、ミニチュア鉄器などと一緒に出土しており、三角穂式鉄鉾はかならずしも戦闘本位の武器ではないことを示す。

八号遺跡 金銅製の鞘に納めた状態でさびついた鉄鉾が一本出土した（図八―八）。鉄鉾本体の袋端部には銀装具をつける。銀装の鉄鉾は数あれど、金銅製の鞘をともなう類例はみいだせない。金銅製の龍頭や高機、五弦琴とともに、沖ノ島祭祀を特徴づける儀器性のたかい器物といえる。ただし、鉄鉾や石突の表面に木質がのこる事例として、群馬県若田大塚古墳、千葉県金鈴塚古墳（図八―一〇）、福島県中田装飾横穴出土品などが知られる。鉾の携行や保管、副葬にさいして木鞘に納めること自体は一般的だったのかもしれない。

また、金銅製鞘の袋端部には紐をとおしたとおぼしき単環がある。似た単環をともなう鉾の装具として、TK二一七型式期（七世紀前半）の岡山県定東塚古墳出土金銅製品がある。定東塚古墳の鉾は古墳から出土した三角穂式鉄鉾のうち最新段階のもので、類例のとおぼしい銀装の鐔をともなう〔齊藤二〇二三b〕。八号遺跡の銀装金銅鉾についても古墳時代的な鉄鉾様式の極地ととらえるが、この資料をめぐっては五号遺跡で出土した金銅製龍頭（図八―九）の「石突」とみる意見もあるように〔弓場一九八五〕、その内部構造は不明である。X線CTによる構造解析が俟たれる。



図出典 埼玉県・埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2022『北大竹遺跡』（第2分冊）埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 477

図9 北大竹遺跡の「第1号遺物集中」とおもな出土品

三弓具

沖ノ島祭祀遺跡で出土した弓具にかかわる資料として、鉄鏃と胡籐金具が知られる。鉄鏃は全体の一部しか報告されていないことや、報告書刊行当時は胡籐金具へたいする認識の萌芽期であったことから以下の叙述も十全とはいかないものの、向後の議論に備えた記述を試みたい。

鉄鏃 七号遺跡では、先端で数えて二三五本の鉄鏃が出土したという。完形品はないために全長規格はわからないが、報告書で図示されたものはすべて長頸鏃とみられる(図一〇)。先端の形には、片刃、両刃(長短の二種あり)、三翼のものがあるようだが、三翼のものについては鉄鏃であることが確かめられない。以下、片刃と両刃について検討する。

片刃、両刃ともにわずかな刃関をもち、完全にはナデ関化していない。頸部と茎部の関はほとんどが棘関である。棘関の出現はMT一五型式期までさかのぼりうるが「杉山二〇二三」、広域普及はTK四三型式期以降である「水野一九九三」。七号遺跡の鏃はTK四三型式期に接点をもつ。

鉄鏃(矢)は刀剣ややり、鉾と異なり、消耗品としての特性が色濃い。そのため、一つの遺構から出土した鉄鏃の本数が本来の矢束の実態を示すとはかぎらない。しかしそれでもなお、七号遺跡の二三〇本以上という数は各地の有力な後期古墳とくらべても遜色がない。奈良県藤ノ木古墳の約八〇〇本や群馬県綿貫観音山古墳の約五〇〇本、奈良県牧野古墳の約四〇〇本にはおよばないものの、たとえば房総半島を代表する前方後円墳である千葉県金鈴塚古墳の約二〇〇本以上に近似し、屈指の出土数といえる。

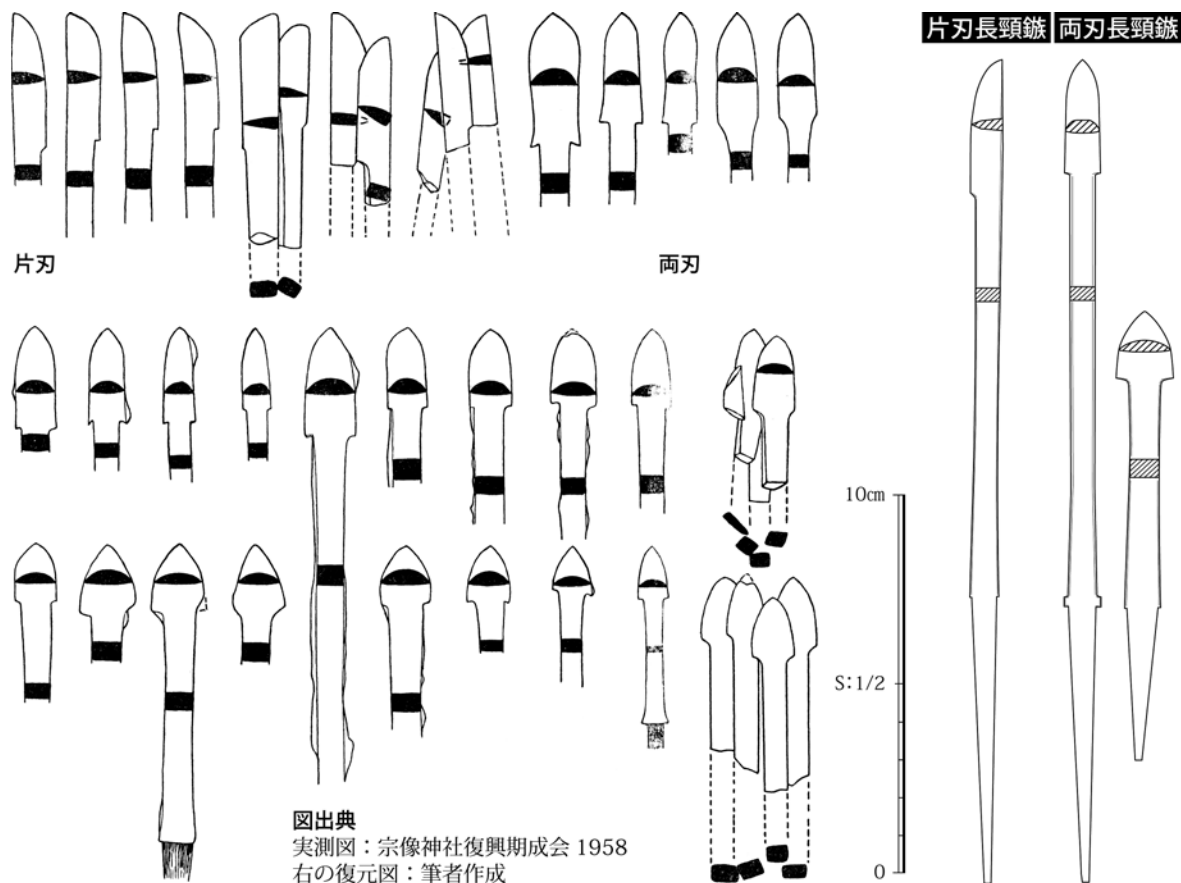


図 10 沖ノ島7号遺跡出土の鉄鏃と復元図

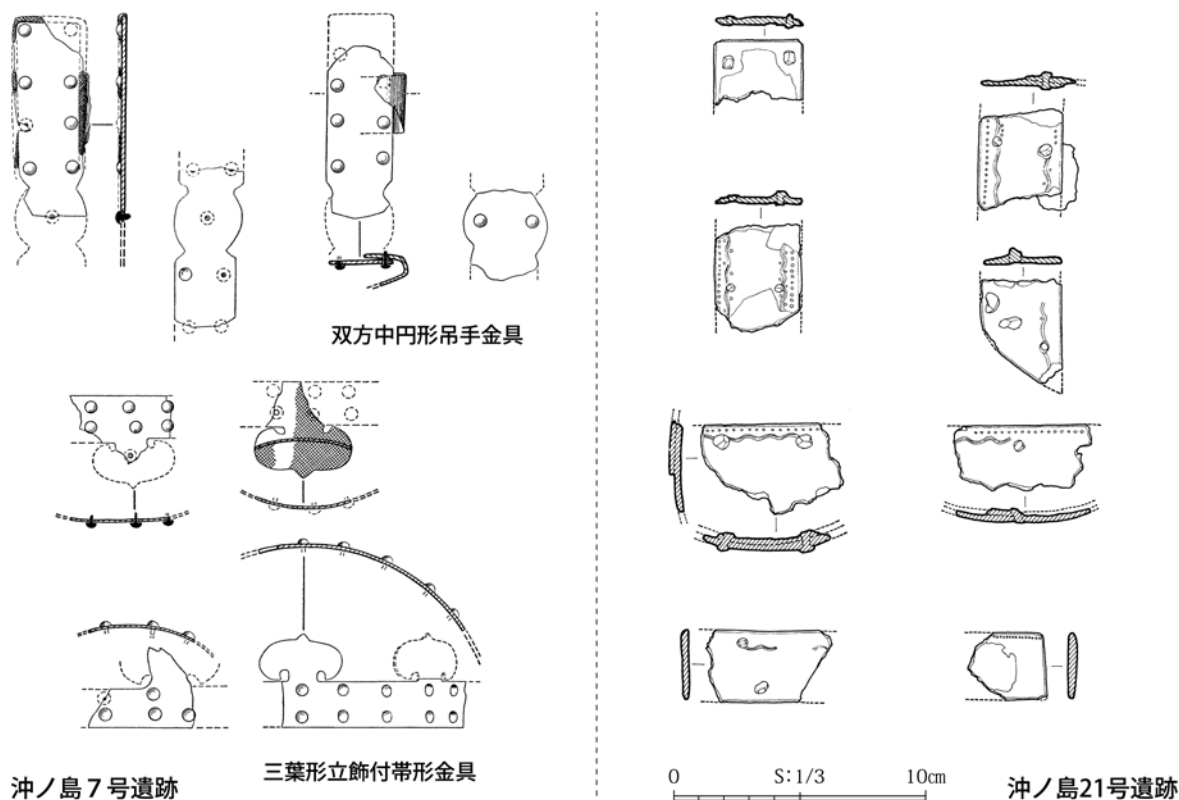
一単位を三〇本と仮定すれば七〜八組、四〇本と仮定すれば五〜六組以上の矢束が七号遺跡に奉獻されたことになる。なお、束の状態で銹着した鉄鏃は同一の形式でまとまっている。

片刃と両刃の組みあわせは古墳時代後期における高位の鏃組成としてとらえられるが、沖ノ島祭祀遺跡においては在地の集団を表象する平根鏃がとほしいこともまた、奉斎者の性格を反映するものだろう。

胡籬 七号遺跡の出土品に「靱（或は胡籬）金具」と項目立てされた鉄留の鉄製品があるが、双方中円形吊手金具や三葉形立飾付帯形金具をとまなうことから、鏃を下向きにして矢束を収納・携行する胡籬の金具とみてよい。さらに、一個体の胡籬に二個もちいる双方中円形吊手金具が四個あることから、本来は二個体以上の胡籬があったことがわかる（図一一・左）。

三葉形立飾付帯形金具は鉄製で彫金装飾がなく、鏃が対になって二個ずつ打たれる点に特徴があり、土屋隆史による分類の「双方中円形Ⅲ群」にあたる。土屋の編年では、倭における胡籬金具の第Ⅲ段階（MT一五〜TK四三型式期）、すなわち、近畿地方を分布の核としながら倭製品が日本列島広域に分布する段階に位置づけられている「土屋二〇一八」。吊手金具の中円部に二鏃を配置する類例は、鉄鏃の型式からTK四三〜TK二〇九型式期頃に位置づけられる静岡県平沢一号墳例がある〔滝沢二〇〇〇〕。沖ノ島七号遺跡例はTK四三型式期に接点を求められよう。

二一号遺跡の「衝角付冑」と項目立てされた金銅製品も実際は胡籬の金具だろう。表面の縁に鉄留の痕跡や列点文、波状文がある（図一一・右）。



図出典 沖ノ島7号遺跡 [宗像神社復興期成会 1958『沖ノ島』]
沖ノ島21号遺跡 [第三次沖ノ島学術調査隊 1979『宗像 沖ノ島』]

図11 沖ノ島7・21号遺跡出土の胡籬金具

四 甲 冑

沖ノ島七号遺跡では、衝角付冑の腰巻板と小札が出土している(図一二)。七号遺跡の小札には緘孔一列と二列の二種があり冑とのセット関係は判然としないが、内山敏行は「衝角付冑と二列小札甲の組み合わせが倭の甲冑様式の典型」とみる[内山二〇一九・一八一頁]。

古墳時代後期の衝角付冑には、横矧板鉾留式と豎矧広板鉾留式の二種がある。小札甲+横矧板鉾留衝角付冑と振り環頭大刀が共伴した古墳として、愛媛県東宮山古墳、福岡県山の神古墳、大阪府寛弘寺七五号墳、千葉県法皇塚古墳、埼玉県埼玉將軍山古墳などがある。冑の有無にゆるやかな階層性を読みとれるとすれば、七号遺跡における武器祭祀の優位性をここにもみいだせる。もちろん、甲冑と振り環頭大刀がセットで運用されたとはかぎらないものの(例…山の神古墳など)、豎矧広板鉾留衝角付冑と振り環頭大刀の共伴事例はみいだしにくいこととあわせ、古墳時代後期の武装を類型化するうえで示唆に富む。

玄界灘沿岸の内地では、宗像市相原古墳、福岡市東区かけ塚山古墳で古墳時代後期の小札と冑が出土している。相原古墳は縦長板鉾留冑+緘孔一列小札(+胸当状鉄製品?)の朝鮮半島系甲冑、かけ塚山古墳は豎矧広板鉾留衝角付冑+緘孔二列小札の倭系甲冑とみられる[齊藤二〇二三a]。相原古墳、かけ塚山古墳ともに精緻なつくりの金銅装馬具が出土している点も、七号遺跡とつうずる。

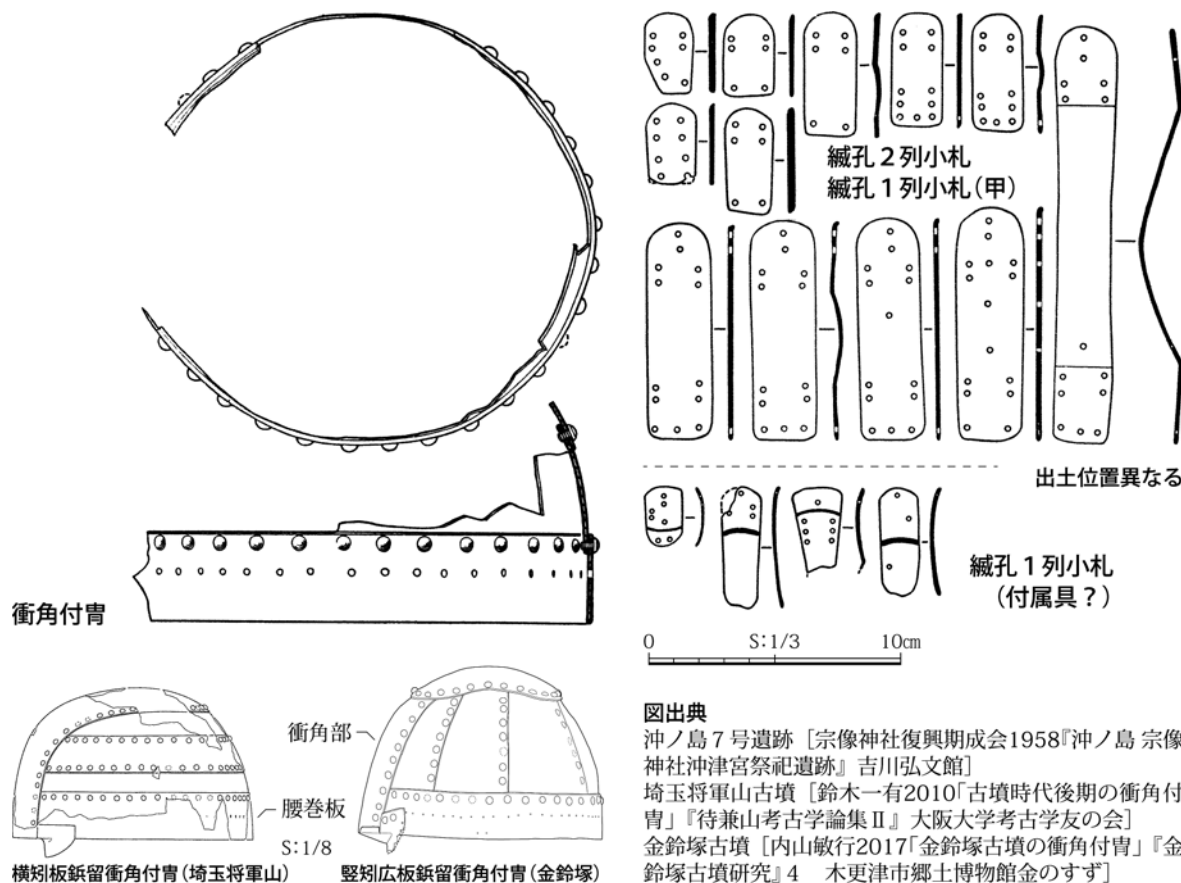


図12 沖ノ島7号遺跡出土の甲冑と関連資料

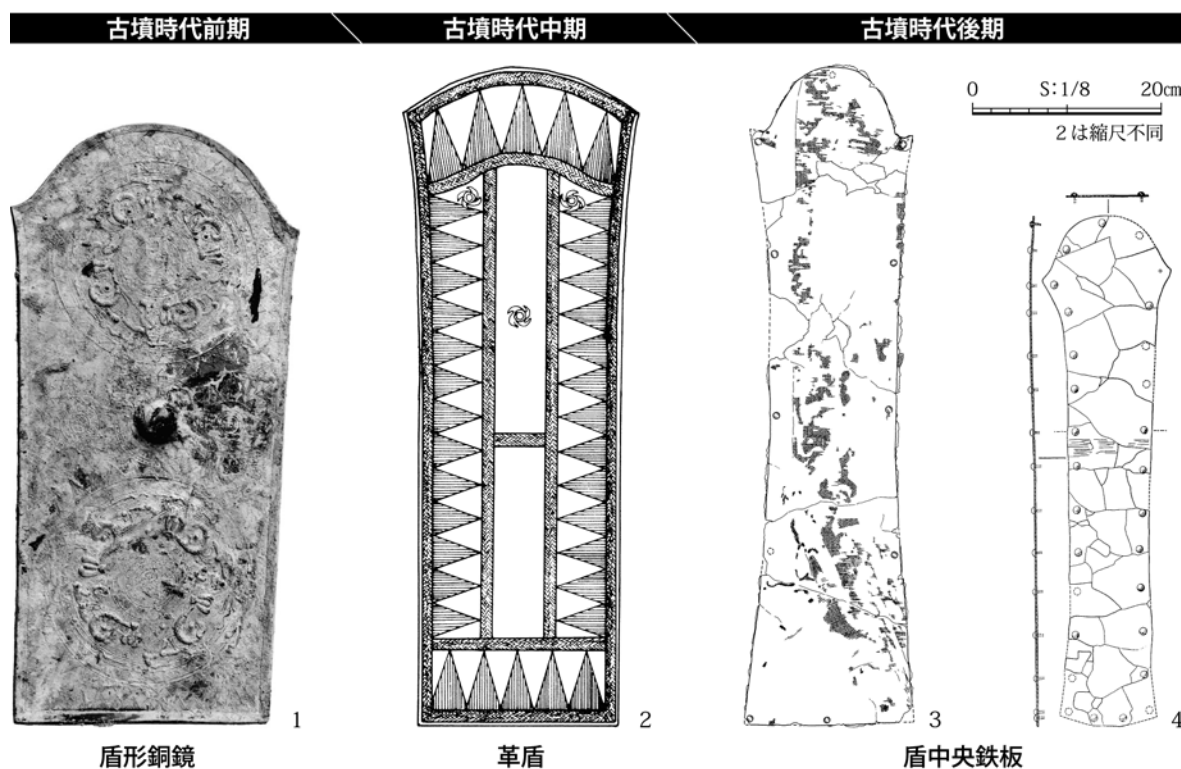
五 盾

沖ノ島七号遺跡では、上辺が山形をなす革盾の中央を飾っていたとみられる鉄板が一枚出土した(図一三一四)。類例として大阪府古市古墳群の峯ヶ塚古墳出土品が知られる(図一三一三)。表面を差し縫いの文様で装飾した漆塗りの革盾は古墳時代中期を象徴する武具であるが(図一三一二)、橋本達也は、革盾は中央の文様によってその存在を表徴していたと論じつつ、盾の中央が鉄板化された重要性を説く「橋本一九九九」。

盾中央鉄板をふくめた盾全体の象徴性や系譜、祭祀空間における配置の意味については仁木聡による総論があり、盾の生産と管理、副葬・祭祀様式の創出と配布にも倭王権が主体的にかかわっていたという考察が、現状における盾研究の到達点を示している「仁木二〇〇七」。

その後、古墳時代の盾にかかわる知見はほとんど得られていなかったが、二〇二二年一月、奈良県富雄丸山古墳の造り出し部において盾形銅鏡が出土したことにより、盾の系譜論がみなおされつつある。盾形銅鏡の背面中央には鈕があり、その上下に倭鏡に認められる竊龍文を配する。表面は磨かれており、倭鏡工人が製作したとみられるが、平面形態は上辺山形の盾そのものである「図一三一、奈良市教育委員会二〇二三」。

盾形銅鏡の系譜については橋本が検討しているが「橋本二〇二三」、前期に創出された器財の外形が後期まで引き継がれた背景には、王権の正統性を示す財体系を維持する仕組みがあったのではないかと予察しておく。



図出典 1. 奈良県富雄丸山古墳 [奈良市教育委員会 2023『富雄丸山古墳の発掘調査―第6次調査―』]
2. 大阪府和泉黄金塚古墳 [橋本達也 1999「盾の系譜」『国家形成期の考古学』大阪大学考古学研究室]
3. 大阪府峯ヶ塚古墳 [羽曳野市教育委員会 2002『史跡古市古墳群 峯ヶ塚古墳後円部発掘調査報告書』]
4. 福岡県沖ノ島7号遺跡 [宗像神社復興期成会 1958『沖ノ島』]

図13 沖ノ島7号遺跡出土の盾中央鉄板と関連資料

六馬具

複雑多岐にわたる沖ノ島祭祀遺跡出土の馬具については、諫早直人による系譜の整理と桃崎祐輔による馬装復元論がある〔諫早二〇一二、桃崎二〇二二〕。とくに桃崎によつて最低でも国産三組（A―Cセット）、舶載五組（D―Hセット）に分離されたことは、馬具をふくめた武装全体の復元研究にも示唆を与える。古墳時代後期の武装具はセット関係の復元がむずかしいが、類似した遺物組成から共通する項目を抽出する作業をかさねるほかない。

沖ノ島祭祀遺跡の武装具でこの作業を実践するならば、七号遺跡の振り環頭大刀二振がヒントとなる。振り環頭大刀は倭王権が創出した大型の大刀であり、その消長は古墳時代後期の時代幅さえも規定しうる〔齊藤二〇二二〕。分布の核は奈良盆地にもちながら、九州北部や関東といった古墳時代社会における列島の東西端にも集中する。桃崎が分離した七号遺跡出土馬具セツトのうち、水晶製三輪玉付振り環頭大刀と組みあう可能性がたかいセツトと、その根拠となる類例出土古墳はつぎのとおり。

Aセツト（子持劍菱付f字形鏡板付轡・子持劍菱付劍菱形杏葉）

大阪府河内愛宕塚古墳、福岡県桂川王塚古墳

Bセット (十字文楯円形鏡板付轡・楯円形三葉文杏葉)

滋賀県鴨稻荷山古墳、滋賀県山津照神社古墳、京都府物集女車塚古墳

大阪府寛弘寺七五号墳、三重県井田川茶臼山古墳

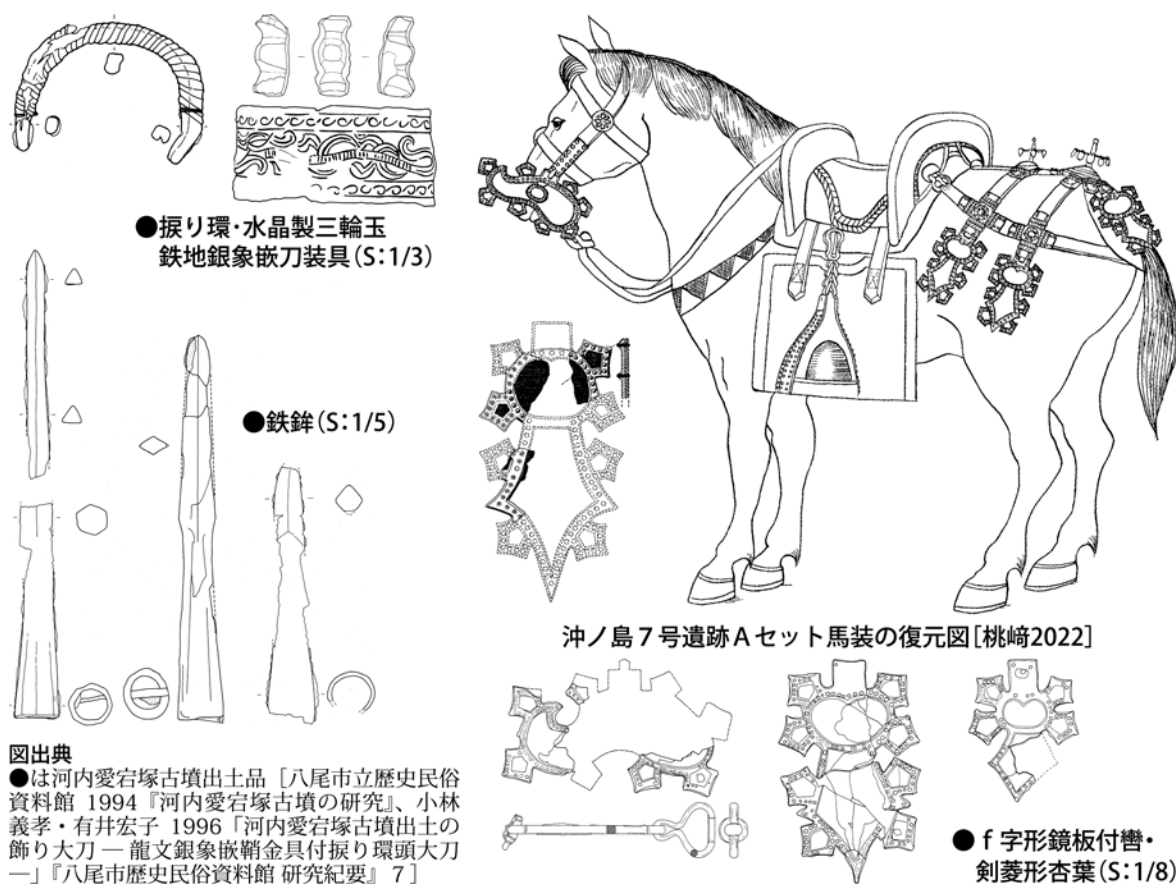


図 14 沖ノ島7号遺跡のAセット馬装と河内愛宕塚古墳の武装

※参考資料①…福岡県岩戸山古墳の石馬と振り環頭大刀形石製表飾

〔齊藤二〇一八、神ほか二〇一八〕

参考資料②…大阪府の北摂にあたる梶原D一号墳でもBセットの類例が出土しているが、北摂は奈良盆地とならんで振り環頭大刀の分布の核をなす

このうち河内愛宕塚古墳では水晶製三輪玉も出土しており、沖ノ島七号遺跡と似た武装をなす。Bセットの楕円形三葉文杏葉は振り環頭大刀や広帯二山式冠とともに継体朝の画期を示す器財である〔高松二〇〇七〕。いずれも倭の身分表示機能を志向した武装といえる(図一四・一五)。

たほう、舶載・棘葉形杏葉と国産・振り環頭大刀の共伴も、埼玉県埼玉將軍山古墳、奈良県藤ノ木古墳、熊本県打越稲荷山古墳、大分県朝日天神山一号墳などでみられるが、これらは当初からセットで運用されたのではなく、外交にあたった有力首長が独自に入手した馬具も含みうる。

たしかに、埼玉將軍山古墳で水晶製三輪玉付振り環頭大刀と、馬具二セット(A(新羅系…心葉形十字文鏡板付轡・棘葉形杏葉)、B(倭系…大型矩形環状鏡板付轡・心葉系三葉文杏葉))が出土していることが示唆するように〔神二〇二三〕、七号遺跡でも振り環頭大刀の佩用者が祭祀や対外交渉などの場面に応じて舶倭の馬装を使いわけた可能性はある〔cf内山二〇一二、桃崎二〇二二〕。だがそれでも、類例からみて振り環頭大刀と組みあう可能性がよりたかいたのはA・Bセットである。甲冑をとまうのは寛弘寺七五号墳を参考にBセットとみておく。二本の三角穗式鉄鉾も振り環頭大刀の佩用者一人に一本ずつ割り振れば、均質的な武装となる。

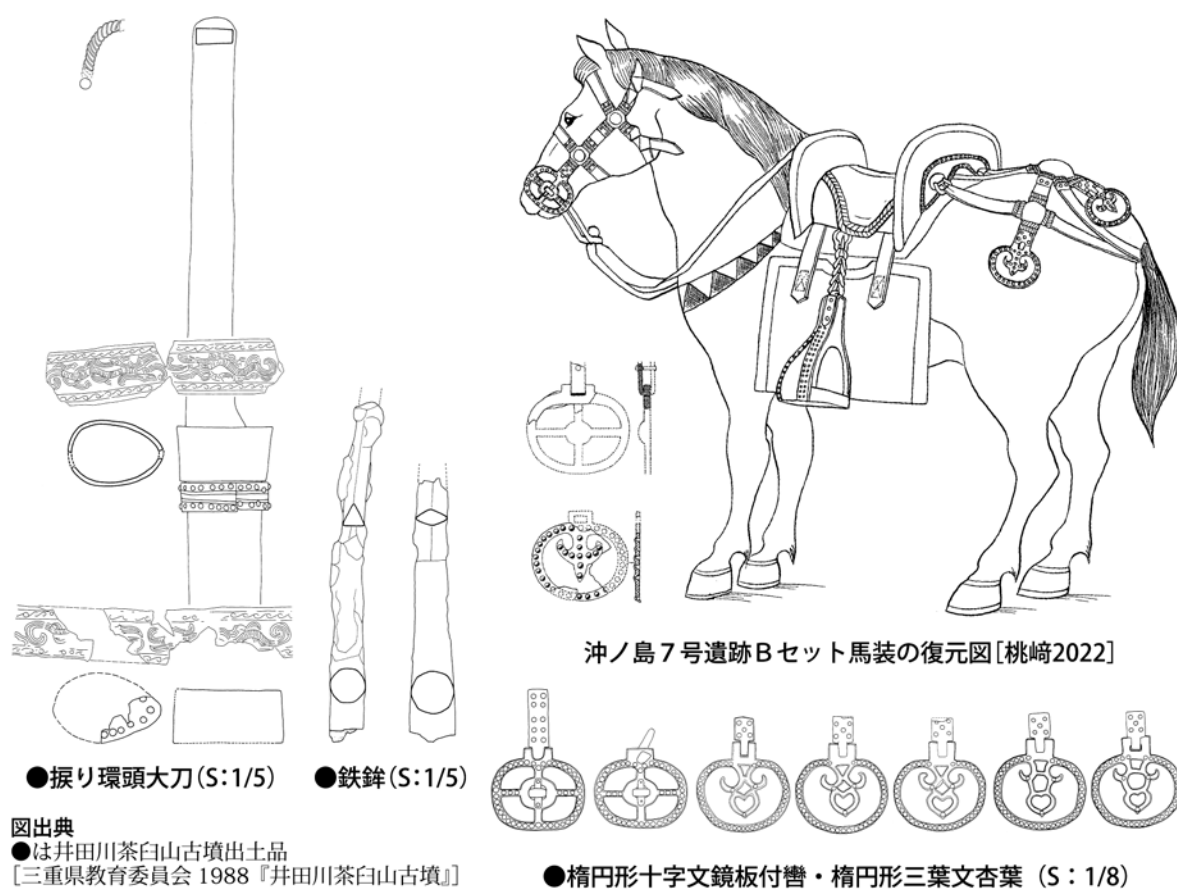


図 15 沖ノ島7号遺跡のBセット馬装と井田川茶臼山古墳の武装

七 六・七世紀の宗像における武装具の特質

沖ノ島祭祀遺跡で出土した武器や武具、馬具について述べてきた。ここでは沖ノ島の武装をより相対的に評価するために、沖ノ島祭祀に携わったであろう人びとの武装を検討する。

沖ノ島七号遺跡出土武装具の特徴をいま一度確認するならば、水晶製三輪玉をとまう振り環頭大刀、三角穂式をふくむ鉄鉾、片刃と両刃からなる長頸鎌の束、三葉形立飾付帯状金具をもつ胡籐、金属装化した上辺山形の盾、衝角付冑と緘孔二列小札など、そのいずれもが上位階層の倭製品であることに尽きる。このほかの金工品には舶載品をふくみつつも、伝統的な倭の武装に身を包む点にこそ、七号遺跡の奉斎者、そして祭祀の本質があったのである。各品目の類例が日本列島各地で出土しているながらも、分布の核は近畿にある点や、これらの品目をすべてそろえる古墳はかぎられる点も、沖ノ島における武器祭祀の隔絶性や集約性を物語る。

このような沖ノ島七号遺跡の武装は、九州北部では長崎県双六古墳（九一m）や福岡県桂川王塚古墳（八六m）など、全長九〇m前後の後期前方後円墳に匹敵する。宗像の後期前方後円墳のうち、宗像市では相原古墳（Ⅱ相原EⅠ一号墳、六二m）、福津市では在自剣塚古墳（一〇一・七m）、古賀市では船原古墳（四五m以上）を最大とすることから、これらの古墳被葬者が沖ノ島、とくにD号巨岩の祭祀にちかしい人物だったと仮定する。

相原古墳出土金属製品のほとんどは細片化しているが、つぶさに検討す

れば、①沖ノ島七号遺跡出土品と類似した金銅装辻金具の脚四点や金銅製鉸具の刺金、②縦長板鋌留冑とおぼしき破片や緘孔一列小札、胸当状鉄製品とみられる破片、③蛇行状鉄器とみられる破片をみいだせる（図一六）。①のうち脚の先端を尖らせた辻金具は、舶載品およびそれを模倣した製品にみられる「宮代一九九三」。相原古墳の辻金具脚は付け根にある両端の溝が退化していることから、沖ノ島出土品に後出する。②は、製作地は不明瞭ながらも朝鮮半島系冑の組みあわせだろう。最下段に孔を三角形状に三点穿つ小札は、高句麗五女山城三号大型建築址J3、日本では奈良県飛鳥寺塔心礎出土品に類例がある「内山二〇〇六」。③は「鉄製輪鐙」と考えられているが、この想定では大きすぎ、飛鳥寺塔心礎で出土した蛇行状鉄器のU字形部材と輪郭や厚さが一致する。

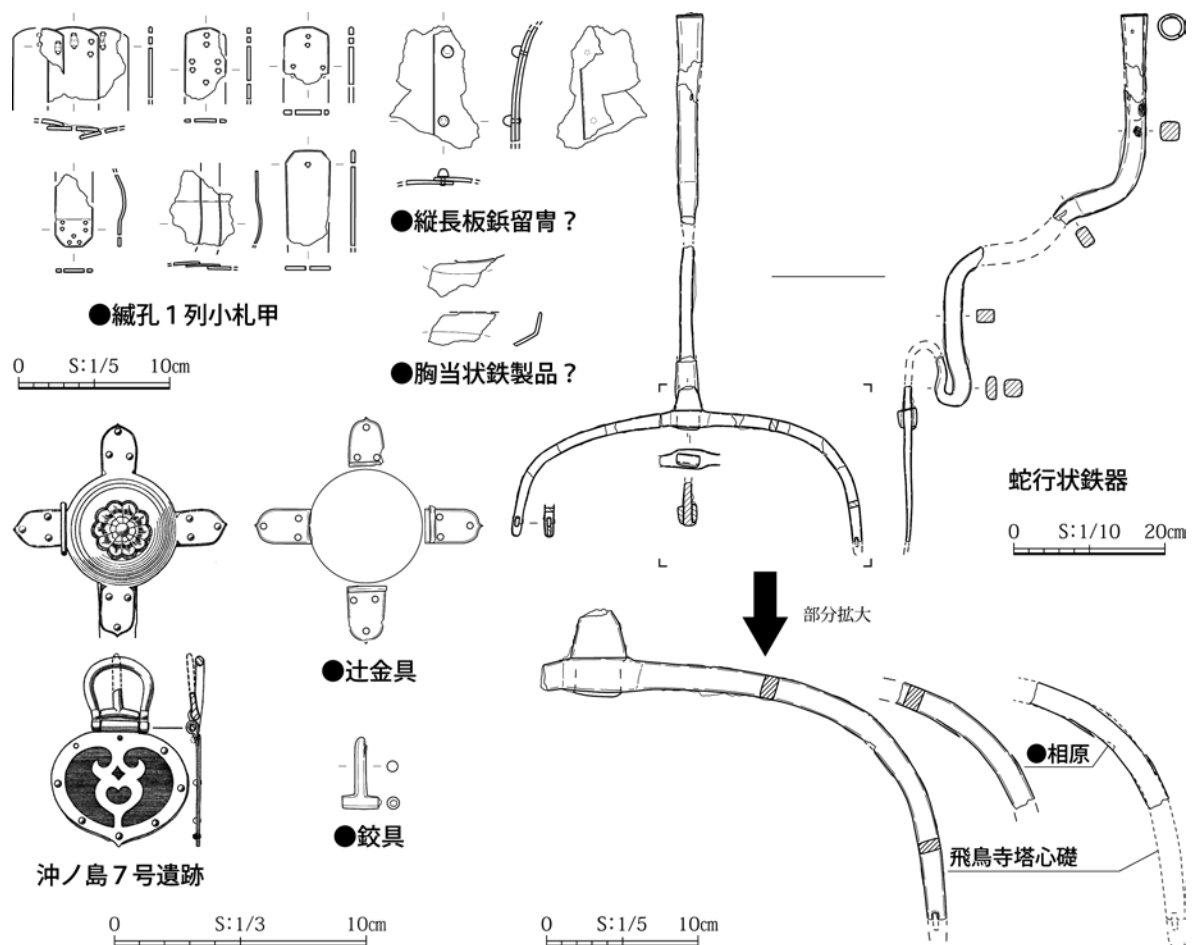
蛇行状鉄器は高句麗由来の馬具である「諫早二〇一五」。推古元年（五九三）に飛鳥寺でおこなわれた仏舎利埋納儀式にあたり、小札甲や馬鈴、刀子、耳環、二、三〇〇点以上の玉類などとともに塔心礎に納められた蛇行状鉄器は、日本への仏教導入のありかたを示す。宗像では宗像市大井三倉五号墳の一例、福津市手光南二号墳の一例、船原古墳の三例が濃密に分布し、宗像市域最大規模の相原古墳から出土しても違和感はない。

船原古墳の一号土坑でもおびただしい数の装飾馬具が出土しているが、とくに注目すべきは、二連三葉文心葉形杏葉の透彫文様板と地板の間に玉虫の翅を敷き詰めている点だろう「西二〇二二」。玉虫装飾の馬具は本来、新羅の王陵に副葬される最高級品である。日本では奈良県法隆寺の玉虫厨子のほか、沖ノ島や正倉院中倉で玉虫翅の装飾品がみられる。

このように、相原古墳や船原古墳の被葬者はたんなる在地の有力首長という位置づけにとどまらず、倭の有力首長と朝鮮半島勢力の通信役、そして沖ノ島祭祀の中核にも少なからず携わった人物とみるのが妥当だろう〔cf. 内山二〇二三、齊藤二〇二三a、鈴木二〇二一、桃崎二〇二三〕。

このほか、宗像では秀逸な武装具や装身具が出土する小規模な墳墓も多い〔齊藤二〇一九〕。直径一三mの円墳である宗像市牟田尻中浦A―〇三号墳もその一つであり、振り環、全長四〇cmちかくに復元される飾履、鉄製地板をともしなわな金銅製馬具（鞍の磯金具、小型の辻金具、鉸具）、多数のガラス玉、ミニチュア鉄斧などが出土している。

平安時代の法典『延喜式』巻八「龍田風神祭」の祝詞には「御馬に御鞍具へて、品々の幣帛献り」とあり、延暦二三年（八〇四）、伊勢皇大神宮の祭式をまとめた『皇太神宮儀式帳』に記す「荒神宮神財八種」の一つにも金銅装の鞍が挙げられる。笹生衛が、馬や馬具を神へ供える儀礼の起源を沖ノ島七号遺跡に求めるように〔笹生二〇一二〕、牟田尻中浦A―〇三号墳の金銅製馬具についても儀礼用の木馬に装着するなどして、実際の騎乗には供しなかった可能性がある。沖ノ島の隔絶性のみならず、飛鳥時代から奈良時代にかけて畿外に設置された「八神郡」^註のうち、沖ノ島をふくめた宗像神郡の前史を物語るものとして等閑視できない資料である。



図出典 ●相原古墳〔海の道むなかた館蔵〕
飛鳥寺塔心礎〔諫早直人 2015「飛鳥寺塔心礎出土馬具」『奈良文化財研究所紀要 2015』奈良文化財研究所 改〕
沖ノ島7号遺跡〔宗像神社復興期成会 1958『沖ノ島』〕

図 16 相原古墳出土の甲冑・馬具と関連資料

展 望

ここまでの検討をもとに、武装からみた沖ノ島の奉斎者像を抽象化するならば、つぎのようになろう。

七号遺跡の奉斎者は、振り環頭大刀を中心に「ヤマトブランド」とでも呼ぶべき武装具に身を包んでいた。明確な在地生産品や補修品、模造品をみだしにくい点にもそうした奉斎者の隔絶性が表れている。舶載馬具の保有には渉外能力のたかさが反映されるのだろうが、倭系裝飾大刀と甲冑、裝飾馬具の組みあわせこそが倭王権の中枢に連なる最も格式のたかい武装をなしていたとみるべきであり、あらためて、七号遺跡の奉斎者は倭王権の意向を受けつつ国家祭祀の急先鋒を担った人物として評価できる。なお、類似した武装具が出土した古墳として、埼玉將軍山古墳や井田川茶臼山古墳、河内愛宕塚古墳が挙がる。

たほう、八号遺跡の奉斎者は外来系の大刀にかかわる情報を摂取できるような、国際性に富んだ人物だった。なおかつ、金銅装頭椎大刀の祖形ととらえる大刀をもつことから、宗像で頭椎大刀が展開するきっかけとなる人物でもあったようだ。間接的な解釈ではあるが、関東でいえば綿貫観音山古墳、宗像の内地でいえば相原古墳の被葬者とちかしい役割を担っていた可能性があることを予察しておこう。

以上、東アジア諸国との境界領域にたたずむ孤島の祭祀空間にあつては、D号巨岩という一つ屋根の下で倭の伝統を重んじた七号遺跡の奉斎者と、革新を体現した八号遺跡の奉斎者の共存こそが、沖ノ島全体の本質を示す

と展望する。

それにしても、沖ノ島祭祀遺跡の出土品はそれを研究する者に最高度の気力、体力、知力、集中力、そして総合力を求める。小稿も所詮、半世紀前に刊行された報告書の記載と各器物の先行研究、そしてガラスケース越しの観察所見をまとめたものにすぎない。いつの日にか、古墳時代の武器・武具・馬具研究、そして王権論の成果を総動員して再論することをめざしながら、ひきつづき関連する資料の基礎的な研究をすすめていきたい。

(島根県立八雲立つ風土記の丘)

註【神郡】(しんぐん、かみごおり)

七世紀後半以降に特定の神社を維持するために定められた特別な郡。神社の修繕や祭祀にあたり、その郡の税収をあてることができた。九世紀の『令集解』によれば、養老七年(七二三) 十一月時点で全国に八つの神郡(度会郡・多気郡(三重)、安房郡(千葉)、香取郡(千葉)、鹿島郡(茨城)、名草郡(和歌山)、意宇郡(島根)、宗像郡(福岡))があつたという。神郡は特定の建造物ではないためにその存在を考古学的に裏づける遺構・遺物はみだしにくく、古代史学や神道史学からのアプローチがほとんどである。そうしたなか考古学からは、笹生衛や穂積裕昌が古代の祭祀につながる遺物相の推移をみいだしながら神郡の基層を古墳時代に求め、古くからの土地の伝統や特質が醸成された先に神郡が設置されたとみる[笹生二〇一二、穂積二〇一二]。

参考文献

- 諫早直人 二〇一二「九州出土の馬具と朝鮮半島」『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』九州前方後円墳研究会 八九―一二二頁
- 諫早直人 二〇一五「飛鳥寺塔心礎出土馬具」『奈良文化財研究所紀要二〇一五』奈良文化財研究所 四六―四九頁
- 内山敏行 一九九二「古墳時代後期の朝鮮半島系冑」『研究紀要』一 栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター 一四三―一六五頁
- 内山敏行 二〇〇六「古墳時代後期の甲冑」『古代武器研究』七 古代武器研究会 一九―二八頁
- 内山敏行 二〇一二「裝飾付武器・馬具の受容と展開」『馬越長火塚古墳群』豊橋市埋蔵文化財調査報告書一二〇 豊橋市教育委員会 三三―三三四頁
- 内山敏行 二〇一九「衝角付冑と二列小札甲―古墳時代甲冑のセット関係―」『倭の考古学―藤田和尊さん追悼論文集―』ナベの会 一七五―一八四頁
- 内山敏行 二〇二三「古墳時代の外來系武具と倭系武具」『古代武器研究』一八 古代武器研究会 三七―五〇頁
- 大谷宏治 二〇一六「中原四号墳出土刀剣類・馬具の特徴と被葬者の性格」『伝法中原古墳群』富士市埋蔵文化財調査報告五九 富士市教育委員会 一九三―二〇八頁
- 金 宇大 二〇一七『金工品から読む古代朝鮮と倭 新しい地域関係史へ』京都大学学術出版会
- 小嶋 篤 二〇二一a「宗像の鉄刀・刀子・雛形鉄刀」『沖ノ島研究』七「神宿る島」
- 宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 一七―三八頁
- 小嶋 篤 二〇二一b「考古資料からみた宗像君・沖ノ島祭祀の実像」『大宰府史跡指定一〇〇年と研究の歩み』九州国立博物館アジア文化交流センター研究論集 二 九州国立博物館 二五三―二六三頁
- 齊藤大輔 二〇一八「岩戸山古墳出土の振り環頭大刀形石製表飾」『古文化談叢』八一 九州古文化研究会 一七一―一八六頁
- 齊藤大輔 二〇一九「古墳時代後・終末期における武装具保有の実態―境界領域としての北部九州―」『九州考古学』九四 九州考古学会 二七―四七頁
- 齊藤大輔 二〇二〇「古墳時代後・終末期における武装具流通の実態―三角穗式鉄鉾を事例として―」『土曜考古』四二 土曜考古学研究会 八九―一一七頁
- 齊藤大輔 二〇二三「古墳時代日本列島における東アジア刀剣文化の受容と内製化の諸段階」『韓日の武器・武具・馬具』九州考古学会・嶺南考古学会 七五―九三頁
- 齊藤大輔 二〇二三a「玄界灘沿岸における六・七世紀の武器と武装」『九州考古学の最前線―縄文・古墳編』季刊考古学・別冊四三 雄山閣 一〇九―一二二頁
- 齊藤大輔 二〇二三b「古墳時代後期における鉄鉾の変遷」『後期古墳研究の現状と課題Ⅰ―交差編年の手がかり―』中国四国前方後円墳研究会 一五九―一七二頁
- 笹生 衛 二〇一二『日本古代の祭祀考古学』吉川弘文館
- 神 啓崇 二〇二三「古墳時代後期後半の外來系飾馬具―金銅製辻金具の紹介と埼玉將軍山古墳馬具の検討―」『ArchaeoClío』一一〇 東京学芸大学アーキオ・クレイオ刊行会 七五―八六頁
- 神 啓崇・西 幸子・桃崎祐輔 二〇一八「岩戸山古墳石馬の馬装研究」『古文化談叢』八一 九州古文化研究会 五一―七八頁
- 杉山秀宏 二〇二三「群馬県における古墳時代鉄鏃の棘状関の出現について」『研究紀要』四一 群馬県埋蔵文化財調査事業団 七九―一〇三頁

鈴木一有 二〇二一「船原古墳一号土坑出土遺物からみる東国社会」『令和三年度

国史跡船原古墳講演会資料集』古賀市教育委員会 三一二頁

第三次沖ノ島学術調査隊 一九七九『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会

高田貫太 一九九八「古墳副葬鉄銚の性格」『考古学研究』四五―一 考古学研究

会 四九―六九頁

高松雅文 二〇〇七「古墳時代後期の政治変動に関する考古学的研究」『研究集会

近畿の横穴式石室』横穴式石室研究会 三八三―三九七頁

滝沢 誠 二〇〇〇「平沢古墳群出土の胡籬」『沼津市史研究』九 沼津市教育委

員会文化振興課市史編さん係 一―一八頁

土屋隆史 二〇一八『古墳時代の日朝交流と金工品』雄山閣

奈良市教育委員会 二〇二三「富雄丸山古墳の発掘調査―第六次調査―」

仁木 聡 二〇〇七「王権祭祀と沖ノ島 古墳出土品の出土状況からみた沖ノ島祭

祀遺跡について」『神々の至宝 祈りのこころと美のかたち』鳥根県立古代出雲

歴史博物館 二二〇―二二九頁

西 幸子 二〇二二「古賀市船原古墳一号土坑出土の玉虫装飾馬具について」『韓

日の武器・武具・馬具』九州考古学会・嶺南考古学会 三〇三―三一五頁

橋本達也 一九九九「盾の系譜」『国家形成期の考古学―大阪大学考古学研究室―

○周年記念論集』大阪大学考古学研究室 四七一―四八六頁

橋本達也 二〇二三「盾形銅鏡」の系譜―行燈山古墳・津堂城山古墳出土銅板の

再評価―』『第一九回古代武器研究会発表資料集―古代武器における研究視点

の多様性―』古代武器研究会 八四頁

橋本英将 二〇〇六「折衷系」装飾大刀考』『古代武器研究』七 古代武器研究会

五〇―五七頁

穂積裕昌 二〇一二「伊勢神宮成立に関する考古学的評価」『古代学研究』一九四

古代学研究会 一―二三頁

水野敏典 一九九三「古墳時代後期の軍事組織と武器副葬―長頸鏃の形態変遷と

計量の相関にみる武器供給から―』『古代』九六 早稲田大学考古学会 七四―

一〇四頁

宮代栄一 一九九三「中央部に鉢を持つ雲珠・辻金具について」『埼玉考古』三〇

埼玉考古学会 二五三―二九〇頁

宗像神社復興期成会 一九五八『沖ノ島』

宗像神社復興期成会 一九六一『続沖ノ島』

桃崎祐輔 二〇二二「沖ノ島出土馬具の復元的研究」『沖ノ島研究』八「神宿る島」

宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 六七―九五頁

桃崎祐輔 二〇二三「船原古墳の遺物埋納土坑と出土馬具からみた東アジアの国際

情勢」『船原古墳とかがやく馬具の精華』九州歴史資料館 一二〇―一二七頁

弓場紀知 一九八五「沖ノ島出土舶載遺物の再検討―特に金銅製龍頭の流伝に関

して―』『国立歴史民俗博物館研究報告』七 国立歴史民俗博物館 一九一―二

一七頁

響灘における海浜型古墳について

池ノ上 宏

はじめに

かつて私は、津屋崎地区の海浜型古墳について学史と津屋崎地区における古墳について検討した^①。今回は響灘における海浜型古墳について検討を行う。

本稿で扱う範囲は東端を山口県長門市向津具半島の川尻岬から西端を宗像市鐘の岬までとする。対象とする古墳は前稿と同じく古墳時代推定海岸線から八〇〇メートル、最大一キロメートル以内に立地する古墳とする。

(図一)

一覧表における規模の分類。

A群 地域内集団の構成員の墓。群集墳や横穴墓に加えて、墳丘を持たない石棺墓や埴輪棺といった多様な埋葬施設にする墓が含まれる。

B群 地域集団を統括していた地域首長の墓。数十メートル規模の前方後円墳や帆立貝式古墳や円墳が含まれる。

C群 地方支配者層の墓。古墳時代前期から中期にかけては全長一〇〇メートル、後期では全長六〇メートル以上の前方後円墳・前方後方墳およびそれらに追隨する規模の帆立貝式古墳・造り出し付き円墳・大型円墳。立地による分類。

びそれらに追隨する規模の帆立貝式古墳・造り出し付き円墳・大型円墳。立地による分類。

S類 海拔一〇メートル以下の海岸部に立地している

t類 海拔一〇メートル～五〇メートルという比較的低い海岸段丘・丘陵・砂丘上に立地している。

u類 海拔五〇メートル以上の海岸段丘・丘陵に立地している。

開口方向については奥壁から入口方向を見て外海に向いている古墳、湾や入海に向いている古墳、それ以外の丘陵側や平野等陸地に向いている古墳を陸側と分類した。古墳の時期は「前方後円墳集成」の時期区分に従う。

副葬品等の出土場所は玄室や前室・羨道等、石室内からの出土であれば「内」、石室外の墓道・墳丘上・墳丘盛土内・周溝内からの出土であれば「外」、石室内と石室外の両方から遺物が出土していれば「両」と分類した。

埋葬施設について「**堅穴系横穴式石室**」を設定している。この用語は花田勝広により宗像に多い羨道が未発達であり堅穴系横口式石室に類似した石室であり玄室が堅穴系横口式石室よりも大型化する石室を提唱された^②。近年、小嶋篤^③や太田智^④によってこれらの宗像に多い「宗像型横穴式

番号	古墳名	所在地	分類		墳丘形状	墳丘長	外部施設	埋葬施設	開口方向	築造時期	出土遺物													出土場所	備考	文献
			規模	立地							鏡	刀剣	武器	馬具	刀子	鉄鏃	漁具	農具	工具	装身具	土師器	須恵器				
1	南ノ方1号	長門市油谷	A	u	円墳	11	周溝	竪穴系横穴式石室	外海	9					●	●				●	●	両			1・2・3	
2	神鎮山	長門市油谷	A	t	円墳	14		竪穴系横穴式石室	外海	10		●			●	●						●	内		1・2	
3	夕陽ヶ丘	下関市豊北町	A	t	円墳	12		竪穴系横穴式石室	外海	9		●		●						●					1	
4	三浦山1号	下関市豊北町	A	t	円墳	12		石棺系石室		6		●													1	
5	和久1号	下関市豊北町	A	t	円墳	10		単室横穴式石室	陸	10		●		●	●	●	●			●	●	●	両	土鍾	4	
6	大迫1号	下関市豊浦町	A	t	円墳	10		竪穴系横穴式石室	外海	10		●			●					●		●	内	鈴台付高坏	1・2・5・8	
7	大迫2号	下関市豊浦町	A	t	円墳			単室横穴式石室	外海	10		●				●									1・2・5・8	
8	大迫3号	下関市豊浦町	A	t	円墳			石室	外海	10		●				●				●					1・2・5・8	
9	青井1号	下関市豊浦町	A	t	円墳			竪穴系横穴式石室	陸	10		●			●	●				●		●	外	子持台付壺	1・2・5・8	
10	青井2号	下関市豊浦町	A	t	円墳	10		竪穴系横穴式石室	陸	9		●			●	●				●		●			1・2・5・8	
11	青井3号	下関市豊浦町	A	t	円墳			単室横穴式石室	湾	10						●						●			1・2・5・8	
12	青井4号	下関市豊浦町	A	t	円墳			複室横穴式石室		10					●	●						●			1・2・5・8	
13	青井5号	下関市豊浦町	A	t	円墳			複室横穴式石室	陸	10						●	●					●			1・2・5・8	
14	青井6号	下関市豊浦町	A	t	円墳					10		●			●	●						●			1・2・5・8	
15	心光寺2号	下関市豊浦町	A	t	円墳					10		●		●	●	●			●	●	●		鉄槌・陶質土器		1・2・8	
16	大門	下関市豊浦町	B	t	前方後円墳	35	円筒埴輪	竪穴系横穴式石室	外海	9				●		●				●		●	両		1・2・9	
17	間2号	下関市豊浦町	A	t				横穴式石室	陸	11		●				●				●		●	内		1・2・10	
18	間3号	下関市豊浦町	A	t				横穴式石室	陸	10		●			●	●				●		●	内		1・2・10	
19	甲山W-4号	下関市豊浦町	A	t	円墳			単室横穴式石室	陸													●	町史の甲山O号墳		1・2・6・7	
20	甲山W-7号	下関市豊浦町	A	t	円墳	9	周溝	複室横穴式石室	陸	10		●				●				●	●	●	両		1・2・8・11	
21	観音岬	下関市	B	s	前方後円墳	48	葺石・円筒埴輪			5															1・2・12	
22	若宮1号	下関市	B	t	前方後円墳	39.7	葺石・円筒埴輪	箱式石棺		6		●							●	●					1・2・13	
23	上の山	下関市	C	t	前方後円墳	108				9	●			●		●				●					1・2	
24	宮山古墳	下関市	B	t	前方後円墳	33.2		横穴式石室	外海	10										●					1・2・14	
25	貝島1号	北九州市小倉北区	A	s	円墳	4		竪穴系横穴式石室	外海	9		●			●	●	●			●	●	●	内	石障	15・16・17	
26	貝島4号	北九州市小倉北区	A	s	円墳			竪穴系横穴式石室	外海	10		●			●		●		●		●	●	内	釘	15・16・17	
27	貝島12号	北九州市小倉北区	A	s	円墳			単室横穴式石室	外海	10															15・16・17	
28	千畳敷上2号	北九州市小倉北区	A	t	円墳	9		単室横穴式石室	外海																18	
29	日明一本松塚	北九州市小倉北区	A	t	円墳	15		複室横穴式石室	陸	11		●		●		●		●		●	●	●	内	装飾古墳	15・16・19	
30	名護屋岬1号	北九州市戸畑区	A					単室横穴式石室	外海	10										●				木蓋か	16・20	
31	名護屋岬2号	北九州市戸畑区	A					単室横穴式石室	外海	10						●				●	●	●		木蓋か	16・20	
32	名護屋岬3号	北九州市戸畑区	A					単室横穴式石室	外海	10						●				●		●		木蓋か	16・20	
33	小田山2号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	陸																16・21	
34	小田山3号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	外海																16・21	
35	小田山7号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	外海																16・21	
36	小田山9号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	外海																16・21	
37	城ヶ崎1号	北九州市若松区	A	t	円墳			石棺系石室																	15・16	
38	城ヶ崎2号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	陸			●			●	●					●				15・16	
39	城ヶ崎3号	北九州市若松区	A	t	円墳			竪穴系横穴式石室	陸											●					15・16	
40	城ヶ崎4号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	外海			●								●					15・16	
41	城ヶ崎5号	北九州市若松区	A	t	円墳			石棺系石室																	15・16	
42	城ヶ崎6号	北九州市若松区	A	t	円墳			石棺系石室																	15・16	

表1 海浜古墳一覧表1

番号	古墳名	所在地	分類		墳丘形状	墳丘長	外部施設	埋葬施設	開口方向	築造時期	出土遺物														出土場所	備考	文献
			規模	立地							鏡	刀剣	武器	馬具	刀子	鉄鍬	漁具	農具	工具	装身具	土師器	須恵器					
43	城ヶ崎 7 号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	陸						●	●											15・16
44	こうしんのう 1 号	北九州市若松区	A	t	円墳	12	馬蹄溝・外護列石	単室横穴式石室	外海	9											●		外				15・16・24
45	こうしんのう 2 号	北九州市若松区	A	t	円墳	9		単室横穴式石室	外海	9		●								●	●		外				15・16・24
46	こうしんのう 3 号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室												●							15・16
47	こうしんのう 5 号	北九州市若松区	A	t	円墳			石棺系石室		8										●							15・16・23
48	こうしんのう 6 号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	外海												●						15・16・23
49	こうしんのう 7 号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	外海													●					25
50	こうしんのう 8 号	北九州市若松区	A	t				単室横穴式石室	陸	10					●	●				●	●						25
51	こうしんのう 9 号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	陸																		15・16・22・23
52	こうしんのう 10 号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室												●	●						15・16・22
53	こうしんのう 11 号	北九州市若松区	A	t				単室横穴式石室	陸			●			●	●						●					25
54	こうしんのう 18 号	北九州市若松区	A	t	円墳			単室横穴式石室	陸	10										●	●						15・23
55	大城大塚	遠賀郡芦屋町	B	t	円墳	36	円筒埴輪	単室横穴式石室	陸	7		●	●			●				●				石障・石柱			26・27・28
56	島津・丸山	遠賀郡遠賀町	B	t	前方後円墳	57	周溝・葦石			3																	29・30
57	島津・塚の元 1 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	18	周溝	石棺系石室		5		●			●					●	●		内				31
58	島津・塚の元 2 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	15	周溝	箱式石棺・竪穴式石室		4											●			主体部が 2 基			31
59	島津・塚の元 3 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	11	周溝	土壊墓		4																	31
60	島津・塚の元 4 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	13	周溝	木棺		5																	31
61	島津・塚の元 5 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳			石棺系石室		7																	31
62	島津・塚の元 6 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	4.6	周溝	石棺系石室		6																	31
63	島津・塚の元 7 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	3.5	周溝	石棺系石室		8										●							31
64	島津・塚の元 8 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳			石棺系石室		7																	31
65	島津・塚の元 9 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	12		竪穴系横口式石室	陸	8					●	●						●	外				31
66	島津・塚の元 10 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	6		竪穴系横口式石室	陸	8		●			●					●							31
67	尾崎・天神 1 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	10		竪穴系横口式石室	陸	7		●			●	●				●		●	両				32
68	尾崎・天神 2 号	遠賀郡遠賀町	A	t				竪穴系横口式石室	陸	8		●			●					●		●	外				32
69	尾崎・天神 3 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	13	周溝	竪穴系横口式石室	陸	8		●			●					●		●	外				32
70	尾崎・天神 4 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	13	周溝			8							●			●		外	U 字形銅先				32
71	尾崎・天神 5 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	10	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	9		●			●					●		●					33
72	尾崎・天神 6 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	12	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	9		●			●	●						●	内				33
73	尾崎・天神 7 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳		周溝	竪穴系横穴式石室	陸	9										●							33
74	豊前坊 1 号	遠賀郡遠賀町	B	u	前方後円墳	73.5	葦石・壺形埴輪			3		●				●											34
75	豊前坊 2 号	遠賀郡遠賀町	A	u	円墳	18		箱式石棺		2		●			●			●									34
76	豊前坊 3 号	遠賀郡遠賀町	B	u	前方後円墳	32		組合式箱式石棺		4		●				●											34
77	花園 5 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	17	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	9														旧波打 2 号			35
78	花園 6 号	遠賀郡遠賀町	A	t	円墳	15	周溝	単室横穴式石室	陸	9						●	●			●				旧波打 1 号			35
79	菟ヶ坂 1 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	23	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	9			●	●	●	●				●	●	●	外	胡録			36
80	菟ヶ坂 2 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	13	周溝	竪穴系横穴式石室	入海	10		●	●		●	●				●	●	●	外	弓弭金具			36
81	菟ヶ坂 3 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	11	周溝	竪穴系横口式石室	陸	8												●	外				36
82	菟ヶ坂 4 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	8	周溝	石棺系石室		9												●	外				36
83	菟ヶ坂 6 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	15	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	10										●		●	外				36
84	菟ヶ坂 7 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			石室	陸	10																	36
85	縄手 1 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	14	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	10		●			●	●				●		●	外				37
86	縄手 2 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	9		竪穴系横穴式石室	陸	10					●					●							37
87	縄手 3 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	14		竪穴系横穴式石室	陸	9		●		●	●	●		●		●	●	●	外	鉄斧			37

表2 海浜古墳一覧表2

番号	古墳名	所在地	分類		墳丘形状	墳丘長	外部施設	埋葬施設	開口方向	築造時期	出土遺物													出土場所	備考	文献
			規模	立地							鏡	刀剣	武器	馬具	刀子	鉄鏃	漁具	農具	工具	装身具	土師器	須恵器				
88	縄手 4 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	11		竪穴系横穴式石室	陸	9					●	●				●	●	●	外		37	
89	縄手 5 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	14		竪穴系横穴式石室	陸	9				●	●	●					●	●	両		37	
90	東田 1 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	11	周溝	竪穴系横穴式石室	入海	10					●					●		●	外		39	
91	東田 2 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	10		竪穴系横穴式石室	入海	9												●	外		39	
92	東田 3 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	9	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	10					●					●	●	●	外		39	
93	東田 4 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	10	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	9												●	両		39	
94	東田 5 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	13	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	10					●					●		●	外		39	
95	東田 6 号	遠賀郡岡垣町	A	t				竪穴系横穴式石室	陸	9						●			●					施	39	
96	東田 7 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	14	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	10			●		●	●		●		●	●	●	外	弓張金具・鉄斧・鉄鎌	39	
97	東田 8 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	11	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	10		●			●	●		●	●	●	●	●	両	鉄斧・施・銅釧	39	
98	東田 9 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	10	周溝	竪穴系横穴式石室	陸	9															39	
99	東田 11 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	16		竪穴系横穴式石室	陸	10		●			●	●			●	●	●	●	外	施・鈴脚高環	39	
100	東田 12 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	10		単室横穴式石室	陸	9		●		●		●		●		●		●		鉄斧	40	
101	東田 15 号	遠賀郡岡垣町	A	t				竪穴系横穴式石室	陸	10					●	●				●		●		旧 高倉 4 号・木材天井・鈴	38	
102	東田 16 号	遠賀郡岡垣町	A	t				竪穴系横穴式石室	陸	10		●		●	●	●			●		●			旧高倉 5 号・木材天井	38	
103	東田 17 号	遠賀郡岡垣町	A	t				竪穴系横穴式石室	陸	10						●					●			旧 高倉 6 号・木材天井	38	
104	東田 20 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	10		複室横穴式石室	陸	10		●		●	●	●						●			40	
105	長尾 1 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	20		竪穴系横穴式石室	陸	10					●						●	●	外		41	
106	片山 4 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			単室横穴式石室	入海	10											●		内		42	
107	片山 7 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			単室横穴式石室	入海	10												●	内		42	
108	片山 8 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			単室横穴式石室	入海	10												●	内		42	
109	片山 9 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			竪穴系横口式石室	外海	8			●		●									横矧板 銚留式短甲	42	
110	片山 10 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	10		単室横穴式石室	入海	10												●	内		42	
111	片山 11 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			石棺系石室		7		●													42	
112	片山 12 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			竪穴系横口式石室	外海	8		●		●		●		●						鉄斧	42	
113	片山 13 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			単室横穴式石室	入海	9															42	
114	片山 14 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	15		竪穴系横口式石室	外海	8												●	外		43	
115	片山 15 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			竪穴系横口式石室	入海	8													外		43	
116	片山 16 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	15		竪穴系横口式石室	陸	8		●			●			●	●			●	外	U字形銅先・鑿	43	
117	片山 17 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			竪穴系横穴式石室	外海	9					●	●			●		●	●	内		43	
118	片山 18 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			単室横穴式石室	入海	10					●				●		●	●	内	帯金具・丸鞘	43	
119	片山 19 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			単室横穴式石室	入海	11															43	
120	片山 20 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			単室横穴式石室	入海	11											●	●			43	
121	手野 1 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	20	外護列石	複室横穴式石室	陸	11		●			●	●		●		●		●	外		44	
122	手野 2 号	遠賀郡岡垣町	A	u	円墳	9	外護列石	単室横穴式石室	陸	11										●	●	●	両		44	
123	原草場 1 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳	18		石棺系石室		7		●		●	●	●									45	
124	原草場 2 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			竪穴系横口式石室	外海	8												●	両		45	
125	原草場 3 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳		周溝			9															45	
126	原草場 4 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳		周溝																		45	
127	原草場 5 号	遠賀郡岡垣町	A	t	円墳			竪穴式石室		7											●				45	
128	塩屋	遠賀郡岡垣町	B	t	前方後円墳	72	葺石・円筒埴輪			4															46	
129	磯辺 1 号	遠賀郡岡垣町	B	t	前方後円墳	60	葺石・円筒埴輪			3															46	
130	磯辺 2 号	遠賀郡岡垣町	B	t	前方後円墳	20				4															46	

表3 海浜古墳一覧表3

No.	著者	発行年	書名	発行所	巻
1		2002	山口の古墳	第 28 回九州・山口古墳時代研究会	
2	河村吉行・富士埜勇・渡辺一雄・中村徹也・岩崎仁志	2000	山口県史 資料編 考古 1	山口県	
3		1990	油谷町史	油谷町	
4	松永博明	2012	和久 1 号古墳	下関市文化財調査報告書	33
5	富士埜勇	1987	青井・大迫古墳群	豊浦町教育委員会・黒井漁協自然海浜センター	
6		1979	豊浦町史	豊浦町	
7		1982	豊浦町史二	豊浦町	
8		1992	豊浦町史三 考古編	豊浦町	
9	富士埜勇	1991	前方後円墳 大門古墳	豊浦町埋蔵文化財調査報告	12
10	富士埜勇	1975	間古墳発掘調査報告	豊浦町教育委員会	
11	岩崎仁志	1998	平成 6 ～ 9 年度 重要遺跡確認緊急調査報告書	山口県埋蔵文化財調査報告	185
12	松永博明	2013	観音岬古墳の墳丘について	下関市立考古博物館研究紀要	17
13	伊東照雄	1992	史跡綾羅木郷遺跡保存修理事業報告書	下関市文化財調査報告書	
14	中原周一	2009	下関市生野地域における古墳時代後期の埋葬遺跡について	下関市立考古博物館研究紀要	13
15	小田富士雄・黒野肇・山中英彦・轟次雄	1976	北九州市の埋蔵文化財一遺跡分布調査報告書一	北九州市文化財調査報告書	16
16	小田富士雄・前田義人・武末純一・山中英彦	1985	北九州市史 総論・先史・原史	北九州市	
17	山中英彦	1978	貝島古墳群	北九州市文化財調査報告書	28
18	藤真沙夫	1968	藍島	北九州市文化財調査報告書	2
19	小田富士雄	1988	日明・一本松塚古墳調査報告	創立八十周年記念 まがたま 小倉高等学校考古学部	
20	名和羊一郎	1958	名護屋岬古墳	郷土戸畑 戸畑郷土研究会	1
21		1959	若松市史第 2 集	若松市	2
22	若松高校歴史部	1964	郷土若松第 3 号	若松郷土研究会	3
23	小田富士雄・安倍芳一・黒野肇	1969	こうしんのう古墳群調査報告 図版篇	北九州市文化財調査報告書	3
24	前田義人	1981	こうしんのう 1 号墳	北九州市埋蔵文化財調査報告	8
25	安倍芳一	1989	昭和 63 年度国庫補助事業調査報告書	北九州市文化財調査報告	48
26	中島茂夫	1980	福岡県芦屋町大城大塚古墳の紹介	地域相研究	9
27		1991	増補改訂 芦屋町誌	芦屋町	
28		1999	九州における横穴式石室の導入と展開	九州前方後円墳研究会	2
29	島津丸山古墳測量調査会	1980	福岡県島津丸山古墳の測量調査	地域相研究	9
30	武田光正	1997	島津・丸山古墳群	遠賀町文化財調査報告書	9
31	武田光正	1993	島津・塚の元古墳群	遠賀町文化財調査報告書	6
32	武田光正	1995	尾崎・天神遺跡Ⅲ	遠賀町文化財調査報告書	7
33	武田光正	1999	尾崎・天神遺跡Ⅳ	遠賀町文化財調査報告書	13
34	武田光正	1996	豊前坊古墳群・経塚	遠賀町文化財調査報告書	8
35	酒井仁夫・伊崎俊秋・奥野正男	1987	波打古墳群	遠賀町文化財調査報告書	1
36	木下修	1993	菟ヶ坂古墳群	福岡県文化財調査報告書	106
37	中川潤次	1992	縄手古墳群	岡垣町文化財調査報告書	13
38	小田富士雄・黒野肇	1963	筑前・高倉古墳群調査概報	九州考古学	17
39	川述昭人	1977	東田古墳群	岡垣町教育委員会	2
40	下川航也	2002	東田古墳群Ⅱ	岡垣町文化財調査報告書	23
41	下川航也	2001	長尾古墳群	岡垣町文化財調査報告書	20
42	石山勲・副島邦弘・前川威洋	1970	片山古墳群	福岡県文化財調査報告書	46
43	石山勲・上野精志・副島邦弘	1978	片山古墳群	岡垣町文化財調査報告書	3
44	下川航也	1999	手野古墳群	岡垣町文化財調査報告書	17
45	副島邦弘	1986	原草場古墳群	岡垣町文化財調査報告書	6
46	轟次雄	1986	福岡県岡垣町塩屋前方後円墳発見によせて	地域相研究	16

表4 海浜古墳一覧表文献一覧

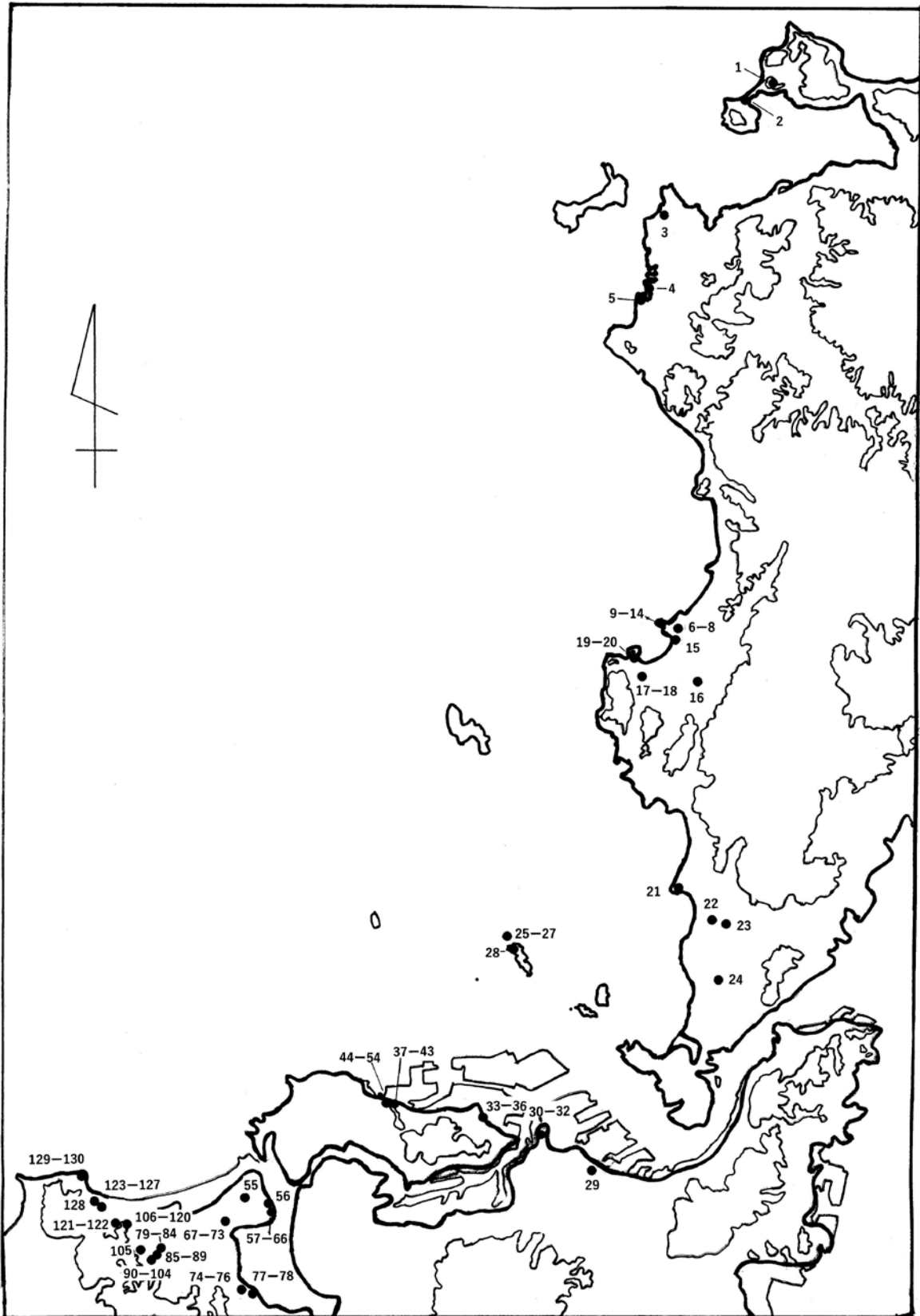


図1 響灘の海浜古墳位置図

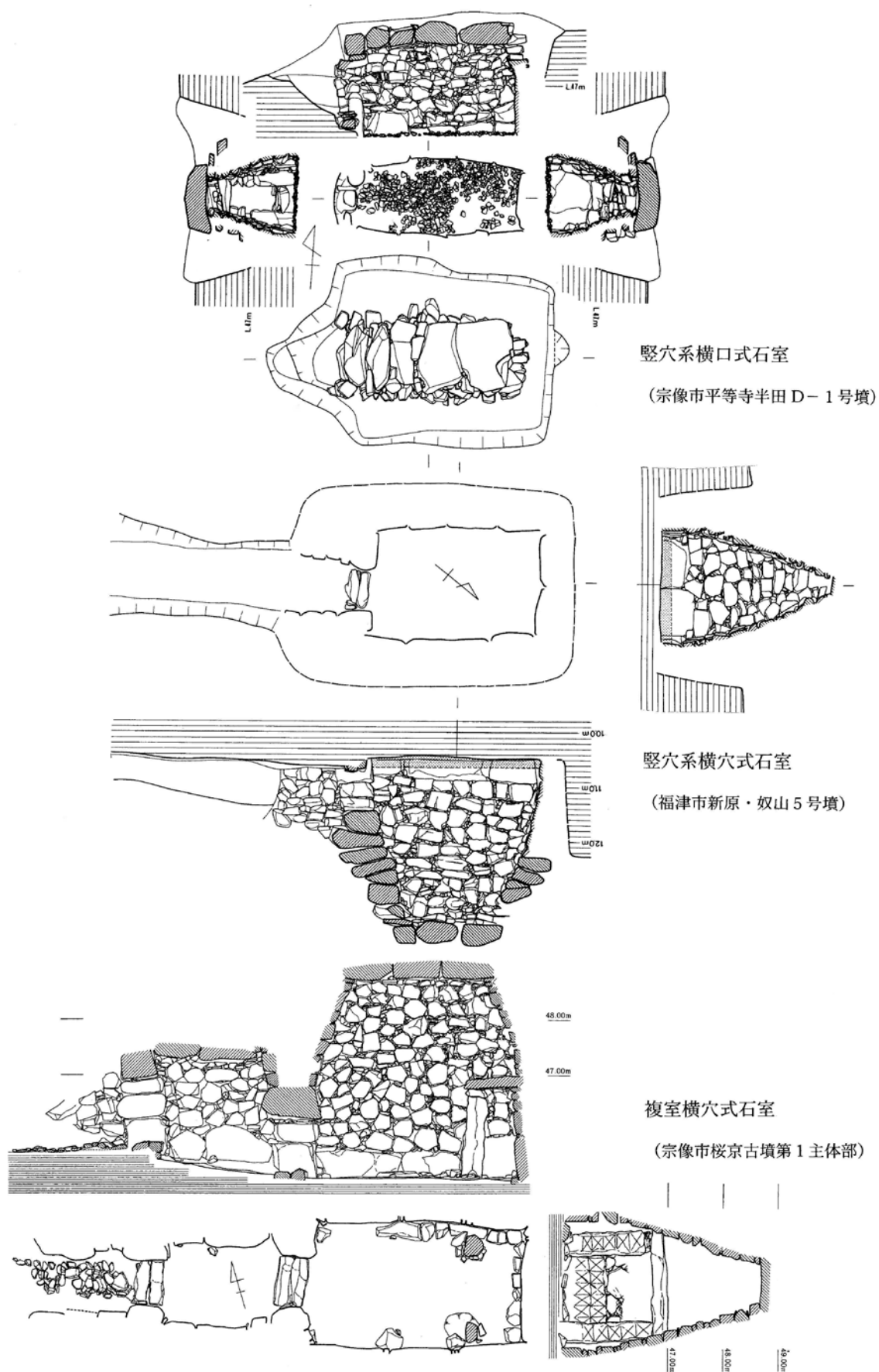


図2 竪穴系横口式石室・竪穴系横穴式石室・複室横穴式石室 (S = 1/120)

石室」について検討がなされている。私はこの宗像に多くある竪穴系横穴式石室について、時期は五世紀末から六世紀後葉の石室。玄門の外側、入口側に天井をもつ羨道は付設されない。玄門の外側には入口が壊れてこないように石積で壁を補強した「前庭側壁」が付設される。

宗像では五世紀代の石室の多くは図二の竪穴系横穴式石室が主流を占める。六世紀には玄室の平面積も高さも増加する。本稿で「竪穴系横穴式石室」と分類している石室である。宗像では六世紀中頃に玄室の前に部屋を付設する複室構造の石室があらわれる。前室の入口側、前門の入口側は前庭側壁が付設し、羨道は付設されない古墳が多い。

一 山口の海浜型古墳（図三）

向津具半島丘陵部に六世紀中頃築造の南ノ方一号墳がある。埋葬施設は玄門に前庭側壁が付く竪穴系横穴式石室である。六世紀後半築造の神鎮山古墳は半島と砂嘴でつながる油谷島の低丘陵先端に位置している。半島の南には良港と考えられる油谷湾が広がる。

五世紀前半築造の三浦山一号墳は石棺系石室を持つ。六世紀代末築造の夕陽ヶ丘古墳は竪穴系横穴式石室を持ち、六世紀後半代築造の和久一号墳は羨道が短い横穴式石室を持つ。いずれの古墳も響灘を望む丘陵頂部に築かれている。

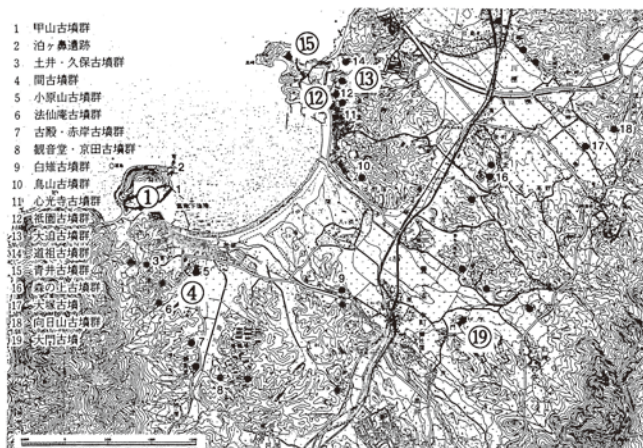
響灘に面する室津湾は、北の青井と南の甲山の両半島の間に緩やかに湾入する入り江である。湾に注ぐ吉永川・黒井川によって沖積平野が形成され、その河口には砂丘が発達している。古墳時代は現在より内陸深くに海

岸線が入っていたと推定されている。砂丘上や沖積平野に集落遺跡が存在する。この室津湾に面する地域は山口県内でも数多くの古墳が築かれる地域である。響灘に突出する青井半島に青井古墳群、岬の基部にあたる位置に大迫古墳群と心光寺古墳群が築かれる。青井一号墳から新原・奴山四四号墳から出土した子持ち脚付壺と同様のものが出土している。また心光寺二号墳からは新羅系陶質土器と鉄槌が出土している。

湾の反対側の甲山は標高一七メートルの三角形を呈する山で、陸地側のなだらかな斜面に九五基で構成される甲山古墳群が築かれている。山口県では萩市見島のジークンボ古墳群に次ぐ多さである。墳形はほとんど円墳で群内に際立った大型墳は存在しないようである。石室規模も同様で総じて小型である。甲山の北東麓の泊ヶ鼻には古墳時代から中世にかけての土器が散布している。海上交通に関わる祭祀遺跡と考えられている⁽⁵⁾。

吉永川中流域の舌状台地の先端部に六世紀前葉の大門古墳が築かれる。全長三五メートルの前方後円墳で埋葬施設は玄門に玄門に前庭側壁が付く竪穴系横穴式石室である。

五世紀前半に築かれた観音岬古墳は響灘に小さく突き出た岬の先端部に立地する推定復元長四八メートルの前方後円墳。後続して綾羅木川沿いの洪積台地に全長四三メートルの若宮一号墳が築かれる。埋葬施設は箱式石棺。同一台地上に六世紀代の上ノ山古墳が築かれる。神社の社殿で削平を受けているが推定長一〇八メートルとされる。副葬品は豪華で金銅装馬具・三輪玉形金具・六鈴鏡が出土している。



室津湾周辺の遺跡分布

- ① 甲山古墳群 ④ 間古墳群 ⑫ 心光寺古墳群
⑬ 大迫古墳群 ⑮ 青井古墳群 ⑲ 大門古墳



甲山古墳群分布図 (S = 1 : 5,000)

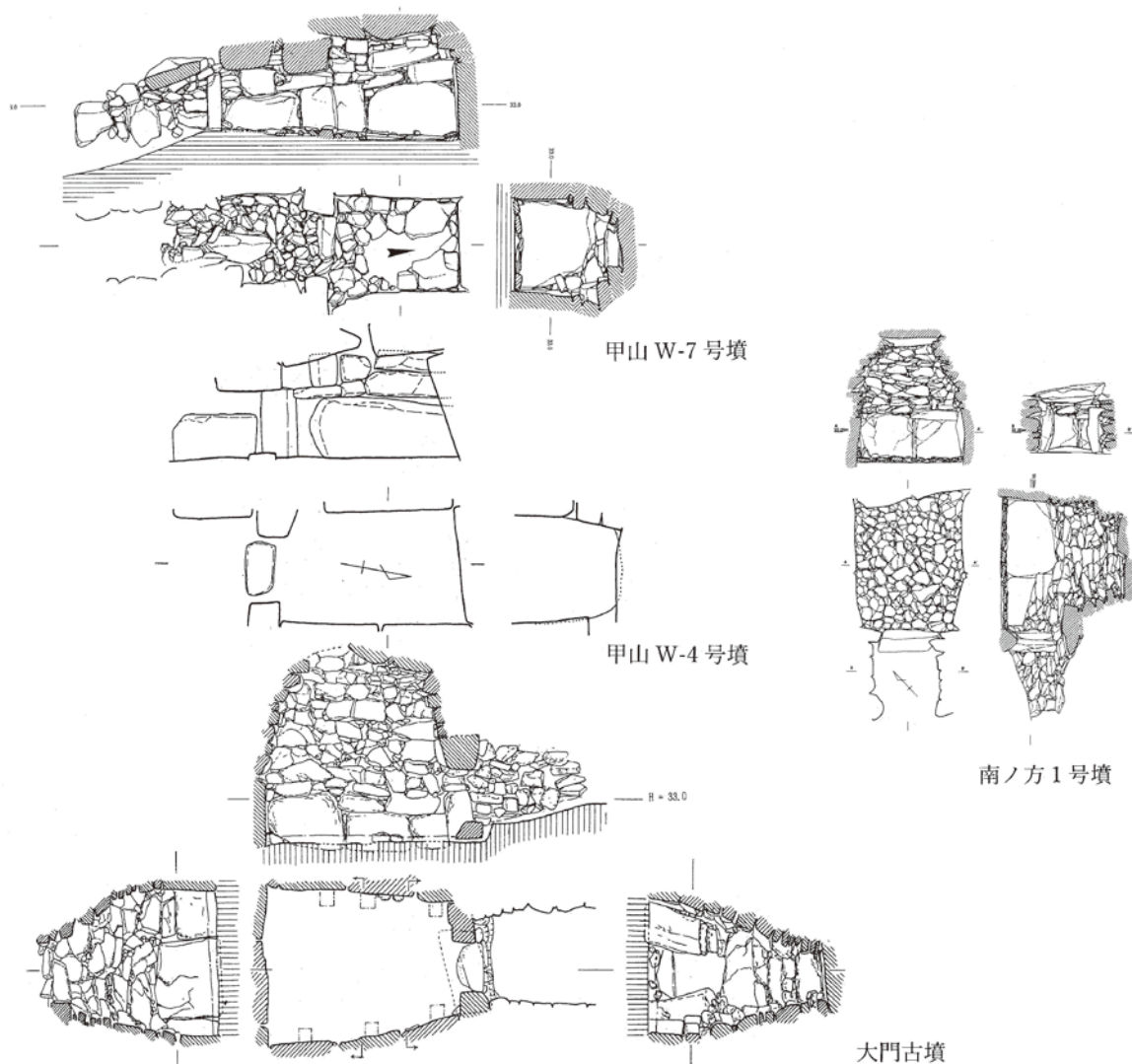


図3 山口の海浜型古墳 (石室 S = 1/120)

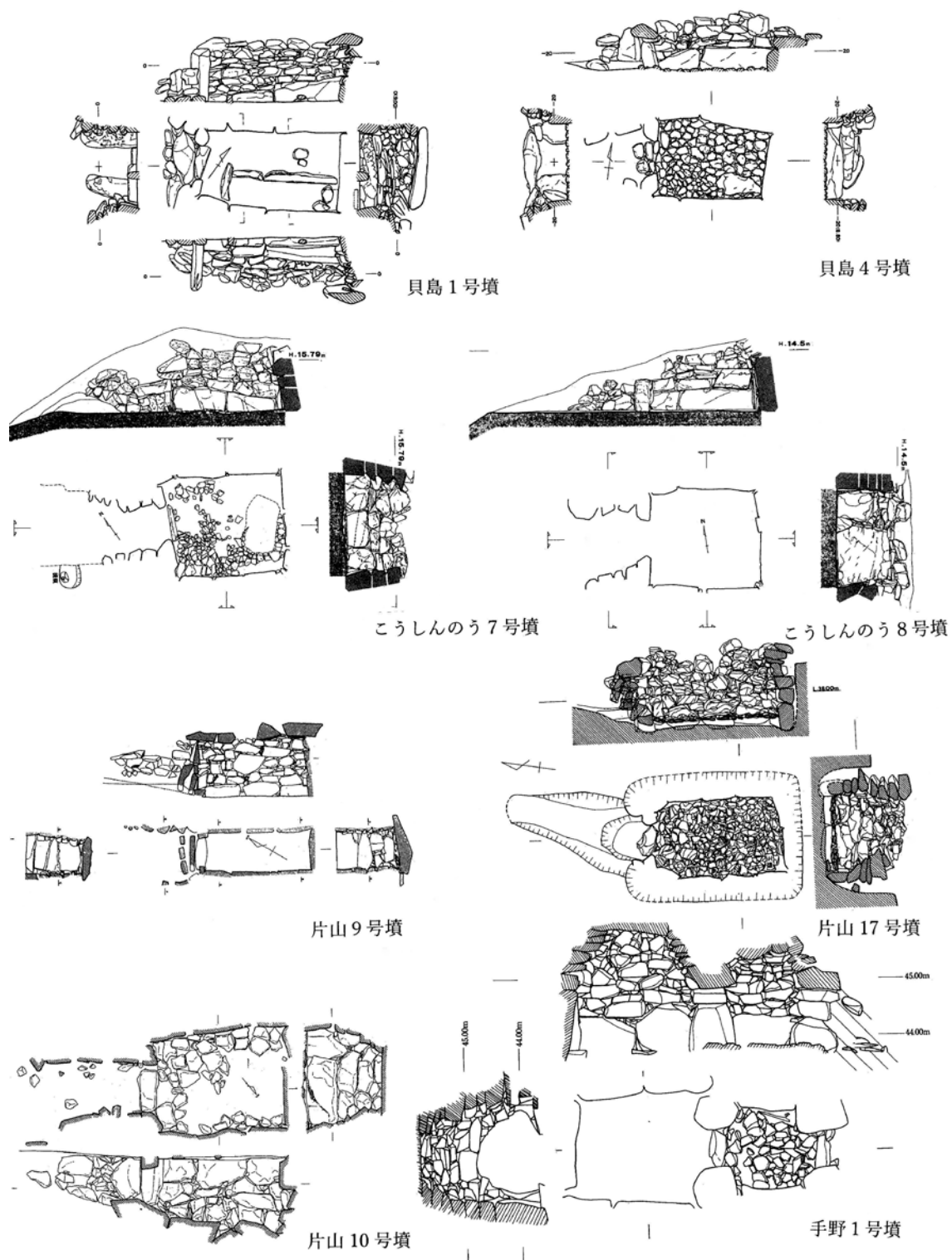


図4 北九州・遠賀の海浜型古墳（石室 S = 1/120）

二 北九州の海浜型古墳 (図四)

九州本土から北北西約一二キロメートル離れた藍島は『日本書紀』仲哀紀に記録される「阿閉嶋」と想定される。南北二キロメートル、東西〇・七五キロメートル、最高標高二六メートルの細長い小さな島であるにも関わらず中央に知られた島であった。島には計二九基の古墳が確認され、その多くが島の北端に築かれている⁽⁶⁾。藍島の北四〇〇メートル離れて標高九・八メートル低平な貝島がある。この島の四〇〇〇平方メートルの平坦な段丘上に計一三基からなる貝島古墳群が築かれている。一号墳は直径三・七五メートル、高さ一メートルの小円墳で、埋葬施設は竪穴系横穴式石室で石室右側壁と並行して屍床を持つ。副葬品は剣・刀子・鏃といった武器に加えて、銚頭・銚・鉄製釣針と海藻採取用の鎌といった漁労具が出土している。四号墳も竪穴系横穴式石室で武器の剣・刀・刀子と漁労具の銚頭・釣針が出土している。発掘調査はされていないが現地確認によって藍島と貝島の他の古墳も概ね六世紀代で小規模な単室横穴式石室を持つようである⁽⁷⁾。

図一中、太線で示しているのは古墳時代の海岸線である。山口県域は現在の海岸線と同じであるが、北九州市域では弥生時代の海岸線を使用している⁽⁸⁾。洞海湾はより内陸に遠賀川下流域はより広く、細い水道によって遠賀川と洞海湾は繋がっている。若松は古墳時代細い水道によって九州島とは切り離され島であった。海浜型古墳はこの若松周辺に集中している。響灘をのぞむ丘陵南斜面に築かれた日明一本松塚古墳は装飾壁画をもつ複

室横穴式石室である。直径一五メートルの円墳と推定されている。高さ二・五メートル幅二・一メートルの奥壁一枚石にベンガラを使った放射線文様が描かれている。副葬品には金銅製馬具がある。六世紀末の築造である。洞海湾入口部に位置する名護屋岬古墳群は埋葬施設が石室の腰石だけでその上部の壁石が無くて木蓋で塞ぐ横穴式石室と考えられている。名護屋岬古墳群の対岸の若松の丘陵斜面に五〇数基からなる小田山古墳群がある。墳形は円墳で埋葬施設は横穴式石室で短い羨道を持つものや羨道が未発達、石室、長い羨道を持つものがある。いずれの古墳も六世紀後半の築造と考えられる。若松の響灘側に城ヶ崎古墳群、こうしんのう古墳群が築かれる。城ヶ崎古墳群は七基からなる古墳群で墳形は円墳と考えられるが全体的に盛土は少ないようである。埋葬施設は石棺系石室・竪穴系横穴式石室・単室横穴式石室である。天井に石を用いず木材を用いているものがある。こうしんのう古墳群は一八基からなる古墳群である。一号墳には墳丘盛り土の流失を防ぐために墳裾と盛り土内に外護列石がめぐらされている。

三 遠賀の海浜型古墳 (図四)

遠賀川下流域は「古遠賀潟」と呼ばれる内海が内陸深く入り込んでいた。記紀の記述からこの古遠賀潟の河口域を本拠地にした岡県主がいたと考えられている。離島の藍島、貝島や戸畑、若松の古墳群もこの岡県主の支配領域下にあったと考えられる。

古遠賀潟の河口域の砂丘上に大城大塚古墳が築かれる。径三六メートルの大型円墳で埋葬施設は単室横穴式石室とされる。石障と石柱がある。五

世紀後半の築造と考えられる。島津・丸山古墳も古遠賀潟の河口域に築かれた全長五六・五メートルの前方後円墳である。四世紀前半の築造と考えられる。古遠賀潟に面した標高七〇メートルの独立丘陵の頂部に全長七四メートルの前方後円墳の豊前坊一号墳と径一八メートルの円墳の豊前坊二号墳、全長三二メートルの豊前坊三号墳が墳裾を切り合い築かれている。他に島津・丸山古墳、同じ丘陵に四世紀後半から五世紀末に築かれた円墳群の島津・塚の元古墳群と大城大塚古墳と同じ砂丘上に五世紀後半から六世紀代に築かれた円墳群の尾崎・天神遺跡、豊前坊古墳群の立地する独立丘陵から古遠賀潟へ延びる丘陵上に築かれた花園古墳群がある。

響灘に面した三里松原の内陸は汐入川沿いに内海が広がっていたと推定されている。古墳時代も含め推定海岸線を示した図を見つける事ができなかったため、今後の研究により海浜型古墳は増加する可能性がある。内海の最奥部にあたる位置に菟ギ坂古墳群、縄手古墳群、東田古墳群、長尾古墳群が築かれる。いずれの古墳も円墳で六世紀中葉から六世紀後葉の群集墳である。この中の東田古墳群一五号墳・一六号墳・一七号墳の石室の天井に石を用いず木材で塞いでいたようである。同例は戸畑の名護屋岬古墳群⁽⁹⁾や若松の城ヶ崎古墳群やこうしんのう古墳群⁽¹⁰⁾にも見られる。

内海の西奥部で宗像地域との境をなす孔大寺山から内海へ延びた丘陵上に片山古墳群、手野古墳群が、孔大寺山に連なる湯川山から内海へ延びた丘陵上に原草場古墳群が築かれる。これらの古墳群は五世紀後半から六世紀後半の群集墳である。

響灘に突き出た湯川山麓の響灘を望む場所に推定全長六〇メートルの磯

辺一号墳と推定全長二〇メートルの磯辺二号墳が築かれる。磯辺一号墳からは円筒埴輪が出ており四世紀前半の築造が考えられている。続く四世紀後半に湯川山の麓で推定全長七二メートルの塩屋古墳が築かれる。これら三基の前方後円墳については測量等の調査は実施されておらず今後の調査によって内容が変更になる可能性はあるが遠賀地域でも古い古墳であることは変わらないと考えている。

四 まとめ

響灘における海浜型古墳を広瀬が考える変遷を基に検討する⁽¹⁾。第一段階の三世紀中頃から四世紀後半頃の古墳としては響灘から視認できる磯辺一号墳・磯辺二号墳・塩屋古墳と古遠賀潟に面した島津・丸山古墳や豊前坊一号墳・豊前坊二号墳がある。畿内から大陸への航路や寄港地に築かれた古墳である。第二段階の五世紀代の古墳は山口の観音岬古墳と若宮一号墳がある。規模は五〇メートル以下でそれ以前の古墳よりも規模も数も低下している。宗像地域での規模に比べるとその差が大きいと考える。その後の六世紀中頃から末までの第三段階は全国的に群集墳の爆発的な築造がみられる時期である。海岸部にも小規模な海浜型古墳は多数築造される。その多くが港湾近くに築造されている。向津具半島の南方古墳群・神鎮山古墳は油谷湾、甲山古墳群等は室津湾周辺の古墳は室津湾、遠賀の尾崎・天神遺跡や花園古墳群は古遠賀潟、菟ギ坂古墳群、縄手古墳群、東田古墳群、長尾古墳群、片山古墳群、手野古墳群、原草場古墳群は三里松原の内海がそれぞれの港と想定する。船での移動の際の立ち寄りや潮待ちのための港で

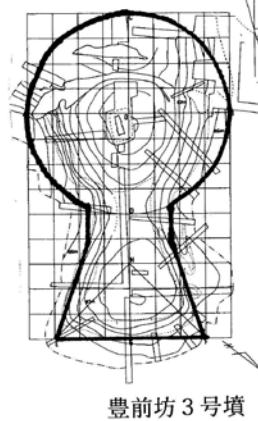
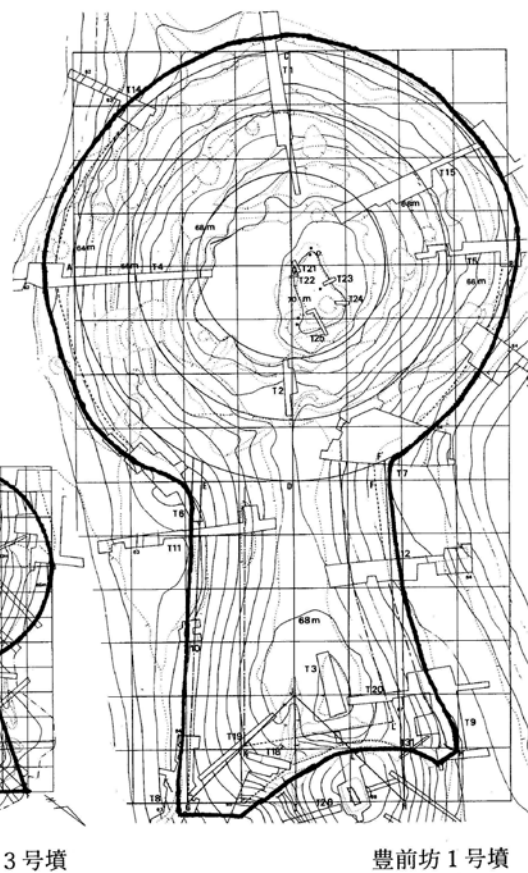
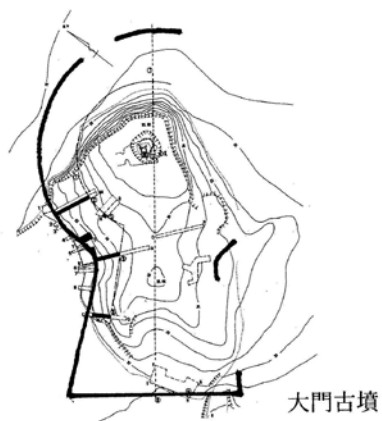
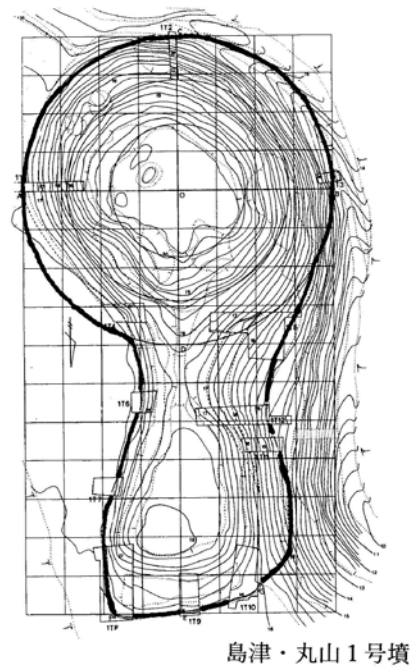
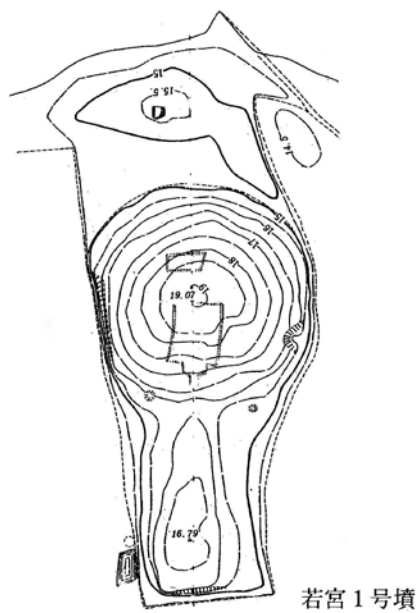


図5 響灘の海浜型古墳・前方後円墳 (S = 1/800)

ありそれを支配管理する人物の古墳と考えている。近くに港がない古墳も存在する。下関の上の山古墳や宮山古墳は、流れが速い関門海峡を避けるために瀬戸内海航路から一旦上陸して陸路を通り響灘へ抜けて再度乗船する場所に位置する古墳と考えられる。若松の城ヶ崎古墳群やこうしんのう古墳群は響灘を望む場所にある。離島の藍島と貝島に築かれた古墳は石室が小さく墳丘も大きくなく石積も若松の古墳と似ている、これらの古墳の被葬者について単なる漁撈民ではなく軍事的性格も併せ持っていた¹²⁾。六世紀の朝鮮半島の三国間の緊張に伴う倭の軍事的な対応に伴った人物の古墳と考えている。

註

- (1) 池ノ上宏「津屋崎地区における海浜型古墳について」『沖ノ島研究』第六号、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会、二〇二〇年
- (2) 花田勝広「筑紫宗像氏と首長権」『地域相研究』第二〇巻上巻、地域相研究会、一九九一年
- (3) 小嶋篤「宗像型横穴式石室の研究―石室構築と墳丘構築の調査視点―」『九州歴史資料館研究論集』四七、九州歴史資料館、二〇二二年
- (4) 太田智「いわゆる『宗像型横穴式石室』の成立過程」『宗像市史研究』第五号、新修宗像市史研究編集委員会、二〇二三年
- (5) 『豊浦町史』、一九七九年
- (6) 『北九州市埋蔵文化財分布地図（小倉北区・門司区・離島）』、北九州市教育委員会、一九九八年
- (7) 山中英彦「四藍島・六連島の海人文化―仲哀紀の世界をさぐる―」『海と列島文化―日本海と出雲世界―』小学館、一九九一年
- (8) 武末純一「総説弥生時代」『北九州市の埋蔵文化財―遺跡分布調査報告書―』北九州市文化財調査報告書第一六集、一九七六年、挿図③北九州地域弥生時代遺跡分布図の弥生時代推定海岸線を使用。
- (9) 武末純一「第四編古墳時代第三章北九州市の古墳時代遺跡第六節洞海湾地域一名護屋岬古墳群」『北九州市史総論・先史・原史』北九州市、一九八五年
- (10) 小田富士雄・黒野肇「筑前・高倉古墳群調査概報」『九州考古学』一七号、九州考古学会、一九六三年
- (11) 広瀬和雄「海浜型前方後円墳を考える」『海浜型古墳前方後円墳の時代』同成社、二〇一五年
- (12) 山中英彦「第四編古墳時代第四章特説北九州市の古墳文化第二節海の豪族」『北九州市史総論・先史・原史』北九州市、一九八五年

大内氏領国下における筑前国西郷の河津氏と宗像氏

桑田 和明

はじめに

西郷は福津市を流れる西郷川流域の上西郷・下西郷に比定される。鎌倉時代には筑前国守護であった少弐氏（武藤氏）の拠点の一つであった⁽¹⁾。室町時代になると大内氏の勢力が筑前国に及ぶようになる。文安四年（一四四七）頃には大内教弘が守護となったとされ、大内氏による筑前国支配の拠点が糟屋郡の高鳥居城であった⁽²⁾。

西郷には高鳥居城衆の井原氏などが所領を宛行われ、安芸国から移り住んでいる。西郷に設定された料所の代官であった河津氏は、後に龜山城と呼ばれる居館を構えている。河津氏の出自は明らかではないが、河津弘業が糟屋郡代と推定され、子の興光（光種）と孫の隆業（長祐）が鞍手郡代であったこと、代官職の割合が高かったことなどが大内氏による筑前国支配のなかで明らかにされている⁽³⁾。河津氏は大内氏の筑前国経営を担う重要な家臣であった。

西郷は宗像社の大宮司宗像氏の所領に隣接している。筑前国の有力領主で赤間関（下関）と博多とを結ぶ航路上の要地である宗像の海と浦・島を

支配する宗像氏は大宮司職をめぐり一族が争うことがあり、大内氏・大友氏も争いに関与している。やがて大内氏は宗像氏の家督継承にも関与したように宗像氏を従属させる。宗像正氏は大内義隆から黒川姓と隆の諱を与えられ黒川隆尚と改め、大内氏一族とされている。しかし、大宮司職をめぐる一族間の争いは義隆の滅亡まで続いている。

大内氏領国下では、宗像郡の赤馬庄と野坂庄が鞍手郡、西郷も糟屋郡とされていた。河津氏は鞍手郡と糟屋郡の郡代であり、宗像郡に隣接する西郷に設定された料所の代官でもあった。河津氏は大内氏滅亡後、宗像氏に従うが主従関係を結んだわけではなく、立花城の大友氏と宗像氏との間の境目に位置する西郷に影響力を持つ境目の領主であった。永禄十二年（一五六九）に宗像氏貞が大友氏と和睦を結んだことで、河津隆家は大友氏の命により氏貞に殺害され、西郷は大友領に組み込まれる⁽⁴⁾。

河津氏の史料には宝永三年（一七〇六）に河津休意が編纂し、福岡藩の儒者古野元軌が序を識した「河津伝記」二冊がある。上巻に河津氏の伝記、下巻には休意が所蔵する古文書四十五通を収めるが、この中には検討が必要な文書が含まれる。上巻では伊豆国の地頭伊東祐親を祖とし、永仁元

年（一二九三）三月に河津貞重が長州より筑前国に入国したとする。下巻に収録された文書のうち原本が確認できるのは一通だけである⁽⁵⁾。近年、和田秀作編『戦国遺文大内氏編』が刊行されている⁽⁶⁾。大内氏関係の史料が編年で収録されており、「河津伝記」収録文書と比較することが容易になった。

本稿では大内政弘・義興・義隆代の河津弘業・興光・隆業について、大内氏の筑前国支配における軍事面での活動、代官と郡代としての役割を確認する。同時に河津氏の存在が宗像氏にどのような影響を与えたのか考察したい。河津氏と宗像氏との関係を考察することは、大内氏と宗像氏との関係を明らかにすることにもなると考えられる。

一 大内政弘と河津弘業

大内政弘は応仁・文明の乱後の文明十年（一四七八）八月二十七日、九州に渡海し対馬から入国していた少貳政資（頼忠・政尚）を破り筑前国支配を回復する⁽⁷⁾。この時の史料に、家臣の相良正任が博多の聖福寺継光庵で十月一日から三十日までを記した「正任記」がある⁽⁸⁾。宗像氏について「正任記」には、同年正月晦日に死去していた宗像氏郷の室家（飯田弘秀・亭松母）が政弘の御入国御祝言五百疋を進上したこと（十月一日条、Ⅱ一七三）、医王院（宗像市田島）の祐笑藏主が政弘と対面したこと（十月二日条、Ⅱ一七四）、大宮司宗像氏定が神馬の件で忌子禰宜を送ったことが書かれている（十月二十一日条、Ⅱ一七九）。氏定は氏郷の死後、大宮司となった弟氏国に替わり九月十八日に大宮司になっていた（「宗像宮

社務次第」乙本、Ⅱ一七二―一）。

河津氏については、文明十年十月十一日条に河津弘業が御樽十、御肴五種を糟屋郡福満庄旧宅に還補した祝儀として政弘に送ったとある（Ⅱ一七五）。福満庄は糟屋郡とされており、旧宅とあるように弘業はこれ以前から福満庄に居住していた。福満庄の初見史料になる。弘業は政弘から弘の諱を与えられていたと考えられる。

「河津伝記」には弘業が大内氏の本国防長に逃れ、所領を宛行われた史料がある⁽⁹⁾。弘業は少貳勢の筑前国侵攻により防長に逃れたが、政弘と共に九州に渡海したと考えられる。氏定は文明元年七月九日に中国（防長両国）に上り、同年八月二十七日に渡海している（「宗像宮社務次第」乙本、Ⅱ一七二―一）。氏定は大内氏の本国にいたが、政弘に従い渡海したことがわかる。

「正任記」の文明十年十月十八日条には「当国筑前衆并尾州寄子等数十人、於当国知行地給御下文畢」とあるように、大内氏の筑前衆と守護代陶弘護の寄子（与力）などへの大内政弘下文案文が書かれている（Ⅱ一七六）。この中には河津弘業・盛家・重種・四郎・成種がみえる（弘業と重種の本文は闕文）。盛家宛の下文には「糟屋郡西郷八町地^{桑原跡}」とあるように糟屋郡西郷八町地の宛行い、四郎・成種宛は穂波郡内での宛行いになる。いずれも闕所地であったことから、政弘の筑前国回復に従った恩賞であり、五名はそれぞれ政弘と直接主従関係を結んだ筑前国の筑前衆であった。盛家以下は弘業と行動をともし、大内氏本国に逃れていたとも考えられる。盛家宛の下文には糟屋郡西郷と書かれている。「正任記」で西郷と書かれ

ているのはこの例だけであるが、西郷は糟屋郡西部一帯に比定される中世の郷である西郷の可能性がある⁽¹⁰⁾。

同年十月十九日条には、弘業が鯛五喉を政弘に進上しており、「近日就高鳥居城誘之儀在郷、今日参上候」とある(Ⅱ一七八)。弘業が高鳥居城の城誘のため在郷とあるので、鯛は福満庄の浦からのものであったと考えられる。城誘とは高鳥居城の修築と考えられる。高鳥居城の初見史料は文安元年(一四四四)六月十三日付井原次郎左衛門入道宛大内氏家臣連署奉書で、井原次郎左衛門入道は大内教弘から糟屋郡篠栗内二町を「高鳥居定城衆領」として宛行われている(「群書抄録」Ⅱ一〇五)⁽¹¹⁾。「任先例可知行之由候也」とあることから、高鳥居城が築かれ城衆の城料が設定されたのはこれより前になると考えられる。

井原氏の所領で西郷がみえるのは長祿二年(一四五八)七月二十日付の「西郷・篠栗給所之事、合拾貳町」を孫の井原太郎に譲る井原宗金讓状になる(「井原文書」Ⅱ一二五)。同年十一月二十五日付井原太郎宛大内教弘安堵状で、井原太郎は「筑前国宗像西郷内九町四段半并高鳥居城料所同国糟屋郡篠栗内貳町等」を祖父安芸入道宗金讓状に任せて安堵されている(「井原文書」Ⅱ一三〇)。西郷は宗像西郷とされており、西郷は城料とは書かれていない。西郷の割合が大きいことから井原氏は西郷に居住していたと考えられる。

「正任記」以前に弘業と西郷との関係を知らせる史料はないが、福満庄旧宅とあるように西郷に居住していた。高鳥居城の城誘を命じられていることから城衆であった可能性はあるが、史料では確認できない。井原氏を

含めた高鳥居城衆に西郷で城料が設定されていた可能性はあるが、同様に史料では確認できない。長祿二年の大内教弘安堵状には「宗像西郷」とあるので、それ以後、少なくとも政弘が筑前国を回復する文明十年までには西郷は糟屋郡とされていたと考えられる。

弘業の所領については河津弘業宛の文明十年十一月四日付毛利房信打渡状案(穂波郡大豆五町地)、同年十一月十三日付大内政弘下文写(鞍手郡吉川三十町)があるがいずれも闕所地の宛行いである(「大内氏実録土代」Ⅱ一八〇、四〇九。「河津伝記」Ⅱ一八一、四一一)。

「正任記」に戻ると文明十年十月十八日条に、「在宗卿領糟屋郡福満庄内公領分可為直務之由御判案文」があり、同日付の陶弘護宛大内政弘下知状を収録する(Ⅱ一七七、四〇七)。下知状写には「筑前国糟屋郡福満庄内勘解由小路三位在宗卿家領事、為直務可打渡之状如件」とある。福満庄内の勘解由小路在宗家領を在宗の直務とするので、在宗に打ち渡すよう政弘が守護代陶弘護に下知状を出している。在宗は礼のため政弘に参謁している。

翌十一年の四月十三日付で河津弘業宛大内政弘下文が出されている(「河津伝記」Ⅱ一八二、四三五)。下文写には「筑前国粕屋郡西郷福^(満)万庄内料所^(在宗卿)代官職事」について、「右以人所補于件職也、彼卿去々年^(以)已^(元)来有下向、在国之間可為直務、雖加下知渡遣代所畢者、早如先^(元)為料所、嚴重可致其沙汰之状如件」とある。在宗が去々年から下向し在国の間は在宗の家領を直務としたが、代所を遣わしたので弘業が元のように料所として嚴重に沙汰するようである。去々年とは在宗が政弘と共に山口に下向した

文明九年のことをさしているであろう。政弘に従い筑前国に入国した在宗に家領（所領）が福万庄（福満庄）内の料所与えられたが、一年もたずに代所与えられ、弘業が元のように代官職に補任されている。これは在宗が筑前国を離れたからであろうか。

福満庄が料所とされたのは文明十年に政弘が筑前国を回復する前であり、「正任記」に弘業の旧宅還補の記事があることと、元のように料所として嚴重に沙汰することから、弘業は元々、料所とされていた大内氏の筑前国経営の拠点福満庄の代官であったことがわかる。下文写には「西郷福万庄」と書かれていることから、福満庄は西郷に含まれていた可能性が高い。

「河津伝記」収録の大内政弘下文写では福満庄について福万庄と書かれており、福万庄の初見史料になる。当時の史料で福満庄がみえるのは「正任記」のみであり、大内氏のもとでの福満庄の使用例は時代と史料が限られている⁽¹²⁾。但し、下文写について「河津伝記」では福万庄とあるが、「大内氏実録土代」には福満庄と書かれている⁽¹³⁾。「正任記」が書かれた翌年の史料であることから下文写には福満庄と書かれていた可能性があるが、明らかにできない。

ところで河津氏の居館は正蓮寺（福津市駅東）を中心とする亀山城であったと考えられている。西郷川を挟んだ対岸の上西郷二ホンスギ遺跡（調査面積二〇〇〇㎡）では掘立柱建物十九棟、溝十二条、土抗三十基、柱跡五〇〇基、井戸一基の遺構が確認され、建物群は溝によって区画された短冊形地割の町家に類似すると指摘されている。遺物については大内氏系らし

き杯が少量、十五世紀後半から十六世紀にかけての形式と見られる防長地域を中心に分布する防長型瓦質土器とよばれる類の足鍋、国産陶器、明代の青花（染付磁器）・白磁・青磁、朝鮮王朝時代の施釉陶器が出土している。これらは大内氏の博多貿易や宗像氏の朝鮮貿易によってもたらされたものであるとされる。この他に漁網のおもりである管状土錘（重さ五グラム、長さ三センチ前後）、加工された軽石などが出土している。土錘は小規模な漁網や投網など河川の漁で使われたのであろうとし、軽石は土錘と共に漁網に付けた浮きと考えられるとされる⁽¹⁴⁾。

亀山城は部分的であるが二度にわたる発掘調査が行われている。二〇一五年度の調査では、防長型瓦質土器の摺鉢、足鍋、火鉢の小片が出土している。いずれも十五世紀から十六世紀代に位置づけられ、河津隆業・隆家親子の亀山城利用期間と重複するとされる⁽¹⁵⁾。この他に小片のため断定できないが十二世紀中頃から後半の所産の可能性がある白磁などが出土している。上西郷二ホンスギ遺跡出土の大内氏系らしき杯は大内系土師皿とされる。二〇一九年度の調査では足鍋片、十二世紀中頃から後半のものとされる同安窯青磁碗などが出土している⁽¹⁶⁾。

大内氏による福満庄支配の拠点であり、代官河津氏の居館が置かれた周辺には町家と考えられる建物があったことが明らかにになる。漁具が出土していることから漁撈に携わる浦人の存在も考えられる。居館前面を流れる西郷川は防御の役割と共に、物流の役割があった。現在、海岸までは二・三kmほどある。当時の海岸線は明らかではないが、外洋を航海する船も直接、居館周辺に船を着けることができた可能性が高い。連歌師飯尾宗祇の

「筑紫道記」には、宗祇が文明十二年十月三日に香椎潟から簗亭(亭)の浦(現在の福岡海岸)を経由して宗像社に至り、宗像氏定に対面した記述がある(Ⅱ一九〇)。玄界灘に面した浦の様子は書かれていない。浦は直接、玄界灘に面していたのではなく風波の影響を受けにくい居館の周辺にあったのではないだろうか。弘業が政弘に献上した鯛はこの浦(福満浦)からのものであったとすることができる。

大内氏関係の遺物からは、居館と周囲の整備は教弘の時期からで、本格的な整備は政弘による筑前国支配が比較的安定した時期と考えることができる。明代の青花以下の出土品は、福満庄が赤間関から博多にいたる航路上の要路に位置し、大内氏の軍事・物流の拠点として整備されたことを物語っている。前述した弘業が政弘に送った博多酒・鱈も福満庄で入手することが可能であった。福満庄管理の役割を担ったのが代官の弘業であり、この役割は興光・隆業に引き継がれていく。

文明十六年二月十八日付大内政弘下文で杉弘依は糟屋郡内頭考寺領打橋三十町代官職に補任されている(「杉隆泰家文書」五六六)。同日付河津弘業・大村重盛宛大内氏家臣連署奉書には、大内政弘の下文に従い杉弘衣の代理に打ち渡すようにとある(「永田秘録」Ⅱ一九六、「杉隆泰家文書」五六七)。連署奉書から隆業と大村重盛が糟屋郡の郡代であったと推定されている¹⁷⁾。政弘は郡代の整備を行っており、筑前国各郡の郡代が多数検出されている¹⁸⁾。

二 大内義興と河津弘業

大内政弘は明応四年(一四九五)九月十八日に五十歳で死去した。子の義興は文明九年(一四七七)に生まれており、政弘が死去した時は十九歳であった。政弘に敗れ肥前国に逃れていた少貳政資は政弘が死去した翌年の明応五年十一月頃から筑前国に侵攻している。これに対し義興は仁保氏・益田氏・平賀氏・天野氏などを九州に出兵させている(「平賀家文書」九四三他)。大内勢は明応六年三月十五日の御笠郡(三笠郡)筑紫村(筑紫野市)と城山の戦いで少貳勢を破っている(「三浦家文書」九四八他)。

三月二十三日には大内勢が少貳方の肥前国朝日城(鳥栖市)を攻め落としている。三月二十七日付河津光種宛大内義興感状写には、「去廿三日肥前国朝日城攻落之時、郎従被矢疵之由、神代紀伊守注進一見了」とある(「河津伝記」Ⅱ二一七一、九五四)。弘業の子光種の郎従の戦功に対し、筑前国守護代神代貞総から義興に注進状が出され、一見した義興から感状が出されているように、光種は貞総の指揮下にあった。同日付乃美家氏家宛大内義興感状は同文であるが杉武明が注進している(「浦家文書」九五三)。九州に渡海した大内勢は重臣の杉武明の指揮下にあった。河津氏など大内氏の筑前衆は守護代の貞総に率いられていたと考えられる。政資は四月十九日に肥前国の多久で自害したとされる¹⁹⁾。

義興は明応六年(一四九七)年六月二十一日付下文で、政弘が文明十年十月十三日付で弘業に宛行っていた穂波郡大豆塚(嘉穂郡桂川町)五町地が相違したので、代所三笠郡内野村三町地(麻生弾正忠跡)を宛行ってい

る〔江口文書〕Ⅱ二一八、九六五。弘業の活躍に対するもので、大内氏に敵対した麻生彈正忠の所領が宛行われたのであろう。〔河津伝記〕に収録された文書の内、確認できる唯一の正文（原本）になる。下文には昨年以來、国中が錯乱となったが弘業は西郷で勲功に励み、子の与三光種と弟の六郎は高鳥居城に在城したことを神妙とし、追って賞を与えるとある。子の与三光種と六郎が確認できる。弘業は西郷で勲功に励んだとあるが、これは居館によつての勲功であつたと考えられる²⁰。

明応六年の七月二十六日付益田宗兼宛大内義興書状には、「旧冬筑前国就忿劇、令進発候之處、去正月以來御出陣、殊筑前・肥前両国中依被摧手候、太宰少貳政資以下之凶徒不日遂対治候」とある〔益田家文書〕九七二。河津勢が西郷で戦つた相手は少貳勢であつたことがわかる。弘業宛の下文が出された同日付で井原道頼宛大内義興官途吹挙状などが出されている〔井原文書〕Ⅱ二一九、九六七他。

明応八年三月二十二日付河津六郎宛大内義興感状写には、「去年十二月五日於宗像郡西郷合戦之時、太刀討高名、殊僕従打死、旁以神妙、弥可抽勲功之状如件」とある〔河津伝記〕Ⅱ二二一、一〇二五。少貳政資は自害したが、明応五年以來の錯乱の影響が続いていたことがわかる。感状写には宗像郡西郷とあるが、西郷が宗像郡とされていたかは検討を要する。

宗像氏側の史料「宗像記追考」は義興の感状写を引用し、大友方が支援する大宮司宗像氏佐と大内方が支援する前大宮司宗像興氏が戦つた時のものとする（Ⅱ二二一―二二）。氏佐と興氏は大宮司職をめぐり争っていた。明応八年の西郷での合戦を両者の戦いとするには他に史料もないが、宗像

氏内部での大宮司職をめぐる争いも筑前国の騒乱と関連しており、両者の争いが長引いた原因になつたと考えられる²¹。

明応八年には明応の政変で將軍職を奪われた前將軍足利義尹（義材）が義興を頼り、山口に入る。義興は豊前国に軍勢を送り、幕府方の大友親治・少貳資元（政資の子）勢と戦っている。大内勢は文亀元年（一五〇一）閏六月二十四日、仲津郡杵尾崎（行橋市）で大友勢に敗れ仁保護郷が討ち死にしている〔三浦家文書〕一一二七。その後、大内勢は馬岳城（馬ヶ岳城・行橋市・みやこ町）を攻囲した大友勢・少貳勢と七月二十三日に戦い勝利している。義興は九州に渡海した家臣をはじめ豊前・筑前両国の家臣に八月十三日付で感状を出している〔多々良氏家法〕一一二八他。同日付の河津光種宛大内義興感状写には、「去月廿三日於豊前国馬岳城詰口、凶徒大友勢・同小貳勢、当日悉追討合戦之時、太刀討分捕、同郎従山田惣左衛門尉太刀討粉骨之次第、神代紀伊守貞総注進到来、尤感悦之至也、弥可抽戦功之状如件」とある〔河津伝記〕Ⅱ二二八、一一三四。光種の活躍を注進したのは筑前国守護代神代貞総であつた。大内義興感状写からは、陶興房・内藤弘春・杉武連・神代貞総・杉弘依・杉興宣などが義興に注進していることがわかる。光種は筑前国守護代に従い転戦している。宗像氏については史料が残されていないが、大内氏に従っていたと考えられる。

三 大内義興と河津興光（光種）

永正元年（一五〇四）十一月二十七日付河津興光宛大内義興下文写には、「親父掃部允弘業所帯之事、任譲与之旨、興光相続了掌不可有相違之状如件」

とある〔河津伝記〕Ⅱ二三四―一、一一九六。大内義興は河津弘業が子の興光に譲った所帯を、弘業の譲状に任せて安堵している。宛名は与三興光とあるように光種は興光と改名していることがわかる。文亀元年（一五〇一）八月十三日付の大内義興感状写の宛名は与三とあって改名していたかどうか明らかではないが、弘業から興光への代替わりにあわせて、義興から興の諱を与えられ改名した可能性が考えられる。具体的な所帯は明らかではないが、後述するように所帯には代官職は含まれておらず、大内氏から宛行われていた所領になる。

下文写と同日付の大内義興安堵状写には、「筑前国粕屋郡福万庄内大森神領四町、内社務職事、如先証専神役以余得勤仕武役、任親父掃部允弘業申請之旨、河津与三興光守先例可遂其節之状如件」とある〔河津伝記〕Ⅱ二三四―二、一一九七。義興が興光に粕屋郡福万庄内の大森社神領四町と社務職を安堵している。大森社（福津市上西郷）は西郷の惣社であったと考えられる。河津氏は大森社の社務職を世襲し神領を管理していたことになる。安堵状写には粕屋郡福万庄と書かれている。西郷には井原氏などが居住していたが、河津氏が福万庄（福満庄）に鎮座する大森社の社務職を世襲していたとすれば、河津氏は西郷に居住する大内氏家臣の中心的存在であったということになる²²。

永正五年、義興は足利義尹（義植）を擁して上洛する。〔河津伝記〕には永正八年八月二十三日の船岡山の合戦で活躍した河津興光宛の九月二日付足利義尹御内書と、河津弘業・興光親子宛の九月二日付大内義興副状がある（Ⅱ二四〇―一・二、一三八七）。両通は偽文書であり、史料から河

津氏の上洛は確認できない²³。船岡山の合戦では、義興に従い上洛していたと考えられる宗像興氏が戦死している〔仙巢稿〕Ⅱ二三九―一。

上洛中の義興は永正八年十一月五日付で河津興光に宛行状を出している〔河津伝記〕Ⅱ二四一、一四三二。宛行状には「筑前国鞍手郡吉川庄参拾町地之事、右旧領之旨所被宛行也、守先例全可領知之状如件」とあるように、鞍手郡吉川庄三十町は旧領であると宛行っている。〔河津伝記〕はこの宛行いを船岡山合戦での恩賞とする（Ⅱ二四〇―三）。しかし、同時に恩賞として義興が家臣に所領を宛行った例は知られない。

年未詳七月二十五日付弘中武長・神代武総宛権律師快竹申状には、「今度御半済刻、為足付、鞍手郡植木庄并同郡赤間庄春秋以御反銭社納之通雖蒙仰候、去永正八^{辛未}歳ヨリ一円不渡給候」とある〔満盛院文書〕Ⅱ二四三、二二四六。満盛院の快竹は大内氏が太宰府天満宮満盛院領（早良郡戸栗・重富・福岡市早良区）に半済を行った時、足付けとして鞍手郡植木庄（直方市）と赤間（赤馬）庄からの反銭が納入されるようにされたが、永正八年より納められてないと大内氏に訴えている〔戦国遺文大内氏編〕は永正九年から十四年のものと思われるとする。赤馬庄は永正八年までに鞍手郡とされていた。宛名の神代武総は早良郡代になる²⁴。

大永六年（一五二六）五月二十一日付太宰府満盛院宛大内氏家臣連署奉書には、「当院領内早良郡部栗・重富両所内捌拾町地事、可為御暫借候、子細者、当時為千葉殿御堪忍料所為可被遣候、（中略）老師快竹至京都令参上、以陶尾張守就愁訴、被聞召分御還補之間、鞍手郡段銭内百貫文被仰付、遂其節由被申上之通致披露、被成御分別候、然者其時之奉書銘々可有

上進之由候、聊不可有遅々候」とある（「満盛院文書」Ⅱ二五二一、一八六〇）。義興は満盛院領の早良郡部栗（戸栗）・重富のうち八十町を千葉殿に堪忍領として遣わしている。これに対し満盛院の快竹が陶興房を通じて義興に愁訴した結果、鞍手郡の段銭の内百貫文が満盛院に渡されるようにされている。千葉殿は肥前国の千葉胤勝のことで義興のもとに逃れてきていた。

同日付で御笠郡代の神代四郎左衛門尉（興総）宛と鞍手郡河津興光宛の大内氏家臣連署奉書が出され満盛院宛の内容が伝えられている（「満盛院文書」Ⅱ二五二一・三、一八六一・二）²⁵。河津興光宛には、「以当郡段銭内毎年百貫文宛对当院有勘渡、執請取状可被備公勘之由候」とある。大内氏は興光に、鞍手郡からの段銭の内から毎年百貫文を満盛院に渡し、請取状を取り公勘に備えるように命じている。公勘とは大内氏による帳簿確認の意味であろうか。連署奉書からは興光が鞍手郡の郡代であったことが明らかに。大内氏は満盛院、同院が所在する御笠郡の郡代、鞍手郡代の間で齟齬が生じないよう、それぞれに連署奉書を出している。

同年十一月十六日付神代興総宛大内氏家臣連署奉書には、「早良郡当院領為戸栗・重富両所替、鞍手郡赤馬庄以段銭内百貫文事、快真仁可令勘渡由、対河津民部丞成奉書候」とある（「満盛院文書」Ⅱ二五三、一八七九）。鞍手郡の段銭百貫文は、鞍手郡とされていた赤馬庄からの段銭であった。興光は百貫文を満盛院の快真に渡すよう命じられている。

赤馬庄の他に野坂庄も鞍手郡とされている。年末詳十一月十五日付宗像氏俊宛大内持世安堵状には「筑前国宗像野坂庄」とある（「宗像神社文書」

Ⅱ一〇二）。大内持世は野坂庄について、社領として先年に知行したが近年中絶したので、先例に任せて宗像氏俊に安堵している。但し、宇佐宮への正税は無沙汰しないようにとある。持世は嘉吉元年（一四四一）七月二十八日に死去している。

文明二年（一四七〇）十月日付の宇佐宮前大官司宇佐公弘による僉議状案には、筑前国で少弐頼忠が横領した神領の中に「鞍手郡野坂庄」がある（「到津文書」Ⅱ一五二一・二）。これまでに野坂庄は鞍手郡とされていた。野坂庄については不明なところがあるが、後述するように天文十五年（一五四六）には、大内氏の料所とみえている。宗像氏にとり鞍手郡と遠賀郡への要路に位置する赤馬庄と野坂庄は鞍手郡とされ、大内氏に抑えられたことになる。興光は鞍手郡代として赤馬庄からの段銭徴収に関わっていた。更に隣接する西郷には大内氏の料所が設定され、所領を宛行われた家臣が居住していた。弘業・興光は代官であり、弘業は糟屋郡の郡代であったと推定されている。河津氏は宗像氏の領主制を制約し、宗像氏の動向を監視する存在であったことができる。

大永七年八月六日付の大内義興安堵状写には、「親父民部丞興光所帯事、任譲与之旨、河津新四郎長祐相続領掌不可有相違之状如件」とある（「河津伝記」Ⅱ二六二一、一九三三）。興光は所帯を新四郎長祐に譲っており、義興は興光が長祐に譲った所帯を譲状に任せて安堵している。安堵状写からは、後に隆業と改名する隆業の初名が長祐であったことがわかる。同日付の大内義興補任状写には、「筑前国福万庄代官職事、任父民部允興光申請之旨、河津新四郎長祐所補彼職也者、早守先例可致其沙汰之状如件」と

ある（『河津伝記』Ⅱ二六二―二六、一九三四）。義興は福万庄（福満庄）の代官職を興光の申請により長祐に安堵している。興光が代官であったこと、所帯には代官職は含まれていないことがわかる。

河津氏の系図には、興光が永正八年の船岡山合戦の時には十六歳であったとするものがある（『宗像郡誌』下編）。系図に従えば大永七年は三十二歳になる。

四 大内義隆と河津隆業（長祐）

永正十五年（一五一八）に京都からもどった大内義興は、享禄元年（一五二八）十二月二十日、五十二歳で死去する。義興の後は子の義隆が家督を継ぐ。義隆は永正四年（一五〇七）十一月十五日に生まれており、二十二歳であった。

享禄五年七月頃には、將軍足利義晴による上洛要請の対立などから、大友義鑑（豊後国）を中心に武田光和（安芸国）・尼子経久（出雲国）などによる大内氏包囲網が形成されつつあった。天文元年（享禄五・一五三二）九月十九日には、宗像氏延が河津隆業の宅所を襲い、氏延が討ち取られている。隆業は同日付で次に掲げる分捕手負人数注文（『河津伝記』Ⅱ二七二―一、二五〇二。以下、注文写とする）を作成し、筑前国守護代杉興長に提出している。興長は注文写を義隆に送り、義隆は注文写を一見し隆業の戦功を確認して袖の部分に花押を据え、おそらく興長経由で隆業に送り返している。

龍福寺殿袖判

一見了、

今日十九日大友勢為先、宗像新四郎氏延自立花要害、至隆業宅所取懸、自卯時至未剋防戦、郎從・僕從太刀討粉捕手負人数注文

頸一 宗像新四郎氏延

頸一 宗像被官 大和左衛門尉 遠藤彦左衛門尉討捕之

頸一 吉田彈正忠 源左衛門討捕之

頸一 市丸兵庫允 源左衛門討捕之

頸一 櫛部 遠藤新兵衛尉討捕之

頸一 名字不知 庄司四郎討捕之

頸一 名字不知 助右衛門討捕之

頸一 名字不知 七郎左衛門討捕之

手負

山鹿清左衛門尉 遠藤神四郎

中河原源兵衛尉 井田新右衛門尉

山田藤左衛門尉 藤田平兵衛尉

庄司四郎 遠藤彦左衛門尉

中野新七 長谷川新三郎

八郎左衛門 藤次郎

藤五郎 六右衛門

又次郎 助右衛門

小六

以上

享禄五年九月十九日 河津新四郎
隆業

杉豊後守殿

注文写からは、河津長祐が隆業と改名していたことがわかる。義隆から隆の諱を与えられ改名したと考えられる⁽²⁶⁾。享禄五年は七月二十五日に天文と改元されているが、義隆はしばらく享禄の年号を使用していた。

注文写には大和左衛門尉以下を討ち取った隆業の郎従と僕従七人、負傷した郎従と僕従十七人が書かれ、僕従源左衛門は二つの首を討ち取っている。遠藤彦左衛門尉・庄司四郎・助右衛門は負傷者にも書かれているので、注文には隆業の郎従十一人と僕従九人が書かれている。

誰が宗像氏延を討ち取ったかは書かれていないが、享禄五年（天文元）九月二十五日付河津隆業宛大内義隆感状写には「隆業討氏延頸到来」とある（「河津伝記」Ⅱ二七二―三、二五〇九）。氏延を討ち取った隆業が注文を作成したので、空白にしたのであろうか。感状写には「其外為宗者九人討捕」とも書かれている。義隆は隆業に太刀一腰を贈り、賞を与えることを約束している。注文写には隆業の郎従・僕従だけが書かれており、井原氏など西郷の大内氏家臣についての史料は残されていない。

注文写には、この戦いは大友勢の先（先陣・先手）として氏延が立花要害（立花城）から出陣し、隆業の宅所を攻めた戦いで、早朝の卯剋（朝の六時頃）から未剋（昼の二時頃）まで続いたとある。長時間にわたる戦いのわりには、戦死者・負傷者は少なかったということができる。断続的な攻防戦だったのだろうか。

翌年の天文二年八月三日付河津隆業宛大内氏家臣連署奉書写には、昨年立花親貞と氏延が御料所西郷に乱入とあるように、大友氏から立花城を預かっていた城督の立花親貞勢も加わっていた（「河津伝記」Ⅱ二八二、二五九五）。この戦いは注文写に「大友勢為先」とあるように、筑前国での大内氏と大友氏の本格的な戦いの始まりといえることができる⁽²⁷⁾。奉書写には福万庄（福満庄）ではなく御料所西郷とあるが、福万庄と御料所西郷は同じ場所をさしていたと考えられる。

西郷は前述のように赤間関と博多を結ぶ航路上に位置し、大内氏の料所が設定され、所領を宛行われた家臣が居住する大内氏の軍事的な拠点であるとともに、湊と浦の機能を持つ物流の拠点であった。氏延と立花親貞の大友勢が西郷を襲ったのは、西郷が大内氏にとって重要な場所であったからである。

敗死した氏延は宗像氏の系図にはみえないが、宗像氏の一族と考えられる。氏延とともに討ち取られた宗像被官大和氏、吉田氏、市丸氏は宗像氏家臣にみえる。弘治二年（一五五六）正月二十日付占部尚安宛の宗像氏家臣が連署した給田数坪付状写には、東郷で大和左衛門尉給一町六十歩、浅町村郷で吉田弾正忠給五町三反と大和左衛門尉給七町二反半がある（「新撰宗像記考証」Ⅱ三六八―一）。大和左衛門尉以下の所領が闕所とされ、占部尚安に宛行われている。吉田弾正忠については、吉田氏の系図に氏延に従い川津隆家（河津隆業）を攻めて西郷で戦死、と書かれているものがある（「吉田氏系伝」Ⅱ二七二―八）。氏延に従い敗死した大和左衛門尉以下は宗像氏家臣であった。

この頃の宗像社の大宮司は宗像正氏であった。正氏は享禄五年九月一日付大内義隆加冠状で義隆から隆の諱を与えられ黒川隆尚と改めている(「谷村一太郎蒐集文書」二四九七)。隆尚は大宮司職をめぐり一族で争っているが、氏延はみえない。氏延は宗像氏の一族であるが、大友氏に属し立花城にいたと考えられる⁽²⁸⁾。

大友勢の攻撃を受けた義隆は、一族で周防国守護代陶道麒(興房)などを筑前国に送る。天文二年の三月九日付河津隆業宛大内義隆感状写には、「立花要害計策次第、陶入道注進候、今度隆業最前以来忠節非一之状、異于他感状候、必可抽賞之^(候イ)状如件」とある(「河津伝記」Ⅱ二七九、二五六三)。隆業の立花要害(立花城)に対する計策の次第が陶入道(道麒)から義隆に注進され、感状が出されている。隆業は陶勢に属していたと考えられる。

立花城責めには黒川隆尚も出陣しており、天文二年の三月二十六日付で矢傷を被った家臣の石松修理進に感状を出している(「児玉韞採集文書」Ⅱ二八〇一三、二五六六)。同年の四月五日付温科弥左衛門尉宛大内氏家臣連署奉書には、温科弥左衛門尉の僕従小八が立花要害攻口で負った矢傷について、隆尚が注進してきたので大内氏に披露したとある(「竹井文書」Ⅱ二八一、二五六九)。温科氏は大内氏の家臣で、隆尚に預けられた寄子と考えられる。隆尚が温科氏の活躍を義隆に注進していることから、陶勢とは別に一軍を率いていた可能性が高い。隆尚は天文二年かと考えられる四月五日付で、義隆から「立花之儀連々調法之次第」について感状を出されているように、立花城攻めで活躍している(「大阪宗像文書」Ⅱ二八一、

二五六八)。

大内氏の城攻めで立花城は落城する。天文二年の四月十一日付陶道麒宛宗盛賢書状案(「大永享禄之比御状并書状之跡付」二五七五)には、「立花落城之由承候」とある。対馬の宗盛賢に陶道麒から立花城が落城したという知らせが届き、それに対する返書になる。大内氏と大友氏との戦いは、大内氏に有利に展開している。同年九月十六日付河津丹後守が義隆から感状を出されている(「河津伝記」Ⅱ二八三、二六〇二)。丹後守は大内勢が九月七日に筑紫新四郎正広(正門カ)の肥前国基肆郡宮尾要害を落城させた時、内山田奎左衛門を討ち取っている。筑紫氏は少弐資元に従っていたと考えられる。資元は大友氏と結び大内氏と戦っていた。「藤原姓伊東河津之家系」(「河津伝記」)では丹後守を隆業の弟隆載とする。宮尾要害は明らかではない。義隆は天文五年五月に朝廷から大宰大弐に任官され⁽²⁹⁾、同年九月には大内勢に攻められた資元が肥前国小城郡で自害したとされる⁽³⁰⁾。

義隆は大友氏との戦いを有利に進めるが、両者の間で和議が成立したのは天文七年三月になってからである。和議によって大友氏が持っていた筑前国の御分領は、前々のように大友氏に返還されるようになるが、返還が滞ったところもあった。

五 河津隆業の所領と役職

河津隆業は享禄五年(天文元…一五三二)三月三日付大内義隆下文で三笠郡内西小田(筑紫野市)十二町地を、祖父以来の給地の内、不知行が所々あるので代所として宛行われている(「河津伝記」Ⅱ二七〇、二四七一)。

同地は近年筑紫新四郎（正門）が知行していたとある。大内義隆と少貳資元との戦いの結果、少貳氏家臣筑紫氏の所領が闕所とされ、隆業に宛行われたのであろう。大内氏と少貳氏との戦いは、宗像氏延が隆業の宅所を襲う前から始まっていたことになる。隆業は大内氏が筑紫氏から没収した所領（闕所）を宛行われており、同地の支配は難しかったと考えられる。

天文元年九月十九日に宗像氏延などの攻撃を退けた隆業は、其の賞として前述の天文二年八月三日付大内氏家臣連署奉書で、糟屋郡の上下府（新宮町上府・下府）八十町の代官とされている。その後、天文四年二月四日付大内義隆下文で隆業は「粕屋郡香椎郷内上府四拾町地」を宛行われ、同所下府四十町は代官職を元のように沙汰するよう命じられている（「河津伝記」Ⅱ二九一、二七四一）。香椎郷は元々、立花城などとともに大友氏の筑前国の御分領であった。上下府は立花城の落城で大内氏が支配するようになったと考えられる。隆業は大内氏が料所とした上府・下府の代官とされ、その後上府四十町を宛行われている。大友氏との戦いは続いており、重要な占領地を隆業は任されたことになる。

天文九年正月二十九日付大内氏家臣連署奉書で隆業は糟屋郡内小中庄（篠栗町尾仲）の代官とされている（「河津伝記」Ⅱ三〇一）。篠栗町と須恵町との境界にある岳城山には高島居城があり、小中庄は元々、大内氏が支配していたと考えられる。小中庄は「先護心院抱之」とあるが、護心院については不明。奉書で隆業は「正税四十石」と「夫料拾貫文」を毎年厳重に公納するよう命じられている。

隆業は西郷に加えて上府・下府と小中庄の代官とされているが、上府・

下府は天文七年の大友氏との和睦で大友氏に返還された可能性が高い。三笠郡内西小田十二町の給地もその後は不明。小中庄代官職はそれらの代わりであったことが考えられる。戦時において隆業に代官職が与えられたのは、戦いでの戦功に加えて、代官にふさわしい有能な人物であったからであらう。

前述のように、隆業の父興光は鞍手郡代であり、大内氏から鞍手郡とされていた赤馬庄からの段銭の内、毎年百貫文を満盛院に渡すよう命じられていた。

享祿二年五月二十三日付満盛院宛大内氏家臣連署奉書からは、鞍手郡赤間（赤馬）庄からの段銭百貫文の内、二十貫文が満盛院の願いにより穂波郡大日寺領段銭二十貫文と差し替えられたことがわかる（「満盛院文書」Ⅱ二六五―一、二三一〇）。連署奉書には二十貫文は既奉行弘中正長と沼間敦定の裁判（管理）で収納させるといふ、大内氏の意を奉じた奉書を隆業に出すともある。鞍手郡赤馬庄の段銭収納に郡代の隆業が関わっている。大日寺は飯塚市になる。

享祿三年の九月十四日付満盛院宛大内氏家臣連署奉書によれば、千葉胤勝は肥前国に戻っているが、戸栗と重富は小原伊予守に与えられたので、満盛院は前々のように鞍手郡段銭百貫文を進止するようにとされている（「満盛院文書」Ⅱ二六八、二四一七）。

天文三年の十二月二十三日付で沼間興国が出した満盛院御同宿中宛返報には、「所詮対当院、河津収納未進分六拾余貫事、可被 仰付之由候」とある（「満盛院文書」Ⅱ二九〇、二七三四）。満盛院に納められるはずの段

錢百貫文の内、六十余貫を隆業が納めていないことがわかる。書状の文末には「明春委細又示預候者、対河津可遣奉書候」とあるように、詳しいことは来春、満盛院から知らせてもらえば隆業に奉書を出すところ。未納分は隆業による意図的な滞納の可能性も考えられる。

天文十五年四月二十六日付杉興運宛大内氏家臣連署奉書写は満盛院領戸栗・重富の内、八十町を大内氏が「借召」しており、これに対し満盛院の快間が守護代杉興運を通じて愁訴した回答になる（「太宰府満盛院古証文写」上）^{③①}。

「借召」は先例に任せてそのままとされているが、鞍手郡段銭の内から百貫文が扶助され社役を務めることは迷惑ということが認められ、鞍手郡野坂・赤馬両所の御土貢米（百石）を以て当年より「勘渡」（勘定し渡す）とされている。本文には闕文があり「勘渡之由、御代官対貫 付候」とある。八十町については龍造寺（胤栄）帰国の時に還補するとある。

天文十五年五月二日付中村国延・年光仲秀宛貫隆仲書状写には、野坂・赤間両所御土貢の内百石を来秋より毎年、満盛院に「勘渡」するよう奉書が出されたので、収納の時は請取状を執り「勘定」に備えるようにとある（「太宰府満盛院古証文写」下）。中村と年光は貫氏の家臣とされる。天文十五年六月十二日付陶隆満・青景隆著宛杉興運書状写には、戸栗・重富両所について「有御半済、龍造寺宮内大輔被預遣候条、先給主分年打渡申候」とあるように、半済のうち給主分が龍造寺胤栄に渡されている（「太宰府満盛院古証文写」下）。

天文十五年の十月十九日付満盛院宛年光仲秀・中村国延連署書状には、「御料所野坂・赤馬御土貢米百石を満盛院に「勘渡」することを、五月二

日付貫隆仲奉書と六月十一日付満盛院快間書状により、地下役人徳重新四郎に申しつけたとある（「満盛院文書」Ⅱ三一六）。満盛院の愁訴により、赤馬庄からの段銭百貫文のかわりに御土貢米百石が渡されるようになっていく。連署書状には御料所野坂・赤馬とあるように野坂と赤馬は料所とされていた^{③②}。鞍手郡代であった興光・隆業親子は赤馬庄からの段銭・土貢米収納、隆業は野坂庄からの土貢米収納を通じて赤馬と野坂に関わり、影響力を強めていたと考えられる。

天文十六年八月二十七日付満盛院宛貫隆仲・杉宗長書状写からは、龍造寺胤秀が帰国したので両所は還補されるようになったことがわかる（「太宰府満盛院古証文写」下）。野坂・赤馬両所から満盛院への御土貢米百石は必要なくなったと考えられる。

郡代に関連して年末詳十一月二十六日付河津隆業宛大内氏家臣連署奉書写には、「雖被副置陶尾張入道御料所并郡役事存知之条、可被帰郡之由、対道麒麟被仰出候、存其旨、早々令帰郡、公用執沙汰肝要之由候」とある（「河津伝記」Ⅱ二九五）。佐伯氏は隆業が陶道麒麟に副置かれて軍事行動を共にしていたが、この時、「御料所并郡役事存知」しているため帰郡して「公用執沙汰」が命じられたこと、御料所とは大内氏直轄領であり、「郡役」とは鞍手郡代のことであろうとし、御料所経営と鞍手郡代としての「公用執沙汰」のために、帰郡が命ぜられたとする^{③③}。道麒麟が天文初年、九州に出陣中の郡代に関わる史料になる。隆業が軍事面と郡役の重責を担っていたことが明らかになる。

ところで糟屋郡の郡代については弘業と大村重盛が郡代であったと推定

されているが、他の郡代は知られない。弘業は料所である糟屋郡の福満庄（福万庄）の代官であったが、料所は大内氏領国下で糟屋郡とされていたと考えられる。連署奉書写の御料所とは福万庄（御料所西郷）を指しているとも考えられる。そこからは郡役が糟屋郡代の郡役であり、隆業が糟屋郡代であった可能性が考えられる⁽³⁴⁾。

天文十八年には八月二十七日付で河津隆業・米多比家兼宛大内氏家臣連署奉書が出されている（「宗像神社文書」Ⅱ三三四）。奉書は天文十六年に死去した黒川隆尚が子の黒川鍋寿丸（宗像氏貞）に与えた割分地に関し、隆尚が義隆の命により猶子としていた宗像氏男（黒川隆像）との間で起こった相論に関して出されている。

隆尚が死去した天文十六年から起こった相論について、大内氏は天文十七年に上使（使者）を送り、十六年と十七年の土貢（年貢）以下を押さえ置いている。鍋寿丸の被官が相抱える十六年の土貢については、既に自務したので今更、其の弁は迷惑という訴えを認め、天文十六年の米錢中途以前分は催促を止めるようにしている。自務したとは、役目、勤めは果たしたという意味であろうか。隆業は現地で土貢の差し押さえなどの実務にあたっていたので、奉書が出された可能性が高い⁽³⁵⁾。

大永七年（一五二七）に隆業は大内義興から福万庄代官職を安堵されていた。米多比家兼は天文十八年七月三日付大内義隆宛行状で鞍手郡野坂・赤馬両庄の代官職とされている（「米多比善治文書」Ⅱ三三三一一）。同年の七月十三日付大内氏家臣連署書状（同三三三一二）には、本地米多比（古賀市米多比）七十五貫は「以時分可有所勘候」とある。本地は時期をみて

与えるとの意味であろう。家兼は名字の地である米多比を離れており、本地は大友氏に従った米多比氏一族が支配していた⁽³⁶⁾。

隆業と家兼宛に相論についての結果が伝えられる奉書が出されたのは、隆業が鞍手郡（或いは糟屋郡も）の郡代と福万庄の代官、家兼が赤馬・野坂両庄の代官であったからであろう。二人は土貢の押さえ置きに関わっていたと考えられる。

おわりに

大内氏が筑前国守護となったのが確認されるのは大内教弘の代であり、領国経営の拠点である高鳥居城の城衆井原氏などが西郷に所領を宛行われ居住するようになる。河津氏の出自は不明だが、西郷に居住していた。応仁・文明の乱がおけると大内政弘は上洛するが、文明十年（一四七八）に九州に渡海し筑前国を回復する。大内氏の本国（防長両国）に逃れていた河津弘業と宗像氏定も政弘に従い渡海している。

弘業は政弘が上洛する前から糟屋郡の福満庄（福万庄）に居館を構えていた。筑前国回復後、政弘は福満庄内の勘解由小路在宗家領を在宗の直務としたが、まもなく弘業が代官とされている。弘業は大内氏本国に逃れる前は福満庄の代官であったと考えられる。福満庄は「正任記」が初見であるが、その後も河津氏が福満庄の代官であったことから、福満庄は西郷に設定された料所をさしている可能性が高い。しかしその範囲など不明な点が残される。

福満庄を含む西郷は赤間関と博多を結ぶ航路上の要地であった。西郷に

は料所が設定され、所領を宛行われた家臣が居住する軍事的な拠点であると共に、河津氏の居館を中心に湊と浦の機能もあわせ持つ物流の拠点でもあった。西郷の整備が本格的に進められるのは、大内政弘が筑前国を回復してからと考えられる。

河津弘業・興光・隆業は福満庄の代官であった。更に弘業は糟屋郡代と推定され、興光と隆業は鞍手郡代であった。隆業は糟屋郡代でもあった可能性はある。河津氏が高鳥居城衆であった可能性はあるが、郡代と代官の役割が大きかった。

大内氏領国下で西郷は糟屋郡とされていたと考えられ、鞍手郡とされた赤馬庄・野坂庄は大内氏の料所とされている。隣接する宗像社の大宮司宗像氏は周囲を大内氏の料所に囲まれていた。宗像氏は宗像正氏が大内氏の一族とされたように大内氏に属していたが、大宮司職をめぐる一族間の争いが続いていた。大内氏は常に宗像氏の動向を監視する必要があった。この役割を担ったのが河津氏であった。この役割は大内氏の滅亡まで続くことになる。

(元福岡県立図書館職員)

註

- (1) 観応二年(一三五一)十一月二日付で足利尊氏が「大友文書」『宗像市史』古代・中世史料編Ⅰ(宗像西郷などを宛行っている)『宗像市史』古代・中世史料編Ⅰ(宗像市、一九九五年)中世Ⅰ三七二、瀬野精一郎編『南北朝遺文九州編』第三卷(東京堂出版、一九八三年)三二四二。同三年一月十六日付、少弐宗祥

(資経)が作成した亡父少弐妙恵(貞経)の所領注文写に宗像西郷がある(『筑紫古文書追加』『宗像市史』中世Ⅰ三七八、『南北朝遺文九州編』第三卷三三二)。川添昭二『九州中世史研究』(吉川弘文館、一九八三年)第一部四(初出一九九六年)参照。

(2) 佐伯弘次「大内氏の筑前国支配―義弘期から政弘期まで―」(『九州中世史研究』一(文献出版、一九七八年)三四四・三四五頁。A論文とする)。

(3) 佐伯A論文。同「大内氏の筑前国守護代」(『九州中世史研究』二、一九八〇年、B論文とする)。同「大内氏の筑前国郡代」(『九州史学』六九、一九八〇年、C論文とする)。河津氏が郡代であったことはA・C論文による。河津氏についてB論文で次のような指摘がされている(三二三―三二五頁)。

①筑前国人で明応五年十一月以来高鳥居城に在城しており高鳥居城衆であったと考えられる。

②主従制的にも統治権的にも直接大内氏と結びついていた。

③所領は穂波郡・鞍手郡・粕屋郡・三笠郡に散在しているが、特に粕屋郡に集中。

④多くの代官職を宛行われているのも一つの特徴。

⑤中規模の国人領主であったと考えられるが、散在所領で、代官職の占める比重が大きいことからその基盤は脆弱性を有していた。

井原氏については森山恒夫「史料紹介井原家文書」(『九州史学』一七、一九六一年)、佐伯A・B論文、拙稿「室町・戦国時代の筑前国井原氏」(『七隈史学』二一、二〇一九年)参照。深川氏については古賀俊祐「資料紹介深川文書」・田村杏志郎「中世近世移行期を生き抜いた―大内氏被官―深川氏の研究―」

『市史研究ふくおか』一二、二〇一七年）参照。

史料では井原宗金は宗金ともあるが、拙稿と同様に本稿では宗金としている。

- (4) 戦国時代の宗像氏については『新修宗像市史いくさと人びと』（二〇二二年）第二章参照。

- (5) 明応六年（一四九七）六月二十一日付河津弘業宛大内義興下文（江口文書『宗像市史』史料編中世Ⅱ〈宗像市、一九九六年〉二一八。同書からの引用はⅡ二一八のように略し引用する）。「河津伝記」は伊東尾四郎編『宗像郡誌』下編（一九三二年）に収録。「藤原姓伊東河津之家系」（「河津伝記」）には、河津隆家から子の晴気氏澄、孫の河津祐広と続き祐広の娘が匹田（正田）宗氏の妻となったので河津家代々の文書は正田家に伝わるのである。

- (6) 第三巻の天文八年まで刊行（東京堂出版、二〇一六年・二〇一七年・二〇一九年）。同書からの引用は史料番号を記載した。中世Ⅱと異なる史料からの引用、史料名、本文などの異同については同書を参照。本稿では同書に従い中世Ⅱから改めたところがあるが、煩雑になるので一々は示していない。二〇二〇年には山口市から『大内氏受発給文書目録』が刊行された。

- (7) 「蜷川親元日記」の十月二十四日条には、「大内政弘、八月廿七（日祝）渡港（船方）豊前国、九月十六日豊前、筑前両国打取之由、注進到来、九月十八日之書状也」とある（『大日本史料』第八編之十、六八九頁）。

- (8) 「正任記」は『山口県史』史料編中世Ⅰ（山口県、一九九六年）による。『宗像市史』史料編中世Ⅱには宗像氏と河津氏に係する箇所を収録。

- (9) 文明二年九月二十六日付河津弘業宛大内政弘宛行状写（「河津伝記」Ⅱ一五〇、九四）には長門国豊田郡田耕村三十町（山田全左衛門尉跡）、同年十一

月六日付河津弘業宛大内政弘宛行状写（「河津伝記」Ⅱ一五三、九六）には長門国厚狭郡山河内二十町足（広田淡路守跡）、文明三年四月二十五日付美和大炊助・江口貞経宛大内氏家臣連署奉書写（「河津伝記」Ⅱ一五七、一二五）には周防国吉敷西中村国清寺領半済拾余町地（イ）（大屋修理亮跡）とある。和田氏は二通の大内政弘宛行状写を様式や内容に検討が必要としている。「河津伝記」は弘業が政弘と共に応仁元年（一四六七）に上洛したとするが、他の史料で確認することはできない（Ⅱ一四二）。

- (10) 日本歴史地名大系『福岡県の地名』（平凡社、二〇〇四年）。糟屋郡糟屋西郷（宗像郡）西郷については、文明七年二月二十日付深川弘国宛大内政弘下文で深川弘国が「筑前国糟屋西郷拾壹町地（温科左近將監跡）」を宛行われている（「青柳種信関係史料」Ⅱ一六四、二二〇）。和田氏は様式や内容に検討が必要としている。注3で「深川文書」を紹介した古賀氏は真偽について保留としている。

- (11) 「今川家文書」には「群書抄録」収録の大内氏家臣連署奉書写を含む「井原文書」の写が含まれている（『山口県史』史料編中世三（二〇〇四年）。註3拙稿では糟屋郡高島居城の城衆とされ宗像郡西郷に城料・所領を与えられ居住した家臣の中に井原氏がいるとした。井原氏に西郷で城料が宛行われた史料は確認できない。

勘解由小路在宗については森茂暁「大内氏と陰陽道——大内政弘と賀茂在宗との関係を中心に——」（『日本歴史』五八三、一九九六年）がある。森氏は賀茂氏の有力庶流であった在宗が大内政弘と共に文明九年十一月に周防へ下向したと考えられ、文明十八年五月までは周防にいたとする。

- (12) 福満については時代が下るが（天正九年カ…一五八二）二月二十日付安東連直宛戸次道雪預状写に「福満上拾三ヶ所之事、預進之候」とある（『立花右衛門大夫同兵庫助宛感状写』Ⅱ六〇四）。
- (13) 『大日本史料』第八編之十一、三九五頁。
- (14) 「上西郷ニホンスギ遺跡現地説明会」資料、二〇一〇年。
- (15) 『亀山城』福津市文化財調査報告書一九、二〇一七年。
- (16) 『亀山城第2地点』福津市文化財調査報告書三一、二〇二〇年。
- (17) 佐伯A・C論文で二人を郡代と推定している。
- (18) 佐伯A・C論文。
- (19) 「太宰少弐系図」他（竹内理三・川添昭二編『太宰府・太宰府天満宮史料』巻十四〈太宰府天満宮、一九九三年〉六七～八八頁）。
- (20) 「河津伝記」は明応五年十一月に大友（親治）・少弐（政資）両勢が大内領に侵攻したので、弘業は飯盛の城（福津市）、嫡子光種（興光）・次男綱家は高島井（高島居）の城で防戦したとする（Ⅱ二二五）。
- (21) 「宗像宮社務次第」甲本には「七十一代興氏 七十二代氏佐強入部也、七十三代興氏還補也、七十四代氏佐強入部也、七十五代興氏還補也」とある（Ⅱ二二一参考史料）。
- (22) 安堵状写からは大森社が福万庄に含まれることになる。文明十一年十月十四日付河津弘業宛大内政弘下文写では、「筑前国粕屋郡福万庄内令寄附大森神社祭田四町地事」について、「石早可興隆社務職人、猶於余得之地、可加与武役者也、仍下知状如件」とある（Ⅱ一八四一、四六四）。「河津伝記」は大内政弘から神領四町を寄附され、社務職興隆は弘業の進退とされたとする（Ⅱ一八四一二）。和田氏は下文写の様式や内容に検討が必要としている。大内義興安堵状写についても検討の余地が残されていると考えられる。文明十一年の大内政弘下文写は『筑前国風土記拾遺』（文献出版、一九九三年）にも収録されているが、文明十年とある（巻之三十七宗像郡中、大森神社）。十一年の誤写と考えられる。
- (23) 拙稿「河津氏と鯨伝説」（『文化福津』一五、二〇二〇年）。和田氏も大内義興感状写は様式や内容に検討が必要としている。
- (24) 佐伯A・C論文。
- (25) 佐伯C論文では神代四郎左衛門尉を早良郡代とするが、同論文を収録した『九州大名の研究』（吉川弘文館、一九八三年）の追記で三笠郡代とする。四郎左衛門尉の実名が興総であることは、佐伯執筆『太宰府市史』通史編Ⅱ（太宰府市、二〇〇四年）第一編第五章第二節三参照。
- (26) 「河津伝記」では、長祐が享祿元年正月に義隆から諱字を授けられ隆業と号し、その後、新四郎を改め掃部允と称すとある。
- (27) 天文元年からの北部九州を中心にする大内氏と大友氏の戦いについては、吉良国光「天文年間前半における大内氏と大友氏の抗争について」（『九州史学』一六二、二〇一二年）、『山口県史』通史編中世（山口県、二〇一二年）第四編第一章（和田秀作執筆）、藤井嵩『大内義隆』ミネルヴァ書房、二〇一九年などの研究がある。
- (28) 永祿二年（一五五九）九月二十五日に大友氏に従う宗像鎮氏が御家人を語らい数万騎で俄に襲来し、宗像氏貞は大島に渡海・在島している（宗像第一宮御宝殿置札〈Ⅱ五八三一〉、川添昭二『宗像大社文書』第四巻〈宗像大社

社務所、二〇一五年）。鎮氏も宗像氏関係の系図にはみえない。氏延は鎮氏との関係が考えられるが、詳しくは不明。

(29) 「公卿補任」他（『大宰府・太宰府天満宮史料』巻十四、四一〇・四一一頁）。

(30) 「少貳氏歴世次第書」他（『大宰府・太宰府天満宮史料』巻十四、四一一～四一九頁）。

(31) 「福岡市博物館所蔵青柳資料」（川添昭二・吉原弘道編『大宰府・太宰府天満宮史料補遺』太宰府天満宮、二〇〇六年）。「太宰府満盛院古証文写」上・下は同書二九五～二九七・二九九頁による。

(32) 大内氏の直轄領については三村講介「中世後期における大内氏の直轄領」（『九州史学』一三六、二〇〇三年）に詳しい。貫隆仲が野坂・赤馬の代官で、年光・中村兩人が隆仲の家臣であったこと、大内氏奉行人として山口に在住していることから、彼の家臣がいわば下代官として実際に直轄領に赴き所務を遂行しているとする。

(33) 佐伯C論文。天文八年に入明した遣明船の副使策彦周良和尚の「策彦和尚初渡集」には、天文七年九月六日条に「某八月々充、自河津方到来」、九月二十一日条に「予月充式斛式貫自河津方送来」とある（Ⅱ二九八）。佐伯氏はC論文で河津とは鞍手郡代河津氏であろうとし、月充米銭は、大内氏の直轄領及び鞍手郡の土貢・段銭によってまかなわれたと考えられるとする。隆業の多彩な職務の一端が知られる。

(34) 瀬野精一郎氏は本文で引用する八月二十七日付大内氏家臣連署奉書の注解15で「祖父弘業は粕屋郡代であった。隆業もその可能性がある」と指摘している（『宗像大社文書』第一巻〈宗像大社、一九九二年〉三三三頁）。

(35) 佐伯氏はC論文で相論時の守護使による中途の押置行為は大名領国においては一般的にみられるが、郡代及び上使の職掌であったと考えるとき、天文十八年の連署奉書を例にあげている（十九・二〇頁及び註29）。

(36) 米多比氏については拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』（花乱社、二〇一六年）第一編第二章（初出二〇〇六年）参照。

* 糟屋郡は史料・引用文献に粕屋郡とある場合は、そのまま引用している。

* 御笠郡は史料・引用文献に三笠郡とある場合は、そのまま引用している。

* 『新修宗像市史いくさと人びと』では河津弘業が糟屋郡の他に鞍手郡の郡代でもあったとしたが、鞍手郡については史料から確認できない（第二章第一節一二四頁）。

佐伯氏はA論文で、金剛三昧院文書文明十一年粥田庄算用状に、「郡代初而入部之時」とあり、郡代がこの頃替わったことがわかるとし、名前は不明としている（三四三・三四四頁）。粥田庄は鞍手郡に含まれる。

* 本稿は『文化福津』一五号（二〇二〇年）一八号（二〇二三年）に連載した拙稿をもとに書き改めた。

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関する調査研究事業

二〇二三年度調査概要

はじめに

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関する調査研究は、福岡県・宗像市・福津市・宗像大社からなる「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会によって進められている。

以下、令和五年度に本遺産群に関連して行われた各調査研究の概要を以下に報告する。

一 特別調査研究事業

世界遺産に登録された際の勧告にもとづき、本遺産群に関わる古代東アジアにおける航海や交流、祭祀・信仰をテーマとした調査研究を二〇一八年より二〇二二年度までの五年間行った。今年度は、その成果を国内外に広く共有することに重点を置いて活動を行った。

国内向けには、二〇二三年三月に行われた成果報告会の講演動画を編集し公式ホームページで公開を行った。また、二〇二四年二月には、成果報

告会での講演を元にした一般書『世界遺産 宗像・沖ノ島—みえてきた「神宿る島」の実像—』が吉川弘文館より発刊された。

国外向けには、英語版の特設ホームページを開設し、広く周知するとともに、そのURLを掲載した付箋を国外で開催された国際会議にて配布して広報を行った。二〇二二年九月に、オーストラリア、シドニーで開始されたイコモス第二十一回総会およびサウジアラビア、リヤドで開催された第四十五回世界遺産委員会のサイドイベントである五回世界遺産サイト・マネージャフォーラムで広報活動を行った。

さらに成果報告書の概要を翻訳し、出版を行う。英語版の成果報告書は関係者に配布するとともに、公式ホームページで公開する。

令和六年度以降は、これまでの成果を元に残された課題についてさらなる検討を進めるための新たな特別研究事業への着手を予定している。

(福岡県九州国立博物館・世界遺産室・岡寺未幾)

二 宗像大社にかかる調査研究

(一) 考古資料

考古資料の調査・整理作業は昨年から引き続き、宗像大社・宗像市文化財課を中心として、福岡県文化財保護課、同世界遺産室、同九州歴史資料館、宗像市世界遺産課で行っている。

ア. 沖ノ島祭祀遺跡出土の奉獻品の保存管理

宗像大社が事業主体となり「国宝宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品保存修理事業」を実施した。本事業は、平成二七年度からⅢ期一〇年計画で進めており、本年度はⅢ期三年目にあたる。四号遺跡ほか経年劣化の著しい二四品目（計一五八品）の保存修理、保存台図面作成を実施した。

また、令和四年度から宗像大社が事業主体となって進めている「国宝福岡県宗像大社沖津宮出土品ならびに国宝伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品保存活用計画」は、策定が終了した。計画期間は文化庁の認定を受けた日から一一年後の三月三十一日までとしている。

（宗像市世界遺産課・白木英敏）

イ. 国宝管理台帳

国宝沖ノ島出土品の管理台帳については更新作業を継続している。国宝管理台帳の基本台帳・土器台帳・貸出履歴・保存処理履歴について確認・更新作業を行っている。

ウ. 土器詳細遺物台帳の作成

二〇一七年度より、報告書に基づく土器詳細遺物台帳の作成作業を九州大学考古学研究室と行っている。本年度の作業は、二〇二三年七月二十二日から二〇二四年三月下旬までに計二回実施した。

二〇二二年度末、沖ノ島祭祀遺跡調査報告書と照合できなかった土器・土製品資料（以下、「未照合品」と表す）すべてについて台帳化作業が終了し、作成資料の内容見直しを行ったところ、報告書と照合できた土器・土製品資料（以下、「照合品」と表す）と未照合品の重複が判明したため、これまで作成してきた一覧表・台帳カード・個体カードの内容見直しを実施した。

二〇二三年度も、引き続き、一連の台帳化作業を終えた照合品二一点と未照合品一六一点について、一覧表・個体カードの内容見直し作業を行った（二〇二四年一月現在）。台帳カードは修正が必要な部分が多いため、一覧表を確実に修正した後、見直すことにした。本作業では、照合品と未照合品の重複、誤って未照合品とされた照合品の抽出、作成資料の記入ミス、表記の不統一など新たな課題を確認し、修正や調整を行った。また、照合品に未作成台帳カードがあることも判明した。

二〇二四年三月、関係者で協議し、今年度作業の進捗と来年度の作業内容を確認した。

（宗像大社文化局 福岡真貴子）

エ. 沖ノ島祭祀遺跡に関連する写真・図面資料

沖ノ島祭祀遺跡の学術調査にかかる写真および図面など記録類については、二〇二〇年からデジタル化作業を進めてきた。本年度は、これまでデ

デジタル化されたデータの整理作業を行なった。

(二) 文献資料

二〇一七年度から継続して「宗像清文氏奉納文書」のうち書簡・公文書などの一紙ものの目録作成作業を行っている。昨年度まで新型コロナウイルス感染症の影響などにより作業の実施が難しい状況にあったが、今年度は四月から十二月までに五回の作業が実施され、年度中にと三回実施の予定である。

作業は宗像大社文化局に加え、九州国立博物館（福岡県立アジア文化交流センター）、九州歴史資料館が協力して行い、成果は新修宗像市史編纂室とも共有している。作業は来年度も継続して行う予定である。

（宗像大社文化局・津江聡実）

(三) 経過観察

ア. 「宗像神社境内」全体に関する調査

宗像大社沖津宮である沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩の構成資産については、周辺海域を含めた釣り人などのモニタリング調査を十回（一月八日（日）・三月十九日（日）・四月二十八日（金）・五月二十七日（土）・六月十七日（土）・八月五日（土）・九月十六日（土）・十月二十二日（日）・十一月二十二日（日）・十二月二十四日（日））に実施した。その内、十月二十二日（日）と十一月二十二日（日）には各祭祀遺跡の詳細なモニタリング調査を実施した。また、四月十二日（水）から十三日（木）には、カン

ムリウミスズメの営巣調査に同行し、小屋島の植生や新たに登記された岩礁確認、釣り人が与える影響などを確認した。

中津宮では、十一月二十五日（土）に実施した「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会と宗像市世界遺産市民の会（以下、市民の会）が主催する資産周辺（沖津宮遙拝所周辺の海岸・かんす海水浴場・御嶽山展望台）の清掃活動に合わせ御嶽山祭祀遺跡等のモニタリング調査を行った。

辺津宮では、十月四日（水）に市民の会とともに資産の見回り活動を実施、十二月十三日（水）には下高宮祭祀遺跡のモニタリング調査を行った。現地調査関係者は以下の通りである。

宗像市世界遺産課 合島賢二 伊豆剛 岡崇 花田雄二 向井浩太

総務課 徳永淳

秘書政策課 一番ヶ瀬拓也

福岡県九州国立博物館・世界遺産室 正田実知彦

イ. 宗像大社沖津宮の調査

沖ノ島の調査

九号遺跡、一〇号遺跡、一〇号東側遺跡における遺物の出土状況について重点的にモニタリング調査を実施した。また、専門家会議において出土遺物の取り扱い方針を定めた上で、宗像大社の承諾を得て金銅製品などの保護措置を行った。

今年の調査では、一月から三月にかけてオオミズナギドリが沖ノ島に戻ってきて巣穴を再掘削する時と十月から十一月の巣立ちの時期を迎えるころに遺物の露出が顕著になることが明らかとなった。

NTTドコモによる配線工事が祭祀遺跡より上方部分の一ノ岳までの区間で実施された。

また、昨年の台風で倒壊したみそぎ場の小屋は、十一月九日（木）に実施された氏子青年会による奉仕活動によって撤去された。

鳥居上の巨岩対策については、九月十六日（土）に福岡農林事務所が現地調査を実施し、今後の対応策を検討した。その結果、人為的な撤去は行わないとの判断に至った。

小屋島の調査

小屋島の調査では、数羽のカンムリウミスズメの営巣が確認された。植生は、低木層のシャリンバイ・トベラ・ハマヒサカキ・マサキと低層草本のオニヤブソテツ・ニオウヤブマオ・ボタンボウフウ・ホソバワダン・テリハノイバラ・ハマボウス・ダルマギク・ヒゲスゲの生育が確認された。また、新たに登記された宗像市大島字小屋島三〇〇〇番地・三〇〇一番地・三〇〇二番地・三〇〇三番地・三〇〇四番地・三〇〇五番地・三〇〇六番地・三〇〇七番地・三〇〇八番地・三〇〇九番地・三〇一〇番地の撮影を行った。さらに、岩礁に散らばった撒き餌の状況や鉄杭の打ち込み、石鯛釣用と思われるネジの複数の差し込み痕など通常のモニタリングでは観察できない改善すべき状況が確認できた。

御門柱の調査

上陸はせず、船内からの目視で確認。大きな変化はない。

天狗岩の調査

上陸はせず、船内からの目視で確認。大きな変化はない。

沖津宮遙拝所の調査

十一月二十五日（土）に「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会と宗像市世界遺産市民の会との共同主催の清掃活動を実施した。二トントラック三台分の漂着ゴミを回収した。

ウ・宗像大社中津宮の調査

十一月二十五日（土）に御嶽山祭祀遺跡のモニタリング調査を実施した。昨年同様、御嶽山山頂から南側斜面にかけて土器の散布が認められた。

エ・宗像大社辺津宮の調査

十二月十三日（水）に下高宮祭祀遺跡のモニタリングを実施した。高宮祭場の南側、上高宮のある宗像山の裾鞍部より、須恵器甕片の散布が確認できた。昨年から大きな変化はない。

その他境内における特記事項については以下の通りである。

・高宮祭場の参道の一部が地下遺構に影響のない範囲で整備された。

・高宮祭場の木柵が改修された。

・ご神木「カシワナラ」が害虫による被害を受け枯死。後継樹を植栽。

・高宮祭場入り口のスギとモミノキに落雷、その後伐採した。

オ・その他の調査

釣人調査

世界遺産委員会決議の追加的勧告「無断の来訪およびクルーズ船の増加による潜在的な脅威に十分配慮すること」に対応するため、沖ノ島及び周辺岩礁を海岸線で登記し、資産面積の変更についてユネスコに報告した。

現在、沖ノ島周辺岩礁は磯釣り客が利用しているが、今後上陸禁止を含めた利用制限を検討する必要がある。

今年も、沖ノ島とその周辺の防波堤や岩礁、小屋島、御門柱、天狗岩に上陸している釣人の人数調査を、一月～十二月の間に十回実施した。釣人調査を開始してから五年以上が経過するが一向に釣人の数が減少しない。

沖ノ島視認調査

沖ノ島への眺望が世界遺産の価値の一つでもあることから、大島の北、大島砲台近くのトイレ壁に設置したカメラから沖ノ島の視認調査を二〇一八年六月から開始した。

令和五（二〇二三）年は、全体の傾向として、一月以降視認度が低下し、四月から六月にかけて低い状態が続き、七月以降視認状態が回復、十月には視認度合いがピークとなり、その後徐々に低下することが確認できた。

この傾向は、昨年とほぼ同様であり、年間を通して平均すると沖ノ島は、大島から約五十%の割合で見えていることになる。ただし、大島から沖ノ島の岩肌までがくつきり見える割合は、下半期（八月から十二月）に比較的高いことから、沖ノ島を視認する季節としては秋から冬にかけてがベストということになる。

なお、令和五年二月十五日（水）から三月六日（月）までの二十日間は、カメラなどの故障により観測できなかったため、二月と三月のグラフはややデータ不足の状態で表示されているが全体の傾向として大きな差異はないと思われる。

（宗像市世界遺産課 岡崇・

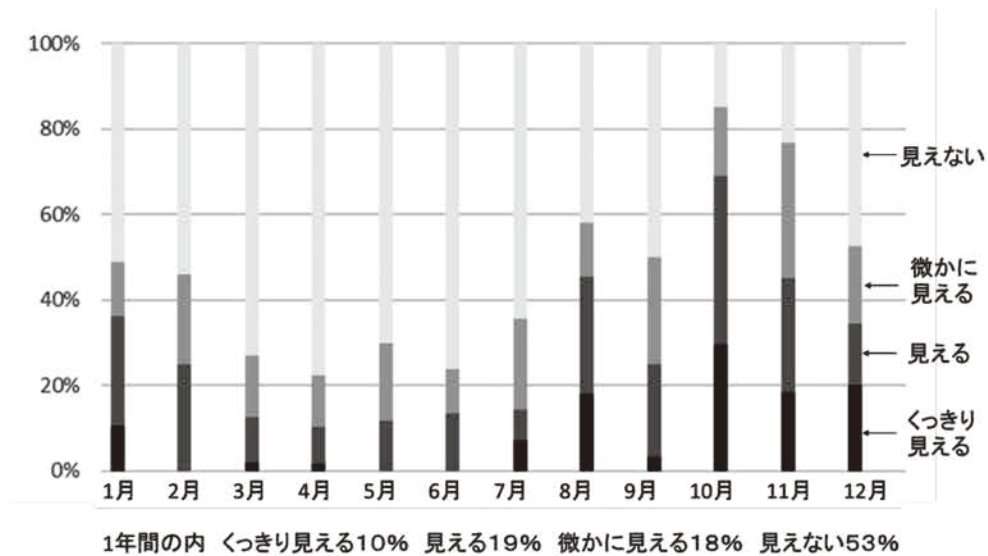
福岡県九州国立博物館・世界遺産室 正田実智彦）

三 新原・奴山古墳群の調査

三四号墳は、六世紀中頃～後半に築造された円墳で、現存する墳丘の直径は約十九m、高さは約六mである。墳丘周囲は開墾により平坦に削平されている。墳丘中央部には幅三m長さ六m程度の陥没があり、石室の南壁天井石付近に達している。これまでに発掘調査は行われておらず、築造当時の規模や周溝の有無等は不明である。二〇二一年度、墳丘西側崩落面の調査を行い、墳丘盛土と墓道を確認した。二〇二二年度は古墳の規模・形状を確認するため、墳丘周囲のトレンチ調査を行った。二〇二三年度調査では、石室内の流入土砂の除去及び三次元計測を行った（写真）。複室構

回数	調査日	調査箇所						合計
		小屋島	御門柱	天狗岩	沖ノ島	沖防	テトラ	
52	1月8日（日）	0	0	0	0	0	0	0
53	3月19日（日）	25	1	3	42	6	0	77
54	4月28日（金）	0	0	0	0	0	0	0
55	5月27日（土）	14	3	4	26	13	0	60
56	6月17日（土）	16	5	7	29	19	0	76
57	8月5日（土）	0	0	0	0	0	0	0
58	9月16日（土）	0	0	0	0	0	0	0
59	10月22日（日）	19	3	6	6	8	0	42
60	11月22日（日）	9	2	2	13	4	2	32
61	12月24日（日）	6	3	2	6	2	0	19

図一 沖ノ島釣人調査



図二 二〇二三年沖ノ島視認調査結果



写真一 新原・奴山古墳群三四号墳石室（前壁側から）

造であることを確認した。また、墳丘北側平坦面の表土除去及び遺構検出を進めている。三四号墳の調査は令和六年度に継続して実施予定である。

また、二基の円墳と考えられていた二五号墳と一九号墳については、二〇一八年度の確認調査によって一基の前方後円墳である可能性が想定されており、二〇二〇年度は追加のトレンチ調査を実施した。二〇二二年度調査では、一五号墳と一九号墳の境付近においてトレンチ調査を実施した。一五号墳から一九号墳にかけて連続する土層を確認した。また、一九号墳の墳頂部陥没の腐植土及び流入土砂を除去し、小型の石室を確認した。二〇二三年度調査では、一九号墳の墳丘土層の調査を行った。調査は令和六年三月に終了予定である。

このほか、航空レーザ測量の結果発見された古墳状の地形について確認調査を進めている。トレンチ調査の結果、新たに二基の古墳を確認した。

古墳分布確認調査は令和六年度に継続して実施する予定である。

(永島聡士・福津市文化財課)

四 その他

(一) 宗像市管内遺跡調査

本年度の埋蔵文化財事前審査において発掘調査に至った事例はなかった。文化財調査報告書作成については、令和二・三年度に度現地調査、令和四年度に遺物整理を実施した古墳時代前期末から後期にかけて営まれた集落遺跡、光岡六助遺跡(五・六次調査)と宗像大社辺津宮に所在する古墳時代中期の円墳、上高宮古墳出土品の報告書刊行を行った(註)。

(註) 池田拓編二〇二四『光岡六助』宗像市文化財調査報告書第八四集

太田智編二〇二四『上高宮古墳』宗像市文化財調査報告書第八五集

(二) 新修宗像市史編纂事業

本年度は、新修宗像市史(全六巻)の第五巻『祈りとまつり』・最終巻第六巻『くらしと生業』の編さん及び刊行を行った。本事業は、宗像市・玄海町・大島村の合併記念事業の一環として平成二十六(二〇一四)年度から始まり、最終的に十年を要し本年度で終了した。今後の新修市史編さん成果の公開・活用については、これまで編さん業務を担ってきた協働委託先の新修宗像市史編集委員会から世界遺産課文化財係が引継ぎ、実施することとなる。

(白木英敏)

(三) 史跡宗像神社境内摂末社修理事業

宗像大社辺津宮本殿・拝殿の周囲に配置された二二棟の摂末社の保存修理を令和二年から六年計画で行っており、四年目の本年度は四棟の保存修理を行った。なお、今後二年間で八棟の修理事業を予定している。

(四) 福津市管内遺跡調査

今年度は五件の埋蔵文化財発掘調査を実施した。調査の概要は、手光立花木遺跡(縄文・弥生、古代・集落)、花見遺跡(縄文・古墳・集落)、在自西ノ後遺跡第七次(中世・近世初頭・集落)、宮司浜ノ久保遺跡第三地点(近世・集落)、津屋崎山川遺跡(弥生・古墳・集落)である。

(松永通明・福津市文化財課)

(五) デジタル・アーカイブに関わる調査

二〇一九年度年より本遺産群に関わる文化財のデジタル化およびその公開を推進する事業を継続している。

今年度は国外向け解説映像作成の一環として、宗像大社の祭事およびそれに関わる地域住民と沖ノ島祭祀遺跡学術調査関係者およびの聞き取りを以下の通り行っている。

第一回 古式祭撮影・聞取調査

日時…令和五年十二月十六・十七日(土・日)

場所…宗像大社辺津宮

第二回 丸山八幡宮祭・大島住民聞き取り調査

日時…令和六年一月二十一日(日)

場所…つわせ・大島交流館

第三回 宗像大社・小田富士雄氏聞取調査

日時…令和六年一月二十九日(月)

場所…宗像大社・九州国立博物館

第四回 西谷 正氏聞取調査

日時…令和六年二月十五日(木)

場所…海の道むなかた館

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 デジタルアーカイブウェブサイト MUNAKATA ARCHIVES のデータベースの充実を図るため、沖ノ島祭祀遺跡に関連するデジタル化については、宗像大社に関する調査研究(一) 考古資料を参照いただきたい。

宗像大社関連古文書・史料データベースについて、宗像大社文書第四巻全巻の文字データベースの公開を行なった。

またコンテンツの多言語対応を進めるため解説動画の中国語・韓国語翻訳などを実施した。今後もさらなる充実を図っていく。

(六) 公開講座について

令和元年(二〇一九)度から「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群公開講座を行なっている。

今年度は、今後の本遺産群の保存管理の向上を目的として、本遺産群の保存管理関係者向けの研修を行なった。

令和四年七月に ICOMOS、ICCROM、IUCN、ユネスコ世界遺産センターより出版された「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンスとツールキット」を理解することを本研修の目的とした。

内容は、令和五年三月十三から十五日までに開催された「世界遺産の文脈における影響評価オンライン研修(IAWH23)」(ICCROM、IUCN、ノルウェー気候・環境省主催)での研修内容をもとに、オフライン・オンラインのハイブリッド方式で研修を行なった。

本研修は主に本遺産群の関係者を対象とし、世界遺産部局だけでなく、構成資産に関わる文化財部局と緩衝地帯に関わる景観部局を含む本遺産群の関係者が出席した。あわせて他県の世界文化遺産関係者にも広くオンライン配信で公開し、オブザーバーとして多数の参加があった。

(七) イコモス第二十一回総会 (ICOMOS GA 2023) への参加

本会議は、令和五年八月三十一日(木)から九月九日(土)までオーストラリア・シドニーで開催された。このうち学術シンポジウムが行われた九月一日から九月八日まで参加を行った。

本来は令和二年に開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行のため延期を余儀なくされたものである。三年越しで実施された本会議には世界中から三〇〇名を超える文化遺産に関わる専門家が集まった。「Heritage Changes (遺産が変える)」であり、二〇二〇年代に起きている激動の変化を検証し、遺産のあり方を考えることを目的として、①レジリエンス②責任③権利④関係性⑤Culture-Nature Journeyの五つのテーマで学術シンポジウムが行われた。うち⑤において「Nurturing Innovative Alliances for Conservation: Diversity as a Strategy (保全のための革新的な提携の育成：戦略としての多様性)」の共同発表を行った。

岡寺未幾 (日本) 福岡県庁* (*は現地参加)

Sanjeev Shankar (インド) Meghalaya Basin Management Agency *

Hok Nang Alex Tam (香港) Arthas *

Fatima Babuly (バングラディッシュ) イコモス・バングラディッシュ*

Fridah Joyce Chipoya (ザンビア) 世界遺産ヴィクトリア・フォール

Nirupa Priyadarshani (スリランカ) スリランカ考古省

(八) 第五回世界遺産サイト・マネージャーフォーラム (WHSMF23)

世界遺産の保存管理に関わるサイト・マネージャーの国際的な知識と経

験の共有とネットワークングを目的として行われる本フォーラムは、第四十五回世界遺産委員会のサイド・イベントとして、サウジアラビア王国、ユネスコ世界遺産センター、ICCROM (文化財保存修復研究国際センター)、IUCN (国際自然保護連合) が主催し、ICOMOS (国際記念物遺跡会議) とのパートナーシップにより開催された。今回はオンライン (令和五年六月十九日、七月四・十三日) と対面 (同年九月十日・十六日 サウジアラビア・リヤドのアル・ファイサリホテル) のハイブリットで行われた (写真一)。六十五カ国九十二の世界遺産の管理に関わる専門家一〇五名が参加した。対面での会議参加者は、地理的な要因から、アラブ、アフリカ、ヨーロッパからが目立ち、北米・中南米、アジア・太平洋地域の参加者は少なく、東アジアから参加者は唯一であった。

今回は「次の五十年に向けた世界遺産の管理」をテーマに行われた。前半のオンライン会合では、サイトマネージャーが各遺産で①世界遺産に登録されたことによるベネフィット、②直面している課題、③世界遺産委員会に求めることを出し合って声明 (Statement of the 5th World Heritage Site Managers' Forum) をまとめ、世界遺産委員会で報告された。その概要は、以下の通りである。

世界遺産条約は半世紀にわたり文化と自然地域社会と人々を結びつけ遺産の保護に関して多大な影響を与えた。しかしながら現在、世界遺産は多くの課題を抱えている。その主なものに武力紛争、気候変動の危機、デジタル格差の問題、オーバーツーリズムがあげられる。この状況を踏まえ、サイト・マネージャーは、デジタル技術の普及や持続可能な観光の促進に

取り組んでいく。合わせて今後五十年間の世界遺産の保存管理を確かなものにするため世界遺産委員会に財政・法的な支援を求めていく。

またフォーラムは、世界遺産に関連する最新の動向についての講義を中心に、視察やグループワークなど盛りだくさんの内容で構成される。

講義では「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンスとツールキット」<https://whc.unesco.org/en/guidance-toolkit-impact-assessments/> また関連して世界的に推進されている持続可能エネルギー風力発電に特化した「風力発電ガイダンス」<https://whc.unesco.org/en/wind-energy/>、さらに遺産の保存管理の有効性を評価し向上を図る「遺産強化のためのツールキット 2.0 (Enhancing Our Heritage Toolkit 2.0)」<https://whc.unesco.org/en/whc-heritage-toolkit-20/> また、世界遺産の資産範囲をオンライン上で示す、世界遺産オンラインマッププラットフォーム (<https://whc.unesco.org/en/whc-map/>) などが紹介された。

視察は、アル・マスマク（宮殿）およびスーク・アルザル、アル・ウラ（ヘグラ考古学遺跡、マダインサーレ）、アル・トライフ（ディルイーヤ）の三箇所を訪れた。

アル・ウラ（写真二）は、リヤドから約七百km北西に位置するハイイル市にあるヨルダンの世界遺産ペトラと同じくナバテア人が築いた紀元前一世紀から紀元後一世紀の遺跡で、巨大な砂岩を頂上から掘り込んで作られた墳墓群である。砂岩で壊れやすいため基本的に人の立ち入りはできず、強度がしっかりした石室についてはガイドが同行する場合に限り中に立ち入ることができるようになっている。遺跡のガイドを始めガイダンスセン

ターなどこの遺産で働く職員百二十名はすべて国の職員。近隣には世界遺産「サウジアラビアのハイイル地方の岩絵」を構成する「ジャバル・ウム・シンマン」（二万年に及ぶ岩絵遺跡）が所在し、市街地全体を遺産を生かした形で開発し、遺跡観光開発に国を挙げて取り組んでいることが見て取れた。アル・ウラについては、グループ・ワークの題材として、①開発計画および②気候変動の対応策の検討を行った。

アル・トライフ（写真三）はサウジ・アラビアの起源となる十五世紀の都市遺跡である。本遺産の研究施設には多くの研究員が在籍して保全に力を入れている。遺跡は整備・公開されているが、遺跡の中にガイダンスが作られ、遺跡を学びながら散策することができる。入場料は無料。谷を挟んだ反対側の台地には、遺跡と雰囲気合わせたレストラン・ショップが作られ、長時間滞在できるようになっている。観光客はもちろん現地の人たちも多く訪れ楽しんでいたのが印象的であった。

オンラインで開催された第四回に引き続き二回目の参加であったが、世界各地のサイト・マネージャーと実際に対面して共に学び、体験を共有し、語り合えたことは本当に得難い経験であった。このような機会に恵まれたことを感謝したい。

（岡寺未幾）



写真二 第5回世界遺産サイトマネージャーフォーラム(左 オンライン会合、右 リヤドでの会合)



写真三 アル・ウラ(マダインサーレ)

左 砂岩を削出して作られた石

中 石室内部の状況

右 ガインダンス入口



写真四 アル・トライフ(ディルイーヤ) (左 遺跡全体 右 ガイダンス内部の様子)

沖ノ島出土鏡の再検討

重住（福嶋）真貴子・水野敏典・森下章司

1. 宗像大社所蔵鏡の来歴と整理の経緯

宗像大社は三宮からなり、沖ノ島に沖津宮（宗像市大島）、大島に中津宮（宗像市大島）、本土に辺津宮（宗像市田島）が鎮座する（図1）。現在、宗像大社が所蔵する鏡には、古代の沖ノ島祭祀に関わる鏡と、中津宮・辺津宮の祭祀で奉納された鏡があり、すべて辺津宮に保管されている。

古代の沖ノ島祭祀に関わるものには、学術調査で祭祀遺跡から出土したものと、学術調査で出土したものではないが沖ノ島出上の可能性が高いとみられるものがあり、前者を学術調査出土品として、後者を伝沖ノ島出土品として保管している。これらの沖ノ島出土品は併せて約8万点を数え、現在、すべて国宝に指定されている。沖ノ島学術調査は、宗像大社復興期成会が昭和29年から昭和46年にかけて3回実施したもので、沖津宮周辺の巨岩群に23ヶ所の古代祭祀遺跡（図2）と膨大な量の奉納品が発見された。第3次調査までに、学術調査出土鏡と伝沖ノ島出土鏡を併せた沖ノ島出土鏡は計54面確認されている（宗像大社復興期成会1979 524頁）^{（1）}。

これまでに、学術調査出土鏡以外の銅鏡については詳細を公にする機会はなかった。これらは、沖ノ島祭祀遺跡ひいては宗像大社の祭祀全体を検討する際に不可欠であるため、本章では、個々の把握に必要となる来歴と、資料を扱う際に参考となる学術調査後の整理作業について述べる。（重住）

（1）伝沖ノ島出土鏡について

現在、宗像大社（以下、大社と表す）が伝沖ノ島出土品として保管する鏡は計15面である。伝沖ノ島出土品は様々な経緯で伝来しており、各々の来歴によって、沖ノ島で発見後辺津宮へ移されて保管してきた「移管品」、沖ノ島から外に流出して個人蔵となった後に大社へ返納された「旧個人蔵品」、「来歴不詳品」というように整理できる。伝沖ノ島出土鏡もそれぞれに分類される（表1）。

移管品 伝御金蔵発見品・沖津宮社務所発見品にわけられる。

伝御金蔵発見品は、御金蔵で不時発見されたものと伝えられ、学術調査よりずっと以前から辺津宮へ移管されていた品をさす。

沖津宮社殿の左奥には巨岩の重なりによって自然に作られた洞穴状の空間がある。ここは江戸時代には「御金蔵」と称され、同時代に著わされた記録によって、沖ノ島祭祀遺跡の中で最も早くから知られていた場所である。御金蔵は、第1次調査で4号遺跡と名付けられた^{（2）}。第3次調査では、この洞穴が5世紀、6世紀には祭場として使用され、平安時代以降は祭祀奉獻品を再収納する収納庫として機能したことを確認し、また、島内の他

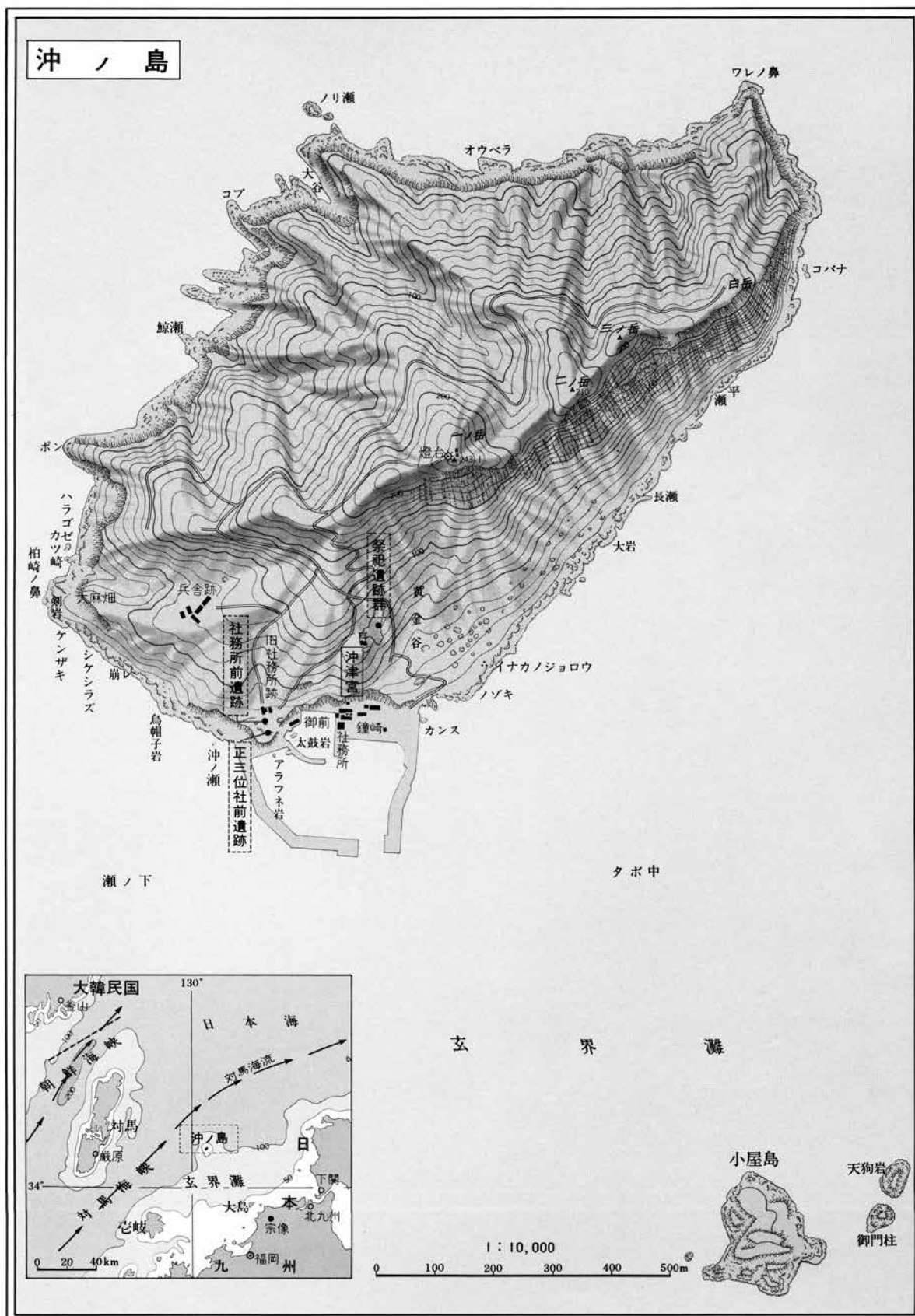


図1 沖ノ島とその位置

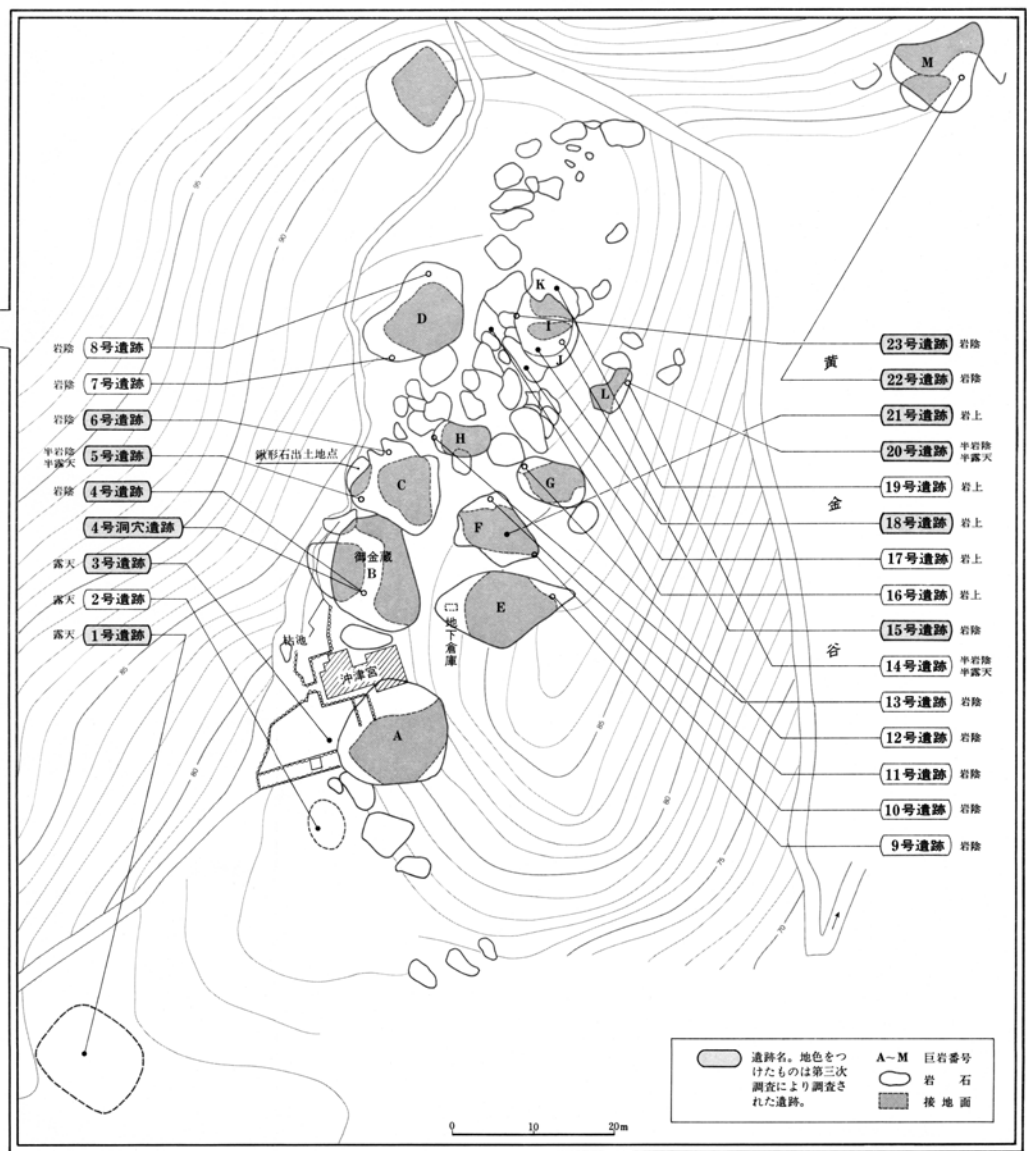


図2 沖ノ島の遺跡配置

表1 宗像大社所蔵の伝沖ノ島出土鏡の内訳と来歴

名 称	整理番号	伝沖ノ島出土鏡			
		移管品		旧個人蔵品	来歴不詳品
		伝御金蔵 発見品	沖津宮 社務所発見品		
獣帯文方格規矩四神鏡	伝-2	1			
三角縁三神三獣鏡	伝-3	1			
方格規矩渦文鏡	伝-4			1	
三角縁三神三獣鏡	伝-5			1	
変形魚文帯神獣鏡	伝-6-1			1	
双頭龍文鏡	伝-6-2		1		
四乳渦文鏡	伝-7-1			1	
鈕片	伝-7-2			1	
四乳渦文鏡	伝-7-3			1	
三角縁神獣鏡片	伝-7-4			1	
変形四神四獣鏡	伝-8-1	1			
乳文鏡	伝-8-2	1			
変形獣形鏡	伝-8-3	1			
珠文鏡	伝-9-1				1
変形神獣鏡	番号なし				1

の祭祀遺跡で偶然露出して採集されたものも神宝としてこの洞穴へ収納したと推測している（宗像大社復興期成会1979 155・163頁）。

伝御金蔵発見品のうち、鏡は、獣帯文方格規矩四神鏡（伝－2）、三角縁三神三獣鏡（伝－3）、変形四神四獣鏡（伝－8－1）、乳文鏡（伝－8－2）、変形獣形鏡（伝－8－3）の5面からなり、このほかに金銅製高機、香炉状品、銅盤、滑石製模造品（人形・馬形・舟形・子持勾玉・円板・白玉）、宋銭、石斧、土器などがある。これらは第1次調査開始までにいくつかの学術報告でふれられ存在が知られてきた⁽³⁾。

沖津宮社務所発見品は、ある時期に沖津宮社務所内で存在が確認され、辺津宮へ移管された品をさす。該当する鏡は双頭龍文鏡（伝－6－2）1点のみで、本鏡は近年大社職員によって沖津宮社務所内で確認されたものである。

本鏡以外に、第1次調査の際に沖津宮社務所内で存在が確認され調査出土品とともに辺津宮へ移管された一群がある。該当品は金属製の馬具や装身具で、7号遺跡出土品と形態・構造が等しい馬具や帯先金具を多く含むことから、沖ノ島の祭祀遺跡から表面採集され沖津宮社務所へ運び込まれて保管されてきたものと推定されている（宗像神社復興期成会1958 132頁、139－146頁、宗像神社復興期成会1961a 235頁）。大社では、この一群について、第1次調査で7号遺跡出土品と結論付けられたものを7号遺跡出土品として保管し、それ以外を伝沖ノ島出土品として保管している。

旧個人蔵品 該当する鏡は、方格規矩渦文鏡（伝－4）、三角縁三神三獣鏡（伝－5）、変形魚文帯神獣鏡（伝－6－1）、四乳渦文鏡（伝－7－1）、鈕片（伝－7－2）、四乳渦文鏡（伝－7－3）、三角縁神獣鏡片（伝－7－4）である。

そのうち、変形魚文帯神獣鏡（伝－6－1）を除く鏡6面（伝－4、伝－5、伝－7－1～4）は福岡市のコレクターの旧蔵品で、一連のものに武器（鉄矛・鉄鏃）、鉄斧、貝製雲珠、滑石製模造品（子持勾玉・白玉・円板）、玉類、金属製雛形円板などがある。この一群に含まれる鏡3面は、第3次調査で21号遺跡から出土した鏡片一獣文縁豆孫銘獣帯鏡（21－1－1）、変形格子目文鏡（21－1－2）、変形鼉竜鏡（21－1－3）と接合した。これらは、現在、復元して一個体になっている。また、この一群のほとんどは21号遺跡や18号遺跡と関係をもつものとされている。この一群はすべて『宗像沖ノ島』に「付記 新出資料」として収録されている。一方、変形魚文帯神獣鏡（伝－6－1）は前述とは別の旧個人蔵品で、沖ノ島の漁港築堤工事関係者の持ち出しにかかるものである⁽⁴⁾。

来歴不詳品 該当する鏡は、珠文鏡（伝－9－1）と変形神獣鏡（整理番号なし）である。珠文鏡（伝－9－1）は来歴を示す付属資料がないが、本調査で珠文鏡（7－2）と同範・同型の鏡と判明した。変形神獣鏡（整理番号なし）は『宗像沖ノ島』収録の参考図版Ⅲ鏡〈4〉－（3）に「伝沖ノ島出土」と掲載されている。来歴不詳品は鏡以外にも武器・馬具・工具・金属製雛形品・有孔貝製品・玉類・滑石製模造品など各種ある。いずれも詳しい来歴はわからないが、伝沖ノ島出土品として辺津宮で保管してきたものである。

この他に、銅鏡片（伝－28－82）は、大社はこれまで伝沖ノ島出土品として保管してきたが、本調査で、鼉龍鏡（17－15）、変形六獣帯鏡（17－19）、擬銘帯画像鏡（17－21）の同一個体と判明し、17号遺跡出土の銅鏡片であることを確認した。（重住）

(2) 中津宮・辺津宮の祭祀に関わる奉納鏡・出土鏡

現在、大社では、古代の沖ノ島祭祀に関わる鏡の外に、海獣葡萄鏡2面（ともに整理番号なし）、変形獣帯鏡2面（第三宮-1、第三宮-2）を収蔵している。これらは大社の中津宮・辺津宮の祭祀に関わる奉納鏡とみられる。

海獣葡萄鏡は大小各1面ある。大型の海獣葡萄鏡の来歴は、沖ノ島の御金蔵発見品とする説あるいは辺津宮奉納品とする説など大社の内部において異同があったようだが、明治25年の調査と思われる『宗像神社宝物模写図三冊』のうち中津宮の分冊には「古鏡壹面径七寸」として海獣葡萄鏡の図が描かれ「黒田忠之奉納ト云傳フ」と記されている。したがって、本鏡は江戸時代に福岡藩主第二代黒田忠之が中津宮へ奉納したもので後に辺津宮へ移管されたものとみられる⁽⁵⁾。一方、小型の海獣葡萄鏡は来歴不詳である。

変形獣帯鏡2面（第三宮-1、第三宮-2）は辺津宮第三宮址からの出土品である。辺津宮社殿の南南西には丘陵があり南方の高い方を上高宮、その北側の一段低い丘陵を下高宮^{みや}といい、両者が連なる山丘は社家の伝承では古来より宗像三女神の降臨の聖地とされている⁽⁶⁾。第三宮址は下高宮の丘陵から東北のほうへ突出した土地の突端にあった小さな丘とされる。本鏡2面は、昭和10年頃に行われた県道拡張工事の折に盛土用としてこの小丘を切崩した際、滑石製短甲や須恵器・土師器とともに見つかったものである（田中1938、宗像神社復興期成会1961b 18-19頁、宗像大社復興期成会1979 485頁）。（重住）

(3) これまでの整理

第3次調査後、大社が行った学術調査出土品・伝沖ノ島出土品の整理の経過について述べる。

沖ノ島出土品は、昭和56年から平成4年まで保存修理事業が行われた。伝沖ノ島出土品を含む全ての沖ノ島出土品を可能な範囲で遺跡毎に仕分けし、その状態で修理業者へ搬出、修理が終わると立体品以外は製品毎にまとめてテグスで桐板に留められ、大社へ納入された。桐板は遺跡単位にまとめられ収納箱に保管された。この保管状況は現在も変わっていない。

続いての整理は、沖ノ島出土品の国宝一括指定事業時である。平成18年6月、古墳時代から平安時代中期までの沖ノ島祭祀に関わる出土品は伝沖ノ島出土品も含める形で一括国宝指定を受けた⁽⁷⁾。本指定へ向けて、大社は平成15年から整理作業を行い、出土品の全容を把握するための資料作成にあたった。当時、これらの出土品の資料台帳がなかったため、遺跡毎にまとめていた桐板の個々に番号をふり、この番号を基に遺跡毎で出土品の内訳と数を割り出し、審議用の資料を作成した。なお、この時に作成した整理番号を本稿でも用いている。

現在も出土品の整理は継続中で、資料台帳の完成を目指して鋭意取り組んでいる。近年は社外にある伝沖ノ島出土品の所在確認や調査をしながら、整理、検討を進めている。現在までに確認した社外の推定沖ノ島出土鏡として、個人蔵の獣文縁冑子孫銘獣帯鏡（21-1-1の同型鏡）1面がある⁽⁸⁾。（重住）

(4) 鏡の三次元形状計測と整理

平成19年～平成21年、奈良県立橿原考古学研究所による三次元形状計測を進めてゆく一方で、基礎作業として宗像大社に保管されている各鏡のチェックと再検討を行った。重住、水野、森下を中心に、完形鏡から破片に至るまで各資料を1点1点確認していった。その結果、いくつかの新しい知見も得ることができた。ここに検討結果の一端を報告し、確認した銅鏡を一覧表として提示する。

沖ノ島祭祀遺跡の発掘調査の成果は3冊の調査報告書に詳細にまとめられ（以下、『沖ノ島』、『続沖ノ島』、『宗像沖ノ島』の略称を用いる）、出土鏡についても丁寧に報告されている。また宗像大社神宝館において、これらの資料はきわめてよく整理された状態で保管されており、報告との照合も容易であった。ただし、前にも触れたように、報告書に掲載されていない資料や、検討の結果、新しく種類を判別できた資料もある。鏡は、沖ノ島祭祀遺跡を評価する上で重要な役割を果たしてきており、その全体を示すことに意義を認める。

なお3冊の報告書は、発掘調査毎にまとめられているため、一遺跡の出土品が複数の報告にまたがって記述されているものも多い。上記の国宝一括指定に伴う整理作業において重住が作成した、遺跡ごとの出土鏡一覧表に基づき、その整理番号を利用して報告する。

（森下）

2. 新たに種類が判明した鏡

宗像大社所蔵資料を1点1点確認、整理してゆく過程で、接合や破片の検討結果により、新たに鏡の種類や出土位置が判明したものがある。

a 伝沖ノ島出土獣帯文方格規矩四神鏡（伝－2 『沖ノ島』図版第49－（1））と18号遺跡発掘鏡片（18－5－4 『宗像沖ノ島』PL.95－3）が接合。

獣帯文方格規矩四神鏡が18号遺跡の出土品と確定した。沖ノ島では、このように典型的な漢鏡は1例のみとなる。

b 7号遺跡出土の鏡片（7－3－1 『沖ノ島』図版第51－（3））が、8号遺跡の盤龍鏡（8－2－3 『続沖ノ島』図版第89－（1））と同型品であることが判明。

8号遺跡の盤龍鏡は報告書では後漢末の漢鏡と位置付けられてきたが、小林行雄のいう「同型鏡群」となる可能性が高まった（小林1965）。同型鏡群は、中期後半から後期の古墳に多く副葬され、韓国武寧王陵からも出土している。7・8号遺跡の主たる祭祀年代とも矛盾しない。ただし「盤龍鏡」は同型鏡群では初例。

c 伝沖ノ島出土変形魚文帯神獸鏡（伝－6－1 未報告資料）と伝沖ノ島出土の三角縁神獸鏡片（伝－7－4 『宗像沖ノ島』PL.120－1）が同範・同型品であることを確認。奈良国立博物館蔵坂本不言堂コレクションにも同範・同型品あり。

d 7号遺跡出土珠文鏡（7－2 『沖ノ島』図版第51－（1））と伝沖ノ島出土珠文鏡（伝－9－1 未報告資料）が同範・同型鏡であることが判明（徳田氏）。

e 21号遺跡出土獣文縁冑子孫銘獸帯鏡（21－1－1 『宗像沖ノ島』PL.121－3）と同型品で、推定沖ノ島出土とされる個人蔵鏡を調査。検討の結果、沖ノ島出土品とみてよい。

f 4・7・8・18・21号遺跡出土の鏡片を検討。一部の種類を同定した。（森下）

3. 沖ノ島出土鏡・関連鏡の整理結果

各鏡について、整理番号（「4-1-1」など）、名称、径、重量、報告書掲載箇所（報告書名・図版・図面ほか）の順でまとめた。

■は1面と数えるもの、□は他と接合した銅鏡片ないし同定不能の銅鏡片、○は関連資料を示す。

鏡の名称は、各報告書に記載のものを使用したか、一部改称したものをふくむ。

径と重量は、報告書の記載に誤りがなければそのまま採用し、報告書に記載がなく本調査で計測したものは〔 〕で示した。本調査で計測した法量は保存修理を終えた状態であるため、本来のものとは異なる。また、破片については省略した。

（1）学術調査出土品

1号遺跡 1面

■ 1-1 八稜鏡片

1点 約10cm（復元径）『宗像沖ノ島』PL.31-（2）・FIG.27

縁部の破片。文様は不明。周縁が蒲鉾状に盛上る。

4号遺跡（御金蔵） 4面分

■ 4-1-1 外区片

1点 『宗像沖ノ島』PL.65-1・FIG.63-3の右

外側から櫛歯文・波文・櫛歯文となる外区片。後期の仿製鏡。

■ 4-1-2 唐式鏡片

1点 14～15cm（復元径）『宗像沖ノ島』PL.65-2・FIG.63-2

唐式鏡の外区片。中央の剥離部は文様があったところか。破面は錆びており、古い割れ口。

□ 4-1-3 変形文鏡片

1点 『宗像沖ノ島』図版なし・FIG.63-1

外側から円文・櫛歯文・櫛歯文。7号遺跡（7-3-a）と8号遺跡（8-2-1）と同一個体。

■ 4-1-4 鈕（珠文鏡）

1点 『宗像沖ノ島』図版なし・FIG.63-3の左

小型の鈕の破片。鈕脇に珠文が3点残る。仿製の珠文鏡。

■ 4-1-5 外区片

1点 『宗像沖ノ島』図版・図面なし

外側から櫛歯文・櫛歯文・波文・線文（S字状）となる外区片。後期の仿製鏡。

7号遺跡 3面分

■ 7-2 珠文鏡

9.2cm〔94.1g〕『沖ノ島』図版第51-（1）・第22図-5・鏡鑑明細表

外区は乱雑な櫛歯文・波文。内区は多数の珠文で埋める。伝－9－1と同範・同型品と判明。後期の仿製鏡。数片に破碎し一部を欠失していたが、現在は接合・復元している。

■ 7－3－1 盤龍鏡片

破片多数『沖ノ島』図版第51－（3）・図面なし

報告書では「平縁鏡」と一括されていた鏡片であったが、検討と接合作業の結果、その中に8号遺跡の盤龍鏡（8－2－3）と同型品の破片があることが判明。ただし、破片はあまり接合しない。外区は櫛歯文・櫛歯文。盤龍の一部や神仙像がみられる。

■ 7－3－2 界圈片

2点『沖ノ島』図版第51－（3）・図面なし

断面三角形の界圈状の破片。斜面は櫛歯文。外側に線表現の文様。前期の仿製鏡の鈕座や三角縁神獣鏡の界圈に例あり。

□ 7－3－a 変形文鏡片

3点『沖ノ島』図版・図面なし

4号遺跡（4－1－3）と8号遺跡（8－2－1）と同一個体。

□ 7－3－b 銅鏡片

5点（2点は接合）『沖ノ島』図版第51－（3）・図面なし

縁は一方の面が丸みを帯びる。鏡の破片かどうか不明。

□ 7－3－c 細片

多数『沖ノ島』図版第51－（3）・図面なし

同定不能。やや厚みのある銅製品の破片をふくむ。盤龍鏡（7－3－1）の破片もふくむもの。

8号遺跡 3面分

■ 8－2－1 変形文鏡

10.0cm [81.1g] 『沖ノ島』図版第51－（2）・第22図－6・鏡鑑明細表

外区は外側から円文・櫛歯文・櫛歯文。内区は巴文。内区外周に半円。後期の仿製鏡。欠損部が多く、復元してある。破片が4号遺跡（4－1－3）、7号遺跡（7－3－a）の破片に含まれる。

なお、第1次調査では、本鏡は8号遺跡から大島中学校への移管品であった時期があると報告されている（宗像神社復興期成会1958 68頁）。

■ 8－2－2 変形方格規矩鏡

14.1cm [237.2g] 『沖ノ島』図版第49－（2）・第22図－2・鏡鑑明細表

外区は線表現の渦文。内区外周に櫛歯文・擬銘帯。内区は方格規矩の間に渦文化した獣文を入れる。前期の仿製鏡。変形文鏡（8－2－1）とは鍔の状態がまったく異なる。

■ 8－2－3 盤龍鏡

11.6 [104] cm 215g 『続沖ノ島』図版第89－（1）・第108図

厚い縁部をもち、外区は二重の櫛歯文。内区は2頭の向かいあう獣像の脚元に、臼を搗いて薬を調合する仙人の姿を描く。鋳上がりは良好であるが、鍔の進行によって傷んだ部

分が多い。

報告書では後漢末の漢鏡と位置づけていたが、7号遺跡出土鏡（7-3-1）が本鏡と同型品であることが判明し、古墳時代中期後半～後期の古墳に副葬される同型鏡群に属する可能性が高まった。

15号遺跡 1面

■15-1 六神六乳鏡

9.2cm [91.0g] 『宗像沖ノ島』PL.118・FIG.119

外区は鋸歯文、文様帯は櫛歯文。内区は6個の乳の間に神像を1体ずつ表す。前期後半の仿製鏡。

16号遺跡 4面

■16-1 変形三角縁三神三獣鏡

20.5cm [677.1g] 『沖ノ島』図版第50-（2）・第22図-4・鏡鑑明細表

仿製三角縁神獣鏡。京大目録番号249。同範鏡番号119。18号遺跡に同範・同型品（18-2）。外区は三角縁で線描の鋸歯文と波文。内区外周は9個の乳の間に各種の図像を入れる。内区は6個の乳で区分し、神像と獣像を交互に配する。

■16-2-1 変形方格鏡

9.1cm [101.0g] 『続沖ノ島』図版第75-（1）・第88図-1

いわゆる方格T字鏡（松浦1983・1994）。外区は波文・鋸歯文。内区は方格とT字文と乳で構成。仿製鏡とされているが、魏晉鏡の可能性が高い。

■16-2-2 変形内行六花文鏡

6.9cm [28.6g] 『続沖ノ島』図版第75-（2）・第88図-2

外区は素文。文様帯に櫛歯文をめぐらし、主文は六花の内行花文。前期の仿製鏡。

■16-2-3 素文雛形銅鏡

3.0cm [7.7g] 『沖ノ島』図版第51-（4）・第22図-7・鏡鑑明細表

小型の素文鏡。鈕は板状。

17号遺跡 21面

■17-1 変形夔鳳鏡

22.1cm 785g 『続沖ノ島』図版第33・第28図・表2の番号（21）

外区は縁が小さな斜縁状で、二帯の内向鋸歯文。続けて雲文と鳥文を2体ずつ交互に配した連弧文がめぐる。内区は宝珠形の四葉によって4つに区画され、四葉の中に横向きと振り返りの龍を置き、四葉の間には相向う夔鳳を置く。それぞれの夔鳳の頭上には「冨」「亘」「子」「孫」の吉祥銘を入れる。鈕は円形鈕孔で平たい。

鏡背面は全体的に模糊としていて、内区の一部はうまく文様表出されず「孫」の字が消えている。縁の2箇所が凹み、縁から鈕へ長い亀裂がある。なお、18号遺跡に文様や特徴が酷似する鏡片5点がある（18-5-3参照）。

■17-2 変形鳥文縁方格規矩鏡

27.1cm 1535g 『続沖ノ島』図版第19・第9図・表2の番号(1)

外区には鳥文と鋸歯文。内区外周は櫛歯文と断面が蒲鉾形の有節文がめぐる。内区は方格とTLV字文で区画され、隙間に渦文化した虎文や鳥文を配す。方格内に獣脚状の図像がめぐる。極めて鑄上がりが良い。

■17-3 変形半円方形帯方格規矩鏡

26.2cm 1510g 『続沖ノ島』図版第21・第10図・表2の番号(2)

外区は二重の鋸歯文。内区外周は櫛歯文、鋸歯文の界圈、半円方形帯がめぐる。内区は方格とTLV字文で区画し、渦文化した虎文、鳥文を配する。縁から鈕に向って入る亀裂が2箇所あり、大きく歪む。

■17-4 擬銘帯方格規矩鏡

22.1cm 850g 『続沖ノ島』図版第22・第11図・表2の番号(3)

外区は鋸歯文・珠文・鋸歯文。内区外周は櫛歯文・擬銘帯がめぐる。内区は方格とTLV字文で区画され、渦文化した虎文と鳥文を置く。

■17-5 変形方格規矩渦文鏡

21.5cm 1030g 『続沖ノ島』図版第23- (4)・第12図・表2の番号(4)

外区は鋸歯文・波文・鋸歯文。内区外周は櫛歯文・擬銘帯がめぐる。内区は方格とTLV字文で区画するが、表現や配置に歪みがめだつ。主文様は渦文と小弧線で構成される。

■17-6 変形珠文帯方格規矩鏡

16.6cm 380g 『続沖ノ島』図版第24- (6)・第14図・表2の番号(6)

外区は二重の鋸歯文。内区外周は櫛歯文・複線に挟まれた珠文帯がめぐる。内区は方格とTLV字文で区画され、鳥文を向かい合う形で配す。内区の一部を鑄掛けしている。

■17-7 変形菱雲文縁方格規矩鏡

17.8cm 530g 『続沖ノ島』図版第23- (5)・第13図・表2の番号(5)

外区は菱雲文と鋸歯文。内区外周は櫛歯文がめぐる。内区は方格とTLV字文で区画され、間に渦文化した虎文を相対させて配す。方格とTLV字文の表現や配置に歪みがみられる。

■17-8 変形内行十花文重弧鏡

18.7cm 605g 『続沖ノ島』図版第25・第16図・表2の番号(8)

浅い匙面の平縁で、外区は素文。外から内へ櫛歯文、内行十花文、櫛歯文、雲雷文、櫛歯文がめぐり、通常の内行花文とは花文と雲雷文の位置が入れ替わっている。鈕座は五葉で内側に櫛歯文が入る。花文間と五葉間はそれぞれ重弧文で埋めている。

■17-9 擬銘帯内行八花文鏡

17.6cm 675g 『続沖ノ島』図版第26- (9)・第17図・表2の番号(9)

平縁で、外区は鋸歯文。外側から順に乳をもつ擬銘帯、櫛歯文、内行八花文がめぐる。鈕座は四葉で回りに凸面の圈帯がある。

■17-10 変形内行八花文鏡

17.0cm 545g 『続沖ノ島』図版第26- (10)・第18図・表2の番号(10)

平縁で、外区は素文。内区外周は櫛歯文・珠文・雲雷文・珠文をめぐらす。主文は内行

八花文。花文の間に変形した結紐文を入れて、雲雷文の円圈を乳に変えている。鈕の周囲を珠文と凸面の圈帯で囲む。縁から鈕へかけて大きく亀裂が入り一部を欠失している。

■17-11 変形唐草文帯三神三獸鏡

24.3cm 1140g 『続沖ノ島』図版31- (18)・第25図・表2の番号 (18)

仿製三角縁神獸鏡。京大目録番号204。同範鏡番号103。外区は三角縁で、鋸齒文・波文・鋸齒文がめぐり、10個の小乳を配す。内区外周は櫛齒文・唐草文・波文・界圈がめぐり、10個の乳を配する。内区は6個の乳で区画され、間に浮彫の神像と獸像を交互に配置する。神像は肩・膝が張ったものとなで肩のものと二種類ある。獸像は顔が横向きで二重顎を持つ。乳の上には松毳文様を配す。鈕座は有節重弧文。縁の4箇所から亀裂が入り、鏡面が歪んでいる。鑄型の傷が多くみられる。

■17-12 変形唐草文帯三神三獸鏡

21.6cm 600g 『続沖ノ島』図版第32- (19)・第26図・表2の番号 (19)

仿製三角縁神獸鏡。京大目録番号244。同範・同型鏡は知られていない。外区は三角縁で、線描の鋸齒文と波文。内区外周は唐草文がめぐり、8個の乳を配す。内区は6個の乳で区画され、神獸像を3体ずつ置いたとみられるが、文様表現はわからない。鑄上がりが極めて悪く、文様の表出が不良で鈕の一部が欠失している。鑄型の傷みによる凹凸がめだつ。

■17-13 変形魚文帯神獸鏡

20.0cm 610g 『続沖ノ島』図版第32- (20)・第27図・表2の番号 (20)

仿製三角縁神獸鏡。京大目録番号253。同範・同型鏡は知られていない。外区は三角縁で、線描の鋸齒文と波文。内区外周は9個の乳・魚・蛙・唐草を組み合わせた獸文帯と突線の界圈がめぐる。内区は一部の文様がうまく表出されず、乳1個が欠失しているが、本来、6個の乳で区画されたとみられる。神像3体を連続して置き、それらに接して獸像様の図像2体を置いている。神獸の表現は区別が明確ではない。鈕座は突線。縁の一部に亀裂が生じている。

■17-14 擬銘帯龍鏡

12.9cm 260g 『続沖ノ島』図版第28- (12)・第20図-12・表2の番号 (12)

外区は鋸齒文・波文・鋸齒文。内区外周は櫛齒文と擬銘帯がめぐる。内区は4個の乳で区画され、長短2つの胴部をもつ龍と線表現となった巨を4組配する。外区の内側の段に凹凸や歪みがめだつ。

■17-15 龍鏡

23.7cm 955g 『続沖ノ島』図版第27・第19図・表2の番号 (11)

外区は菱雲文と怪鳥文。内区外周は界圈と半円方形帯がめぐる。内区は4個の乳で区画され、長い胴部をもつ龍と巨を銜む小獸像を4組配する。鈕座は有節重弧文。怪鳥文には長い亀裂があり、2箇所欠失している。伝-28-82の鏡片中に本鏡の怪鳥文帯の鏡片2点を確認した。

■17-16 変形七獸帯鏡

16.7cm 290g 『続沖ノ島』図版第29- (14)・第21図・表2の番号 (14)

外区は鋸齒文・珠文・鋸齒文。内区外周に櫛齒文、鋸齒文を施した界圈、櫛齒文、擬銘

帯がめぐる。内区は4個の乳で区画され、それぞれに1頭もしくは2頭の鳥頭状の獣像と、胴から分離した鬘龍鏡系の頭部表現を配する。鈕座は櫛歯文。鈕の部分は圧力によって変形して盛り上がり、亀裂が生じている。

■17-17 変形文鏡

10.0〔10.4〕cm 115g 『続沖ノ島』図版第28- (13)・第20図-13・表2の番号(13)

外区は鋸歯文のみ。内区外周は櫛歯文・擬銘帯がめぐる。内区は4個の乳で区画され、それぞれに獣像が著しく変形したとみられる表現の文様を配する。

■17-18 変形半円方形帯画像鏡

22.0cm 840g 『続沖ノ島』図版第30・第23図・表2の番号(16)

外区は菱雲文。内区外周に櫛歯文、鋸歯文を施した界圈、珠文と複合鋸歯文を入れた半円方形帯、断面が蒲鉾形の有節文がめぐる。内区は4個の乳で区画され、脇侍を従えた神像と2頭の獣像をそれぞれに対置する。鈕座は櫛歯文。縁の2箇所から鈕へ向って亀裂が入っている。

■17-19 変形六獣帯鏡

16.4cm 385g 『続沖ノ島』図版第29- (15)・第22図・表2の番号(15)

外区は鋸歯文・波文・鋸歯文。内区外周は櫛歯文と擬銘帯がめぐる。内区は6個の乳で区画され、各区画に横向きの獣像を配する。鈕座は有節重弧文。全体が7片に破碎し、内区の2箇所を欠失している。本調査では、伝-28-82の鏡片中に本鏡の特徴をもつ鏡片1点を確認した。

■17-20 変生素文帯方格鏡

18.0cm 630g 『続沖ノ島』図版第24- (7)・第15図・表2の番号(7)

外区は素文。内区外周は櫛歯文、乳と円環と斜行線が合わさった雲雷文風の文様帯、櫛歯文、凸面の圈帯がめぐる。内区は方格とT字文で区画し、間を弧線で埋めている。鈕は長方形鈕孔で鏡背面からやや浮いた位置にある。縁部の形状、鈕孔の特徴から魏晉鏡の可能性が高い。縁の2箇所から鈕へ向って亀裂が入っている。

■17-21 擬銘帯画像鏡

15.0cm 『続沖ノ島』図版第31- (17)・第24図・表2の番号(17)

外区は鋸歯文。内区外周は櫛歯文と擬銘帯がめぐる。内区は4個の乳で区画され、神像や獣像が変形した文様表現を各区画に交互に配したものとみられる。内区の破損が著しく、内区と外区が分離している。本調査で、伝-28-82の鏡片中に本鏡内区の破片の多くを確認したが、現在も内区の半分を欠失している。

18号遺跡 10面分

■18-1 四神文帯二神二獣鏡

22.2cm 1050g 『続沖ノ島』図版第42・第63図・表19の番号(1)

三角縁神獣鏡。京大目録番号91。同範鏡番号50。外区は三角縁で、鋸歯文・珠文入りの波文・鋸歯文、斜面に鋸歯文。内区外周は櫛歯文・獣文・鋸歯文の界圈がめぐる。獣文は「天」「王」「日」「月」の方格銘と4個の乳で8つに区分され、四神や獣その他の図像を間

に配す。内区は4個の振文座乳で区画され、脇侍を従えて巨に座す2体の神像と、顔が横向きで巨を銜む2体の獣像を対置する。空隙には傘松形文様を載せたひきがえりと烏、蓬萊山、博山炉などを配す。鈕座は有節重弧文。鑄上がり、遺存状況は良好である。

■18-2 変形唐草文帯三神三獣鏡

20.6cm 730g 『続沖ノ島』図版第46-(4)・第64図-4・表19の番号(4)

仿製三角縁神獣鏡。京大目録番号249。同範鏡番号119。16号遺跡に同範・同型鏡(16-1 変形三角縁三神三獣鏡)あり。三角縁に続いて外区は鋸歯文・波文、内区外周に9個の乳と線描きの獣文をめぐらす。内区は乳で区切り神獣像を配する。全体として表出不良で文様が見えないところが多い。内区の乳1個と鈕の四分の一が表出されていない。

■18-3 変形三神三獣獣帯鏡

23.4cm [798.5g] 『続沖ノ島』図版第45-(2)・第64図-2・表19の番号(2)

仿製三角縁神獣鏡。京大目録番号240。同範・同型鏡は知られていない。外区は三角縁で、鋸歯文・波文・鋸歯文。内区外周は乳で区切り、魚・蛙・四足動物などの獣文、突線の界圈がめぐる。内区は6個の乳で区画され、間に神像と獣像を3体ずつ交互に置いたとみられる。神像は膝を張り、獣像は頭部表現が横向きと側面形の二種類がある。乳の上に松毬文様を配す。鈕座は突線に連珠。部分的に文様表出が不良。全体が5片に破碎し、五分の一ほどを欠失していたが、現在は接合・復元している。

■18-4 変形三神三獣獣帯鏡

20.9cm [594.7g] 『続沖ノ島』図版第46-(3)・第64図-3・表19の番号(3)

仿製三角縁神獣鏡。京大目録番号237。同範・同型鏡は知られていない。外区は三角縁で、鋸歯文・波文・鋸歯文。内区外周は斜行櫛歯文、乳で区切り、魚・蛙などの獣文がめぐる。内区は、本来、6個の乳で区画し、間に神像と獣像を3体ずつ交互に置いたとみられる。神像は二股状の胴部。獣像は頭部が縦向き、胴が横向きである。鑄型の傷みによる文様の崩れが激しい。縁2箇所から亀裂が生じ、四分の一を欠失している。

■18-5-1 獣文鏡片

2点 1点は『宗像沖ノ島』PL.95-1の下・FIG.92-1の上 もう1点は図版・図面なし
頭部を正面に向けた獣像の破片。屈曲する胴部をもつ。獣像の脇を縁取る突線が特徴。三角縁神獣鏡と報告されたが、仿製鏡の可能性が高い。香川県赤山古墳出土の仿製盤龍鏡に獣像頭部表現の近い例あり(瀬戸内海歴史民俗資料館1983 41頁)。

■18-5-2 外区片

1点 『宗像沖ノ島』PL.95-1の上・FIG.92-1の下

比較的整った波文と鋸歯文からなる外区の破片。小さな段をもち、その内側の櫛歯文が残る。研磨は丁寧。18-5-1の外区でもよいが、鑄肌はやや異なるか。報告では三角縁神獣鏡とされたが、その外区を思わせる雰囲気はある。

■18-5-3 変形夔鳳鏡片

5点 22cm(推定復元径) 『宗像沖ノ島』PL.95-2・FIG.92-2

17号遺跡の変形夔鳳鏡(17-1)と酷似する夔鳳鏡の破片。同範・同型の根拠は得られず。半円文の表出が2片間で異なる。伝宮地嶽付近の古墳出土の破片(鈴木基親氏旧蔵、鈴木

氏売却にて現在所在不明（梅原1966）と同一個体とみる考えもある（宗像大社復興期成会1979 307・308頁、花田1999）。

■18-5-4・伝-2 獣帯文方格規矩四神鏡

18.0cm [451.3g 伝-2のみの重さ]

18-5-4:『宗像沖ノ島』PL.95-3・FIG.93 伝-2:『沖ノ島』図版第49-(1)・第22図-1・鏡鑑明細表

18-5-4は第3次調査における18号遺跡の出土品で、鈕と方格、T字部分の一部の破片1点。伝-2は、伝御金蔵発見品（豊1939 第1図-2）とされてきた獣帯文方格規矩四神鏡で、両者が接合し、同一個体であることが判明した。両者を接合した状況で資料提示。

外区は平縁で、獣文。内区外周は櫛歯文、銘帯がめぐり、銘は「尚方作竟真大巧 上有□□□□□ □□玉泉飢食棗」で、末尾に鳥文を置く。内区は方格とTLV字文で区画され、隙間に線描で四神やその他の獣像を配したとみられる。方格には乳と十二支銘を入れ、T字文の両脇には円座乳を置く。鈕座は蝙蝠形の四葉で、間に小葉を1個ずつ入れる。

■18-5-5 鈕

1点 『宗像沖ノ島』PL.95-4・図面なし

よく研磨された鈕。鈕孔は円。18-5-1の鈕でもよい。

■18-5-6・伝-7-2 銅鏡片・鈕片

18-5-6:15点（うち2点は接合）『宗像沖ノ島』210頁に出土地点のみ説明あり

伝-7-2:1点 『宗像沖ノ島』PL.120-5・図面なし

18-5-6は第3次調査における18号遺跡出土品で、伝沖ノ島出土で旧個人蔵の鈕片（伝-7-2）と、錆があまり進行せず、黒っぽい色で、表面が模糊とした特徴が共通する。18-5-6の1点と伝-7-2が接合する可能性もあり、確証はないが同一個体と解釈・配置して資料提示。

鈕頂が平らで、鈕座に接して浮彫表現の獣像があり、横倒しの頭部がみえる。仿製の盤龍鏡か。18-5-6の銅鏡片中には他に錆の異なる破片もふくむ。うち2点は薄い縁部の破片。

19号遺跡 2面分

■19-1 変形内行八花文鏡

24.8cm [1008.5g] 『続沖ノ島』図版第63・第72図

平縁で外区は素文。内区外周に櫛歯文・雲雷文・櫛歯文をめぐらし、主文は内行八花文。雲雷文の円圈を乳に変えて、花文の間に変形した結紐文を入れている。鈕座は四葉で回りに櫛歯文で挟む圈帯と珠文帯がめぐり、

■現存しない 鏡片

第1次第4回調査で、19号遺跡の東端I号巨岩とK号巨岩の空隙で鋸歯文のある鏡片1個を実見したが、その後見当たらなくなったとある（宗像神社復興期成会1961a 178頁）。

21号遺跡 6面分

■21-1-1 獣文縁冑子孫銘獣帯鏡

17.6cm [487.7g] 『宗像沖ノ島』PL.103-5 (鈕座片)・PL.121-3・FIG.101-1 (鈕座片)・FIG.157-1

外区は獣文縁・鋸歯文、内区外周には櫛歯文をめぐらす。内区は欠失部分が多いが、7個の乳で区分し、神像や各種の獣像を置く。鈕座には「孫」字と渦文を配する。いわゆる同型鏡群。古墳時代中期後半～後期の古墳に副葬される。現在知られている本鏡の同型品出土地は下の通り。

大部分が出土地点不明の旧個人蔵品であったが、第3次調査で出土した鈕座の破片と接合し、本来の出土遺跡が確定した。現在では接合・復元してある。21-2-aに本鏡の鈕座の小乳部分の破片あり。

現在個人蔵の別の1面の同型鏡(推定沖ノ島)も、本鏡と鍔の共通性から21号遺跡の出土品と推定されている(宗像大社復興期成会1979 520頁)。

同型鏡出土地: 韓国・慶尚南道 熊本・国越 宮崎・持田(伝) 宮崎・持田1号 宮崎・山ノ坊(2) 福岡・沖ノ島21号(推定) 奈良・藤ノ木 三重・木ノ下 愛知・笹原

■21-1-2 変形格子目文鏡

11.7cm [58.6g] 『宗像沖ノ島』PL.103-3 (外区片)・PL.120-6・FIG.101-3 (外区片)・FIG.157-4

外区は櫛歯文・櫛歯文・複合鋸歯文(波文が崩れたもの)、内区は乳脚文。後期の仿製鏡。

大部分は個人の旧所蔵品であったが、第3次調査で21号遺跡から出土した外区の破片と接合したことから、本来の出土遺跡が確定した。現在の復元状態は『宗像沖ノ島』図版とは異なる位置に破片が接合されている。21-1-bと21-2-bは本鏡と同一個体。

■21-1-3 変形龍鏡

13.0cm [104.6g] 『宗像沖ノ島』PL.103-1左2点(内区片)・PL.120-4・FIG.101-4(内区片)・FIG.157-3

外区は複合鋸歯文・鋸歯文、内区外周に櫛歯文と鋸歯文を施した界圏をめぐらす。内区は神獣像状の変形した図像で、乳がないのが特徴。前期の仿製鏡。21号遺跡の他鏡とは年代が異なる。また鍔の状況も違いが大きい。半分あまりが欠損し、外区の半分以上を復元してある。21-1-aは本鏡と同一個体。

大部分は個人の旧所蔵品。第3次調査で21号遺跡から出土した破片と接合したことから、21号遺跡の出土品であることが確定した。

■21-1-14 小型鏡

『宗像沖ノ島』PL.103-4・FIG.101-2

素文か。小型の鈕の周囲に圏線。あまり研磨されていない様子。

□21-1-a 変形龍鏡片

1点 『宗像沖ノ島』PL.103-1右1点(PL.120-4には入っていない)・図面なし
変形龍鏡(21-1-3)の内区の破片。

□21-1-b 変形格子目文鏡片

7点 一部は『宗像沖ノ島』PL.103-2・図面なし
変形格子目文鏡(21-1-2)の外区ほかの破片。

□21-1-c 銅鏡片

4点 『宗像沖ノ島』図版・図面なし
文様不明。

■21-2-1 縁部片

3点 『宗像沖ノ島』図版・図面なし
薄い縁部の破片。

■21-2-2 小型素文鏡

〔2.0-2.3cm〕〔3.4g〕『宗像沖ノ島』PL.103-6・FIG.103-1
文様のない小型鏡。

□21-2-a 獣文縁冴子孫銘獣帯鏡片

1点 『宗像沖ノ島』図版・図面なし
獣文縁冴子孫銘獣帯鏡（21-1-1）の鈕座の小乳の破片。

□21-2-b 変形格子目文鏡片

1点 『宗像沖ノ島』図版・図面なし
変形格子目文鏡（21-1-2）の内区の破片。

□21-2-c 銅鏡片

8点 『宗像沖ノ島』図版・図面なし
文様不明。

23号遺跡 1面

■23-1 珠文鏡

6.0cm 〔24.3g〕『宗像沖ノ島』PL.117-（2）・FIG.120-1

外区は鋸歯文一帯。内区外周に櫛歯文をめぐらす。内区は一列の珠文。四分の一を欠失している。

（2）伝沖ノ島出土品

■伝-3 三角縁三神三獣鏡

21.7cm 〔802.3g〕『沖ノ島』図版第50-（1）・第22図-3・鏡鑑明細表

伝御金蔵発見品（豊1939 第1図-1）。三角縁神獣鏡。京大目録番号124。同範鏡番号77。外区は三角縁で、鋸歯文・波文・鋸歯文。内区外周は櫛歯文・珠文を入れた波文と界圈がめぐる。界圈の表現は同範・同型鏡と異なる。内区は6個の乳で区画され、間に神像と顔が縦向きの獣像を3体ずつ交互に配す。獣像の前方にある乳下には線描の渦文、波文、魚を置く。鈕座は円圈と有節重弧文で一部はうまく表出されていない。文様帯の一部を欠失するが、復元している。

■伝-4 方格規矩渦文鏡

24.8cm 〔845.0g〕『宗像沖ノ島』PL.121-4・FIG.155

旧個人蔵品。外区は渦卷文・鋸歯文。内区外周は櫛歯文と擬銘帯がめぐる。内区は方格とTLV字文で区画され、隙間に渦文化した虎文と鳥文を配す。方格内には渦文・珠文を入

れ、四葉座をおく。鈕座付近の欠失箇所は小孔（貫通）となっている。内区から文様帯にかけての欠失箇所は復元している。

■伝－5 三角縁三神三獣鏡

21.8cm [708.0g] 『宗像沖ノ島』PL.121－1・FIG.156－4

旧個人蔵品。仿製三角縁神獣鏡。京大目録番号214。宮崎県西都原13号境に同範・同型鏡あり。外区は三角縁で、鋸歯文・波文・鋸歯文。内区外周は櫛歯文、10個の乳で区切られ、魚・鳥・蛙・獣面などをふくむ獣文帯、鋸歯文の界圈がめぐる。内区は6個の乳で区画され、間になで肩の神像と顔が横向きで一重顎をもつ獣像を3体ずつ交互に配す。2個の乳下に松毬文様を置く。鈕座は有節重弧文。外区が2箇所欠失していたが復元している。鑄型の傷がめだつ。

■伝－6－1 変形魚文帯神獣鏡

[20.8cm] [548.8g] これまでの報告書に掲載なし

旧個人蔵品。仿製三角縁神獣鏡。京大目録番号255。坂本不言堂コレクション（現奈良国立博物館蔵）に同範・同型鏡あり（樋口・林2002 210頁）。本調査で、伝沖ノ島出土鏡片（伝－7－4 三角縁神獣鏡片）が同範・同型鏡であることを確認した。外区は三角縁で、線描の鋸歯文・波文。内区外周は9個の乳で区切って魚・唐草を組み合わせた獣文帯がめぐる。内区は5個の乳で区切り、神像と獣像をそれぞれの区画に配することを意図したものともみられるが、神獣の区別が明確ではない。鈕座は突線。鑄型の傷がめだつ。縁から内区へ向って亀裂と欠損部があり、補修してある。

■伝－6－2 双頭龍文鏡

[9.1cm] [79.8g] これまでの報告書に掲載なし

沖津宮社務所発見品。外区は素文。内区外周は斜行櫛歯文と二重細線がめぐる。内区は鈕を挟んで縦に長い銘帯「位至」「三公」によって左右に二分される。主文様として双頭龍文と思われる崩れた獣像を左右に1個ずつ置くが、文様表出が不良で文様表現はよくわからない。

■伝－7－1 四乳渦文鏡

12.1 [11.7] cm [123.9g] 『宗像沖ノ島』PL.120－2・FIG.156－3

旧個人蔵品。『宗像沖ノ島』520頁では付着する土などから21号遺跡の出土と推定。仿製の獣文鏡。外区は鋸歯文・波文・鋸歯文、外区外周に櫛歯文、内区は4個の乳の間に崩れた獣文を配する。古墳時代中期の仿製鏡。外区に欠損。

■伝－7－3 四乳渦文鏡

8.5 [8.1] cm [46.0g] 『宗像沖ノ島』PL.120－3・FIG.156－1

旧個人蔵品。『宗像沖ノ島』521頁で「錆などからみて、21号遺跡出土と推定しておこう」とされる。外区は鋸歯文、内区外周に櫛歯文、内区は4個の乳の間に渦状文を配する。外区に欠損。

■伝－7－4 三角縁神獣鏡片

1点 『宗像沖ノ島』PL.120－1・FIG.156－2

旧個人蔵品。『宗像沖ノ島』519頁では錆と付着する土から18号遺跡の出土と推定。外区

と文様帯の一部の破片。伝沖ノ島出土鏡（変形魚文帯神獸鏡 伝－6－1）と同範・同型品と考えられ、文様の一致する場所も特定した。京大目録番号255。坂本不言堂コレクション（現奈良国立博物館蔵）にも同範・同型鏡（樋口・林2002 210頁）あり。

■伝－8－1 変形四神四獸鏡

8.9cm [120.4g] 『沖ノ島』第23図－10・鏡鑑明細表 『続沖ノ島』図版第102－（2）

伝御金蔵発見品（豊1939 第1図－5）。外区は渦巻と櫛歯文。内区は8個の小乳と線文。後期の仿製鏡か。外区の一部を欠く。

■伝－8－2 乳文鏡

9.3cm [84.4g] 『沖ノ島』第23図－9・鏡鑑明細表 『続沖ノ島』図版第102－（3）

伝御金蔵発見品（豊1939 第1図－4）。外区は鋸歯文と波文。内区は小乳の周りにΩ状の線表現。中期後半～後期の仿製鏡。

■伝－8－3 変形獸形鏡

12.2cm [171.7g] 『沖ノ島』第23図－8・鏡鑑明細表 『続沖ノ島』図版第102－（1）

伝御金蔵発見品（豊1939 第1図－3）。外区は鋸歯文・波文・鋸歯文、内区外周は擬銘帯、内区は六獸文。乳なし。

■伝－9－1 珠文鏡

[8.8cm（推定径）] [57.8g] これまでの報告書に掲載なし

来歴不詳品。珠文鏡（7－2）と同範・同型品と判明。7－2よりも残存状況がよく、文様も鮮明。斜縁を呈し、外区は乱雑な櫛歯文・波文。内区は多数の珠文で埋める。後期の仿製鏡。外区と文様帯の多くを欠く。

□伝－28－82 17号遺跡出土の銅鏡片

22点。伝沖ノ島出土鏡として保管されてきたが、17号遺跡出土鏡の破片と判明。発掘調査時にふるい掛けによって回収されたものか。17－15・17－19・17－21の項参照。

■整理番号なし 変形神獸鏡

14.1cm [284.3g] 『宗像沖ノ島』『祭祀遺物の考察』参考図版Ⅲ鏡〈4〉－（3）・図面なし

来歴不詳品。外区は鋸歯文・波文・鋸歯文、内区外周は櫛歯文と珠文、内区は6個の乳で区分し、神像と獸像を配する。外区の一部を欠く。

（3）参考資料

伝御金蔵（所在不明品）

■乳文鏡

11.2cm 『沖ノ島』第23図－11・鏡鑑明細表

外区は櫛歯文・櫛歯文、内区外周に擬銘帯をめぐらし、内区主文は巴文らしい。

豊元国によって、御金蔵に現存する唯一の古鏡として報告されているもの（豊1939 第1図－6）。第1次調査では、沖ノ島で紛失と報告されている（宗像神社復興期成会1958 68頁）。

推定沖ノ島21号遺跡（社外品）

■獸文縁冑子孫銘獸帯鏡

17.6cm [639.8g] 『宗像沖ノ島』 PL.121-2・FIG.157-2

個人蔵品。21号遺跡出土鏡(21-1-1)と同型鏡。外区は獣文縁・鋸歯文、内区外周には櫛歯文をめぐらす。内区は7乳で区分し、各種の獣像を置く。鈕座には「亘」「子」「孫」字と渦文を配する。

大社の調査で、本鏡は、大社が伝沖ノ島出土鏡として保管する旧個人所蔵品の一群(方格規矩渦文鏡(伝-4)、三角縁三神三獣鏡(伝-5)、四乳渦文鏡(伝-7-1)、鈕片(伝-7-2)、四乳渦文鏡(伝-7-3)、三角縁神獣鏡片(伝-7-4))と、かつて一連のものとして所有されていたことがわかっている。本調査では、鏡背面の錆の様子が21号遺跡出土鏡(21-1-1)と共通することを確認した。したがって、沖ノ島21号遺跡出土の可能性が高いとみられる。

推定沖ノ島(社外品)

○六花連弧文鏡

10.0cm 『宗像沖ノ島』 308頁・FIG.150-1

以下3面は「昭和35年(1960)ごろ、福岡市のある家で、宗像大島村で購入したという鏡、玉類、石製品をみせてもらったことがある」「昭和31年(1956)8月、大島村の波止場工事現場付近で土工ふうの人より購入したもの」(宗像大社復興期成会1979 308頁)として紹介されたもので、その後、焼失したともいわれ、現在所在不明。掲載された拓本によると外区は素文、内区外周は櫛歯文・珠文?、主文は六花文の仿製内行花文鏡。

○四乳櫛歯文鏡

7.9cm 『宗像沖ノ島』 308頁・FIG.150-2

外区は鋸歯文、内区外周は櫛歯文・擬銘帯?、主文は4個の乳と捩文。

○素文雛形鏡

3.5~3.9cm 『宗像沖ノ島』 308頁・FIG.150-3

小型の素文鏡。

○画文帯同向式神獣鏡・変形獣帯画像鏡

伝宮地嶽付近古墳出土(梅原1966、財団法人東洋文庫1993)。大英博物館所蔵。推定沖ノ島は花田勝広によるが、確証はまだない(花田1999)。

辺津宮第三宮址

○第三宮-1 変形獣帯鏡

8.5cm [71.0g] 『続沖ノ島』 第48図-(1)

外区の一部と内区の大半を欠失するが、復元してある。図柄は盤龍鏡。外区は鋸歯文、内区外周には櫛歯文、主文は向い合う頭部が残る。中国鏡と考えられる。

○第三宮-2 変形獣帯鏡

15.1cm [247.7g] 『続沖ノ島』 第48図-(2)

外区と内区の一部を欠失するが、復元してある。文様は朦朧としているが、外区は珠点入りの波文、内区外周に櫛歯文をめぐらし、主文は線表現の鳥文。その内側に斜行櫛歯文

と二重の圏線をめぐらし、鈕座に四葉文を置く。鈕孔は長方形を示し、魏晉鏡の可能性が高い。

以上2面は宗像大社辺津宮第三宮址出土となるもの（田中1938、宗像神社復興期成会1961b 18-19頁、宗像大社復興期成会1979 485頁）。

奉納鏡

○整理番号なし 海獣葡萄鏡

〔22.1cm〕〔1399.5g〕『宗像沖ノ島』図版 参考I-伝沖ノ島遺物の下（91頁）

伝中津宮宝物。江戸時代に福岡藩主第二代黒田忠之が中津宮へ奉納したもので後に辺津宮へ移管されたものと思われる（『宗像神社宝物模写図三冊』ほか）。

外区には禽獣文と変形葡萄唐草文をめぐらし、内区主文は六獣と葡萄唐草文。鈕は伏獣形。高野山北室院と個人蔵の同型品が知られている（勝部1996 130頁、小窪・菅野1987 図73）。

○整理番号なし 海獣葡萄鏡

〔16.5cm〕〔1078.0g〕これまでの報告書に掲載なし

伝宗像大社奉納鏡。来歴不詳。

外区は禽文と葡萄唐草をめぐらし、内区は各種の獣像を6個置く。龍形鈕。個人蔵品に同型品が知られている（勝部1996 141頁）。（重住・森下）

4. 沖ノ島出土鏡の分類案

銅鏡の分類についてはいろいろな考え方があるが、ここでは仮の分類案として以下のよう

に大別し、沖ノ島出土鏡全体の傾向をみることにしたい。

なお伝もふくめて沖ノ島出土鏡と考えられるものに限って示している。

分類別 沖ノ島出土鏡一覧

漢鏡

18号遺跡 獣帯文方格規矩四神鏡（伝-2と18-5-4が接合）

三国鏡

16号遺跡 変形方格鏡（16-2-1） *いわゆる方格T字鏡

17号遺跡 変形夔鳳鏡（17-1） *特異な形式の夔鳳鏡

17号遺跡 変生素文帯方格鏡（17-20） *類例が中国出土鏡にあるわけではないが特徴から

18号遺跡 変形夔鳳鏡片（18-5-3） *17号遺跡の夔鳳鏡と酷似

伝沖ノ島 双頭龍文鏡（伝-6-2） *漢代でもよい

三角縁神獣鏡（古墳時代前期）

16号遺跡 変形三角縁三神三獣鏡（16-1） *仿製三角縁神獣鏡18-2と同範・同型

17号遺跡 変形唐草文帯三神三獣鏡（17-11） *仿製三角縁神獣鏡

- 17号遺跡 変形唐草文帯三神三獸鏡（17-12） * 仿製三角縁神獸鏡
 17号遺跡 変形魚文帯神獸鏡（17-13） * 仿製三角縁神獸鏡
 18号遺跡 四神文帯二神二獸鏡（18-1）
 18号遺跡 変形唐草文帯三神三獸鏡（18-2） * 仿製三角縁神獸鏡16-1と同範・同型
 18号遺跡 変形三神三獸獸帯鏡（18-3） * 仿製三角縁神獸鏡
 18号遺跡 変形三神三獸獸帯鏡（18-4） * 仿製三角縁神獸鏡
 伝沖ノ島 三角縁三神三獸鏡（伝-3）
 伝沖ノ島 三角縁三神三獸鏡（伝-5） * 仿製三角縁神獸鏡
 伝沖ノ島 変形魚文帯神獸鏡（伝-6-1） * 仿製三角縁神獸鏡 伝-7-4と同範・同型
 伝沖ノ島 三角縁神獸鏡片（伝-7-4） * 仿製三角縁神獸鏡 伝-6-1と同範・同型

同型鏡群（古墳時代中期後半～後期）

- 7号遺跡 盤龍鏡片（7-3-1） * 8-2-3と同型 7-3-cに同一個体破片
 8号遺跡 盤龍鏡（8-2-3） * 7-3-1と同型
 21号遺跡 獸文縁冑子孫銘獸帯鏡（21-1-1） * 個人蔵の推定沖ノ島出土品と同型
 21-2-aに同一個体破片
 推定沖ノ島 獸文縁冑子孫銘獸帯鏡（個人蔵） 21-1-1と同型

仿製鏡（古墳時代前期～中期はじめ）

- 8号遺跡 変形方格規矩鏡（8-2-2）
 15号遺跡 六神六乳鏡（15-1）
 16号遺跡 変形内行六花文鏡（16-2-2）
 17号遺跡 変形鳥文縁方格規矩鏡（17-2）
 17号遺跡 変形半円方形帯方格規矩鏡（17-3）
 17号遺跡 擬銘帯方格規矩鏡（17-4）
 17号遺跡 変形方格規矩渦文鏡（17-5）
 17号遺跡 変形珠文帯方格規矩鏡（17-6）
 17号遺跡 変形菱雲文縁方格規矩鏡（17-7）
 17号遺跡 変形内行十花文重弧鏡（17-8）
 17号遺跡 擬銘帯内行八花文鏡（17-9）
 17号遺跡 変形内行八花文鏡（17-10）
 17号遺跡 擬銘帯龍鏡（17-14）
 17号遺跡 龍鏡（17-15） * 伝-28-82に同一個体破片
 17号遺跡 変形七獸帯鏡（17-16）
 17号遺跡 変形文鏡（17-17）
 17号遺跡 変形半円方形帯画像鏡（17-18）
 17号遺跡 変形六獸帯鏡（17-19） * 伝-28-82に同一個体破片
 17号遺跡 擬銘帯画像鏡（17-21） * 伝-28-82に同一個体破片

18号遺跡 獣文鏡片（18-5-1）
 19号遺跡 変形内行八花文鏡（19-1）
 21号遺跡 変形龍鏡（21-1-3） *他の21号遺跡出土鏡より古い型式 21-1-aに同一個体破片
 23号遺跡 珠文鏡（23-1）
 伝沖ノ島 方格規矩渦文鏡（伝-4）

仿製鏡（古墳時代中期前半～中頃）

伝沖ノ島 四乳渦文鏡（伝-7-1） *主文は獣文
 伝沖ノ島 変形獣形鏡（伝-8-3）
 伝沖ノ島 変形神獣鏡（整理番号なし）

仿製鏡（古墳時代中期後半～後期）

4号遺跡 外区片（4-1-1）
 4号遺跡 外区片（4-1-5）
 7号遺跡 珠文鏡（7-2） *伝-9-1と同範・同型
 8号遺跡 変形文鏡（8-2-1） *4-1-3・7-3-aに同一個体破片
 21号遺跡 変形格子目文鏡（21-1-2） *21-1-b・21-2-bに同一個体破片
 21号遺跡 小型鏡（21-1-14）
 21号遺跡 小型素文鏡（21-2-2）
 伝沖ノ島 変形四神四獣鏡（伝-8-1）
 伝沖ノ島 乳文鏡（伝-8-2）
 伝沖ノ島 珠文鏡（伝-9-1） *7-2と同範・同型
 伝御金蔵 乳文鏡（所在不明）

仿製鏡（時期不明）

4号遺跡 鈕（珠文鏡）（4-1-4） *珠文が残る
 16号遺跡 素文雛形銅鏡（16-2-3）
 18号遺跡 銅鏡片（18-5-6） *盤龍鏡？ 伝-7-2と同一個体と想定
 伝沖ノ島 四乳渦文鏡（伝-7-3）

鏡式不明

7号遺跡 界圈片（7-3-2）
 18号遺跡 外区片（18-5-2）
 18号遺跡 鈕（18-5-5） *獣文鏡（18-5-1）の鈕でもいい
 19号遺跡 銅鏡片（現存しない）
 21号遺跡 縁部片（21-2-1）

唐式鏡

1号遺跡 八稜鏡片（1－1）

4号遺跡 唐式鏡片（4－1－2）

以上で、71面分を数えることになる。

（森下）

5. 成果と検討課題

今回の調査では、3回にわたって発掘・報告された沖ノ島出土鏡と、それ以外にさまざまな経緯で知られることになった鏡を合せて検討しなおした。破片の同定作業も行って、沖ノ島の鏡全体をとらえることをめざした。

その結果は表に示したとおりであるが、全体として沖ノ島出土鏡の特徴は次のようにまとめられる。

- ・古墳時代のほぼ全時期の副葬鏡が認められる。
- ・三角縁神獣鏡・仿製三角縁神獣鏡の占める割合が高い。一方、確実な漢鏡は1面のみ。
- ・魏晉鏡を中心とした三国鏡が一定量認められる。
- ・17号遺跡を中心として、前期の仿製鏡も種類・数量が豊富。
- ・中期後半～後期の仿製鏡の量も比較的多い。
- ・中期後半～後期の代表的な副葬鏡である同型鏡群が4面ある。
- ・唐式鏡も2面出土しているが、いずれも鏡片である。

三角縁神獣鏡と仿製三角縁神獣鏡の出土数が多いのは、北部九州の古墳出土鏡の傾向と一致する。また魏晉鏡の出土が多いのも北部九州の特徴である（辻田2007）。一方、大型品をふくむ前期の仿製鏡は北部九州の前期古墳からの出土は顕著でなく、沖ノ島鏡群の特徴といえることができる。

そのほかに注目すべき点として沖ノ島鏡群には5組の同範・同型鏡がふくまれていることが判明した。

- | | |
|-------------|--|
| ・仿製三角縁神獣鏡 | 16号遺跡（16－1）と18号遺跡（18－2）
伝沖ノ島（伝－7－4）と伝沖ノ島（伝－6－1） |
| ・盤龍鏡 | 7号遺跡（7－3－1）と8号遺跡（8－2－3） |
| ・獣文縁宜孫子銘獣帯鏡 | 21号遺跡（21－1－1）と推定沖ノ島21号遺跡（個人蔵品） |
| ・珠文鏡 | 7号遺跡（7－2）と伝沖ノ島（伝－9－1） |
- また同範・同型かどうかはわからないが、酷似する例の組もある
- | | |
|------|---------------------------|
| ・夔鳳鏡 | 17号遺跡（17－1）と18号遺跡（18－5－3） |
|------|---------------------------|

これまで沖ノ島遺跡の祭祀のあり方や変遷を論ずる場合、「16号遺跡」といった発掘調査時にとらえられたまとまりが、単位として扱われてきた。上記のように異なる「遺跡」から同範・同型品が出土していることから、「遺跡」の範囲と祭祀との関係を考え直す手がかりとなると考える。

沖ノ島が古代祭祀を研究する上で提起する問題は数多く存在する。今回の基礎的な調査・整理が、今後の研究の進展に寄与すれば幸いである。(重住、水野、森下)

註

- (1) 宗像大社復興期成会による神社史編纂事業の一環で、昭和29年・同30年に第1次調査、昭和32年・同33年に第2次調査、昭和44年～同46年に第3次調査が行われ、その成果は調査報告書『沖ノ島』『続沖ノ島』『宗像沖ノ島』に収められている。
- (2) 沖ノ島に関する記録は江戸時代になって福岡藩が島に警備役を配置すると次第に現われてくる。祭祀奉納品に関する史料の初見は江戸時代初頭成立の貝原益軒の『筑前国統諸社縁起澳津宮御事略』で、御金蔵(4号遺跡)に関する記録は寛政6年(1794)青柳種信の『瀛津島防人日記』などがある。江戸時代の記録はいずれも御金蔵の存在をのべるに留めていて祭祀遺跡の実態や宝物の様子を詳しく表すものはみられない。
- (3) 御金蔵発見品を扱った論文は沖ノ島祭祀品を初めて学問的視点でとらえた江藤正澄の紀行文以降次々に発表されている(江藤1891、柴田1927、田中1935、豊1938・1939・1940a・b、梅原1940ほか)。
- (4) 多くの守備隊が駐屯していた戦時中や、昭和26年から20年近くかけて行われた島の漁港築堤工事の期間中など、大社神職以外の者の往来が激しくなった時期に、島からの持ち出しがかなりあったとみられている。
- (5) 『沖ノ島』や豊元国の論文(豊1939)には大社職員の来歴の談に異同がある旨、報告されている。しかし、明治7年に大社が福岡県へ提出した『筑前国宗像郡宗像神社所蔵古文書寶器什物目録』には既に中津宮の宝器として「一、古鏡 経(径)七寸七部(分) 黒田忠之奉納ト云傳フ」とあり、昭和27年大社の『神社財産台帳』にも同様の来歴が記されている。本鏡の来歴は一貫して同じ内容である。
- (6) 上高宮は古墳時代中期の宗像一族の古墳とみられ、鏡一面、鉄剣、鉄刀、鉄鏃、銅鏃、短甲、蕨手刀子、玉類などが副葬品として確認されている。下高宮は古代の祭場とみられ、下高宮やその周辺からは滑石製模造品(白玉・人形・舟形・円板)、須恵器片、土師器片などが出土している(田中1938、宗像神社復興期成会1961b)。
- (7) 沖ノ島出土品の指定は学術調査終了後にその都度行われたが、調査年次によって文化庁の指定のあり方に違いがあったため、学術的価値が同じでありながら、国宝指定品、重要文化財指定品、未指定品が混在する状況となっていた。平成18年の一括国宝指定により、指定に差があるという不自然な状況が解消され重要な歴史の事象として等しい評価を受けた。なお、縄文時代、弥生時代の旧社務所前遺跡出土品並びに4号洞穴遺跡出土品と、4号遺跡出土品のうち平安時代以降の祭祀奉獻品は指定対象外である。
- (8) その他、『東洋文庫所蔵梅原考古資料目録』Ⅲ 日本之部・中国之部(財団法人東洋文庫1993)に伝宮地嶽付近の古墳出土として収録され、花田勝広の論文(花田1999)によって推定沖ノ島出土と指摘されている画文帯同向式神獸鏡1面、変形獸帯画像鏡1面について、大英博物館所蔵品と確認した。

引用・参考文献

- 梅原末治1940 「筑前宗像神社所蔵の古鏡に就いて」『考古学』第11巻第3号 東京考古学会
- 梅原末治1966 「福岡県下出土の夔鳳鏡片」『九州考古学』第28号 九州考古学会
- 江藤正澄1891 「瀛津島紀行」『東京人類学会雑誌』第69号 東京人類学会
- 勝部明生1996 『海獣葡萄鏡の研究』 臨川書店
- 川西宏幸2004 『同型鏡とワカタケル—古墳時代国家論の再構築』 同成社
- 小窪和博・菅野宏一1987 『古鏡の美』 朝日新聞名古屋本社編集製作センター
- 小林行雄1965 「神功・応神紀の時代」『朝鮮学報』第36集 朝鮮学会
- 財団法人東洋文庫1993 『東洋文庫所蔵梅原考古資料目録』Ⅲ 日本之部・中国之部
- 柴田常恵1927 「沖ノ島御金蔵」『中央史壇』第13巻第4号 国史講習会
- 瀬戸内海歴史民俗資料館1983 『讃岐青銅器図録』
- 田中幸夫1935 「筑前沖津宮の石製模造品」『考古学雑誌』第25巻第2号 考古学会
- 田中幸夫1938 「官幣大社宗像神社邊津宮と祭祀遺跡」『考古学雑誌』第28巻第1号 考古学会
- 辻田淳一郎2007 『鏡と初期ヤマト政権』 すいれん舎
- 豊元国1938 「舟形石製模造品に就いて（其一）」『考古学雑誌』第28巻第9号 考古学会
- 豊元国1939 「官幣大社宗像神社沖津宮境内御金蔵発見の鏡鑑に就いて」『考古学』第10巻第2号 東京考古学会
- 豊元国1940a 「舟形石製模造品に就いて（其二）」『考古学雑誌』第30巻第2号 考古学会
- 豊元国1940b 「官幣大社宗像神社沖津宮境内御金蔵発見の金属製遺品に就いて」『考古学』第11巻第3号 東京考古学会
- 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館・京都大学総合博物館2000 『大古墳展』
- 西村俊範1983 「双頭龍文鏡（位至三公鏡）の系譜」『史林』66巻1号 史学研究会
- 花田勝広1999 「沖ノ島祭祀と在地首長の動向」『古代学研究』第148号 古代学研究会
- 樋口隆康・林巳奈夫監修2002 『不言堂坂本五郎 中国青銅器清賞』 日本経済新聞社
- 松浦宥一郎1983 「いわゆる仿製方格T字鏡について—桑57号墳出土の一面の小形仿製鏡を追って」『小山市史研究』第5号
- 松浦宥一郎1994 「日本出土の方格T字鏡」『東京国立博物館紀要』第29号 東京国立博物館
- 宗像神社復興期成会1958 『沖ノ島』
- 宗像神社復興期成会1961a 『続沖ノ島』
- 宗像神社復興期成会1961b 『宗像神社史』上巻
- 宗像大社復興期成会1979 『宗像沖ノ島』

（基盤研究A 研究代表：水野敏典）『考古資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』（課題番号18202025）の研究成果報告書『考古資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』（2010年3月刊行）より再録

【附記】

「沖ノ島出土鏡の再検討」と題する本報告は、2010年3月発行の『考古資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』平成18年度～平成21年度科学研究費補助金基盤研究（A）（課題番号18202025）研究成果報告書（研究代表者：水野敏典、奈良県立橿原考古学研究所、2010年3月）に掲載されたものである（以下「2010年報告」と略述する）。重住真貴子・水野敏典・森下章司により、沖ノ島出土鏡および関連する宗像大社蔵鏡を総合的に整理して報告した。3次元計測画像や新規撮影写真を掲載し、沖ノ島出土鏡と関連鏡の全体を把握することができるようになった。新たに鏡式同定されたものや接合したものなどの知見を加え、沖ノ島出土鏡の鏡式構成の特徴についても触れている。

報告書は刊行部数が限られていたが、この研究成果と沖ノ島出土鏡・宗像大社蔵鏡の価値とに関する理解を広めることを目的とし、関係機関のご理解の上、『沖ノ島研究』本号におおむね原報告のまま再掲載できることとなった。

本報告を基礎として、その後も沖ノ島出土鏡の特徴や性格に関する新たな研究成果が発表されている。いくつかを附記として紹介し、沖ノ島出土鏡に関する研究の現状について触れておく。なお沖ノ島各遺跡から出土した鏡やその他遺物が、その場で「奉献」されたものか、あるいは祭祀後の片づけや収納に伴うものか、色々な議論がある（弓場2005ほか）。ここでは便宜的に鏡の「奉献」として記述する。また報告では「仿製鏡」と表現している古墳時代の倭で製作された鏡について、この文章では「倭製鏡」と言い換える。

沖ノ島出土鏡の追求 2010年報告では発掘調査出土鏡以外に「移管品」、「旧個人蔵品」、「来歴不詳品」など様々な経緯で宗像大社蔵鏡となった資料を紹介した。それ以外にも沖ノ島出土鏡の可能性のある資料が存在する。

花田勝広氏は、沖ノ島から「持ち出し」された可能性のある遺物を丹念に追求した。1999年の論考において鈴木基親氏蔵鏡が沖ノ島出土鏡である可能性を推定していたが（花田1999）、さらに鈴木氏所蔵に至る経緯や他の個人・機関との関係について詳細に検討した（花田2012）。その中で、古くに梅原末治氏（梅原1966）によって「伝宮地嶽付近の古墳」出土鏡として紹介された4面の鏡、①画文帯重列式神獸鏡（同型鏡群 20.7cm 現British Museum蔵）、②変形獸帯画像鏡（倭製鏡 18.2cm 現British Museum蔵）、③方格規矩四神鏡（推定直径14.0cm 所在不明）、④八鳳鏡（鏡片 所在不明 18号遺跡出土鏡18-5-1-3と同一個体と推定）についても、さまざまな状況から沖ノ島からの持ち出し品の可能性がきわめて高いと考えた。

これらの鏡が沖ノ島出土鏡であるとする、①の同型鏡群が計5面（盤龍鏡2面を同型鏡群と推定）に増え、②が比較的大型の前期倭製鏡であることなど、沖ノ島出土鏡全体の特徴として言及した内容がさらに強まることになる。④は17号遺跡出土の変形夔鳳鏡と同範・同型品の可能性が指摘されてきた資料である。主要図像は呉～西晋代の夔鳳鏡と同一形式であるが、外区に内向鋸齒文を二重に巡らす例は中国出土鏡にも見出していない。同範・同型品ではなかったとしても、そうした珍しい特徴をもつ2面がまとまって沖ノ島にもたらされていたことになる。

沖ノ島鏡出土の特色 2010年報告では沖ノ島出土鏡全体の特徴として、A：三角縁神獸

鏡・仿製三角縁神獸鏡、B：魏晉鏡、C：大型鏡をふくむ前期の倭製鏡（報告では「仿製鏡」）、D：中期後半～後期の倭製鏡と同型鏡群のそれぞれが多いことを述べた。Cが九州の古墳出土鏡と異なることについても指摘した。

下垣仁志氏も沖ノ島出土鏡のきわだった特徴として、前期倭製鏡の大・中型鏡がかなり多いことを重視する（下垣2018）。沖ノ島をのぞく九州北部出土倭製鏡の内容が、面径において奈良・京都・大阪地域の古墳出土鏡に及ばないことを数値によって具体的に示し、沖ノ島出土鏡とのちがいを強調する。倭製鏡の充実した内容に比して、明確な漢鏡がとばしいことにも着目する。

漢鏡 2010年報告では上のA～Cの鏡式の多さと対照的に、漢鏡は18号遺跡の獸帯文方格規矩四神鏡（18-5-4・伝-2）1面に限られることを記した。柳田康雄氏はこの鏡を詳細に検討し、鏡縁や鈕・乳の特徴から後世の踏み返し鏡と想定している（柳田2011）。同型鏡の存在が確認されていない状況では断定がむずかしいが、本鏡が踏み返し鏡であるとすれば沖ノ島鏡に明確な漢鏡はないことになる。また踏み返し鏡が同型鏡群であるとすれば、18号遺跡出土鏡には、今まで知られていた鏡群より大幅に降る時期の鏡も奉獻されていたことになる。

鏡掛けの鏡 やや細かい話になるが、2010年報告では17号遺跡出土倭製鏡の変形珠文帯方格規矩鏡（17-6）に鏡掛けがあることを指摘した。岩本崇氏は古墳出土鏡の鏡掛け例を集成し、各時期の倭製鏡にみられることを示す（岩本2021a）。かつて原田大六氏は17号遺跡出土鏡を報告するにあたり、その製作工程などを詳細に検討し、鑄造技術の特徴として鈕孔の丸味や「湯冷え」、鑄造や型の欠陥などが多くみられることを指摘した（原田1961）。改めてその結果をみると、倭製鏡に関しては大型品に欠陥が見当たらず、中小型品に多いという傾向が顕著である。上記の鏡掛けも、沖ノ島出土鏡の中小型倭製鏡の特徴のひとつに含められる。

鏡奉獻の時期・段階 近年の精緻な倭製鏡編年成果に基づき、沖ノ島出土鏡の個別資料の時期比定が進められた。下垣氏は編年整理の結果から、各遺跡を第一期：古墳時代前期末葉～中期初頭（18・17号遺跡などI・J・K号巨岩の出土鏡）、第二期：中期中葉頃から後葉頃（数の少ない停滞期）、第三期：後期前葉頃～中葉頃（21号遺跡ほかF・D・B号巨岩出土鏡）の3時期にまとめ、巨岩ごとに出土鏡の時期的なまとまりがあるとした。第一期については、17号遺跡の大型倭製鏡などの特徴が畿内の有力古墳との共通性が強いことを重視し、その奉獻も畿内の有力集団が関与したものとみる。第三期については九州の勢力との関りにも留意し、鏡の祭祀が活発化した背景として朝鮮半島との政治関係を想定する。

岩本崇氏は自身の倭製鏡年代観をもとに、様相①（前期倭製鏡の大型鏡を主体とする鏡群構成 17号遺跡）、様相②（氏の分類による後期倭鏡新段階を主体とする鏡群構成 7号遺跡）、様相③（各時期の倭製鏡が併存する鏡群構成 21号遺跡）に整理する（岩本2023）。様相③で時間幅のある構成にもカテゴリーを与えた点が特徴であり、複数回の奉獻の累積によって形成された可能性が高いとみる。また三角縁神獸鏡・仿製三角縁神獸鏡の年代についても検討し、17・18号遺跡の形成時期となる第1期は「帶金式甲冑の出現時

期と重なる」「中期前葉古相」であり、暦年代を4世紀第4四半期と位置づける。そして数量が減る第2期の変質期を経て、同型鏡群など奉献鏡の数・質が復活・再興する第3期への流れを描く。岩本氏の第3期が倭製鏡の年代観から「古墳時代後期後葉（≒TK四三型式段階）」とすることにはとくに注目しておきたい。

奉献の実態 以上のように鏡の精細な編年研究を通じ、古墳編年や暦年代研究の成果もあわせて、鏡奉献の時期について精密な年代的検討ができる段階となった。一方で各「遺跡」から出土した遺物のまとまりや奉献の状況との関係も改めて問題となる（篠原2011）。

17号遺跡出土鏡の印象的な鏡集積状況は、原田大六氏の残した精密な記録の検討からも、一括して奉献された状況を示すものとみなされる（岩本2023、下垣2018）。一方、17号遺跡以外の鏡出土遺跡については、上記の岩本氏の様相③のように、複数回に及ぶ奉献や奉献後の移動などを想定しておく必要もある（辻田2012など）。各遺跡出土の鏡やその他の器物のまとまりが、特定の時期にまとめておこなわれたのか、異なる時期の追加やそれほど多くない数量の奉献が積み重ねられた状況があったかどうかとも問題である。奉献回数や一回に奉献された器物の数量の評価は、祭祀・奉献の契機が何であったのかという問題とつながる。外交などに関わる重大な契機に多数の器物がまとめて奉献された場合や、航海や季節ごとの奉献が蓄積された場合などが考えられ、沖ノ島祭祀の性格への理解と関係する。

奉献の主体 銅鏡に代表される数多くの豊富な器物を沖ノ島に奉献した主体となる勢力を何処に求めるか、当初から議論がおこなわれてきた。第3次調査報告の総括を記した岡崎敬氏は、沖ノ島や宗像地域の各時代の遺跡を総括的に整理したうえで、4世紀末から5世紀代における大和朝廷の海外交渉の進展の中で、「大陸との交渉を扼する胸方君のまつる宗像三神は大和朝廷のまつる神」となり、「新しい祭儀と奉献品をもってまつられるようになった」と述べる。中央との新たな関係性の展開についても重視しつつ、奉献の主体を宗像の勢力と想定している（岡崎1979）。

こうした宗像の在地勢力と鏡との関係については、津屋崎古墳群や新原・奴山古墳群など宗像地域の古墳群や集落遺跡の調査の進展が注目される（花田1999・2012 小田2011）。とくに重要な材料を提供したのが福津市勝浦峯ノ畑古墳である。墳長94.5mの前方後円墳であり、石柱をもつ横穴式石室を有し、鏡や冠帽など豊かな副葬品が確認された（池ノ上・吉田編2011）。鏡については再整理の結果8面もの数に復元され、そのうちの3面が同型鏡群の鏡であった（辻田2011 岩本2021b）。同型鏡群の多さは上記の沖ノ島出土鏡の特徴と通ずる。中期中葉から形成される新原・奴山古墳群があることも注目すべきであり、この時期から宗像の勢力の新たな伸長が想定できる。

辻田淳一郎氏は勝浦峯ノ畑古墳出土鏡などから、沖ノ島では21号遺跡が画期となり、それ以降は宗像地域など在地の古墳出土鏡との共通性が発生するとみる（辻田2012・2018）。鏡だけでなく滑石製品の製作地など他の器物の研究成果も考慮している。

こうした見解を受けて下垣氏は沖ノ島への鏡の「奉献」者として「在地集団の積極的関与を強調する見解がますます前面化」していると述べ、「この主張はおおむね是認できる」としながらも、「鏡の入手・製作主体は畿内中枢勢力だと想定できる以上、在地集団の主体性を強調することには一定の留保をもとめたい」という。宗像以外の北部九州の有力者

集団の関与も考慮すべきとする（下垣2018）。

岩本氏は17・18号遺跡出土鏡の量・質は他とは一線を画しており、「沖ノ島祭祀の成立は王権の直接的関与によって達成された可能性が高く、王権の関与は時期を追って在地勢力を介した間接的な内容にシフトしていった」とする。そして奴山正園古墳との共通点などから、「変質期」に沖ノ島祭祀への在地首長の関与の発生を想定し、「再興期」とされる後期後葉には津屋崎古墳群の首長墓がふたたび拡大傾向にあることから、在地勢力が深く関与した可能性をみる（岩本2023）。

長期にわたって奉献が継続した器物として、鏡の検討から沖ノ島祭祀のダイナミックな歴史的推移が描き出される段階となってきた。もちろん鏡の分析だけで結論が出る問題ではなく、他の器物との総合的な検討の進展が期待される。

なお、2010年報告には、本再録の付属資料として、沖ノ島出土鏡および関連する宗像大社蔵鏡の各個体にかかる基本情報をまとめた「資料目録」と、カラー写真と3D画像を掲載した「資料図版」がある。これらの付属資料については、本誌への掲載が叶わなかったため、令和6年度からWebサイト「MUNAKATA ARCHIVES」で閲覧できるよう進めている。

（福岡（重住）真貴子・宗像大社文化局、水野敏典・榎原考古学研究所、森下章司・大手前大学）

附記引用・参考文献

- 池ノ上宏・吉田東明（編）2011 『津屋崎古墳群』Ⅱ勝浦峯ノ畑古墳、福津市文化財調査報告書第4集、福津市教育委員会
- 岩本 崇2021a 「古墳時代倭鏡の鑄掛け」『昼飯の丘に集う一中井正幸さん還暦記念論集』、「中井正幸さんの還暦をお祝いする会」事務局、23-32頁
- 岩本 崇2021b 「福岡県勝浦峯ノ畑古墳出土鏡群の再検討」『社会文化論集』第17号、島根大学法文学部社会文化学科、43-54頁
- 岩本 崇2023 「鏡からみた沖ノ島祭祀の展開」『沖ノ島研究』第9号、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会、1-28頁
- 梅原末治1966 「福岡県下出土の夔鳳鏡片」『九州考古学』第28号、九州考古学会、2-4頁
- 岡崎 敬1979 「宗像地域の展開と宗像大神」『宗像沖ノ島』、宗像大社復興期成会、452-480頁
- 小田富士雄2011 「沖ノ島祭祀遺跡の再検討—4～5世紀宗像地方との関連で—」『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議、39-70頁
- 小田富士雄2012 「沖ノ島祭祀遺跡の再検討2」『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅱ-1、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議、1-41頁
- 小田富士雄2013 「沖ノ島祭祀遺跡の再検討3」『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅲ、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議、1-42頁
- 笹生 衛2011 「沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造—鉄製品・金属製模造品を中心に—」『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世

界遺産推進会議、297－328頁

篠原祐一2011 「五世紀における石製祭具と沖ノ島の石材」『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議、329－367頁

下垣仁志2018 「沖ノ島の鏡」『世界のなかの沖ノ島』季刊考古学・別冊27、雄山閣、33－39頁

第15回九州前方後円墳研究会北九州大会実行委員会 2012 『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』

第15回九州前方後円墳研究会北九州大会資料集

辻田淳一郎2011 「鏡」『津屋崎古墳群』Ⅱ勝浦峯ノ畑古墳、福津市教育委員会、40－44頁

辻田淳一郎2012 「九州出土の中国鏡と対外交渉一同型鏡群を中心に」『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』第15回九州前方後円墳研究会北九州大会資料集、75－88頁

辻田淳一郎2018 『同型鏡と倭の五王の時代』、同成社

花田勝広1999 「沖ノ島祭祀と在地首長の動向」『古代学研究』第148号、古代学研究会、1－13頁

花田勝広2012 「宗像地域の古墳群と沖ノ島祭祀の変遷」『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』第15回九州前方後円墳研究会北九州大会資料集、1－74頁

原田大六1961 「十七号遺跡の遺物」『続沖ノ島』、宗像神社復興期成会、28－112頁

宗像神社復興期成会1958 『沖ノ島』

宗像神社復興期成会1961 『続沖ノ島』

宗像大社復興期成会1979 『宗像沖ノ島』

柳田康雄2011 「沖ノ島出土銅矛と青銅器祭祀」『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』Ⅰ、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議、369－396頁

弓場紀知2005 『古代祭祀とシルクロードの終着地 沖ノ島』シリーズ「遺跡を学ぶ」013、新泉社

沖ノ島出土奈良三彩小壺に関する基礎的再検討

高橋照彦・舘内魁生・福嶋真貴子

はじめに

宗像大社沖津宮が鎮座する福岡県宗像市の沖ノ島には、沖津宮の社殿の周辺に日本古代の一大祭祀遺跡が展開している。この遺跡からは数多くの貴重な品々が発見されており、そのなかには鉛釉による多彩釉陶器、一般に「三彩」と称される陶器が含まれていることでも著名である。三彩製品には、日本での出土がきわめて稀少な唐三彩が確認できる一方で、国産の三彩陶器、いわゆる奈良三彩も多数の出土をみている。本稿では、三彩製品のうちでも後者の奈良三彩を対象を絞ることにする。

奈良三彩は、白釉・緑釉・褐釉（黄釉）の3色の釉薬が使い分けられており、その釉色の数に応じて、「単彩」「二彩」「三彩」とも呼び分けられる。本稿では、多彩釉陶器の総称として「奈良三彩」（あるいは「三彩陶器」）を用いることとし、個別的な施釉状況を示す場合には「陶器」を付さない形で釉色数に応じた呼称を使いたい。

沖ノ島出土の奈良三彩は、現在までのところ1号遺跡と呼ばれる露天遺跡でのみ発見されており、すべて国宝に指定されている。それらの奈良三彩の器種は、小壺と呼ばれるミニチュア品の壺の身と蓋に限られている。一遺跡における奈良三彩小壺の出土数では、岡山県笠岡市の大飛鳥祭祀遺跡⁽¹⁾と並び、沖ノ島祭祀遺跡は国内でも抜きん出て多い稀有な例である。しかも、沖ノ島1号遺跡の発掘調査範囲は限定されていたことから、周辺においてさらなる奈良三彩の出土があっても不思議ではない。また、沖ノ島は国内の他の遺跡においてほとんど出土のみられない形状の小壺を含む点でも特筆される。こうした特徴をふまえば、奈良三彩小壺の検討を行う上で、沖ノ島出土品は基準となる最も重要な資料群と評価できる。

沖ノ島出土奈良三彩については、既に大部の『宗像沖ノ島』の報告書⁽²⁾（以下、沖ノ島に関わる記述で単に「報告書」と呼ぶ場合は本書を指す）において観察結果や実測図などが提示されている。ただ、報告書刊行後に具体的な分析を進めた研究はあまりみられず、今日的な知見をもとに分析を深めるべき部分が残されている。しかも、宗像大社中津宮が鎮座する宗像市大島には大島御嶽山遺跡み たけさんの存在も知られていたが、平成22年（2010）の発掘調査⁽³⁾において新たに奈良三彩小壺が多数出土したことから、あわせて総点検の必要性にも迫られている。

それらをふまえ、沖ノ島出土奈良三彩について高橋・舘内・宗像大社が共同で再調査を行い、3次元モデルの作成を含めた資料化にもとづき基礎的な実態を解明することにした。その結果、後述する通り『宗像沖ノ島』の報告書の内容にも多少の修正すべき点が判明するとともに、報告書に記載されていない点なども確認できた。そのためかなり煩瑣ではあるが、本稿では個別の奈良三彩についての観察知見を叙述し、まずは今後のさらなる研究への基礎情報を提示することを目指したい。それらの後に、型式学的な再分類と編年的検討を試み、歴史的意義も考察してみることにする。なお、本稿における記述内容の参考に資するために、沖ノ島出土品に関しては、主な資料の現状カラー写真（図1・2）を



図1 沖ノ島出土奈良三彩小壺現状写真(1) (「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺跡群保存活用協議会提供)
 1 : 1-2-5 蓋・身、2 : 1-2-6 蓋・身、3 : 1-2-7 蓋・身
 4 : 1-3-1 身、5 : 1-3-2 身、6 : 1-3-3 身、7 : 1-3-4 身、8 : 1-3-5 蓋・身、9 : 1-3-6 蓋・身、
 10 : 1-3-7 蓋・身、11 : 1-3-8 蓋・身



図2 沖ノ島出土奈良三彩小壺現状写真(2) (「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺跡群保存活用協議会提供)
 1 : 1-2-5 身、2 : 1-2-6 身、3 : 1-2-7 身、4 : 1-3-1 身、5 : 1-3-2 身、6 : 1-3-3 身、
 7 : 1-3-4 身、8 : 1-3-5 身、9 : 1-3-6 身、10 : 1-3-7 身、11 : 1-3-8 身

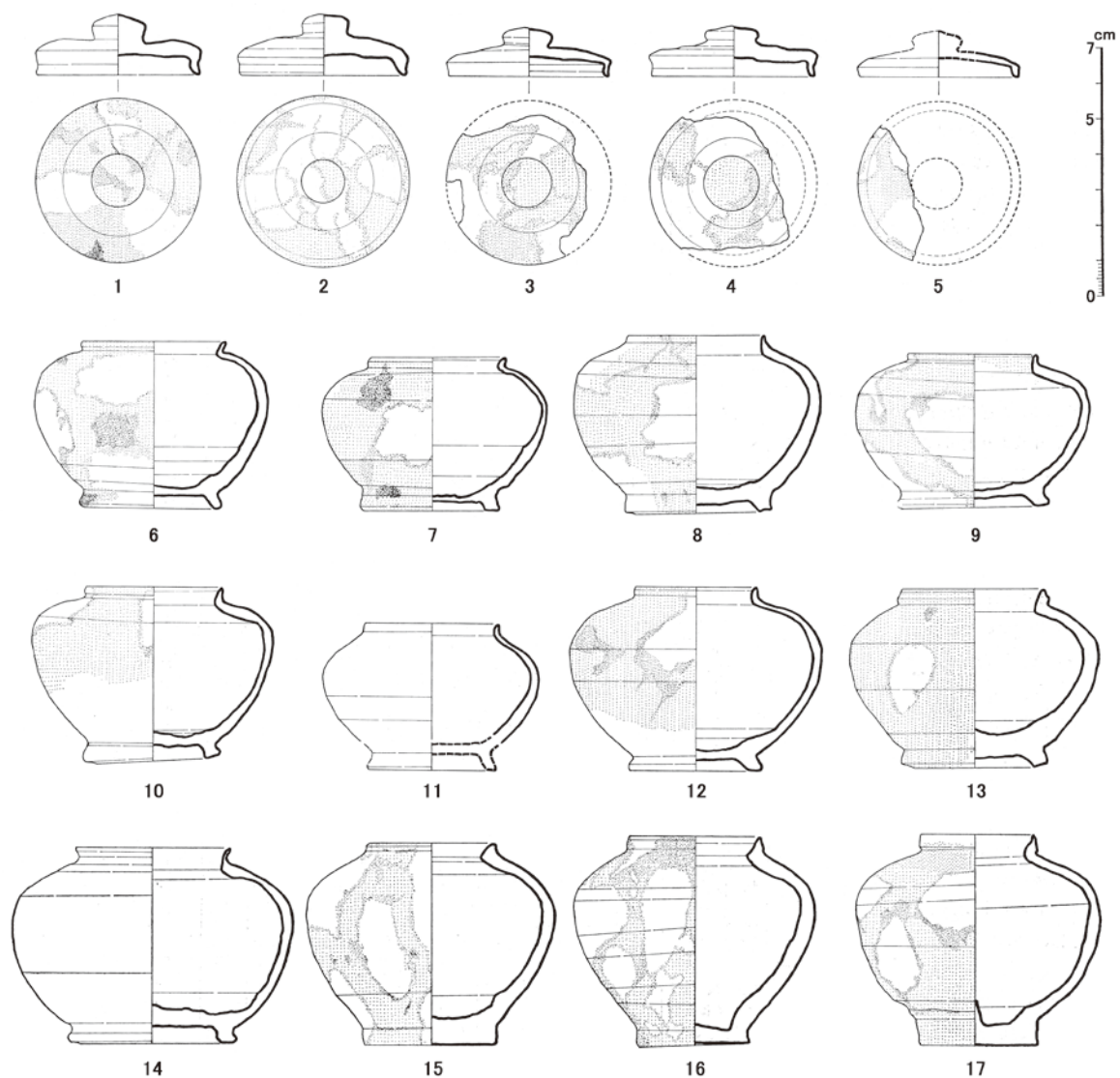


図3 沖ノ島出土奈良三彩小壺実測図（報告書収録の FIG.30 を一部改変の上で転載） 縮尺1/2



図4 大島御嶽山遺跡出土
奈良三彩小壺現状写真
(宗像市教育委員会提供)
1:蓋 3・蓋 6、2:身 11

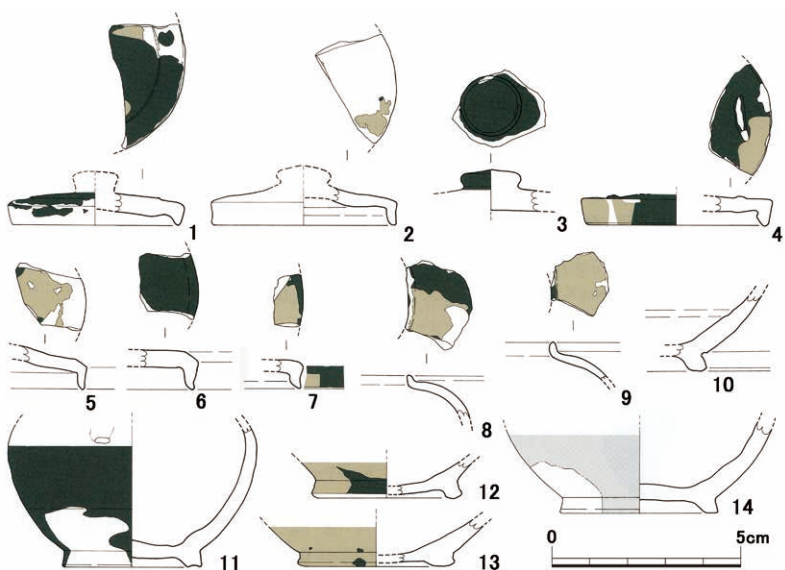


図5 大島御嶽山遺跡出土奈良三彩小壺実測図（『大島御嶽山遺跡』収録の図13・14 を一部改変の上で転載） 縮尺1/2

示すとともに、沖ノ島の報告書に掲載された実測図（図3）を再掲し、大島御嶽山遺跡出土品に関しても、石膏を加えた復元品について現状カラー写真（図4）を示し、同遺跡の調査報告書に掲載された実測図（図5）を掲げておくことにする。

本稿のもととなる調査は、本稿執筆者である高橋・舘内ならびに宗像大社の福嶋が共同で当たったが、とりわけ写真撮影や図化作業は舘内が担当し、資料番号の確認や全体調整などは福嶋が行った。また、本文は高橋が主に執筆したが、全般にわたって舘内・福嶋の意見を合わせて成稿しており、文責は末尾に示した。

1 個別事例の観察結果

（1）奈良三彩の3次元モデル作成と平面図化

本章では、沖ノ島祭祀遺跡出土の奈良三彩について観察結果などを記す。今回の一連の調査では新たな資料化を目標として、写真により3次元モデルを作成する計測技術、いわゆるSfM-MVS（Structure-from-Motion/Multi-View-Stereo、以下SfM）による図化を試みた。ただし、3次元モデルそのものは紙面での公表が難しいことから、平面図として情報を提供する形とした（以下では、その平面図を「3D計測図」と呼ぶことにする）。図化の方法の詳細やその特質に関しては別稿で述べることにし^{（4）}、ここでは本稿の3D計測図についてごく簡単に説明を加えるに留めておく。

今回の共同調査で図化した各出土品の3D計測図は、破片資料などでは一部の図化を省略しているが、基本的には図6などにみるような形で配置している。まず中列の4点が4方向からの側面の画像である。上列左端が上からの俯瞰、下列左端が下面（底面）の画像であり、全体で6面の展開図となる。いずれも正射投影された形のいわゆるオルソ画像である。第三角法による正投影図の展開などの形に統一すべきところだが、多くの場合、紙面の都合からやや変則的な配列に変更している。この図化により外形や施釉などの概要が把握できるはずである。

上列の左から2つめは、一般的な実測図に近い形として、右半分に断面図（黒塗り）、左半分に陰影だけで器表面の凹凸などを示すソリッドモデルを用いた。この左半分により、施釉によってみえにくい器表面の様子や屈曲などの変化を明瞭にしている。

上列の右側2つ（残存の悪いものは1つ）は断面図である。1つの方向の断面では、口縁部から底部までの残存状況の良い部分が少ないものがあり、回転成形ではあるものの各所で形状の微差などもあるため、可能な限り2つの方向からの断面図を示した。

下列の右側は、側面（あるいは天井部）を中心とした球面展開図である。小壺の身では上端に口縁部、下端に高台が含まれており、蓋では上端につまみ、下端に口縁部が位置する。長方形に展開していることもあって、上下端に近づくほどに拡大して表現されているが、全体的な文様の展開状況は理解しやすいはずである。

出土品に補修や大きな剥離がみられるものは、6面展開図や球体展開図において細い黒線にくくって灰色半透明のレイヤーを足すことにより補修部（復元部や接合部）などを図示している。補修部などを示すレイヤーに色調差が認められるのは、透明度のあるレイヤーの下から補修部などの彩色が透けて見えるためであり、特に有意な差を示すものではない。また、補修部などの範囲は、高橋の目視による観察結果をもとにして図示している。補修箇所に関わって文様構成の上で重要な点は、以下の文章において個別に説明を加えている。ただし、補修された三彩陶器には本来の施釉部と後の補彩部があり、両者の色味の

見分けが難しい部分もある。今回の図示はあくまで肉眼観察によるため必ずしも正確なものとは言えない。補修部の範囲について、宗像大社は、今後、顕微鏡観察やその他の機器類による分析あるいは再修理の際などに再確認する必要があると考えており、将来、詳細な調査によって本稿内容から変更が生じる可能性がある。

形状に関しては、レーザースキャナーなどの方が解像度の高いデータを得られる場合もあるが、本調査では色彩の再現度を優先してデジタルカメラによる撮影にもとづくSfMを採用した。SfMによる形状の図化は、ロクロ成形の陶器を対象とした場合、既往の実測図を再点検する程度であれば十分な精度をもつと判断した。ただし、完形に復された小壺では肩部などの内面の写真撮影ができなかったため、内面側の断面形状に不明な部分が生じている。今後は3DのX線CTスキャナーによる調査がなされれば、正確な断面図が作成でき、より望ましいことは言うまでもないが、現状でもおおむねの形状は把握できよう。

以下において再資料化の成果を報告するにあたり、時期が古いと想定されるものから個別に資料の観察結果を述べることにするが、沖ノ島出土奈良三彩については、宗像大社が国宝沖ノ島出土品の全個体を管理するうえで使用している資料番号を用いて説明を加えることにした。この資料番号は、平成18年（2006）に沖ノ島出土品が国宝一括指定を受けた際、遺跡ごとの出土品の内訳と員数を把握するために振ったものである⁽⁵⁾。同三彩陶器の一部は、蓋と身を組み合わせて同一の資料番号が付されているが、この組み合わせは、出土状況など学術的根拠に基づいて精査し復元したものではなく、本来のセット関係を示すものではない。その点をふまえ、後の章において資料の諸特徴からセット関係の復元が可能かについて若干の検討を加えている。

一方、大島御嶽山遺跡出土の三彩小壺についても、比較的残りの良い個体や石膏により完形に復元された資料などを対象として、沖ノ島出土品との比較のためにSfMにより図化を行った。以下ではそれらの図化を試みた資料も観察結果を記すことにするが、その際の番号は発掘調査報告書で付与された遺物番号を用いた。

（2）沖ノ島1号遺跡出土奈良三彩小壺身

奈良三彩小壺の身については、個体識別のため先掲の通り資料番号（1-3-7など）を用いて観察結果を述べている。各個体の情報として、それぞれの冒頭の見出しには、資料番号に引き続き、順に報告書掲載の実測図（本稿図3にも掲載）・図版の番号、現状カラー写真（図1・2）・3D計測図（図6～図25など）の図番号を掲げている。次節の小壺蓋についても、上記と同様である。各個体の記述の順序は、やはり先に触れたが、後の検討を先取りして古い時期と想定されるものから順に配列するようにしているが、小壺身の小破片については本節でも後にまとめて掲げている。また、本文において特記なく「FIG.30」「PL.39」と記しているものはいずれも報告書の実測図と図版の番号によるものである。

・1-3-7身（FIG.30-6、PL.39-6、図1・2-10、図6）

本資料は、破片を接合した上で欠損部を補填してほぼ完品に復元されている。胎土は精良であるが、砂粒を含む。比較的硬質に焼き上がり、胎土の色調は白色を呈する。

輪状の貼付け高台は、沖ノ島出土の他の小壺と比べれば厚みが薄く、外に踏ん張って伸び、高台下端が弱い面をなしている。高台径が胴部に比して大きい点も特徴となっている。胴部は球形をなすが、やや上半に張りを持つ。胴部外面に施釉前に生じた小さな空隙も認

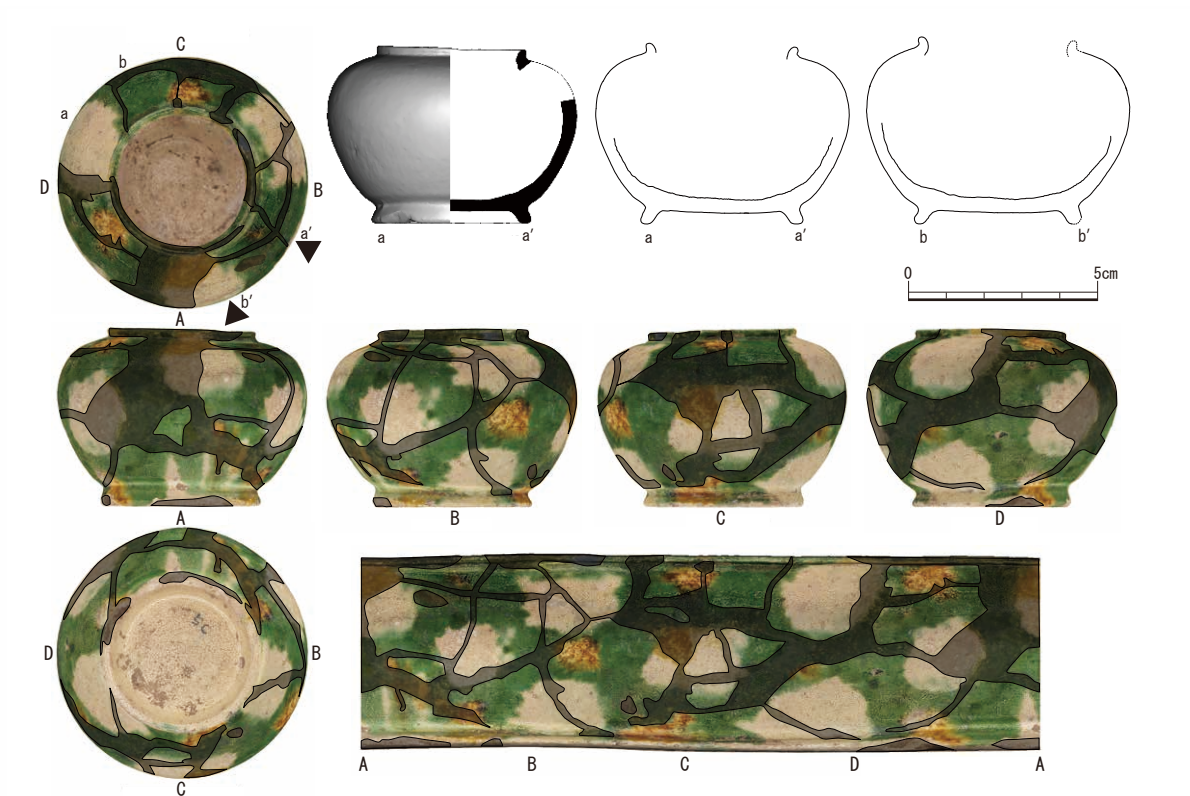


図6 1-3-7身（報告書 FIG.30 -6、PL.39 -6）3D計測図 縮尺1／2

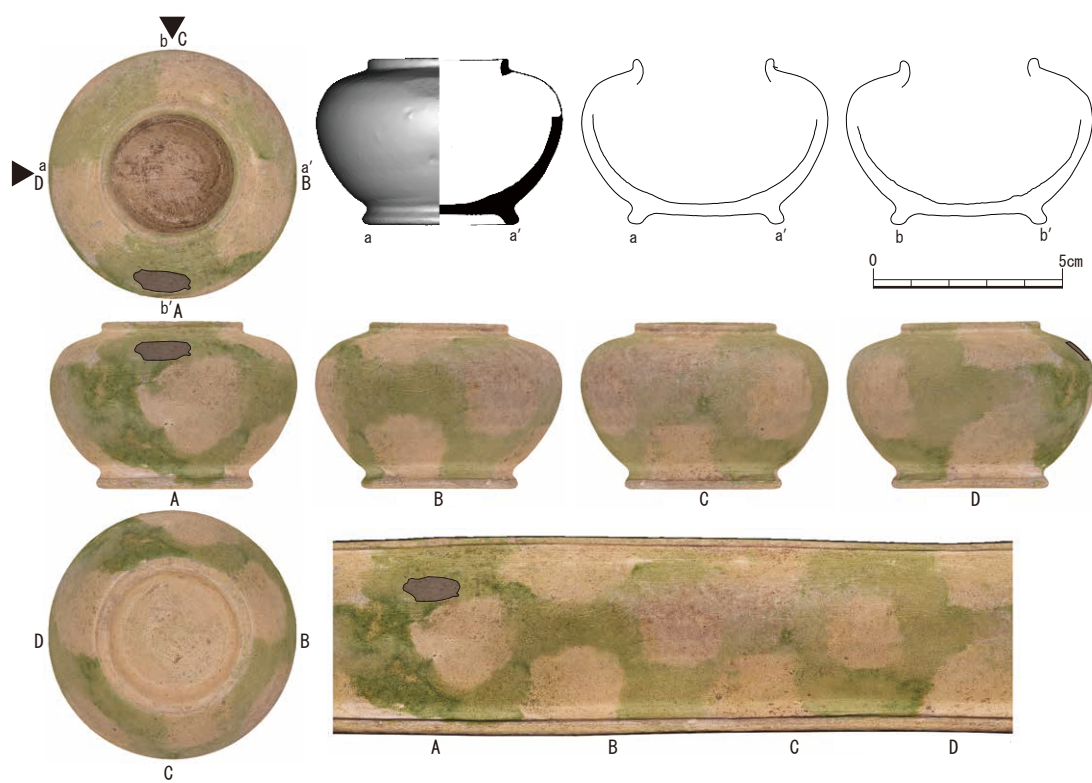


図7 1-3-6身（報告書 FIG.30 -9、PL.39 -9）3D計測図 縮尺1／2

められ、胎土に含まれていた砂粒が器面調整の際に脱落したものとみられる。その空隙の位置は胴部中位のため、胴部でもかなり上半までケズリ状の調整を施していたことになる。口縁部は非常に短く外反して立ち上がり、端部は丸く仕上げられている。内面は全体にわたり丁寧にナデ調整により仕上げられており、底部付近においてはロクロ目が残るものの、仕上げの定方向のナデも施されているため比較的平滑に整えられている。なお、口縁部や底部の器壁は比較的薄い、報告書の実測図ほど薄手ではない。

外面の施釉は、緑釉を地文様として格子状に枠取りし、空隙部に白釉と褐釉を斑点状に施す三彩である。白釉は透明度が高いこともあって、純白に近い焼き上がりを示す点が特徴的である。ただし、全面的に補修の部分が多く、補彩が部分的に残存部の上に被っていることもあるため、本来の施釉の範囲や当初の釉調を慎重に判別する必要がある。特に問題となるのは、白釉部に認められる黄褐色部である（図6のA面上位、C面中位）。拡大写真の撮影などで観察した結果、本来の釉の部分はガラス化しているために細かな氷裂（貫入）を確認できるのに対して、補彩部は当然ながら氷裂が存在しないことや、本来の釉の部分は周りの釉と混じった色合いになっているが、補彩部は上塗りされた状況を示していることなどにより識別ができた。今後さらに顕微鏡観察や化学分析などを試みることも必要だが、観察した範囲では白釉部にみられる褐色部分はいずれも補彩とみてよい。

この点をふまえると、胴部上半には白釉部が3箇所、褐釉部が3箇所（白釉に囲まれた補彩部の1箇所を除く）となっており、胴部の中位も白釉部が3箇所、褐釉部が3箇所（白釉に囲まれた補彩部の1箇所を除く）である。そして、中位の施釉では上半部と千鳥状になるように白釉の下に褐釉、褐釉の下に白釉の斑状部が配されている。さらに胴部下半には、中位とやはり千鳥状になるように白釉の下の付近に褐釉、褐釉の下に白釉の斑状部が配置されるため、ほぼ規則的な施釉となっている。また、白釉の範囲は広く、褐釉はごく狭い範囲になっている。下半では、中位に施された緑釉や褐釉などの釉垂れが顕著な部分が認められる。釉の流れ方からみると、わずかに図6のB側に向かって溜まっているため、その部分がわずかに低くなった状態で施釉後の焼成がなされていたものと判別される。

口縁部は上端に緑釉が認められ、口縁部の内側面には白釉が施される。内面でも胴部の下半部に薄く白釉が認められる。また、高台下端面や高台内側から底部外面も含めて全面にやや黄色味を帯びた白釉が施されている。底部外面には、高台付近に1箇所の別個体の付着があり、窯道具痕とみられる。同様に底部には、釉が剥離する箇所や泥あるいは砂粒状の付着部もあり、それらも窯道具痕に相当する可能性が高い。底部外面で窯道具が付着する箇所や釉の剥離する箇所が円圈状を呈することから、上端に切り欠きがなされたような輪状の窯道具（輪ドチン）が用いられたのであろう。

・ 1-3-6身 (FIG.30-9、PL.39-9、図1・2-9、図7)

胎土はおおむね精良である。ただ、石ハゼによる亀裂とみられる部分も認められ、胎土には小石粒などがわずかに含入していたものとみられる。比較的硬質に焼き上がり、胎土の色調は淡い橙白色を示す。

貼付けの輪状高台は、高台幅の厚みが比較的薄い。高台は踏ん張り気味に伸びて、下端部は狭い面をなす。高台径は比較的大きい。胴部は球形状をなすが、最大径は上半部にある。胴部中位のやや上で釉下に粘土付着などの痕跡があるが、素地のなんらかの傷みを補修していたのかもしれない。また別箇所では施釉後に素地まで削れている部分があるが、焼成時の別個体の付着によるためか、使用時などに表面が欠損した痕跡かは定かでない。

口縁部はわずかに外反して短く立ち上がり、端部を丸くおさめる。内面における口縁部下端と肩部との境は、報告書では稜をなすように図示されるが、比較的丸みを帯びている。内面の底部は高台貼付け部の内側付近ではやや盛り上がり、ロクロ目も残すが、底部中央に一定方向のナデも施されており、比較的平滑に仕上げられている（図29-6）。

外面の施釉は、あまり発色が良くなく、全体に釉層も薄い。白色の斑状の釉の回りを緑色にする鹿の子斑状の一般的な施釉方法である。白釉部は上半、中位、下半に3方向に配され、各段で千鳥状になっている。白釉の斑状部は広めである。ただし、比較的緑釉が濃く発色しているD面では、胴部中位から下位にかけて小さく3カ所程度に黄釉が認められる。他の部分では明確でないが、本来は三彩を施すことが目指されていたとみたほうがよいだろう。口縁部の内面には緑釉が認められる。胴部から底部の内面にも施釉痕が存在する（図29-6）。また底部外面には、全面に白釉が薄く施されている。底部外面には別個体の付着が細長く残る部分が認められ、1-3-7身（FIG.30-6、図6）と同様に輪状を呈する窯道具が用いられていたのだろう。窯道具の付着する部分の外面付近に比較的釉垂れが多いため、圧力がかかって窯道具の先端が幅広く付着したものと推測される。

・1-3-1身（FIG.30-7、PL.39-5、図1・2-4、図8）

胎土は細かな砂粒を含むが、概して精良である。ただし、外面の胴部中位にも小石粒などを含んでいたためか、表面に亀裂が広がる部分もある。全体的にはやや軟質の焼き上がりで、胎土の色調は白みが強く、淡い薄橙色を呈する。

貼付けの輪高台は、1-3-7身（FIG.30-6、図6）よりやや厚みを持っているが、薄手の部類に属する。高台は踏ん張り気味に伸び、下端は弱い平坦面をなす。胴部は球形状だが、最大径は上半部にある。胴部下端は高台部外面のナデのためにややくぼんでおり、くぼみの上端側が弱い稜をなしている。口縁部は欠失する部分が多いものの、短く立ち上がり、わずかに外反気味に伸び、端部は丸い。内面はおおむね平滑であるが、底部付近ではやや凹凸がみられる。器壁は、口縁部から体部上半などにおいて報告書の図示ほどに薄手ではない。また、底部内面に筋状の空隙がみられ、何らかの夾雑物を含んでいたことがわかる。

施釉は褐釉が緑釉部分に溶け込んで不鮮明な部分もあるが、三彩釉が施されている。大きめの斑点状に白釉、小さめの斑点状に褐釉が塗られ、それらを緑釉が取り囲む。胴部外面は上半、中位、下半部にそれぞれ白釉や褐釉が3カ所ずつに施され、白釉と褐釉が千鳥状に配されている。このような規則的な配置は、三彩釉の事例では一般的である。内面側については、口縁部に緑釉が施され、胴部などは上半部がほぼ露胎で、中位の一定の高さより下半部に薄く白釉が認められる。底部外面には、高台部下端面などに一部胴部からの釉垂れによって緑釉が及んでいるが、全面に白釉が施されている。底部外面の高台内側には圈線状に釉の剥離部分あるいは別個体の付着部があり、1-3-7身（FIG.30-6、図6）と同様に輪状を呈する窯道具が用いられていたことがわかる（図29-1）。全体に緑釉部分などが泡状になった痕跡がみえる。二次的に火を受けていた可能性もあるが、鉛釉の焼成時において少々高温で焼成されていた結果かもしれない。

なお、底部外面には上述の窯道具痕がみえるが、高台部の内側面の1箇所に窯道具の付着部が認められるため、その部分を高くする形で窯道具を用いていたはずである。ただ、むしろその部分付近の高台部外面には釉だまりが多く生じている。このことからすると、正置状態にするために高台部に一部かかるように窯道具をかませていたが、それでも傾斜

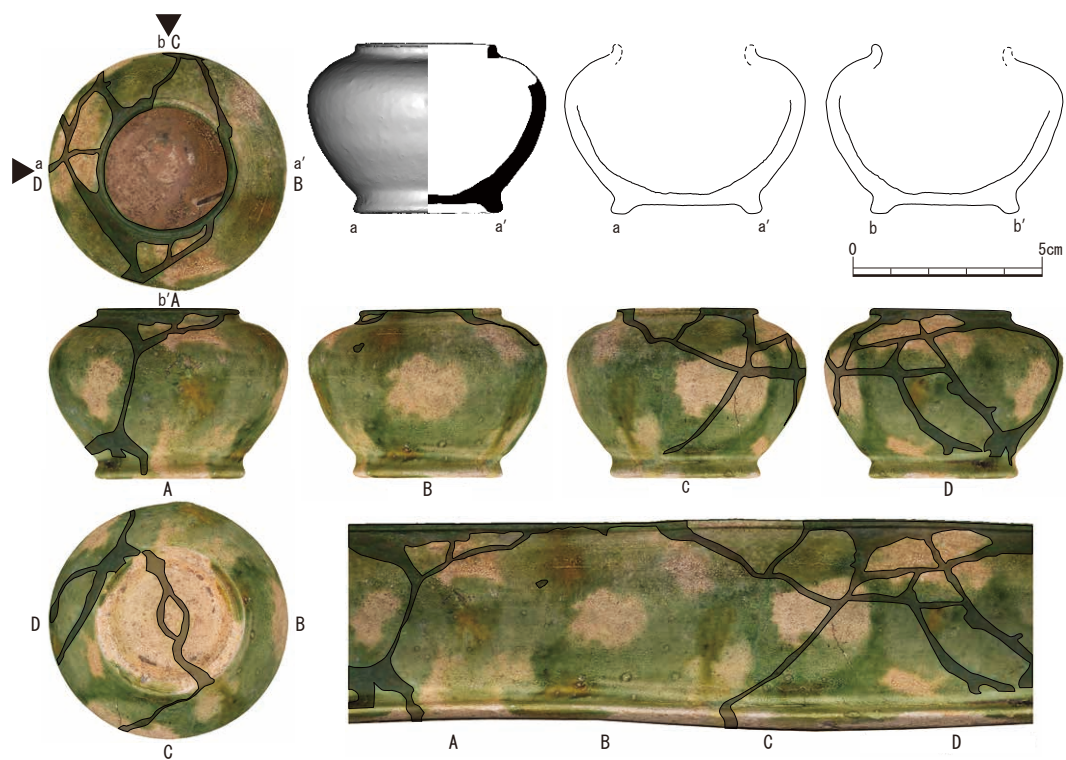


図8 1-3-1身（報告書 FIG.30 -7、PL.39 -5）3D計測図 縮尺1／2

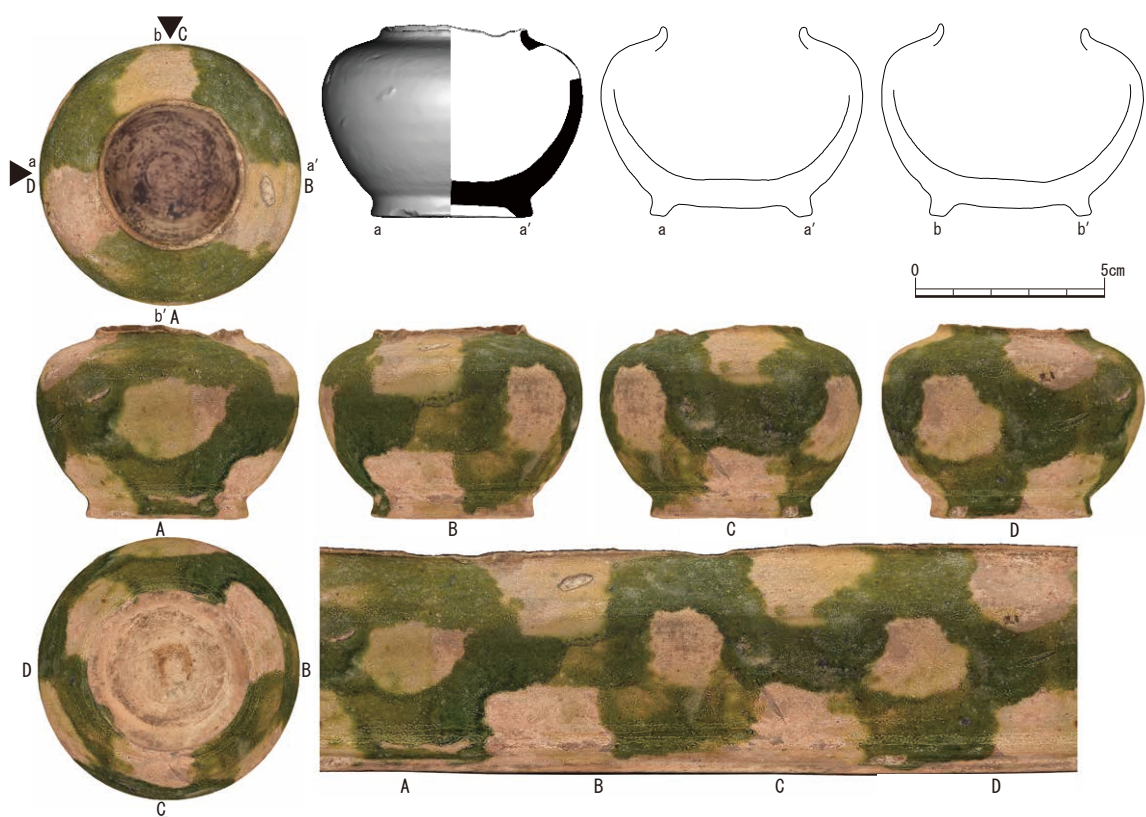


図9 1-3-8身（報告書 FIG.30 -8、PL.39 -7）3D計測図 縮尺1／2

が完全には解消されておらず、その部分がやや低くなっていたのだろう。先の1-3-7身（FIG.30-6、図6）の底部も同様であるため、同種の要領で窯道具が挟まれていたものと推測される。

・1-3-8身（FIG.30-8、PL.39-7、図1・2-11、図9）

口縁部の一部を除いて、全体に完存している個体である。胎土は概して精良であるが、小砂粒を含む。比較的硬質に焼き上がり、胎土の色調は赤みが強い橙白色を呈している。

貼付けの輪状高台は、厚みがあり、やや踏ん張り気味に伸びる。下端部は中央が明瞭にくぼんでいる。高台径は胴部径に比して比較的小さい。底部外面は、全般に回転ナデ調整が施されておおむね平滑である。胴部は球形状をなすが、上半部に最大径があり、肩がかなり張った形状である。胴部の外面には調整などによる砂粒の動きがみえるが、胴部下半部にはロクロ目による凹凸が顕著に残る。胴部中位には、施釉前のヘラ状のアタリによるくぼみなども存在し、やや粗雑な造りと言える。器壁は底部から胴部にかけて非常に厚く、全体的にも重みがある。口縁部は短く直立状に立ち上がり、端部は丸く仕上げているが、報告書の実測図ほど口縁部上端が尖るわけではない。内面は、反時計回りのロクロ目も顕著に残る。底部内面は比較的平坦だが、定方向の仕上げナデはみられない。

外面の施釉は、泡立つような状況がみえ、粒状の付着も顕著であることから、二次的に火を受けている可能性がある。ややくすんだ黄褐色気味の緑釉とやや黄みを帯びた白釉が施される。白釉は、上半・中位・下半と千鳥状に3方向に配されており、各段の白釉部はやや広めで幅がある。釉の濃淡からすると、上半から中位、中位から下半のそれぞれに緑釉が波状に塗られていたようであり、空隙に白釉を埋めていたのだろう。内面には、口縁部も含めて現況では施釉がほとんど認められない。内面は釉も施されないためもあってか、全体に黒色の付着で薄く汚れている。底部には、外面全面に釉が認められず、窯道具の痕跡もみえない。肩部や胴部などの外面の各所には、別個体とみられる施釉後の粘土付着が認められる。肩部の付着は横に並べて焼成する際には融着しない場所でもあるので、肩部に別個体を載せるようにして重ね焼きをしていた可能性が高い。窯道具を用いずに、量産的な方式が採られていたことをうかがわせる。

・1-3-5身（FIG.30-13、PL.39-8、図1・2-8、図10）

口縁部はごく一部を除き欠失しており、胴部も大半の部分が欠損しているが、完形に復元されている。胎土はおおむね精良であるが、小砂粒を含んでいる。比較的硬質に焼き上がり、胎土の色調は赤みが強い橙白色を示す。

貼付けの輪状高台は、幅に厚みを持ち、やや踏ん張り気味に伸びる。内端面で接地しており、下端部はわずかに中央がくぼむ。高台径は胴部径に比して比較的小さい。底部外面は、中央付近に小さな複数のくぼみがあり、凹凸がみられる。それらはおそらくロクロからの切り離しに用いられたヘラ切りの痕跡が残るのであろう。胴部は球形状をなすが、上半部に最大径がある。器壁は胴部全体に分厚く、胴部外面の下半部にはロクロ目による凹凸が残る。口縁部もかなり厚みがあり、外傾して短く立ち上がる。口縁端部は外傾面をなしており、その端面が中央部分で凹線状にくぼむ。内面は、底部において反時計回りのロクロ目も顕著で凹凸が目立ち、高台の貼付け部の内面側付近でやや盛り上がる。

外面の施釉は、泡立つようにして、粒状の付着が顕著である。おそらく被熱しているであろう。ややくすんだ黄褐色気味の緑釉が施されるが、通例の個体では白釉が施される空隙部には釉が残存せず、露胎とみられる。この点は既に報告書でも記されていた通りだ

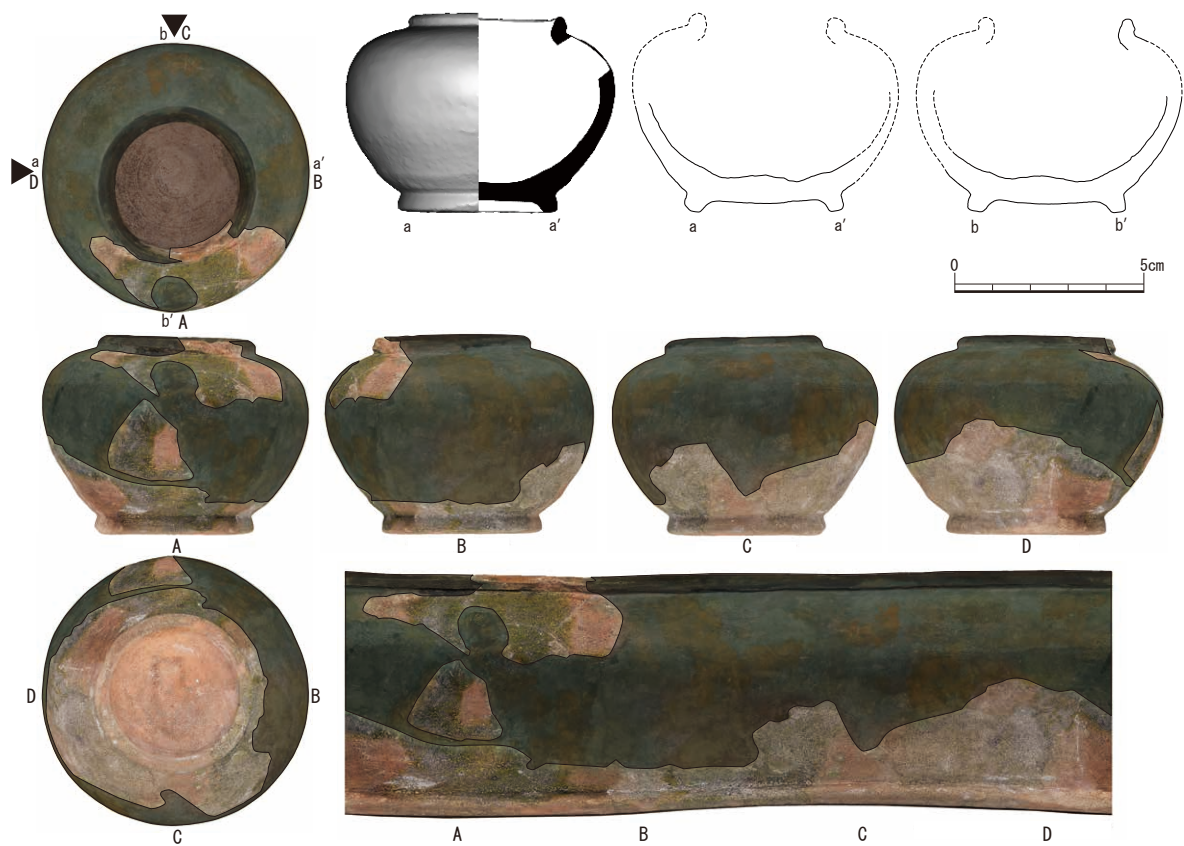


図 10 1-3-5身 (報告書 FIG.30 - 13、PL.39 - 8) 3D計測図 縮尺1/2

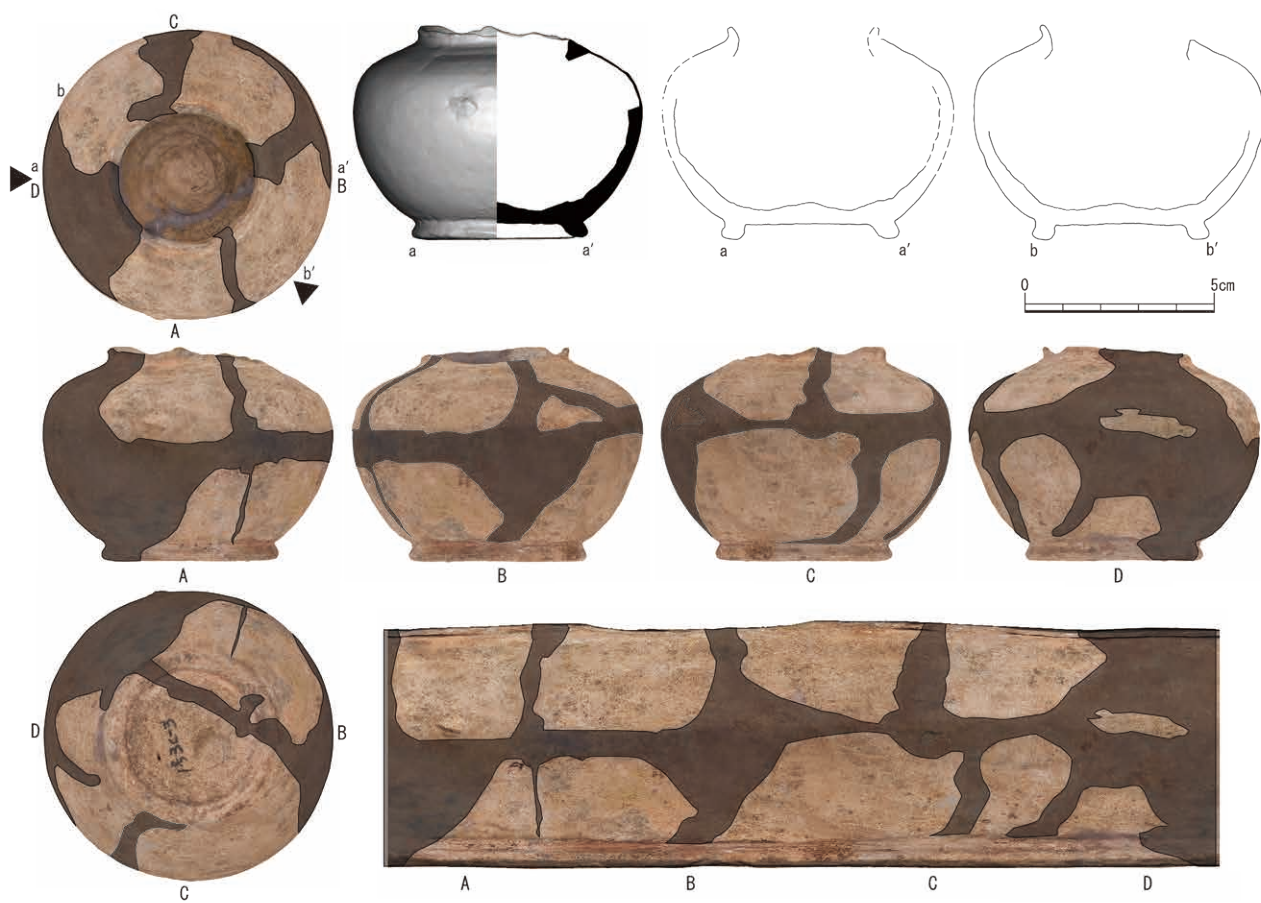


図 11 1-2-7身 (報告書 FIG.30 - 14、PL.39 - 12) 3D計測図 縮尺1/2

が、特異な様相を呈すると言ってよい。白釉を施すべき空隙部は、上半・中位・下半と千鳥状に配されており、その点は通例の施釉方法と異なることはない。各段の空隙は、白釉部として通例のようにやや広めの幅があり、またその数は下段では3方向であり、おそらく各段で3箇所とみてよいだろう。ただし、報告書の図とは文様構成が必ずしも合致していない。口縁部の内面には緑釉が施された可能性があるが、現況ではほとんど認められない。底部外面も釉が確認できず、窯道具の痕跡もみえない。

・ 1-2-7身 (FIG.30-14、PL.39-12、図1・2-3、図11)

口縁部は端部まで残存する部分がわずかであり、胴部も欠損部が多く、全体に復元がなされている。他の個体に比べると、大きめの法量を示している。胎土は概して精良で、やや軟質の焼き上がりを示し、色調は淡い薄橙色を呈している。

貼付けの輪高台は高さが低く、平たい厚みのあるもので、やや外に踏ん張り気味である。高台の内側面は接合部がややくぼんだ形状となっており、下端面は中央がわずかにくぼむ。高台部外面と胴部下端の境は明瞭である。高台径は胴部径などに比して小さい。底部外面には、ヘラ切り痕を残しているのか、部分的にくぼみをみせる部分がある。底部内面は反時計回りのロクロ目が明瞭であり、中央部が突出気味であり、凹凸が顕著である。胴部は最大径が上半にあり、肩が張る形状となっている。胴部は外面の下半部に砂粒の動きもみられ、ケズリ状の調整がなされている (図29-4)。底部からみて反時計回りであることから、ロクロ回転は基本的に時計回りのため、倒置してヘラケズリ調整をしたものと判断される。ただし、胴部中位はナデ痕のみが認められ、下半のみにケズリが施されたものとみられる。胴部の内面は回転ナデ調整である。口縁部は短く直立するが、やや外反気味に立ち上がり、内側面もやや傾斜面状をなしている。口縁端部は薄くなっているが、報告書の実測図ほどに全体が薄くなっているわけではない。

外面の釉はほとんど残存しないため、肉眼観察では不明だが、表面の色調が異なる部分もあるので緑・白の二彩なのであろう。内面は基本的には無釉のようであり、胴部内面はやや黒褐色状の色調を呈する。底部外面も釉が確認できず、窯道具の痕跡を留めていない。胴部には焼成時のものとみられるが、別個体の付着痕が認められる。

・ 1-2-5身 (FIG.30-12、PL.39-11、図1・2-1、図12)

全体の半分以上が欠損しているが、口縁部から高台部までが残存しており、完形に復元されている。胎土はおおむね精良で、やや軟質に焼き上がり、色調は淡い薄橙色を呈する。

貼付けの輪高台は高さが低く、厚みのあるもので、やや外に踏ん張り気味である。高台下端面は中央が少しくぼんでいる。高台径は胴部径などに比べてやや小さい。外面の胴部下端と高台の貼付け部との境界は明瞭にくぼむ。報告書ではこの1-2-5身 (FIG.30-12、図12) の高台が、1-3-6身 (FIG.30-9、図7) と類似形態だとされており、確かにもとの実測図では似ているようにみえるが、むしろ1-3-6身は高台幅が狭く、高台径も異なっているため、あまり類似しているとは言えない。底部外面には、粘土紐巻き上げの可能性もあるが、おそらくロクロ切り離しの際のヘラ切りとみられる痕跡が明瞭に残る (図29-2)。底部内面は中央がやや高まり、その周囲がくぼむ。胴部は最大径が上半にあり、肩が張る形状を示している。胴部の外面には回転ナデ痕が残り、内面も同様である。口縁部は外側面では比較的まっすぐ上方に短く立ち上がり、端部は丸くおさめている。なお、器壁は口縁部から肩部にかけて報告書の実測図ほど厚みが薄くはない。

外面の釉は緑・白の二彩とみられるが、器表面の荒れがあり、全般に発色も良好ではな

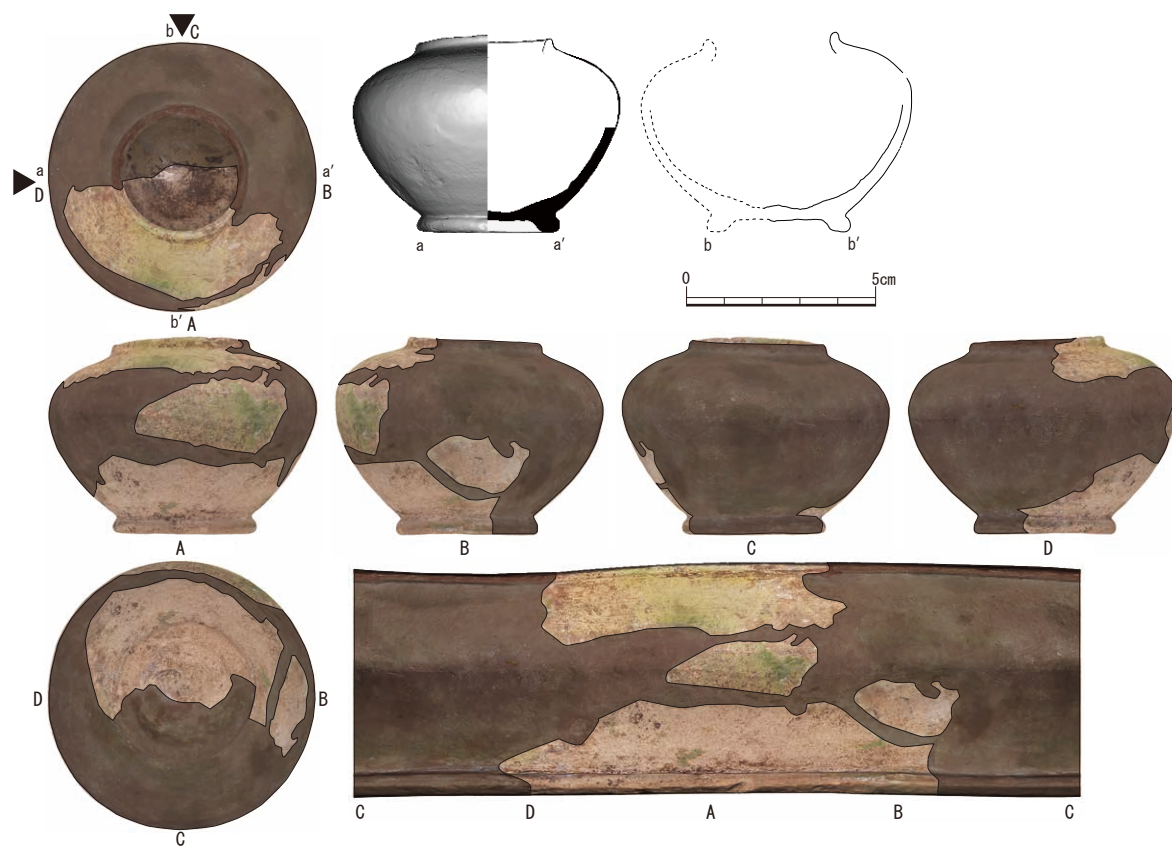


図 12 1-2-5身（報告書 FIG.30 - 12、PL.39 - 11）3D計測図 縮尺1/2

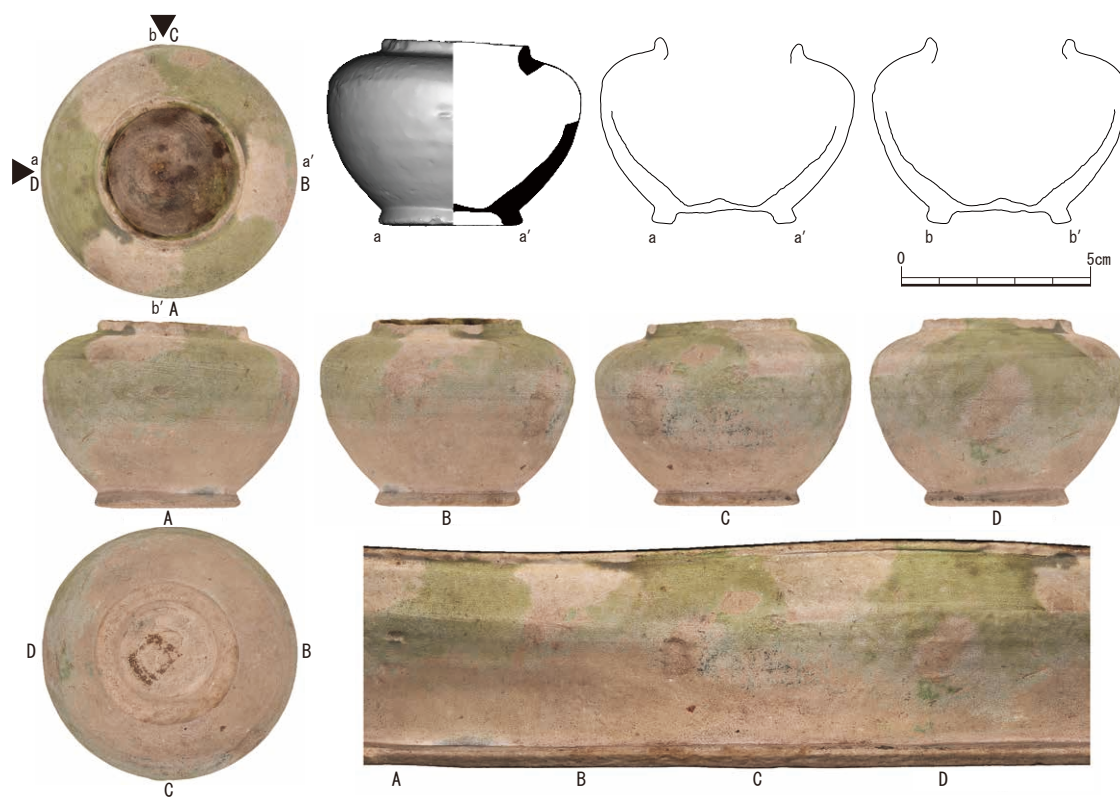


図 13 1-2-6身（報告書 FIG.30 - 10、PL.39 - 10）3D計測図 縮尺1/2

く、釉層も薄い。鹿の子斑状に緑釉の空隙部分に白色の斑状の釉を施しており、一般的な施釉方法である。白釉部は上半でも残存状況からみて3方向に斑状に配されたものとみられ、白釉部はかなり広めの幅で施されている。残存部が少ないものの、中位にも上半と千鳥状になるように白釉が配されている。さらに胴部外面の下位にも本来は同様に施釉されていたはずだが、器表面が荒れており剥落も多く、ところどころに濃緑の釉が残る程度である。口縁部の内面には緑釉が認められる。胴部や底部の内面は基本的には露胎のようであり、やや黒褐色状を呈する。胴部外面には焼成時の他個体の付着によるものと推測されるが、器表面の剥離が複数箇所においてみえる。底部外面には釉が施されていないようであり、窯道具の痕跡も確認できない(図29-2)。

・ 1-2-6身 (FIG.30-10、PL.39-10、図1・2-2、図13)

胎土はおおむね精良で、比較的硬質に焼き上がり、胎土の色調は淡い薄橙色を示す。

貼付けの輪高台は高さが低く、平たい厚みのあるもので、やや外に踏ん張り気味である。下端面は平坦であるが、内端が接地してわずかに外傾面をなす。高台と胴部下端の境は高台の貼付け部分のくぼみが明瞭である。高台径は胴部径などに比して小さい。なお、報告書では1-2-6身(FIG.30-10、図13)の高台形態は、1-3-5身(FIG.30-13、図10)と同形態だとされている。確かに報告書の実測図では内端部が接地するなど似ているようにみえるが、むしろ1-2-5身(FIG.30-12、図12)と類似している。

底部外面には粘土紐巻き上げ、あるいはロクロ切り離しの際のヘラ切りとみられる痕跡が明瞭に残る。底部内面は中央が突出してその周りがくぼんでおり、凹凸が著しい。肉眼観察では判別がつきにくい、底部の器壁はかなり薄いようである。胴部の下端部付近は回転ヘラケズリ調整を施し、中位から上位はナデ調整である。胴部下半はケズリが部分的に施されているにもかかわらず、報告書の実測図に比べても器壁がかなり厚めである。胴部の最大径は上半にあり、肩が張る形状をなす。肩部の一箇所に表面の剥離痕が認められる。内面は胴部から底部にかけて回転ナデ痕が残されている。口縁部は短く、外側面では比較的まっすぐ上方に立ち上がるが、内側面ではやや外傾状をなしている。口縁端部は報告書の実測図ほどは先端が尖らず、少し丸みを帯びている。

外面の釉は緑・白の二彩であり、全般に下半部では釉の残存が悪く、釉層も薄い。鹿の子斑状に緑釉の空隙部分に白色の釉を施しており、一般的な配置である。白釉部は上半3方向に配され、斑状にかなり広めである。中位にも上半とは千鳥状に少なくとも2箇所には白釉を確認でき、もう一箇所も同様に白釉が施されていたのであろう。さらに胴部外面の下位にも本来は同様に施釉されていたものとみられるが、釉の残りが悪く、肉眼では判別が難しい。胴部外面には焼成時の他個体の付着によるものかもしれないが、器表面の剥離が複数箇所において認められる。口縁部の内面には緑釉が施される。底部の内面には白釉がわずかに付着するようだが、内面は全体には無釉になっている。ただ、内面には口縁部や底部などにも黒褐色の斑点状の痕跡が残る。底部の外面には釉が確認できず、窯道具の痕跡も留めていない。

・ 1-3-4身 (FIG.30-15、PL.39-14、図1・2-7、図14)

ほぼ完存する個体である。胎土は概して精良であるが、小砂粒を含む。軟質に焼き上がり、胎土の色調は白みが強い薄橙色を呈している。

底部は円盤状に突出する高台で、外面には静止糸切り痕を留める。報告書では板起こしの可能性も指摘されていたが、凹凸の痕跡が全体的に弓なりになる形状を示し、細かな横

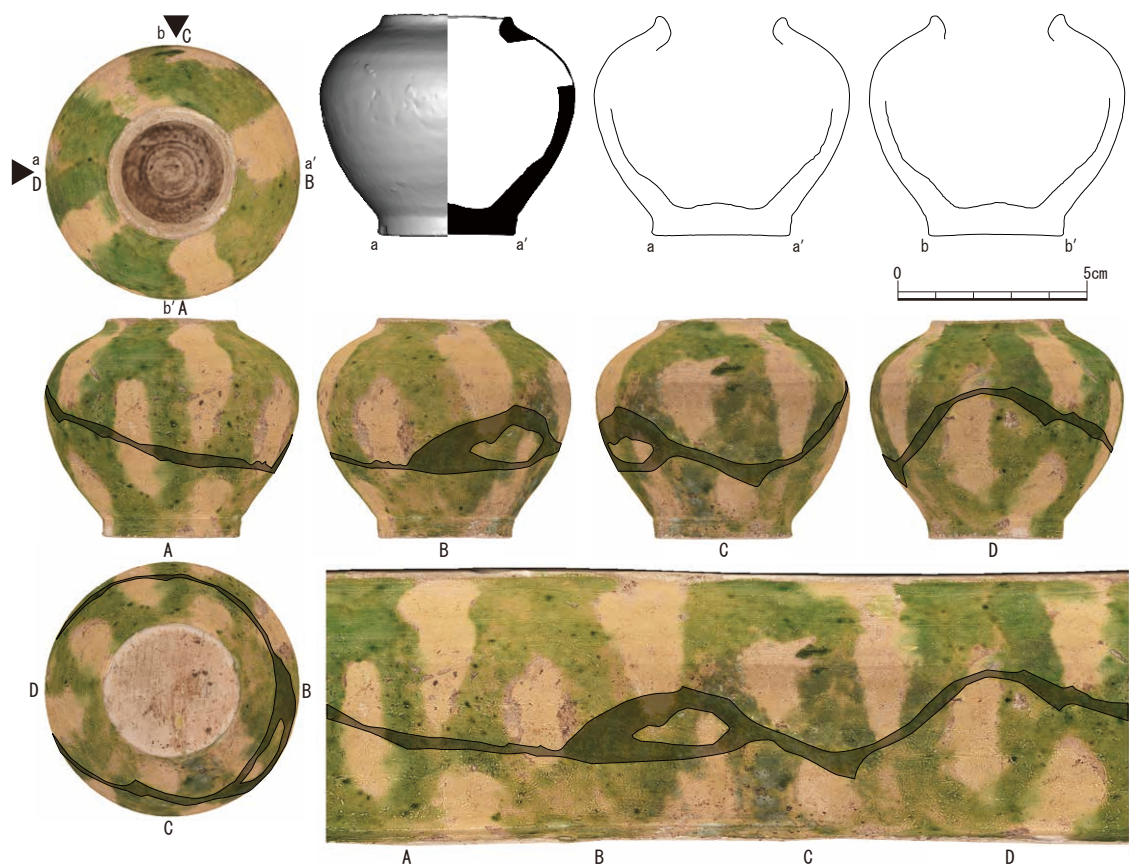


図 14 1-3-4身 (報告書 FIG.30 - 15、PL.39 - 14) 3D計測図 縮尺1/2

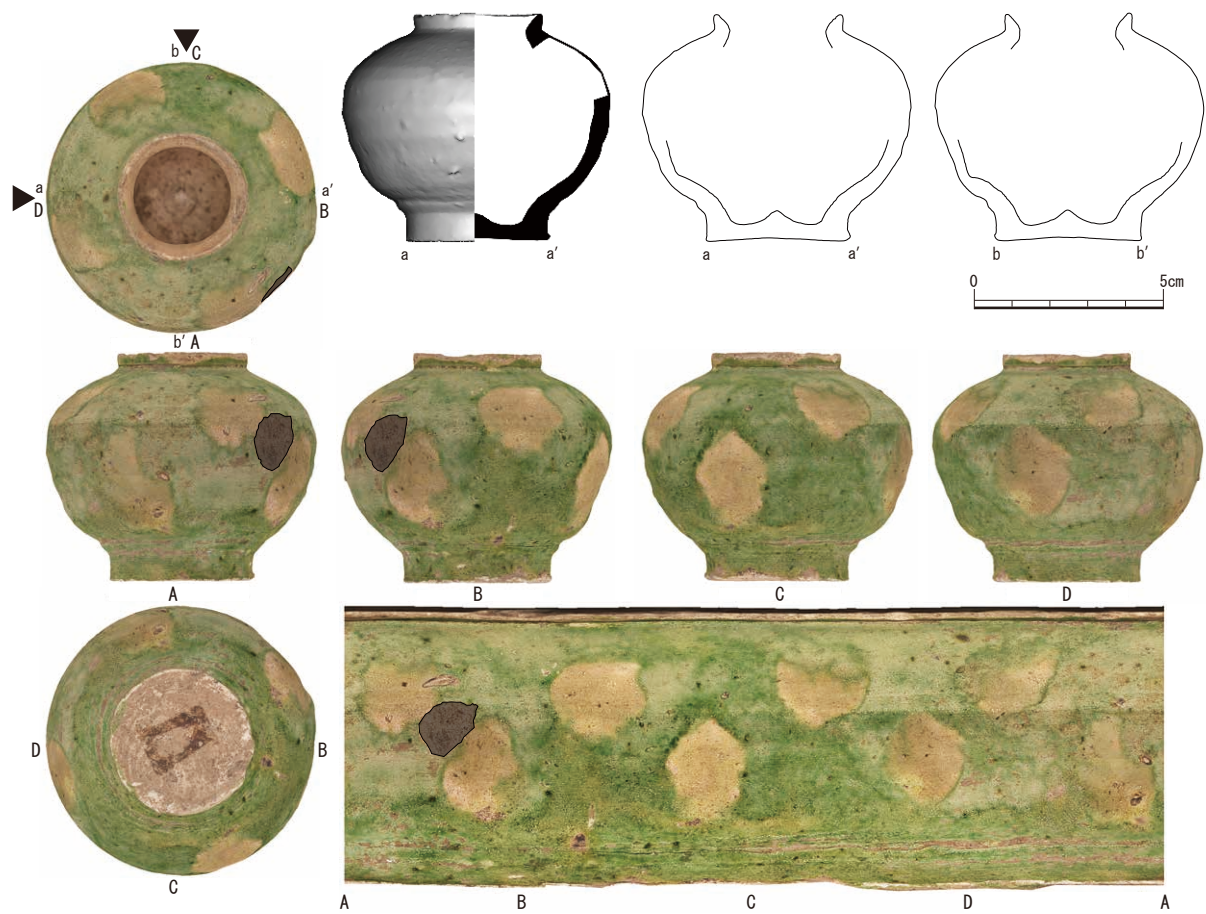


図 15 1-3-2身 (報告書 FIG.30 - 17、PL.39 - 13) 3D計測図 縮尺1/2

方向の擦痕が連続することなどから、糸切りとみなして問題がないだろう。高台端の位置で糸が抜けきる時の糸の乱れと推測される痕跡も認められる。底部は厚みがあり、高台部の側面から胴部の下端にはケズリ（カンナ）痕が明瞭に残る（図29-5）。そのケズリ痕は正置状態で反時計回りであり、ロクロから切り離す前に余分な粘土を掻き落としたものとみられ、平安京周辺窯などで生産された須恵器の小型壺で一般的な手法である。胴部は球形状をなしているが、下半部の丸みは少ない。上半部に最大径があるが、他個体に比べると肩の張りが弱い。胴部外面の中位には高台部側面と同時になされたのか、弱いケズリが施されており、表面に砂粒の脱落によるとみられる細かな小穴が残る。器壁は胴部についてもやや厚みがある。口縁部は立ち上がり短く、内側が内傾面をなしている。内面は、底部に反時計回りの細かなロクロ目が顕著である。内面の底部近くに段状の凹凸が認められるが、報告書の実測図の位置よりもやや上方とみるのがよい。

外面の施釉は、所々に濃緑色班が混じる緑釉とやや黄色みの強い白釉が施される。白釉は、縦長に広く施されている点が特徴的で、上半では4方向に認められ、中位にも上半の白釉が伸びるとともに、それらの間に4箇所の白釉部分が認められる。下半には千鳥状に4方向に白釉を配置するが、上半の白釉部が下に伸びて間隔が狭くなったことなどから配置が乱れている。胴部中位などに、施釉後の焼成時に別個体と付着した痕跡が認められる。底部外面は、白釉が薄く点滴した部分はあるものの基本的に施釉が確認できず、窯道具の痕跡もみえない。内面については、口縁部や胴部以下も施釉されていない。また内面には、他の個体にみえるような黒色の付着は認められない。

・ 1-3-2身（FIG.30-17、PL.39-13、図1・2-5、図15）

ほぼ完存する個体である。胎土は比較的精良ではあるが、小砂粒を含む。やや軟質に焼き上がり、胎土の色調は白みが強い薄橙色を呈する。

底部は円盤状に突出する高台で、外面には回転糸切り痕を留める。糸切り痕の傾きからみて、糸切り段階のロクロの回転方向は時計回りである。底部径は他個体に比してかなり小さい。高台部の側面から胴部の下端では、カンナ状工具によるとみられるヘラケズリ痕が認められる。そのケズリの方向は正置状態として反時計回り（ロクロは時計回り）であり、ロクロからの切り離し前に施されたものである。このケズリはロクロからの切り離し前に余分な粘土を掻きとるもので、胴部下端にケズリの余剰の粘土により段状をなしている。底部内面は、中央が大きく突出してその周りがくぼんでいる。ただし、報告書の実測図ほどには高く突出するわけではない。胴部は球形に近い形で、上半部に最大径がある。胴部下端部のすぼまりが大きく、そこから胴部中位に大きく張り出すが、あまり丸みがない。内面も、外面と対応した形状で、底部から垂直気味に胴部に向けて立ち上がって、その後には広がり、さらにまた大きく屈曲して立ち上がる形状を示す。胴部外面の中位には弱いケズリが施されており、砂粒のためか表面に細かく小穴が残る。器壁は底部付近においてやや厚みがあり、内面はロクロ目が顕著である。口縁部の立ち上がりは短く、その内側が内傾面をなし、その面の中央がやや凹線状にくぼみを持っている。

外面の施釉は、所々に濃緑色班が混じるやや淡めの緑釉と白釉が施される。白釉部は、円形状を呈している。胴部外面の上端では緑釉の薄い部分はあるものの、白釉部が認められず、中位近くに上下に段違いになるように白釉班が施される。それらは上段の4方向、下段に4方向となる。そのさらに下半は緑釉のみとなっており、白釉は中位近くに2段の4方向ということになる。報告書では1-3-4身（FIG.30-15、図14）と同様に3段の

構成とみなされていたが、2段という点では1-3-3身（FIG.30-16、図16）と似ており、回転糸切りも含めて両者が近い。口縁部内面には施釉がなされておらず、内面では胴部以下も露胎である。底部外面も周囲に釉垂れによる釉の付着がごくわずかに認められるが、基本的に施釉がされておらず、窯道具の痕跡もみえない。外面の胴部中位には器表面の剥離が各所に存在し、胴部の中位や下位などに施釉後の焼成時に生じた粘土付着も認められる。

・ 1-3-3身（FIG.30-16、PL.39-15、図1・2-6、図16）

口縁部などに欠損が認められるが、ほぼ完存する個体である。胎土は比較的精良ではあるが、小砂粒を含む。軟質に焼き上がり、胎土の色調は白みが強い薄橙色を呈する。

底部は円盤状に突出する高台で、外面には回転糸切り痕を留める。糸切り時におけるロクロの回転方向は時計回りである。底部径は1-3-2身（FIG.30-17、図15）と同様にかなり小さい。高台部の側面から胴部の下端では、指によるもののようだが、ケズリによってロクロから切り離し前に余分な粘土を掻きとっている。底部内面は、報告書の実測図ではあまり表現されていないが、中央が突出してその周りがくぼんでいる。胴部は倒卵形に近い形で、上半部に最大径がある。胴部下半部のすぼまりが大きく、内面では底部から垂直気味に胴部に向けて立ち上がっている。胴部外面の中位には弱いケズリが施されており、砂粒のためか表面に細かく小穴が残る。器壁は胴部についてもやや厚みがあり、内面はロクロ目が顕著である。口縁部の立ち上がりは短く、内側がややくぼみを持ちながら内傾面をなしている。口縁部の内面側には肩部との境に稜を持つが、報告書の実測図はやや角張りすぎており、むしろ稜の下側部分もわずかに面取り状に平坦面をなしている。

外面の施釉は、濃緑色からやや褐色ぎみの班が混じる緑釉とやや黄色みが強い白釉である。白釉は、ややムラがあるために輪郭が判然としない部分もあるが、縦長に広く伸びる部分と円形状を呈する部分がある。胴部外面の上端では緑釉の薄い部分はあるものの、白釉部が認められないようであり、むしろ中位近くに上下に段違いになるように白釉班がみられる。それらは上段の5方向、下段の5方向となる。その下半にも空隙部などがあるが、明らかに白釉が施されている部分は存在しないため、白釉が2段の5方向に施されていたとみてよいだろう。口縁部内面には、施釉されていないことが明確であり、胴部以下の内面も露胎である。底部外面も周囲に釉垂れによる釉の付着が認められるが、基本的に施釉がなされず、窯道具の痕跡もない。胴部中位に器表面の剥離が各所にあり、胴部最下位などに施釉後の焼成時に生じた別個体の付着が認められる。

・ 1-2-4身（報告書未報告、図17）

小壺の胴部最大径付近が3分の1ほど残存するが、上下の部分は欠損する。3個体が接合されている。部位としては胴部中位の破片とみられる。

胎土は比較的精良で、やや軟質の焼成である。胎土の色調は白みが強い薄橙色を呈する。中位で大きく湾曲を示しており、外面にはケズリがあり、内面は回転ナデ調整がなされる。外面には深い色合いの緑釉が施され、緑釉の施されない部分に白釉を埋める。内面にも釉が認められ、三彩釉が施された他個体とも共通する様相であろう。

なお、報告書でFIG.30-11として挙げられていた個体については、現状では所在が不明になっている。高台が欠失する小破片で、薄手の小型品であり、図示されてはいないが、白・緑の二彩が施されていると報告されている。この1-2-4身は、口頸部が欠失しているが、あるいはこのFIG.30-11の一部に相当するものなのかもしれない。

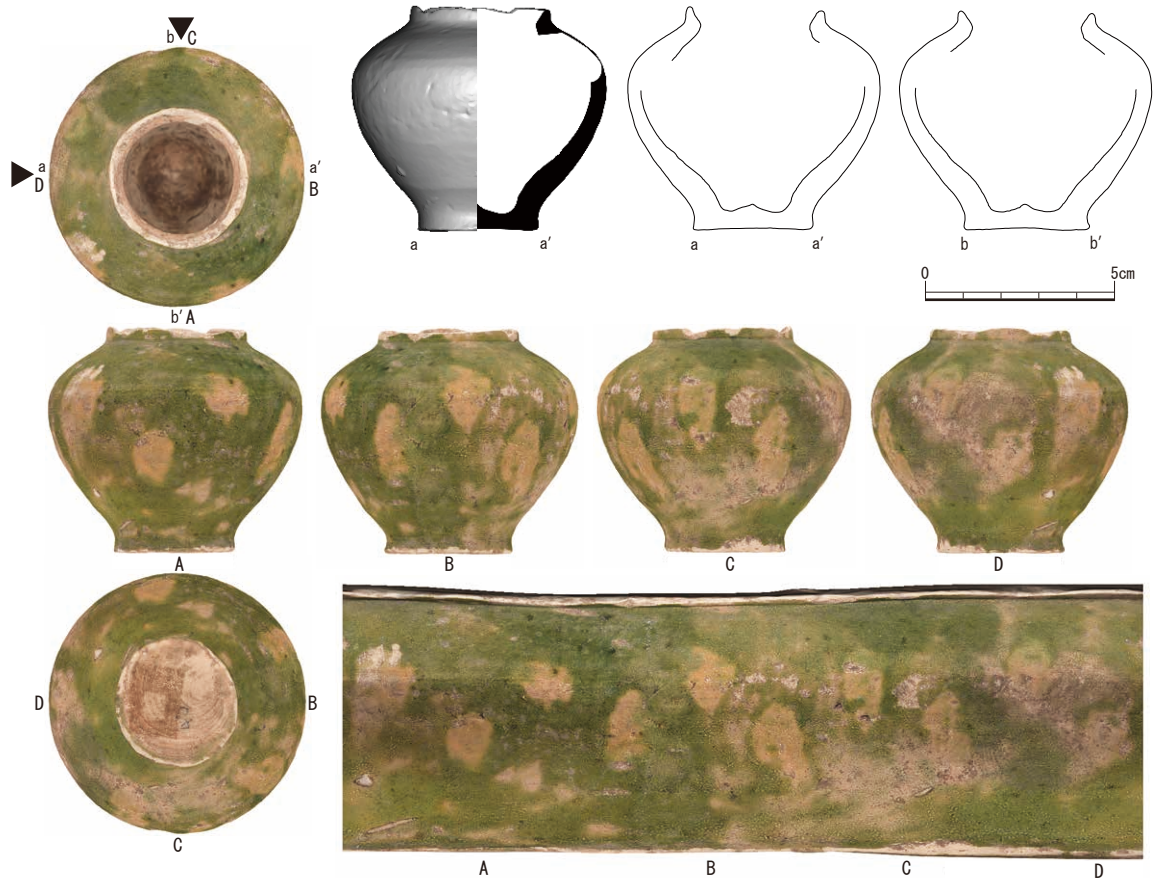


図 16 1-3-3身（報告書 FIG.30 - 16、PL.39 - 15）3D計測図 縮尺1/2



図 17 1-2-4身（報告書未報告）3D計測図 縮尺1/2



図 18 1-2-1身・1-2-2身・1-2-3身・1-2-8身（左から、報告書未報告）ほぼ等倍

・ 1-2-1 身（報告書未報告、図18）

他の細片と同様であるが、横ナデなどから水平位置を確認し、下半ほど器壁の厚みが増すことが一般的であることや、釉垂れが認められる際に正置状態での焼成が基本であることなどを勘案して天地を推定し、垂直方向の湾曲度を加味して部位を比定した。その結果、この1-2-1 身は肩に近い胴部中位とみられる。

胎土は比較的精良であり、軟質の焼成を示している。胎土の色調は淡い薄橙色を呈するが、黒褐色の小斑点がみえる。湾曲の強い部分に当たり、内面は回転ナデ調整が施される。外面には濃緑色釉が施され、その端部にやや濃い黄褐色釉が認められ、三彩が施されていたとみてよいものである。内面には残存部に施釉が確認できない。濃緑色の釉からみて、1-3-7 身（FIG.30-6、図6）が類品だが、黄褐釉がやや異なる点や器壁の薄さなどから、別個体であろう。1-3-7 身の欠損状況からも適当な位置には埋まらない。

・ 1-2-2 身（報告書未報告、図18）

上掲の1-2-1 身と色調や釉調が酷似するので、同一個体であろう。3片が接合された細片である。肩に近い胴部中位とみられる。

胎土は比較的精良で、軟質の焼成である。胎土の色調は淡い薄橙色を呈する。外面はケズリが認められるようであり、内面は回転ナデ調整である。外面には、比較的釉層が厚い濃緑色釉が施される。破片の端部には黄褐色釉が認められ、白釉かと思われる部分もわずかに確認できる。三彩が施されていたとみてよいだろう。内面は残存部分において露胎になっている。

・ 1-2-3 身（報告書未報告、図18）

上掲の1-2-1 身・1-2-2 身と色調や釉調が酷似するので、同一個体であろう。2片が接合された細片である。胴部でも底部に近い下位の破片とみられる。

胎土は比較的精良で、軟質の焼成である。胎土の色調は淡い薄橙色を呈する。弱い湾曲を示す破片で、外面はケズリが認められるようであり、内面は回転ナデ調整が施される。外面には、比較的釉層が厚い濃緑色釉が施され、破片の端部には白釉が認められるようである。内面は残存部が露胎である。

・ 1-2-8 身（報告書未報告、図18）

2片が接合された細片である。色調や釉調から前掲の1-3-5 身（FIG.30-13、図10）と色調や釉調が酷似するので、同一個体であろう（図29-3）。胎土は精良である。比較的硬質の焼成で、胎土の色調は赤褐色を呈する。湾曲を示す胴部中位の破片である。

外面はケズリが認められるようであり、内面は回転ナデ調整である。外面の釉は気泡が見られ、粒状の付着が顕著である。ややくすんだ黄褐色気味の緑釉が施されるが、他の個体で白釉が施される空隙部は露胎の可能性がある。外面には別個体の粘土付着も残る。内面は露胎である。

（3）沖ノ島1号遺跡出土奈良三彩小壺蓋

・ 1-3-7 蓋（FIG.30-1、PL.39-4、図1-10、図19）

ほぼ完形の資料である。胎土は精良である。比較的硬質に焼き上がり、胎土の色調は、釉の認められない部分をみると、白色を呈している。

天井部に貼り付けられた扁平な宝珠形のつまみは、頂部が丸みを帯びてやや上方に突出し、最大径の部分から基部にかけてすばまる。つまみの高さは他に比べて高く、径も大き

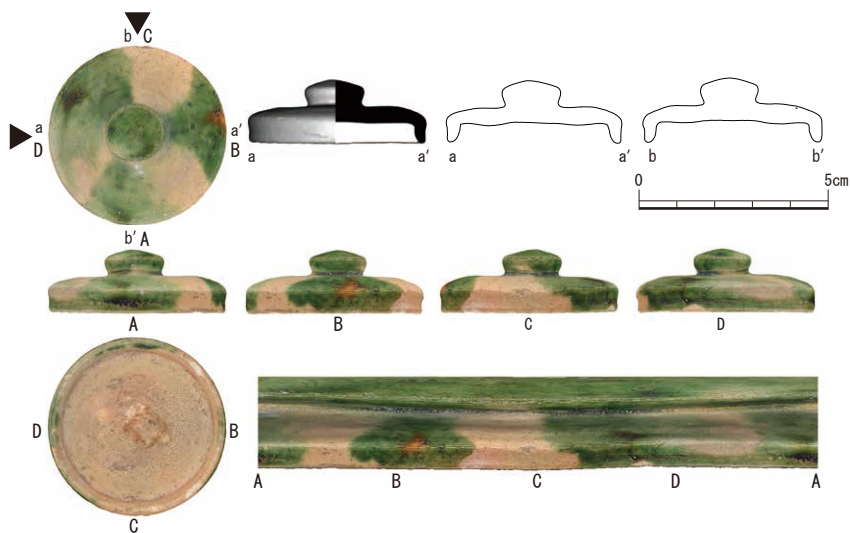


図 19 1-3-7蓋（報告書 FIG.30 -1、PL.39 -4）3D計測図 縮尺1／2

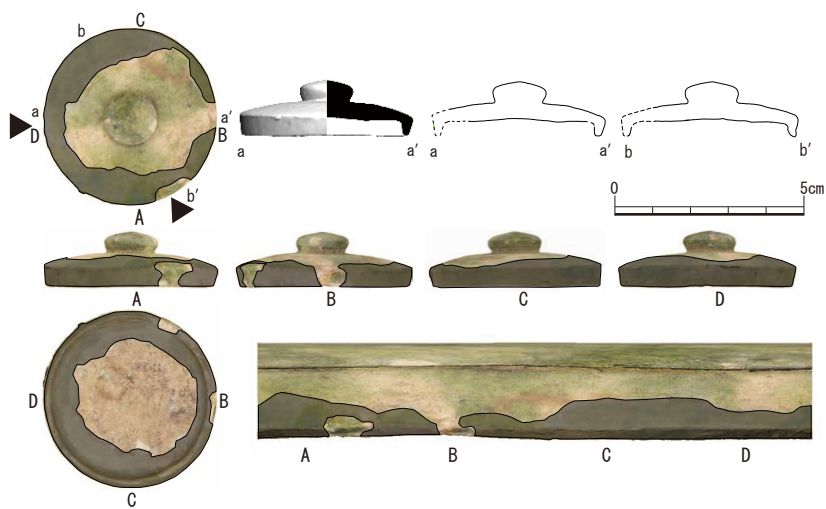


図 20 1-2-5蓋（報告書 FIG.30 -3、PL.39 -2）3D計測図 縮尺1／2

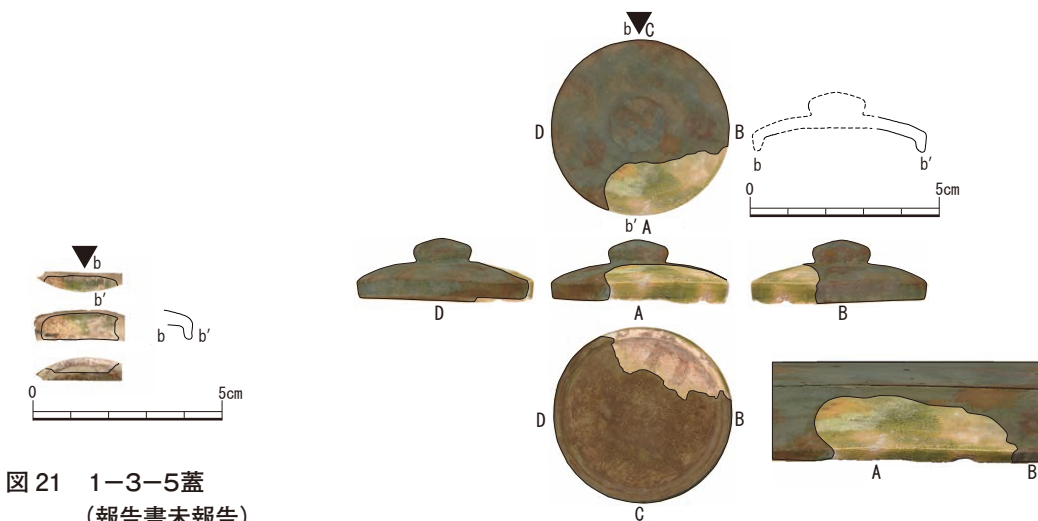


図 21 1-3-5蓋
（報告書未報告）
3D計測図
縮尺1／2

図 22 1-3-8蓋（報告書 FIG.30 -5、図版非掲載）3D計測図 縮尺1／2

い。天井部は中央部がほぼ水平に伸びて、中位からなだらかに弱く下降し、肩部から弱い稜をなして口縁部が下降する。天井部外面には反時計回りのヘラケズリ痕（ロクロは時計回り）が認められ、平滑に仕上げられる。口縁部は他の個体に比べて高さがあり、外側面は中ほどで凹線状にくぼみをみせ、わずかに端部が外側に反る。口縁部の内側面は端部近くがやや傾きをみせ、上方では鉛直方向に伸びる。口縁部内面の上端は明瞭な沈線状の屈曲をなして、ほぼ平坦な天井部に続く。なお、口縁部の外側面においては屈曲の強い部分と弱い部分があり、断面の実測箇所による微差が生じている。また、報告書の実測図では天井部と口縁の境の稜が強くなっているが、むしろやや丸みを帯びている。

外面の施釉において、つまみの部分は基本的に緑釉である。ただ、部分的に白釉を呈するため、天井部と同様に白釉が配されていた可能性もある。また、天井部では中心より外側に向けて3方向に扇状に緑釉を配して、その間の部分にやや薄橙色を帯びた白釉を埋める。口縁部に下がる肩部の屈曲付近では、扇状をなす緑釉の先端の中央部分に褐釉が施されている。ただし、2箇所の褐釉は緑釉と溶け合って濃緑色釉に近い色調となり、褐色が明瞭に発色していない。残る1箇所の褐釉からみれば、本来は緑釉を施さないごく狭い範囲の空白部を設け、そこに褐釉を埋めていたものと推測される。口縁部外面には天井部から連続する形で施釉がなされており、釉垂れも認められ、天井部内面側にまで緑釉などが部分的に及んでいる。釉垂れの方から、施釉後にはA～Dのあたりがやや低く傾斜して焼成されていたことがわかる。天井部の2箇所の褐釉が緑釉と混じりあっているのも、そのわずかの傾斜により褐釉部に天井部中央側の緑釉が流れ込んだためであろう。内面は基本的に光沢があまりない焼き上がりではあるが、全体に白釉が施されている。内面の天井部には、少なくとも3箇所に施釉後の明瞭な付着痕があり、ほかにも釉の剥離やわずかの釉の変化なども認められ、円形状のトチンに据えて焼成されていたことがわかる。1-3-7身（FIG.30-6、図6）などと同種の窯道具を用いていたものと評価できる。

・1-2-5蓋（FIG.30-3、PL.39-2、図1-1、図20）

口縁部は大半が欠損するが、天井部では残存部分の多い資料である。報告書での実測段階よりも口縁部の欠損が進んだ状況で現状の復元がなされており、一体として復元された口縁部片も本来的な位置での接合関係が認められるかが現況では不明であるが、かつての図版（PL.39-2）からみれば接合していたのであろう。胎土はおおむね精良である。やや軟質の焼き上がりで、胎土の色調は淡い薄橙色を示す。

天井部に貼り付けられたつまみは、頂部がゆるやかに上方に突出し、最大径の部分から貼り付けの基部にかけて凹線状をなしてすぼまる。つまみの形状は1-3-7蓋（FIG.30-1、図19）とも比較的類似している。つまみの径は中程度である。天井部はやや丸みを帯びてなだらかに下降し、口縁部は肩部からごく弱い稜をなして内傾して下降する。天井部外面には弱いケズリが認められ、平滑に仕上げられる。口縁部の外側面はほぼ平坦な面をなし、端部は丸くおさめる。垂下する口縁部は中間的な高さがある。口縁部の内側面はほぼ垂直方向に立ち上がるようであるが、復元補修がなされており、本体部分を十分に確認できない。そのため、報告書の実測図でみられるほどに口縁部の器壁が薄かったかも不明である。天井部内面は中央部付近がわずかにくぼむが、ほぼ平坦である。

外面の施釉をみると、つまみの部分には剥落部があるものの、全面に緑釉を確認できる。天井部では、中心より扇状に3方向に緑釉を配して、その間を白釉で埋めている。接合関係は不明ながら一体に復元された口縁部片では、天井部の緑釉の端にわずかに黄色みを帯

びた釉を確認できる。黄色を呈する釉の残りがごくわずかで色が薄いため、本来的には白釉である可能性もなくはないが、緑釉の間に黄釉を加えた三彩であった可能性も十分に考慮すべきである。口縁部外面には天井部から一連で施釉がなされている。内面は釉を留めていないが、円形状に痕跡が認められるので、窯道具を用いていたものとみられ、本来は施釉されていたのだろう。この点も含めて、丁寧な造りの製品と言って良い。

・ 1－3－5 蓋（報告書末報告、図1－8、図21）

単体としては報告書に掲載されていない個体である。口縁部のみが全体の2割程度だけ残存しているが、つまみも含めて全体が復元されている。胎土はおおむね精良である。軟質の焼き上がりで、胎土の色調は淡い薄橙色を示す。

なお、復元に当たっては他の蓋と同一個体の可能性が検討されたのであろうが、1－2－5 蓋（FIG.30－3、図20）と比較的類似している。1－3－5 蓋のほうが胎土にやや赤みを帯びているものの、焼成状況や釉調においてかなり近似しており、しかも1－2－5 蓋は口縁部の欠損が多いので、それらが同一個体であった可能性は十分にある。そのこともあって、本個体については復元部分を含めた全体の写真撮影を実施しておらず、3Dモデルの作成もしていないことから、残存部分のみを抽出して3D計測図を掲載している。

以下は残存している小部分についての観察によるものだが、天井部はやや丸みを帯び、口縁部は肩部からごく弱い稜をなして下降する。口縁部の外側面は中央部が凹線状にくぼみ、端部でやや外傾気味に反っている。端部は丸くおさめる。垂下する口縁部は中間的な高さである。口縁部の内側面は垂直方向に立ち上がり、弱い境をなして天井部に続く。天井部の器壁は中間的な厚みである。

外面の施釉は、天井部の残存部分では、緑釉と白釉が確認できる。口縁部外面には天井部から一連で施釉がなされている。内面は全体に釉を留めていない。

・ 1－3－8 蓋（FIG.30－5、図版非掲載、図1－11、図22）

口縁部から天井部にかけて3分の2程度が欠損する個体である。胎土は石粒を含むものの、良好である。やや軟質の焼き上がりで、胎土の色調は淡い薄橙色を示す。

天井部はやや丸みを帯びてなだらかに下降し、口縁部はかなり鋭い稜をなしてやや内傾気味に下降する。天井部外面には弱いケズリが認められる。口縁部の外側面はほぼ平坦な面をなし、端部は丸くおさめる。口縁部の内側面は丸みを帯びて垂直方向に立ち上がり、弱い屈曲をなして天井部に続く。天井部内面もやや丸みを帯びる。器壁は報告書の実測図では非常に薄手になっていたが、中程度の厚みであってそれほど薄手ではない。

外面の施釉は不鮮明であるが、天井部では、緑釉の両側に白釉が施されていたとみられる。ただ、緑釉部分の中央、口縁部への屈曲部側が一部空隙をみせているので、この部分が褐釉や白釉が施されていた可能性もなくはないが、扇状に3方向に緑釉を配して、その間を白釉で埋める一般的な施釉であろう。口縁部外面には天井部から一連で施釉がなされている。内面は全体に釉を留めていない。

・ 1－2－7 蓋（FIG.30－4、PL.39－1、図1－3、図23）

口縁部は4分の3程度が欠損するが、天井部では残る部分の多い資料である。胎土は石粒を含むが、良好である。軟質の焼き上がりで、胎土の色調は淡い薄橙色を示す。また胎土には全体的に黒色の斑点が多く見受けられる。

天井部に貼り付けられたつまみは、頂部がゆるやかに上方にふくらみ、最大径の部分から貼り付けの基部にかけて凹線状をなしてすばまる。つまみの径は大きめである。天井部

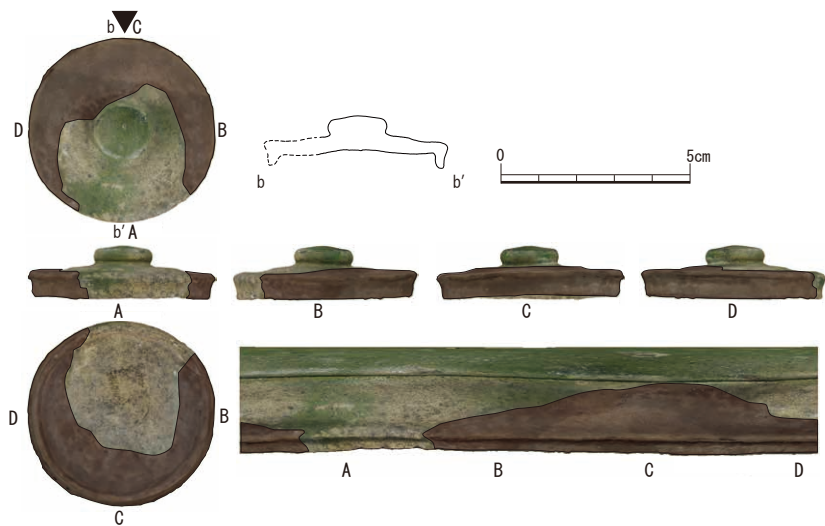


図 23 1-2-7蓋（報告書 FIG.30-4、PL.39-1）3D計測図 縮尺1/2

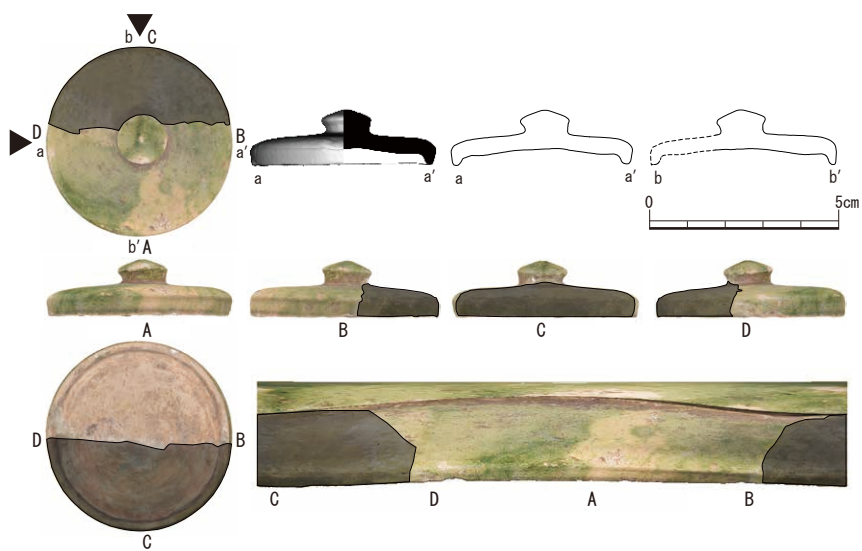


図 24 1-3-6蓋（報告書未報告）3D計測図 縮尺1/2

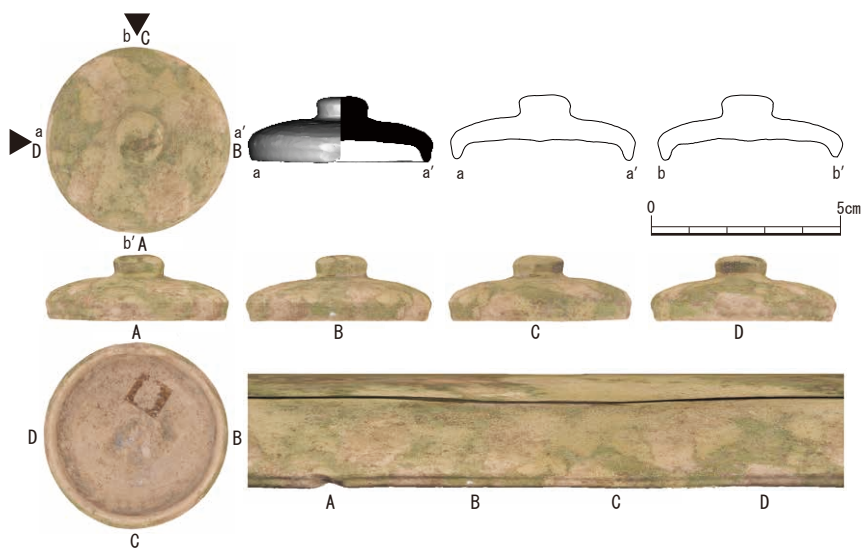


図 25 1-2-6蓋（報告書 FIG.30-2、PL.39-3）3D計測図 縮尺1/2

は凹凸が激しいが、ほぼ水平に伸びており、口縁部はごく弱い稜をなして内傾気味に下降する。口縁部の外側面は中央部が凹線状にくぼみ、端部でやや外傾気味に反っている。端部は丸くおさめる。垂下する口縁部はやや高めである。口縁部の内側面も反りながら立ち上がり、明瞭な境をなして天井部に続く。天井部内面は中央部付近がわずかにくぼむが、ほぼ平坦である。天井部の器壁は厚手である。口縁部も報告書の実測図より厚手である。

外面の施釉は、つまみではほぼ全面に緑釉を確認できる。天井部の残存部分では、中心より扇状に2方向に緑釉を配して、それらを挟むように3方向に白釉がみえる。おそらく3方向に緑釉と白釉が施されていたのであろう。口縁部外面には天井部から一連で施釉がなされている。内面は釉を留めていない。

・ 1-3-6 蓋（報告書末報告、図1-9、図24）

報告書には報告されていない蓋である。つまみは残るものの、半分ほどが欠損する資料である。胎土は精良である。外面は比較的硬質だが、内面はやや軟質に焼き上がり、胎土の色調は淡い橙白色を示す。

天井部に貼り付けられたつまみは、頂部が尖り気味に上方に突出し、最大径の部分から貼り付けの基部にかけてすぼまる。つまみの最大径の部分で、比較的強く稜をなすことが特徴的である。他の例と比較すれば、つまみの径は小さめで、径に比して高い。天井部はやや丸みを帯びてなだらかに弱く下降し、口縁部は弱い稜をなして下降する。天井部外面には弱い反時計回りのケズリが認められ、平滑に仕上げられる。口縁部の外側面はあまり中央でくぼみをみせず、端部は丸くおさめる。口縁部の内側面はやや内傾し、沈線状の屈曲部をなして天井部に続き、天井部は中央部付近がわずかにくぼむ。

外面の施釉は、つまみでは剥落部や濃淡もあるが基本的に緑釉が施されている。また天井部では、中心より扇状に緑釉を配して、その間を白釉で埋めている。現状では2方向に緑釉と白釉が認められるが、本来は3方向に配されていたものとみられる。口縁部には天井部から一連で施釉がなされている。内面は口縁端部にわずかに緑釉が付着する部分があるが、全体に釉を留めておらず、窯道具痕も残らない。

・ 1-2-6 蓋（FIG.30-2、PL.39-3、図1-2、図25）

口縁部にわずかの欠損があるが、ほぼ完存する資料である。胎土はおおむね精良である。外面は比較的硬質だが、内面はやや軟質に焼き上がり、胎土の色調は淡い薄橙色を示す。

天井部に貼り付けられたつまみは、頂部が比較的平坦で、最大径の部分から貼り付けの基部にかけてあまりすぼまらずに垂下する。つまみの径はやや小さめである。天井部は丸みを帯びてなだらかに下降し、口縁部はごく弱い稜をなして内傾しつつ下がる。天井部外面には反時計回りのケズリが認められ、平滑に仕上げられる。口縁部の外側面は中央でごくわずかにくぼみ、端部は丸くおさめる。垂下する口縁部は比較的高さがある。口縁部の内側面はやや内傾し、弱くなだらかな屈曲をなし、中央部付近がわずかに厚みのある天井部に続く。全体に器壁がかなり分厚い。

施釉状況としては釉の発色も悪くムラが生じており、かなり不鮮明である。外面の施釉は、つまみでは剥落部が多いが緑釉を確認できる。つまみ頂部には粘土の付着痕が残る。また天井部では、中心より扇状に緑釉を配して、その間を白釉で埋めているようである。非常に不鮮明ながら、現状では4方向に緑釉が認められ、緑釉があまり観察できない4方向に白釉が施されていた可能性がある。口縁部外面には天井部から一連で施釉がなされているとみられる。内面は全体に釉を留めておらず、窯道具痕も残らない。

(4) 大島御嶽山遺跡出土奈良三彩小壺蓋・身

大島御嶽山遺跡に関しては、残りの良い小壺片2点と、石膏による2片を同一個体として復元された蓋について、本調査において図化したので、それらについての観察結果を述べておく。なお、対象としたものには、大島御嶽山遺跡の発掘調査報告書『大島御嶽山遺跡』で付与されている遺物番号を用いた。また、発掘調査報告書掲載の実測図（本稿図5にも掲載）・図版の番号、現状カラー写真（図4）・3D計測図（図26～図28など）の図番号の順で、各個体の情報をまとめ、観察結果を述べている。

・蓋3、蓋6（第13図－3・6、巻頭図版3－3・6、図4－1、図26）

2片をもとに全体を石膏復元したものである。両者は胎土の色調や釉調が類似していることから、同一個体とみなしても問題はなさそうである。いずれも胎土はおおむね精良である。軟質の焼き上がりで、胎土の色調は淡い薄橙色を呈する。なお、本個体については石膏により全体が復元されているが、石膏復元部も含めた3Dモデルの作成をしておらず、残存部分を中心に抽出して3D計測図を掲載している。

蓋3は、宝珠形のつまみ部が残存する。頂部はあまり尖らず、ゆるやかに盛り上がる、天井部との貼り付け部で少しくびれる形状を示す。外面には濃緑色の釉がかなり厚めに施されている。内面には釉を確認できない。

蓋6は、口縁部から天井部が一部残る破片である。天井部はほぼ平坦であるが、内面の中央部がくぼみ気味である。天井部と口縁部の境は、外面ではやや面取り状にゆるやかに屈曲し、内面側は比較的明瞭に沈線状を呈する。口縁部の外面は、やや内傾気味に垂下し、端部のやや上が少し凹線状にくぼむ。口縁端部は丸くおさめる。口縁の内面側は傾斜面を持ちながら立ち上がり、徐々に垂直方向に延びて天井部に続く。外面には濃緑色の釉が厚めに施されている。内面には口縁端部に釉垂れによるとみられる釉をごく一部に確認できるが、基本的に施釉されていない。

・身11（第13図－11、巻頭図版3－11、図4－2、図27）

身11は、底部から胴部下半の破片であり、高台部では3分の1程度が残存している。胎土は概して精良であるが、白色や褐色の小砂粒を含んでいる。比較的硬質に焼き上がり、胎土の色調は淡い薄橙色からやや赤みの強い色調を示す。なお、本個体についても蓋3・蓋6と同様に石膏によって全体が復元されているが（図4－2）、石膏による復元部分を含めた3Dモデルの作成をしていないことから、残存部分のみを抽出した形で3D計測図を掲載している。

貼付けの輪高台は高さが低く厚みのあるもので、外に踏ん張り気味である。高台の下端面は、内端が接地してわずかに外傾面をなし、中央部が凹線状にくぼむ。高台の外面と胴部下端の境は緩やかに屈曲する。底部外面は比較的平坦であり、底部内面は中央が突出して、凹凸が認められる。内面は胴部から底部にかけて回転ナデ痕を残す。

外面の釉には、褐色を帯びた濃緑色の釉が施されているが、表面がやや白く変色する。ただ、残存部中央の高台寄りに、釉がみえない空隙部が存在する。その部分は広い面積を占めており、白釉（透明釉）が塗られる予定だったのに、施されなかったのだろう。その点は沖ノ島の1－3－5身（FIG.30－13、図10）と共通しており、形状や色調などにおいても沖ノ島の1－3－5身と類似している。さらに外面では、その空隙部の上方の肩部近くに透明釉が施されており、二彩であったとみられる。底部外面には高台下端にわずかに薄く釉垂れがあるものの、施釉を確認できず、窯道具の痕跡も留めていない。胴部には焼

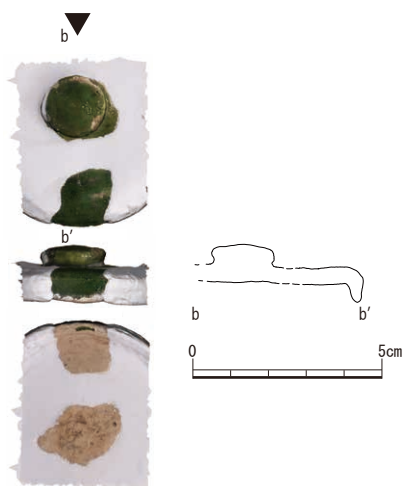


図 26 蓋3・蓋6 (『大島御嶽山遺跡』
巻頭図版3・第13図-3・6)
3D計測図 縮尺1/2

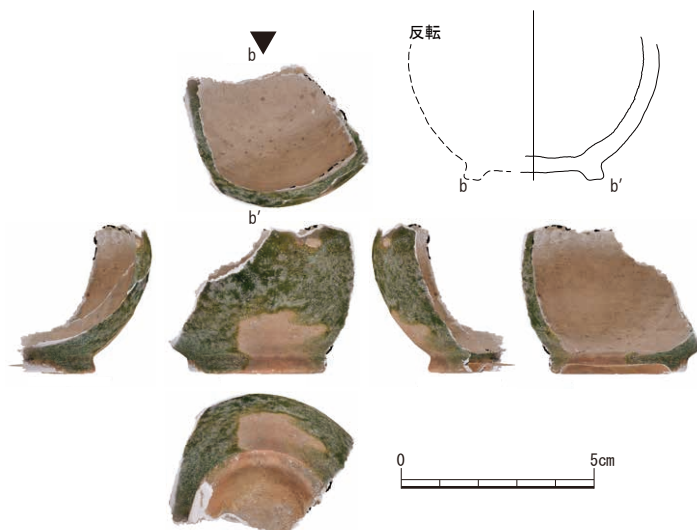


図 27 身11 (『大島御嶽山遺跡』巻頭図版・第13図-11)
3D計測図 縮尺1/2

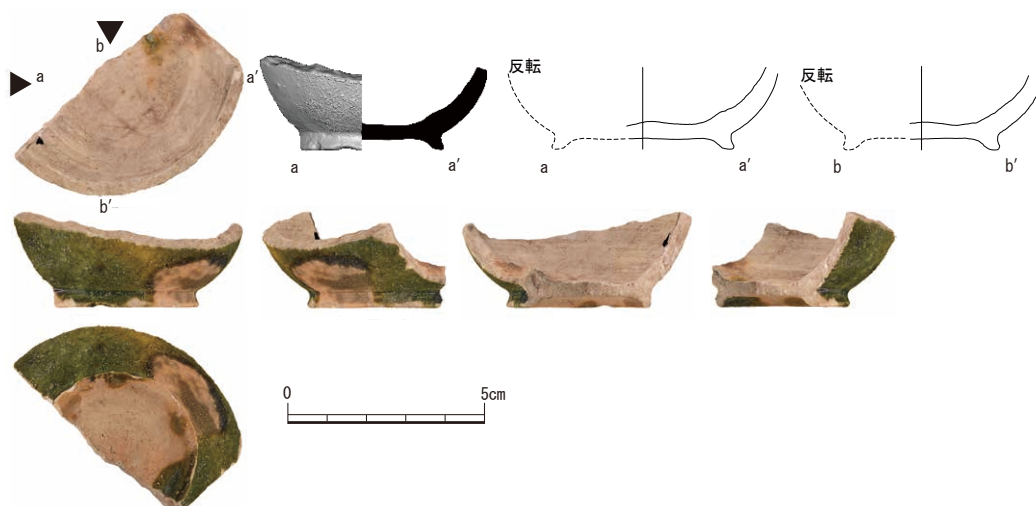


図 28 身14 (『大島御嶽山遺跡』巻頭図版3・第13図-14) 3D計測図 縮尺1/2

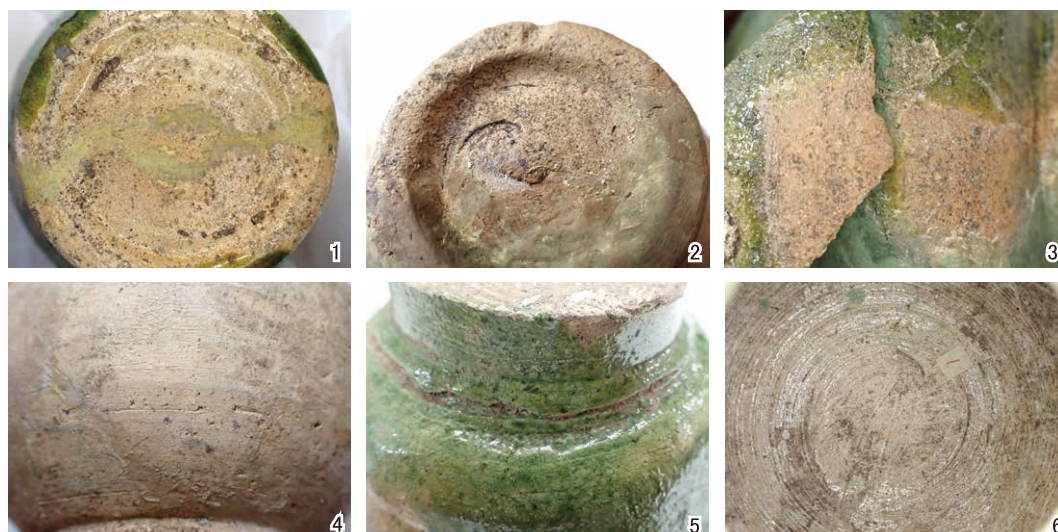


図 29 沖ノ島出土奈良三彩部分拡大写真 (1: 1-3-1身底部外面、2: 1-2-5身底部外面、
3: 左に1-2-8身、右に1-3-5身外面 (2片を重ねて撮影)、4: 1-2-7身胴部外面、
5: 1-3-4身胴部・高台部外面 (倒置)、6: 1-3-6身底部内面)

成時の他個体の付着痕が残る。

・身14（第14図－14、巻頭図版3－14、図28）

身14は、底部から胴部下半の破片で、高台部では半分程度が残存している。胎土がおおむね精良である。比較的硬質に焼き上がり、胎土の色調は淡い橙白色を呈している。

貼付けの輪状高台は、比較的厚みが薄めであり、外に踏ん張り気味に伸びており、下端部は外端部が接地する形で面をなしている。胴部は球形状をなすが、内面は高台貼付け部の内側のやや上のあたりで盛り上がり、ロクロ目による凹凸が残る。ただ、底部内面の中央には定方向のナデも施されていて、平滑に仕上げようとしている。

外面の施釉は、やや褐色が強い濃緑色の釉が施されている。釉の表面上には細かな砂粒状の付着物が認められる。高台部付近は、残存部の両端が緑釉で、その間が空隙を持っている。その部分の周辺の緑釉が褐色を帯びており、空隙部の一部も薄く褐色を呈している部分があるので、褐釉を施していた可能性もあるが、通例の施釉からすれば白釉が施されるべきであったとみるのがよいだろう。その空隙部の左上方には黄褐色の施釉がわずかに認められるため、その部分に褐釉が施されており、本来は三彩であった可能性も十分にある。底部は基本的に無釉であるが、釉垂れによって、高台部下端面からその内側の底部外面にまで釉が及んでいる部分がある。底部外面に釉垂れが及ぶ部分を浮かすような形で、施釉後の焼成が行われていたのであろう。底部外面には窯道具の痕跡が明確ではないが、釉の状況からみると、底部外面にトチンをかましていた可能性が高い。内面には褐色を呈する小付着がみられるが、基本的には施釉されていない。

2 沖ノ島祭祀遺跡出土奈良三彩の分類と編年

（1）分類と編年の先行研究

まず、既往の研究について簡単に振り返っておきたい。沖ノ島の報告書では、奈良三彩の分類について、小田富士雄氏や佐田茂氏が言及している^{（6）}。小田富士雄氏は、小壺の身に関して底部が糸切りでないものと糸切り痕を残すものでⅠ・Ⅱに分類しており、胴部の施釉文様に差があることも指摘している。この区分には異論がなく、もちろん最も確実な区分である。ただし、奈良三彩が同時期の所産であるかを考える上では、より細かく分類ができるかが重要であろうし、実際にも多様な形態があることを無視できないので、以下では細分を試みることにしたい。

また、小田氏は蓋について、分類名を付していないが、厚手のもの（1－3－7蓋・1－2－6蓋・1－2－7蓋、FIG.30－1・2・4、図19・25・23）と薄手のもの（1－2－5蓋・1－3－8蓋、FIG.30－3・5、図20・22）に分けている。確かに厚みについては、後でも述べるように身でもまとまりごとに特徴がある。ただ、報告書の実測図には少し修正を要する部分もあるため、そのままでは利用できない点も事実である。ここでは、分類視点として考慮すべき側面であることだけを確認しておく。

一方、佐田茂氏はより細かな分類案を示し、蓋を3類、身を4類に細分している。蓋Ⅰは「身受けが途中からわずかに外反」するもので、1－3－7蓋（FIG.30－1、図19）、1－2－5蓋（FIG.30－3、図20）、1－2－7蓋（FIG.30－4、図23）となる。形状的には確かに指摘の通り類似するものではあるが、後述する分類とは1－2－7蓋の評価が異なっている。蓋Ⅱは「身受けがやや甘くなり、つまみも形がくずれて」いるもので、1－2－6蓋（FIG.30－2、図25）である。蓋Ⅲは「身受けの部分がまったく異なり、簡単になっ

て」いるもので、1-3-8 蓋 (FIG.30-5、図22) とされる。これらの分類は身受けに当たる口縁部形状に着目し、つまみの形状を部分的に識別基準に加えたものであり、いずれの視点も重要であるため、以下でも考慮のうえで分類を行うことにしたい。ただ、蓋のⅡ・Ⅲの先後関係は検討の余地もあり、図に含まれていない蓋も確認されているので、それらを含めて改めて分類すべきところである。また、他の着目すべき要素として、施釉範囲あるいは窯道具の使用状況なども重視すべきだと考えている。

一方の身については、身Ⅰが通常の高台で、「口縁部が小さく外反し、肩も張って、高台も安定した形のもの」として、1-3-7 身 (FIG.30-6、図6)、1-3-6 身 (FIG.30-9、図7)、1-2-6 身 (FIG.30-10、図13) を挙げる。本稿の分類とは1-2-6 身の評価などが異なっている。身Ⅱも通常の高台だが、「口縁部が若干変化し、肩の張りがわずかに小さくなっている」もので、高台には「外開きのものもある」として、1-2-7 身 (FIG.30-14、図11) と1-2-5 身 (FIG.30-12、図12) とする。上記の2点を同じ分類としてまとめる点は同意見である。身Ⅲは、やはり通常の高台だが、「口縁部が比較的直立し、端部がとがっているもの」で、「高台は端部の方がわずかに薄くなっている」として、1-3-8 身 (FIG.30-8、図9) と1-3-5 身 (FIG.30-13、図10) を掲げている。口縁端部形状は実測図の正確度の問題から、指標としては必ずしも適切とは言えず、高台の端部の評価もわかりにくいだが、結果的には上記2点をまとめる点には賛同したい。ただ、身ⅡとⅢの時期的な先後関係の評価としては検討を要するところであり、後述する。最後の身Ⅳについては、無高台の底部に特徴があり、糸切り底に類するものであって、肩の張りも少なくなり、胴部下半が幾分長めになっているとしている。この範疇には、1-3-4 身 (FIG.30-15、図14)、1-3-3 身 (FIG.30-16、図16)、1-3-2 身 (FIG.30-17、図15) が挙げられており、この点は小田氏の分類とも同じであり、まったく問題はない。ただし、この3点には形状や施釉の差がある点も注意が必要であり、それを含めて後で整理する。佐田氏は、以上の分類をもとにⅠ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳという変化が考えられるとしている。本稿では細分案を修正するとともに、先述の通りⅡ・Ⅲの評価は再考の余地があるため、後で取り上げる。

(2) 小壺身の分類

今回の観察知見に拠りながら、小壺の身から再分類を試みたい。ひとまずはⅠ～Ⅲ類に大別し、必要に応じて細分した (表1)。なお、断面形態を比較するために新たに図を作成し、高台基部の内側面を重ねるようにして比較することにした (図30)。ただし、糸切りのものはその部分がないため、高台部底面をそろえ中軸線をあわせるように図化している。おおむね右側の断面図では底部から胴部の立ち上がりの形状が一致するかを比較することができ、左側の断面図をみれば胴部最大径や高台径の異同が明確になっている。

・身Ⅰ類 (1-3-7 身・1-3-6 身・1-3-1 身・1-2-1 身・1-2-2 身・1-2-3 身)

胎土の色調は全般に白みが強い。高台は幅が比較的薄いもので、外に踏ん張っており、内側面が外傾する。胴部は下半の湾曲度が強く、底部から直立気味に立ち上がる。また、口縁部は短く外向きに反っている。調整は胴部の外面に中位ぐらいまでケズリ状の調整で平滑にしており、底部外面も平滑に仕上がってほとんど凹凸がみられない。内面底部はロクロ成形後に定方向のナデ調整を施すことにより比較的平滑に仕上げ、胴部との器壁の厚

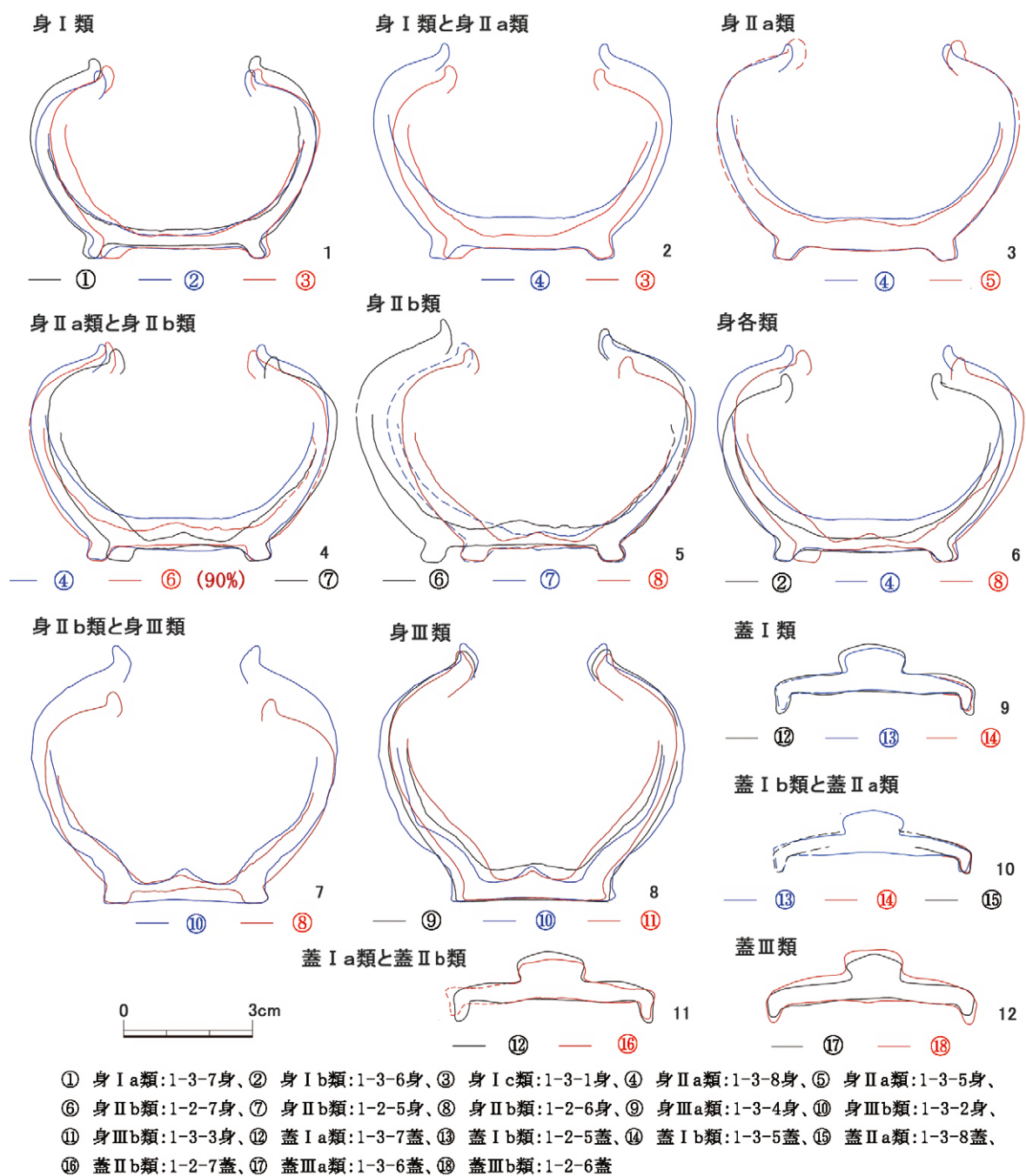


図30 沖ノ島出土奈良三彩小壺の身・蓋の断面形態比較（特記のないものは、縮尺2/3）

みにも差が少ない。また、全般的に器壁は薄めである。施釉は三彩が施されていることが多い。底部外面にも全面に白釉が施釉されており、内面にも施釉が認められる。底部外面には融着を防ぐための窯道具を使用している。

この身I類は、さらに細分することも可能である。1-3-7身（図6）は胎土がより白色で、胴部が球形に近く、高台幅も非常に薄い（Ia類）。それに対して1-3-6身（図7）・1-3-1身（図8）は胎土がやや橙色を帯び、肩部の内湾度が強く、高台幅もやや厚くなっている（Ib類）。さらに、高台径・高台幅や胴部下半の湾曲度などからすれば1-3-7身→1-3-6身→1-3-1身というように漸移的な変化を見出すこともできる。編年や年代観は後で検討するが、それぞれが時間差を内包するのかの判断は難しい。釉・胎土の色調の差違を考慮すれば、わずかの時期差を含む可能性が十分にあるが、

表1 沖ノ島出土奈良三彩の分類ならびに資料番号対照表

分類	資料番号	報告書 FIG.30	報告書 PL.39	本稿 図1・2	本稿 3D 計測図等	分類	資料番号	報告書 FIG.30	報告書 PL.39	本稿 図1・2	本稿 3D 計測図等
身Ⅰa類	1-3-7身	6	6	10	図6	蓋Ⅰa類	1-3-7蓋	1	4	10	図19
身Ⅰb類	1-3-6身	9	9	9	図7	蓋Ⅰb類	1-2-5蓋	3	2	1	図20
	1-3-1身	7	5	4	図8		1-3-5蓋	—	—	8	図21
身Ⅰ類	1-2-1身	—	—	—	図18						
	1-2-2身	—	—	—	図18						
	1-2-3身	—	—	—	図18						
身Ⅱa類	1-3-8身	8	7	11	図9	蓋Ⅱa類	1-3-8蓋	5	—	11	図22
	1-3-5身	13	8	8	図10						
	1-2-8身	—	—	—	図18						
身Ⅱb類	1-2-7身	14	12	3	図11	蓋Ⅱb類	1-2-7蓋	4	1	3	図23
	1-2-5身	12	11	1	図12						
	1-2-6身	10	10	2	図13						
	1-2-4身	—	—	—	図17						
身Ⅲa類	1-3-4身	15	14	7	図14	蓋Ⅲa類	1-3-6蓋	—	—	9	図24
身Ⅲb類	1-3-2身	17	13	5	図15	蓋Ⅲb類	1-2-6蓋	2	3	2	図25
	1-3-3身	16	15	6	図16						

形状や施釉状況がおおむね一致していることから、以下ではひとまず一括して扱うことにする。

・身Ⅱ類（1-3-8身・1-3-5身・1-2-7身・1-2-5身・1-2-6身・1-2-4身・1-2-8身）

胎土の色調は概して橙色が強い。高台は幅が広がっている。胴部の下半がやや直線的に伸びて、身Ⅰ類に比べて底部からの立ち上がりは傾きがやや弱い（図30）。口縁端部は少し高くなって、上方に伸びるものが多い。調整は胴部外面でも底部近くにのみケズリ調整を施し、内外面ともに器表面の凹凸が目立っている。とりわけ底部の凹凸が激しくなっている。全般には器壁が厚いものが多いが、底部にかえて薄いものもあって厚みが一定していない。施釉は二彩が基本であり、底部外面や内面には施釉がされていない。

この身Ⅱ類は、身Ⅱa類（1-3-8身・1-3-5身・1-2-8身、図9・10・18）と身Ⅱb類（1-2-7身・1-2-5身・1-2-6身・1-2-4身、図11・12・13・17）という特徴が異なる2種に細分できる。身Ⅱa類の1-3-8身（図9）・1-3-5身（図10）は全体に赤色が強い胎土の色調を示しており、形状的にも酷似していることから、同一時期の製品であろう。高台の内側面が外傾している点は身Ⅰ類と共通し、なかでもⅠ類の1-3-1身（図8）と近似することから、その系譜を引くものにとらえられる。ただ、高台部は下端面がくぼむ点では身Ⅰ類と異なり、底部に厚みがある点でもⅠ類とは大きく異なる。胴部はおおむねⅠ類と似るが、やや下半部が直線的に伸びる傾向を持つ。なお、身Ⅱa類の1-3-5身（図10）は口縁端部がやや分厚く外面側が段状を呈しており、その部分は1-3-8身（図9）と異なっている。

身Ⅱb類は、胎土の色調において橙色を帯びているが、Ⅱa類ほど赤みが強くない点がⅡa類と異なる。高台部が分厚く、下端面がややくぼむ点ではⅡa類と共通するが、高台の内側面ではややふくれて底部の接合箇所にくぼみをみせる形状なども異なる。また底部内面での凹凸が激しく、とりわけ底部中央部の上方への突出が目立つ点、それに伴い底部中央の周辺がくぼんで器壁が薄くなる点なども、Ⅱa類とは異なる特徴である（図30）。口縁部も肩から屈曲が強めに立ち上がり、その基部の厚みがⅡa類よりも増す傾向がある。Ⅱb類のうち1-2-5身（図12）・1-2-6身（図13）では、高台径が小さく、胴部の立ち上がり方などがとりわけ酷似しており、同一時期に生産された製品とみなすべ

きであろう。それに対して、同じⅡb類に含めた1-2-7身(図11)は、1-2-5身・1-2-6身と高台の形態や胴部の立ち上がり方は共通しているが、全体に大型であるため高台径が1-2-5身・1-2-6身よりは大きく、1-2-7身における全形からみた高台径の比率もⅡa類とした1-3-8身(図9)・1-3-5身(図10)に近く、胴部下半の張りが強い点などもⅡa類を継承する部分を残すものと言える。

なお、このⅡb類に含めた1-2-6身(図13)などは、釉調の上では身Ⅰb類に含めた1-3-6身(図7)ともやや似ており、同一焼成時の産品ということも一案として提出できなくはない。その場合、型式学的な形態差については成立時期が異なるにしても、ある型式のものが継続的に生産されていたために、異なる型式のものと併存したという事態も想定される。だが、各地の奈良三彩でも同様の釉の残存状況のものが確認できることからすれば、そのような焼き上がりは普遍的に存在したものと推測したほうがよいだろう。胎土の色調などから考えても、1-2-6身などの身Ⅱb類と1-3-6身とは分別すべきと考える。本稿では、異なる時期にも似た釉調が生まれることを念頭に置き、底部形態や胎土などが異なることを重視して、人為的な側面が強い施釉方法や形態などをもとに、時期差を想定しつつ上記のような分類案としたい。

ここで、大島御嶽山遺跡出土品のうち改めて図化した2点(身11・身14、図27・28)にも触れておく。それらは胎土の焼き上がりや釉調などにおいてⅡa類としたものとよく似ている。とりわけ身11(図27)については高台形態などからもⅡa類に含まれるとみるのが良い。ただ、身11についても底部の厚みなどは沖ノ島のⅡa類とは異なっており、沖ノ島の2個体ほどに酷似した様相を示すわけではない。また、一方の身14(図28)については色調が沖ノ島Ⅱa類と似ているが、高台形態については細めの形態を採っており、形状などを優先してⅠ類に含めて時期的に分離するほうが理解しやすいと考える。ただ、胎土の色調からみて身11と身14が同一時期の焼成であった可能性も残され、沖ノ島のⅡa類と同時期でありながら身14に古い様相が残っていた可能性や、身11と身14の両者がともにⅡa類に先行し、Ⅰ類とⅡa類の端境期的な様相であった可能性も想定できる。

・身Ⅲ類(1-3-4身・1-3-2身・1-3-3身)

既往の指摘の通り、貼り付け高台を持たずに、底部外面に糸切り痕を留めたままのものに相当する。全体的には器高が高くなり、肩部はなで肩のものになる。口縁部は短く外に広がり。端部内面がやや内傾面をなしている。器壁は全般に厚くなっている。底部は中央部の突出が目立つものが多く、この点はⅡb類を継承する特徴とも言える。胴部下半の形状は、1-3-4身(図14)・1-3-2身(図15)・1-3-3身(図16)の間でも個体差が大きい。肩部から口縁部の形状はほぼ一致しており、器高や口径もほぼそろっている点が特徴である(図30)。高台径は小さいものだが、ほぼ身Ⅱb類と共通しており、その点でも継承する特徴である。焼成はやや軟質である。

糸切りの手法と施釉方法でみれば、同種のⅢ類でありながらも細分できなくはない。静止糸切りで古い様相とも言える1-3-4身(図14)では、施釉文様としては3段の構成で、底部外面に施釉しないことなど、Ⅱ類の様相を維持しているが、白釉部が4方向に配される形に変化している(Ⅲa類)。回転糸切りの1-3-2身(図15)・1-3-3身(図16)では、施釉における白釉部が2段に減少しており、白釉部が4方向のものと5方向へと変化したものがある(Ⅲb類)。本来の施釉における規範から徐々に離れていったことが推測される。Ⅲ類は、このように細かく見れば、技術差や形態差、施釉文様構成の差が

あるが、器高や口縁端部形態がそろっていることからすると、時期差があるとまでは言えないため、基本的に一括しておく。

(3) 小壺蓋の分類

次に、小壺の蓋についてもⅢ類に大別した(図30、表1)。ただし、蓋は身と比べて資料数が少なく、全形が不明な個体が多い。細かくみれば形状の差違も少なくなく、形状の差と施釉状況あるいは色調などが対応するとは言えないこともあって、単純な分類が難しい。年代を考える上では、小壺の身とも対応できる色調や施釉状況などを優先すべきと考えて、ひとまずは形状による区分は主に細別として言及する。後述したいが、身でもあったように他の分類との中間的様相のものが存在し、異なる形状のものが別系統として併存するような状況が存在したものと考えておきたい。

・蓋Ⅰ類(1-3-7蓋・1-2-5蓋・1-3-5蓋)

基本的には三彩の製品で、内面にも釉が施されており、天井部内面に窯道具痕を留めるものである。胎土の色調はやや白みが強い。つまみは宝珠形のものに一般的にみられるように、ゆるやかながらも頂部が上方に突出する形状を示している。1-3-7蓋(図19)・1-2-5蓋(図20)において、器壁は中程度の厚さであり、天井部とつまみの接合部あたりの厚さではほぼ一致している。形状としては、1-3-7蓋では天井部で口縁部の境の肩部がやや盛り上がり気味で、口縁端部がやや大きく垂下する。口縁部側面もくぼみ気味のものである。それに対して、1-2-5蓋・1-3-5蓋(図21)では口縁端部の垂下は大きくなく薄手であり、1-2-5蓋のように肩部が盛り上がりせず下降しているなどの差違が認められる。他も同様ながら、資料数が少ないため細分すべきではないが、多様性の存在を示すために、仮に前者をⅠa類、後者をⅠb類としておく。

・蓋Ⅱ類(1-3-8蓋・1-2-7蓋)

基本的に二彩の製品で、内面には施釉されておらず、窯道具痕なども確認できないものである。形状的には、口縁端部が短めに垂下しており、内面側は端部近くが内傾しながら立ち上がり、上方では垂直に近く伸びる。

このうち1-3-8蓋(図22)は、肩部が突出してはいないが、明瞭な稜をなして口縁部が下垂している。法量や形状としては蓋Ⅰb類と類似しているが、1-3-8蓋は稜が強く、天井部がかなり直線的に伸びており、器壁も薄い(Ⅱa類)。もう一方の1-2-7蓋(図23)は、天井部から口縁部の境となる外面の肩部が突出気味で、口縁部の外面もかなり大きくくぼむ。蓋Ⅰa類の系譜を引く形状と評価できる(Ⅱb類)。ただし、つまみは頂部の上方への突出が弱い。

1-3-8蓋と1-2-7蓋は全体的な形状がかなり異なり、形態だけを重視すれば、Ⅰa類とⅡb類、Ⅰb類とⅡa類をまとめたほうがむしろ適切かもしれないが、施釉状況や身との対応関係も考慮して上記のようにⅠ・Ⅱ類に大別しておく。

ここで、大島御嶽山遺跡出土の蓋3・蓋6(図26)についても触れておく。まず、蓋3・蓋6では内面に施釉されていないことや胎土の色調からすると、沖ノ島の蓋Ⅱa類と比較的近似している。口縁端部の形状からするとⅡb類とした1-2-7蓋(図23)に通じるものの、Ⅰa類の1-3-7蓋(図19)にも近い。ただ、1-3-7蓋と比べてやや口縁部の垂下が短い点ではⅡ類の範疇とみなして矛盾はない。つまみの形態についてもやや扁平になっている点でⅡb類とした1-2-7蓋(図23)に似ている。このように、蓋3・

蓋 6 は全般的にみてⅡ類の範疇に近い。ただし、釉調の点では蓋 3・蓋 6 は濃緑色であって、Ⅰ a 類の 1-3-7 蓋（図19）などに近い。漸移的な変化とすればⅠ類とⅡ類の間、あるいはⅡ類でもより古相と言える。先に御嶽山遺跡出土の小壺の身11（図27）・身14（図28）の位置づけを試みたが、それと共通した様相である。

・蓋Ⅲ類（1-3-6 蓋・1-2-6 蓋）

内面に施釉されておらず、窯道具痕もみられない点では、蓋Ⅱ類と共通する。しかし、口縁下端部が非常に鈍く丸みを帯びており、蓋Ⅰ・Ⅱ類は口縁端部がやや反り気味に近かったのに対し、蓋Ⅲ類では直下の方向に二等辺三角形状に延びる形状になっている。また、器壁が分厚くなっている点も特徴の一つであり、つまみも不整形である。

ただ、器壁とつまみの形状からすれば、1-3-6 蓋（図24）・1-2-6 蓋（図25）の間にも差違が認められる。1-3-6 蓋は、器壁が薄めで蓋Ⅱ類に近い。つまみも頂部が尖る点でより宝珠形をなしており、つまみの径は小さく、貼り付け部でのすばまり方はやや不均等である（Ⅲ a 類）。1-2-6 蓋は、器壁の厚みが大きく、口縁端部の垂下が延びて長い。つまみは頂部が平坦である点も他の個体とは異なる。施釉としても、他の個体は白釉部が3か所に配されているとみられるが、1-2-6 蓋は4箇所配されている点でも異なる（Ⅲ b 類）。1-2-6 蓋は他の蓋とはかなり際立って形態を異にするため、Ⅲ b 類を他とは大別する方がよいかもしれないが、ひとまずはⅢ類として一括しておく。

（4）編年的位置づけ

次に編年的位置づけであるが、残念ながら奈良三彩小壺では、共伴資料などによって年代を特定できる資料が現状では少ない。とりわけ平安時代頃まで伝世して出土するものなども少なくなく、生産や使用の年代の絞り込みは難しい。そのため、かなり概略的な変化の検討にとどまらざるをえないが、年代の大枠を考えてみることにしたい（図31）。

・身Ⅲ類の年代観

まず問題になるのは、沖ノ島出土の奈良三彩が平安時代にまで下るかどうかという点である。沖ノ島の報告書では、異論がみられるとしながら、平安時代まで下がる点が指摘されていたが、後の奈良三彩小壺の研究では平安時代にまで下らないという見解もあり⁽⁷⁾、議論が分かれているため、改めて検討を試みておきたい。

身Ⅲ類は糸切り未調整であるが、高台部の脇をカンナ状の工具によりケズリを施して糸切り前の準備をする。この方法は、平安時代の官瓦窯などが立地した京都・洛北の須恵器生産の窯などで確認できるものであるが⁽⁸⁾、奈良時代の畿内周辺ではほぼ採用されていない。このことから考えても、官営工房、少なくとも畿内で生産された可能性が高い奈良三彩生産においては、平安時代に下がると考えざるをえない。

平安京近郊の最大の須恵器生産地である篠窯をみると、西長尾1・4号窯のように9世紀初めまでは小型の壺類も貼り付け高台であるのに対して、9世紀第2四半期頃になると、マル山1号窯や小柳1号窯のように小型の壺に回転糸切りを採用している（図31-9～11）⁽⁹⁾。しかも、9世紀初めころは胴部の丸みが強いのにに対して、中頃になると胴部が長く伸びる傾向を持つ。洛北でも9世紀第2四半期ころの本山官山窯から出土した小型の壺類は回転糸切りである⁽¹⁰⁾。これらの点を考え合わせると、9世紀第2四半期以降がふさわしく、丸みの強い胴部形態に加えて、三彩生産も9世紀前半代ではほぼ途絶えることも考慮すれば、9世紀中頃でも古い時期の製品とみなすのが穏当である。また、消費地

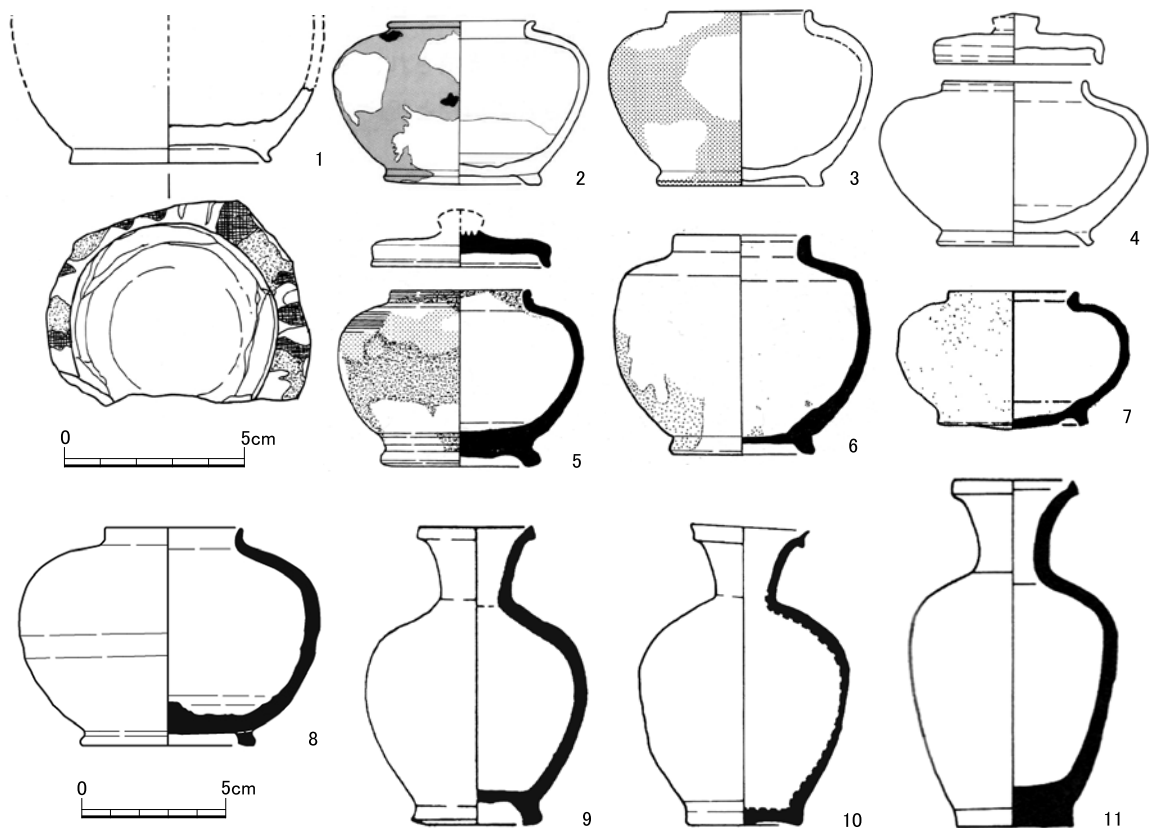


図31 各地出土関連比較資料（1～7：三彩陶器、縮尺1／2、8～11：須恵器、縮尺2／5）

1：奈良・小治田安萬侶墓、2：千葉・宮脇遺跡、3：岡山・津寺遺跡、4：広島・ツジ遺跡、
5：長岡京跡左京362次、6：長岡京跡左京30次、7：長野・下神遺跡、8：平城京左京二条四坊、
9：京都・篠西長尾1・4号窯、10：京都・篠マル山1号窯、11：京都・篠小柳1号窯

遺跡として長岡京や平安京において出土する奈良三彩は、管見の限り短頸の小壺はすべて貼り付け高台であり、施釉状況としては基本的に二彩である⁽¹¹⁾。それらの点からも、平安時代のごく初期までの小壺は貼り付け高台であったと考えるのがふさわしい。

・身Ⅰ類の年代観

次に身Ⅰ・Ⅱ類の位置づけであるが、まず初期の三彩小壺は基本的に三彩であり、先に述べたように長岡京や平安京の出土小壺の事例に三彩があまりみられないことから、三彩の減少が読み取れる。また、いわゆる正倉院三彩、東大寺で伝世されてきた三彩陶器においては、形状から8世紀前半にまでさかのぼりうる鉢などに三彩を確認できるが、東大寺の成立以降にそろえられたとみられる施釉陶器の多くが二彩や単彩であることからすれば⁽¹²⁾、小壺においても同様の傾向をたどることが推測できよう。もちろん平安時代の三彩鬼瓦⁽¹³⁾などのように、個別には後の時期に三彩製品も生産されなくはないため、釉色数だけで年代を限定することはできないものの、一般的な傾向としては指摘できよう。

本稿では各地の三彩製品にまで個別に検討を及ぼす余裕がないが、少しだけ事例を挙げておく。まず、紀年を伴う最古段階の資料として、奈良県の旧都祁村（現奈良市）で発見された小治田安萬侶墓出土三彩小壺がよく知られている（図31-1）⁽¹⁴⁾。小治田安萬侶は神亀6年（729）2月9日没との墓誌が残されており、それ以前に遡る三彩製品である。底部の破片で、やや大型の可能性もあるので比較は難しいが、高台が薄手に作られており、踏ん張り気味に「八」字状に広がっていることが特徴で、高台径も大きく、胴部が比較的

急な角度で立ち上がっている。施釉状況は、底部近くで釉垂れの影響もあるが、やや複雑に白釉や褐釉が塗り分けられており、この点も古相を示しているであろう。

これと沖ノ島出土品とを比較すると、高台や胴部の形状やその比率からみればⅠ類に近い様相を示しており、そのなかでもⅠa類とした1-3-7身(図6)がより近似している。ただ、沖ノ島出土品は小治田安萬侶墓出土品ほどに高台が薄手ではなく、また定型化した配置での施釉状況を示しており、小治田安萬侶墓出土品よりは後出的な様相が強い。その点では、Ⅰ類は730年代以降、8世紀前半から中頃に近い時期のものと言えよう。

このほかにも、Ⅰ類と形態的に近似したものが各所から出土を確認できる。例えば千葉県木更津市の宮脇遺跡出土品は、口縁部が短く外反するところなどは1-3-7身(図6)とも似ているが、高台幅がやや厚みを持っており1-3-1身(図8)などⅠb類と酷似している(図31-2)⁽¹⁵⁾。底部内面の凹凸や高台部の形状は、Ⅱ類としたものにも近い。この製品は、伴出した上総型の土師器の編年からすると、8世紀の第3四半期頃に置くことができ、Ⅰb類は第三四半期に入っているとみるのがよい。

また、二彩製品ではあるが、例えば岡山県津寺遺跡の奈良三彩は、形態などがやはり沖ノ島身Ⅰb類などと類似している(図31-3)⁽¹⁶⁾。この年代は共伴遺物から絞れるものではないが、周辺遺構から8世紀前半～中葉に置かれており、ほぼその年代が沖ノ島の身Ⅰ類にも適用できるであろう。これらの点からも、基本的には小壺の身や蓋のⅠ類は8世紀前半に含まれるかもしれないが、ほぼ8世紀中葉頃となるだろう。

・身Ⅱ類の年代観

身Ⅱ類は実のところ各地での類例があまりみられず、年代を絞り込むのも難しい。同時期の奈良三彩の生産量そのものが少なかったことや、やや画一性に欠ける生産内容になっていたことが要因と推測される。ただ、長岡京期の事例は、都での出土品であることからあまり伝世を考えずともよいと判断して、いくつかの事例を挙げておく。長岡京跡左京第30次調査出土品は、口縁部が直立して大きく立ち上がる点や肩部に稜を持つような張りがある点など、沖ノ島出土品にはまったく類似していない。ただ、身Ⅱb類にみられるように底部の中央の器壁が薄く、胴部はかなり分厚い点や高台幅が大きい点などは、似た様相に位置付けられる(図31-6)⁽¹⁷⁾。また、埋没状況との関係は考慮すべきだが、先の長岡京出土品は釉の残りが良くない点も特徴的で、沖ノ島の身Ⅱ類の施釉状況と類似するものと評価してもよからう。

また、長岡京跡左京第362次調査のSX362100出土品も長岡京期の建物の地鎮に伴うものとして挙げておく。やはり沖ノ島出土品と類似するわけではないが、身では肩の張りが強く、高台幅があるや器壁が全体的に厚い点など身Ⅱ類と近い様相が認められなくはない(図31-5)⁽¹⁸⁾。その蓋は口縁部の屈曲などをみると蓋Ⅱ類の形状に当てはまるものであり、長岡京期頃までこの形状が残っていることがわかる。

参考例として須恵器もみると、平城京跡(708次)左京二条四坊十坪SE506出土品に、少し大きめの小壺がある。底部内面が突出する状況や高台あるいは胴部を含めた全体の形状など、Ⅱ類と類似する部分がある(図31-8)⁽¹⁹⁾。その資料の年代は8世紀中葉から後半にかけてとみられるため、同様の時期を奈良三彩に与えることができる。

このほか、先に挙げた篠窯西長尾1・4号窯などでみられる須恵器の小型壺の高台形態は1-2-6身(図13)などⅡb類にみられるものとも類似しており、8世紀末から9世紀初めに置きうるものであろう。

このような事例を加味すれば、身Ⅱ類は型式学的に身Ⅰ類に後続するものとみて、おおむね8世紀後半代とみるのがふさわしい。そして、身Ⅱ類におけるⅠ類からⅢ類への漸移的な変化の様相や長岡京期の出土例からすれば、身のⅡb類は8世紀後半でも末から9世紀初めに入るような時期に置くことが穏当であろう。もちろん、より詳細な年代を考える上では類品の共伴出土例の増加など今後につすべき点が少なくない。

なお、蓋についても類品を検討すべきだが、やはり年代の絞り込みが難しい。ただ、沖ノ島と同種の形態の蓋としては、広島県の備後国府跡に当たるツジ遺跡からのものは三彩の壺に伴うもので、身の高台も断面が細めの撥形であるのでⅠ類かそれ以前にも遡りうる古い様相だが、セットの蓋はⅠ類に類した形態を採る(図31-4)⁽²⁰⁾。一方で、上記と同種の系統をひくⅡb類としたような蓋は長岡京期の遺構からも出土しており(図31-5)⁽²¹⁾、継続的に口縁端部の特徴が維持されていた点を指摘できる。

・既往編年との対応関係

上記の編年と年代観について、順番が逆になったが、改めて既往の研究との対応を見ておく。まず、沖ノ島の三彩が平安期にまで下るとみたが、報告書においても8世紀末に限定する意見に対して小田富士雄氏が9世紀説を採っており、筆者も上記の通りその説に賛同する。また、同じ報告書において佐田茂氏は、奈良三彩をⅡ・Ⅲ・Ⅳ期に分類し、それぞれを奈良時代前半、後半、平安時代初期に当てるが、筆者の小壺の身の分類で言えばⅠ・Ⅱ・Ⅲ類と対応しており、実年代観に関しても穏当な評価と考える。

ただ、佐田氏は身Ⅱ(筆者分類では身Ⅱb類)から身Ⅲ(同じく身Ⅱa類)へと変遷したとみなしているが、先述の通りに徐々に形態変化をみせる点からすれば、編年序列として逆にしたほうがふさわしいと考えた。また、佐田氏の身Ⅱと身Ⅲは、Ⅲ期にもまとめられている通り大枠の特徴として共通する部分も多いため、筆者分類としてもⅡ類でまとめている。ただ、身Ⅱa類と身Ⅱb類には差異もあり、その細分に含まれる個体どうしは酷似してまとまりもよいため、年代的には離れたものとみておくほうが良いだろう。

この他の既往の研究をみると、奈良三彩小壺に特化した編年的検討としては奥村清一郎氏の研究⁽²²⁾がほぼ唯一とみられるため、その研究を取り上げておきたい。奥村編年のⅠ期は定型化・規格化以前で、8世紀の初頭よりやや下ると推測されている。沖ノ島ではこれだけ多量の出土がありながら、現況ではこの資料が含まれていないことになる。筆者は小治田安萬侶墓出土品などからみても、奥村氏のこの時期の編年観はおおむね適切だと考えている。本稿の身Ⅰ類の特徴をみれば、定型化・規格化されたとみる奥村Ⅱ期に相当するものであり、矛盾はない。奥村編年のⅡ期は8世紀前半代から中葉にかけてとしているが、この年代観も問題はないだろう。

次の奥村編年Ⅲ期は「衰退期にさしかかった段階とみてよい」と判断し、「全体に釉の発色のさほど良くない粗悪品が出回っており、明らかに技術の低下現象が窺える」とする。この点も本稿の身Ⅱ類の特徴と合致している。ただ、奥村編年のⅢ期は、長野県下神遺跡例(図31-7)⁽²³⁾などを挙げつつ、壺の身でみればⅡ期に比べて高さだけが低くなったものが多く、最大径が器高のほぼ中位あたりにくるのを特徴として記している。

しかし、その時期に相当する沖ノ島身Ⅱ類は、むしろ器高の高いものが多く、最大径は依然として胴部の上位にあって、矛盾をきたしている。ただ、下神遺跡例は底部が高台部より下方に突出するなどの歪みを起こしており、全体の形状が変形している可能性もある。また、下神遺跡の三彩小壺は底部への施釉、窯道具の使用、三彩釉の明瞭な発色と典型的

な施釉の配置も含めて、そもそも沖ノ島の身Ⅰ類に対応するものであろう。先に長岡京例でみたように、奥村氏が挙げていない事例から全般的に考えても、この時期に単純に扁平化するとは言えず、8世紀後半の時期には奈良三彩に一律の形態変遷をみるよりも、多様な形態の併存として捉えるのが良い。なお、この時期の沖ノ島出土品が各地での出土品のバラエティーと異なることも重要であり、沖ノ島出土品は一貫した特徴を伝統的に維持した一群の製作工人により製作されたことに起因すると考えられ、その点は後に言及する。

奥村編年で最後のⅣ期は、奈良三彩全体の最終段階であって、糸切りで口縁部が三角形状を呈しており、器壁が厚いとして、具体的には沖ノ島出土品のうち、本稿の身Ⅲ類を代表例として挙げる。この点には異論はない。ただ、年代的には8世紀末葉でも長岡遷都以前と推定する点は、先にも述べたとおり修正を要する点であり、奈良三彩小壺も例外的な製品についてはやや遅くまで残存したと考えるべきであろう。（高橋・館内・福嶋）

3 沖ノ島祭祀遺跡出土奈良三彩の諸検討

(1) 小壺における蓋と身のセット関係

本節では、前章までの分類をふまえて沖ノ島出土奈良三彩の蓋と身とのセット関係を推察し、さらに次節で前章の編年などをもとに奈良三彩にかかわる沖ノ島祭祀の意義などについて論じたい。本章以降は、執筆者のうち高橋単独の見解によるものである。

以下、小壺蓋の分類に従って、身とのセット関係を検討していく（表1、図32～35）。ただし、他の出土奈良三彩についても言えることだが、蓋と身を組み合わせると重ね焼きがされているわけではないので、須恵器の蓋付壺のように溶着や焼成の状況からセット関係を判断することができない。そのため、蓋と身のセットが明らかなものでも釉調などが微妙に異なることもあり、また文様構成が完全に一致しているとも言えないので、出土の同伴関係がない限り厳密なセット関係を復元することは困難である。今後も、類品による比較検討などが課題である点をあらかじめ記しておく。

・蓋Ⅰ類のセット関係（図32）

蓋Ⅰ類の1-3-7蓋（図19）は、身Ⅰ類の1-3-7身（図6）と同じ資料番号が振られている通り、これまでもセット関係と認識されて、写真なども組み合わせて撮影されてきた。確かに胎土の色調や褐釉の鮮やかさなどから、1-3-7蓋と1-3-7身は一具であった可能性が高い。

同じ蓋Ⅰ類の1-2-5蓋（図20）は、やや軟質の焼き上がりを示し、資料番号として同一番号が振られている身Ⅱ類の1-2-5身（図12）とはセットにならないだろう。その点は1-2-5蓋が窯道具痕もあって古い要素を示しているのに対し、1-2-5身が高台形態など新しい要素を持つことから、両者が組み合うとは考えにくい。それに対して、身Ⅰ類の1-3-1身（図8）は釉調が酷似するわけではないが、施釉や胎土の状況が比較的類似し、窯道具痕を残している点でも同時期の様相を示している。

やはり蓋Ⅰ類の1-3-5蓋（図21）は、残存部が小破片であるが、先述の通り1-2-5蓋（図20）と比べると、胎土の色調などに多少の差があるものの、個体内の変異の範疇であって、本来的には1-2-5蓋と同一個体の可能性がある。また、身とのセット関係としては、色調などからみて身Ⅱ類の1-3-5身（図10）と組み合うとするにはふさわしくない。1-2-5蓋と同一個体とみなして1-3-1身（図8）と組み合うとみるのが、現在の資料中では最も穏当であろう。

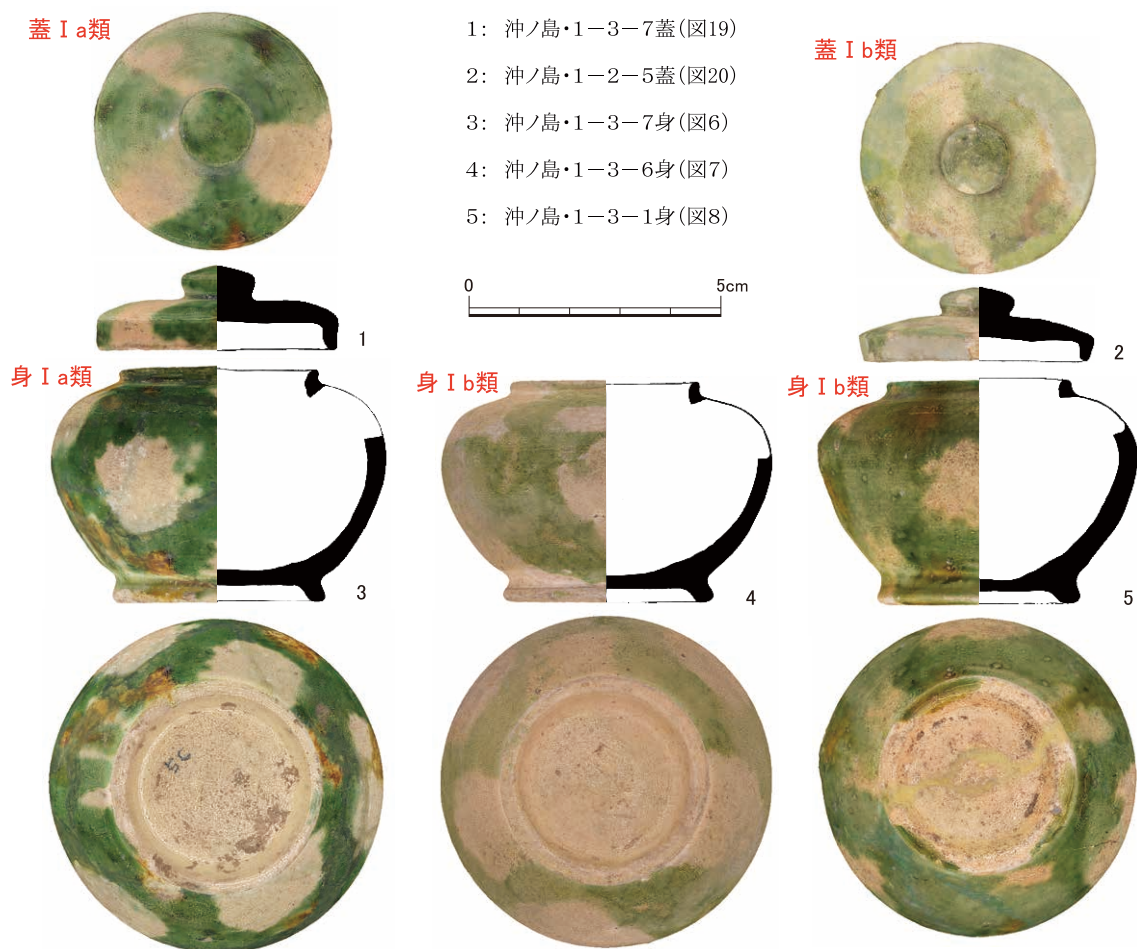


図 32 沖ノ島出土奈良三彩分類案 (1) (I類) 縮尺2/3

・蓋Ⅱ類のセット関係 (図33・34)

蓋Ⅱ類の1-3-8蓋(図22)は、胎土の色調や釉調からすると身Ⅱ類の1-3-8身(図9)と類似しているが、同じ身Ⅱ類の1-3-5身(図10)とも似ている。いずれとも決めたいが、これらに対応する蓋であったのだろう。

同じ蓋Ⅱ類とした1-2-7蓋(図23)は、胎土の色調からは身Ⅱ類の1-2-7身(図11)と類似していなくもないが、1-2-7身ではほとんど施釉痕を留めておらず、必ずしも一致した様相ではない。身Ⅱ類でも1-2-6身(図13)は、わずかながらもぼやけた緑釉の痕跡を留め、胎土の色調からもセットの候補によりふさわしい。

・蓋Ⅲ類のセット関係 (図35)

蓋Ⅲ類のうち1-3-6蓋(図24)は後述することにして、1-2-6蓋(図25)を先にみておく。器壁にかなりの厚みがあり、4分割の施釉など、独特の様相を示す個体である。釉調からすると、確かに身Ⅱ類の1-2-6身(図13)とも似ていなくはないが、先にも別のセット関係を推定したところであり、別の個体と組み合わせるとみるほうが良い。残る個体では身Ⅱ類の1-2-7身(図11)なども候補だが、1-2-6蓋が小壺蓋では最も後出の様相であることから、身Ⅲ類の1-3-4身(図14)や1-3-2身(図15)などとのセット関係も想定できよう。1-3-4身・1-3-2身が4方向への施釉であることとも対応しており、胎土の色調などからも、セットである可能性は十分にある。

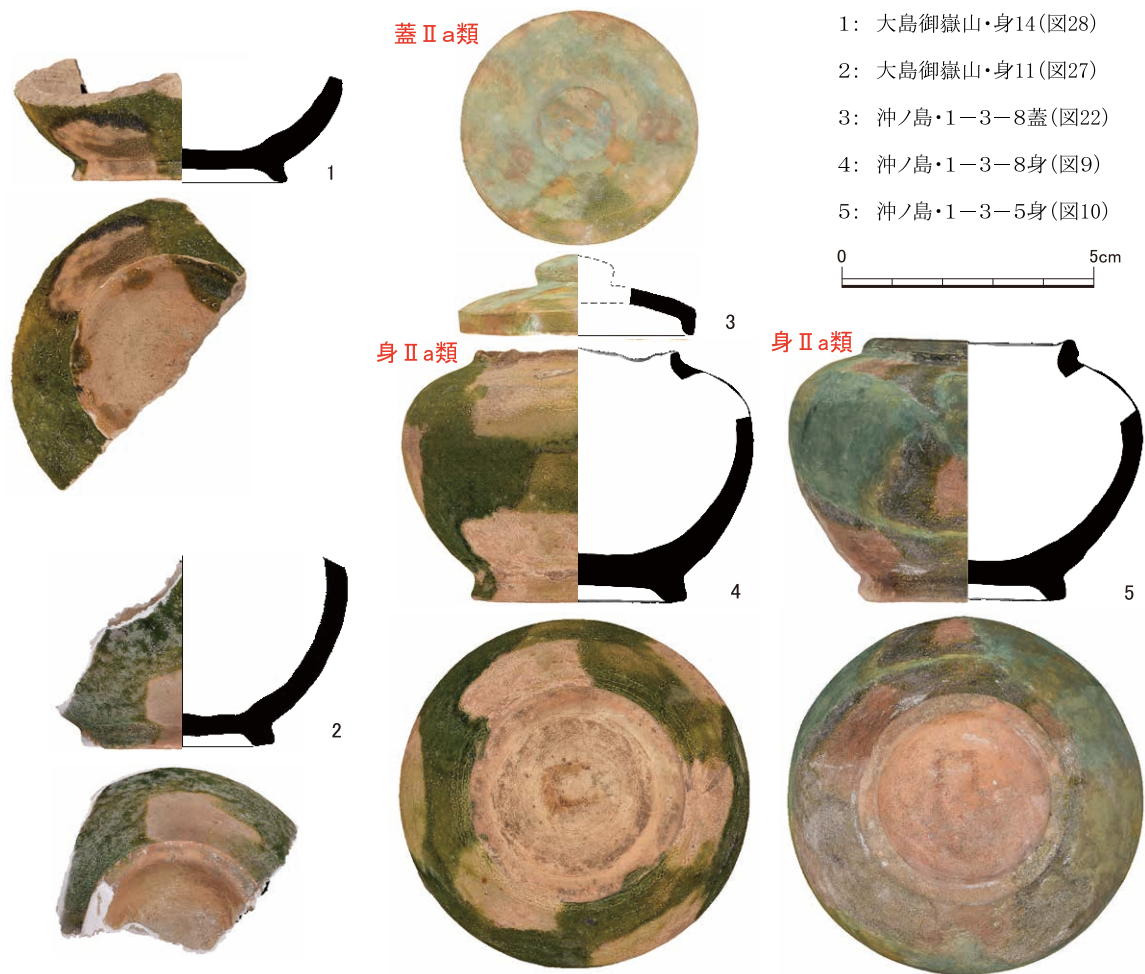


図33 沖ノ島出土奈良三彩分類案(2)(IIa類) 縮尺2/3

後回しにした身Ⅲ類の1-3-6蓋(図24)は、釉調や胎土の色調から身Ⅰ類の1-3-6身(図7)とも確かに類似している。ただ、1-3-6蓋は窯道具痕もなく、窯道具痕がある1-3-6身とは様相が一致せず、別個体とのセットを考えるのが良い。その点では、同様の口縁部形態の1-2-6蓋(図25)が1-3-4身(図14)や1-3-2身(図15)とセット関係にあったとすれば、同種の製品とのセットを考慮すべきであろう。胎土の色調においてやや白みが強い点も、身Ⅱ類とは合わないので、身Ⅲ類と対応する可能性が十分にある。1-3-6蓋は、つまみの形態などから1-2-6蓋より古相を示すことや、口縁部の垂下が短小であることから、口縁部の立ち上がりが低い身Ⅲ類の1-3-4身(図14)と組み合わせるのかもしれない。ただ、念のために付記すると、蓋Ⅲ類のような口縁部形状そのものは、他遺跡出土の類品からみて、古い時期から続くものであって、身Ⅲ類のような糸切り底の製品にのみ組み合わせるものではない。

以上、現状で確認できる資料からセット関係の一案を示した。今後は、他遺跡の確実なセットや理化学的な胎土分析などからも検証を加えていく必要がある。

(2) 沖ノ島出土奈良三彩小壺の特質と意義

これまでの検討をふまえつつ、最後にいくつかの論点についても議論をしておきたい。

・沖ノ島出土品の特徴と生産・供給の体制

まずは、各地の出土品として三彩釉が施釉された小壺が非常に多いのに対して、沖ノ島

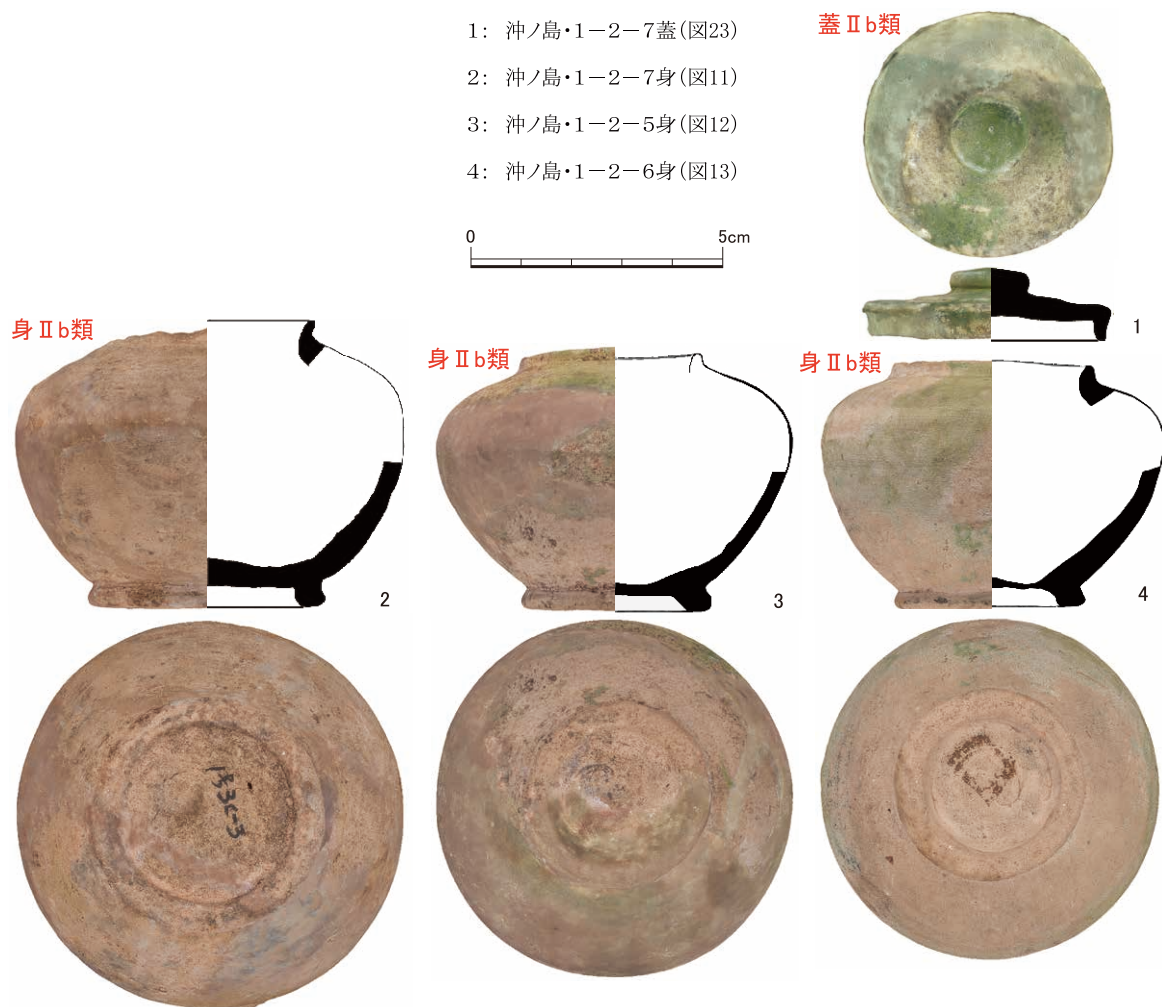


図34 沖ノ島出土奈良三彩分類案(3)(Ⅱb類) 縮尺2/3

ではむしろ三彩でないものや釉の発色の悪いようなものが多い点が挙げられる。また、身Ⅲ類とした糸切りの残る小壺はいまだに類品をほぼ確認できない。その点では、三彩小壺の生産盛期よりも遅れて生産された製品が次々と持ち込まれていたことが特徴と言えるだろう。伝統を維持する形で祭祀が執り行われ、また長期に保持されるのではなく、そのたびごとに新たに調達がなされたとみられ、神祇祭祀に通有のあり方もうかがわれる。

また特筆すべきは、各地の三彩小壺では、口縁部がもう少し長く直立して伸びるものや、胴部が扁平になるものなど、多様な形態が存在しているのに対して、沖ノ島で確認されているものは口縁部が比較的短く、胴部形態も異なると言うものの、近い形状を示すものが大半を占めている点である。断続的に祭祀が行われて持ち込まれているはずであるのに、他の出土地の三彩製品に認められる多様性が乏しいことになる。しかも、口縁部が短いなどの特徴はむしろ一貫して続いていることからすると、何らかの伝統に基づいた断続的な生産であるとみるべきで、生産者もかなり一連の系譜を引く工人であった可能性が考えられる。

奈良三彩は、一般的に官営工房で生産されたとは想定されているが⁽²⁴⁾、官営とはいっても官大寺のような寺院工房の場合と、宮内で把握された工房の場合などがありうる。沖ノ島出土品の場合は、供給地から考えても官営寺院の工房の生産ではないとみるべきであ

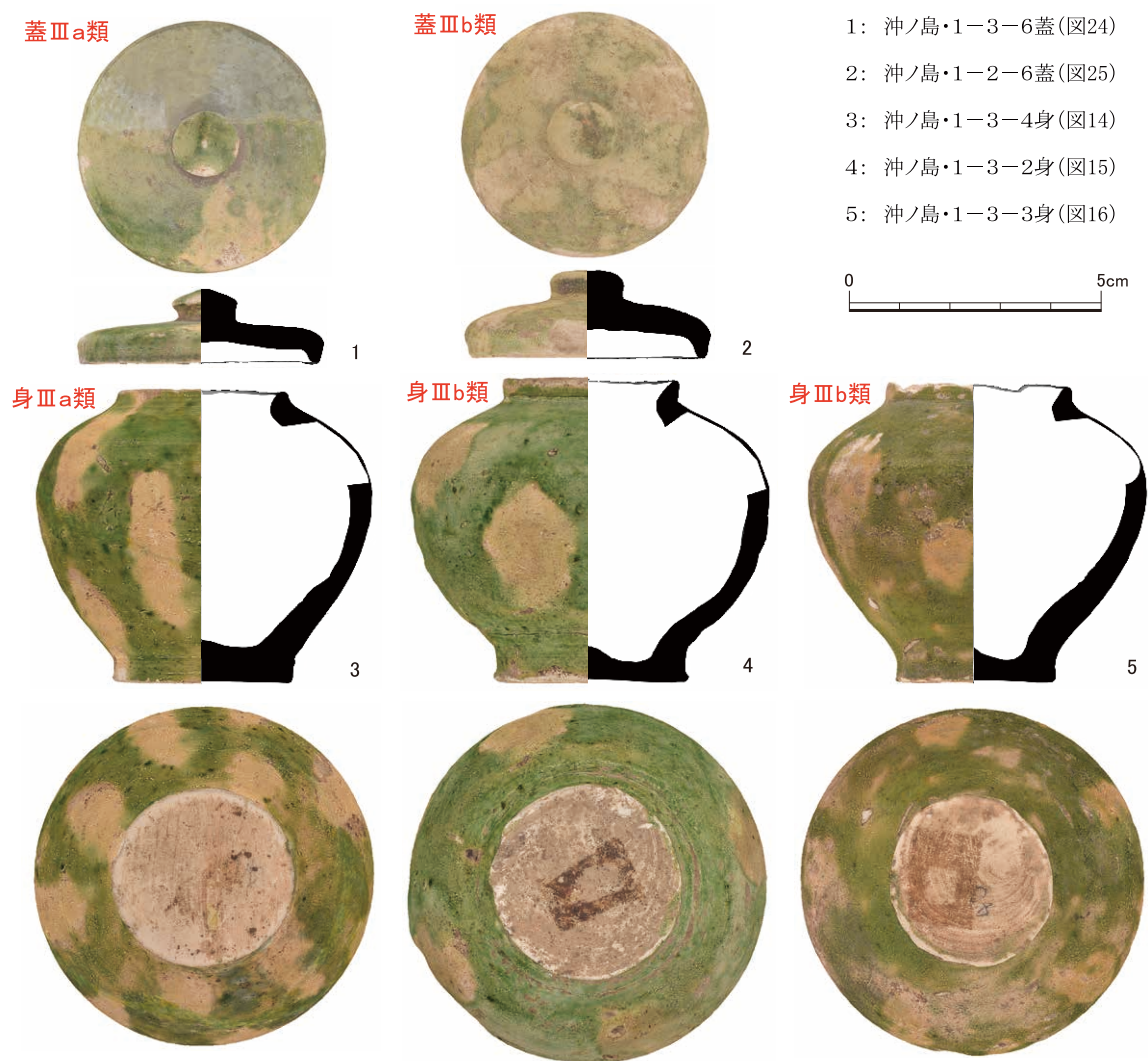


図 35 沖ノ島出土奈良三彩分類案 (4) (Ⅲ類) 縮尺2/3

り、宮内の官司に属する工人によって製作が継続されたために、より長期にわたって特徴が持続するような状況になったことを推察できよう。

一方で、身Ⅲ類は形状などで身Ⅰ・Ⅱ類とは懸隔が大きい。そこには、平安京の遷都に伴うような工房や工人の変質、あるいは平安時代初期における手工業にかかわる官司の再編⁽²⁵⁾などとも連動する可能性があるだろう。身Ⅲ類では個体ごとの形態差が大きいのも、その製作時期にはほぼ小壺の生産を行っておらず、同一工人の手慣れた製作とは異なる試行錯誤の産品であったのかもしれない。

また、沖ノ島であれば、より優品がもたらされてもよさそうであるが、必ずしもそういうわけではない。8世紀後半以降の技術的な後退などにより、製品の粗悪化の側面も免れなかったことになる。その一方で突発的な需要に基づいて急仕立てで調達されるような事態があって、それに応じた生産によってかなり質が悪くとも用いられているというようなことも考えてよいかもしれない。これは、例年行われているような祭祀に伴って生産されたという状況よりも、これまでからも指摘されている遣唐使の派遣に伴うような突発的な事態によって、急遽の生産がなされる事態を考えるのが整合的であろう。

・沖ノ島出土品の歴史的位置づけと遣唐使

ここで、改めて沖ノ島1号遺跡の歴史的位置づけなどに関する諸見解を整理しておく。例えば弓場紀知氏も記すように、「1号遺跡の年代はかなり幅があり、その使用期間は奈良時代から平安時代前期までの約200年」として、「1号遺跡では複数の祭祀が行われていたことは明らかである」⁽²⁶⁾とみるのが通説である。先にも述べた奈良三彩の状況はこれと対応している。ただ、より具体的な祭祀に関して奈良三彩に関しては明確な論が見られない。例えば報告書で奈良三彩の執筆をした佐田茂氏は、1号遺跡の年代について「遣唐使・遣新羅使の派遣にかかわった祭祀が想定されるが、具体的な派遣の年代と祭祀の状況を細かくつかむことができない」と記す⁽²⁷⁾。この点がまさに課題であるため、後で言及する。

上記のような遣唐使・遣新羅使の派遣と結びつけるのが一般的な論調ながら、異論もある。例えば、和田萃氏は遣唐使が中期以降は北路を取らず、宝亀8年(777)の第14次のように南島路⁽²⁸⁾をとる場合があることや、北路といえども天平8年(736)の第18回の遣新羅使が壱岐や対馬を経由して沖ノ島に立ち寄ることがないことから、沖ノ島祭祀遺跡を遣唐使に結びつける見解には問題を残すという指摘もなされている⁽²⁹⁾。しかしその一方で、例えば承和5年(838)3月には、第17次遣唐使の往來の平穩を祈るため、香椎宮・宇佐宮・宗像社・阿蘇社に度僧を置いている(『続日本後紀』承和五年三月甲申(27日)条)。また承和9年(842)には祟りがあるため、宗像神・竈門神・健甕龍神に奉幣しているが(『続日本後紀』承和九年七月乙未(3日)条)、小田富士雄氏は第17次の遣唐使が帰還までに多くの犠牲者があったこととの関係を指摘する⁽³⁰⁾。ともかくも、遣使の航路としては沖ノ島を経由せずとも、遣唐使に伴う様々な奉幣などの祭祀において、宗像が重要な位置を占め続けたとしても何ら問題はなく、その点を意識しつつ検討を加えることが必要であろう。

先に奈良三彩の年代を検討したが、最終時期の製品である身Ⅲ類は、遣唐使が最後に派遣されたとみられる承和5年(838)とも対応することができる。一方で、遣新羅使についても最終的には承和年間までは残ると言えなくもないが、その時期の遣使は遣唐使とかわるもので、正規の遣新羅使は宝亀10年(779)を最後に停止している。このことからすると、必ずしも奈良三彩の様相とは呼応しない。また一方で正式の遣渤海使については弘仁2年(811)までとされ、奈良三彩はもう少し後の時期に下げるべきであるため、合致するとは言えない。その点では、公的な遣使関係の渡航に限れば、遣唐使が年代的には最も整合性が高い。正木喜三郎氏は「寛平6年(894)遣唐使派遣中止以降、朝廷からの沖ノ島奉斎がとだえ」として、宗像宮の存立に大きな転機を想定しているが⁽³¹⁾、遣唐使を重視する点では奈良三彩からの知見とは大きな矛盾はない。

身Ⅲ類以外の奈良三彩についても、推定製作年代を仮に遣唐使の派遣⁽³²⁾に当てはめてみれば、おおむね対応する。まず前提となるが、筆者は三彩技術が遣唐使を介してもたらされたと考える立場にあり、養老2年(718)に帰国した遣唐使によるものとみるのが良いと判断している⁽³³⁾。養老年間での三彩技術移入の後とすれば、具体的にみれば、天平5年(733)が最初の遣唐使になる。身Ⅰa類は神亀6年(729)の小治田安萬侶墓よりも後出しそうなので、天平5年は整合的であるが、Ⅰ類をより画一的な製品の成立後としてやや時期を下げれば、身Ⅰb類も含めて、続く天平勝宝4年(752)の派遣などの時期に比定しても問題ないかもしれない。さらに天平宝字3年(759)は少人数の派遣であるので、Ⅰ類の3点を上記の3度の派遣のそれぞれに用いられたとみなすこともできなくはない。いずれにしても身Ⅰ類は天平勝宝4年(752)前後の派遣とみて問題はない。

また、現状の沖ノ島出土品に限れば、三彩技術の導入直後のために複雑な施釉文様で、

口縁部が長めに立ち上がるものなど、初期の奈良三彩小壺とみられる製品が認められない。もちろん沖ノ島の三彩製品が今後に発掘されないとは言えないが、現況からすれば、日本への三彩導入すぐに多様な三彩製品が生産されたのに対し、それらが沖ノ島にもたらされない期間が存在したとみるのがよい。これに関しては、上記のように養老年間以後に奈良三彩の生産が開始されて、次に遣唐使が派遣される時期まで沖ノ島での三彩製品がもたらされることがなかったとすれば、矛盾はおおむね解消するであろう。

天平勝宝4年以降では、遣唐使の正式な派遣が宝亀8年(777)である。その後は延暦23年(804)であり、最後が先述の承和5年となる。まとまりの上では小壺身のⅡa類とⅡb類をそれぞれ宝亀8年と延暦23年に当てたととしても、やはり小壺の年代観と矛盾をきたすことはなさそうである。このようにみても、奈良三彩そのものから年代観は絞り込めていない現状ながら、三彩のまとまりの略年代と派遣のタイミングとは十分に対応させることができ、遣唐使派遣と三彩を用いた祭祀の関係性は時期として整合的である。

・沖ノ島出土品と大島御嶽山遺跡出土品との関係

最後に、大島御嶽山遺跡出土品についても触れておきたい。まず、確かに奈良三彩小壺ばかりが多量に出土する様相は沖ノ島と非常に類似しており、併行期に同種の祭祀が沖ノ島・大島の双方で執り行われていたことは間違いない。

ただ、奈良三彩の形状や施釉状況からみると、似たような様相の小壺を指摘はできるものの、必ずしも様相が合致しているわけではない。例えば、本稿で図示した資料は、比較的沖ノ島出土品と類似した様相である。ただ、先にも触れたようにⅡa類の範疇に入りそうだが、Ⅰ類とⅡ類の境界的な様相を示すものでもあるため、厳密に言えば完全に一致しているわけではない。また、他の資料についてみても、大島御嶽山遺跡出土品では身の口縁部があまり屈曲して立ち上がらず(図5-8・9)、高台高の低いものなども含まれ(図5-13)、蓋において天井部に段を持つもの(図5-1)や口縁部が大きく下垂するもの(図5-2)、天井部が平坦で内面の口縁部と天井部の境が明瞭に屈曲するもの(図5-4)、外面における天井部と口縁部の境が面取り状に明瞭となるもの(図5-5・6)など、沖ノ島ではあまり目立たない特徴を持つものが少なくない。

もちろん沖ノ島1号遺跡にしても大島御嶽山遺跡にしても、一部の調査にとどまっていることから、全体的な様相が異なっているのかは今後の課題とせざるを得ない。ただ、相違する奈良三彩小壺のまとまりを重視すれば、同じ奈良時代から平安時代初期であったとしても、奈良三彩を用いる祭祀が常に双方の島で行われていたのではなく、時に沖ノ島でのみ、時に大島だけで行う場合があったことも考慮に入れておかねばならない。遣唐使の派遣にのみ限定すべきでもないが、たとえ同じ遣唐使でも性格の異なる派遣などもあるので、それによって祭祀場所が異なっていることがあっても不思議ではない。これらの点は、改めて分類ごとのより詳細な年代差の有無を検討すべきであろう。

おわりに

本稿の内容のいくつかを改めて簡単に振り返っておく。まず、沖ノ島出土の奈良三彩小壺のうち1-3-4身・1-3-2身・1-3-3身(図14~16)は、奈良三彩としては非常に特異な事例で、今なお類例を探すことが難しいものだが、平安時代の9世紀中頃に下るとみるのがよい点を確認した。その時期には奈良三彩小壺の生産が既に衰退期に入っていたと推測され、沖ノ島での祭祀のために特別に作られたもので、なおも伝統を引

き継ぐ形で奈良三彩小壺が沖ノ島祭祀に必要とされていたのだろう。その後に沖ノ島において三彩以外の鉛釉製品も続かないことは、これまでからも指摘されているように遣唐使の実質的な停止に伴い、沖ノ島での従来の祭祀に変容をきたしたことを暗示している。

9世紀中頃より前に製作された奈良三彩については、形状や技術から大きく3つほどのまとまりが認められ、断続的に長期間にわたったとみられる。それにもかかわらず、各地の出土事例の類品よりも共通した様相が維持されている。このことを考慮に入れば、遣唐使の派遣に伴うような断続的な祭祀のあり方と対応でき、年代的に矛盾もない。沖ノ島に奈良三彩がもたらされた契機として、遣唐使のような国家的な航海における安全祈願との関係性は無視できないものと考えている。

また、本稿では大島御嶽山との比較検討を十分には深められなかったが、奈良三彩小壺の多量出土など沖ノ島と非常に類似し、同様の祭祀が行われていたとみなすべきである。ただ一方で、同じ奈良三彩小壺でも形態の微差が存在するみられることから、常に沖ノ島と大島で同時に祭祀が執り行われていたと言い難く、遣唐使に伴うものであっても性格の異なる派遣などによって祭祀の場が異なる可能性など、検討がさらに必要である。

最後に少し付け加えるならば、沖ノ島の出土品は「海の正倉院」とも評されることが多いが、三彩陶器からみれば、沖ノ島の三彩には良く知られている通り唐三彩が含まれるのに対して、正倉院には唐三彩が認められない。本稿で対象とした奈良三彩についても、沖ノ島では小壺のみであるが、正倉院に小壺は存在せず、仏器をはじめとする大型の器種や供膳形態など多様である。正倉院の三彩が東大寺に伴うものであれば当然のことながらも、沖ノ島は正倉院とはまったく異なる当該期の神祇的な祭祀にともなう三彩製品のありようを知る大きな意義を有している。奈良三彩において圧倒的に出土が多い小壺の実態解明には、まさにこの沖ノ島を軸にして再検討をしていくことが必要だと言えるだろう。

本稿では各地の出土例との広域的で詳細な対比にまでは及ばなかったが、示した図化の方法や分類などの視点は、各地出土の奈良三彩小壺を分析する上でも活用が可能なはずである。沖ノ島において出土をみていない形状の小壺も含めて、さらなる比較検証が望ましい。また一方で、本稿における奈良三彩の図化では、断面図が十分に示せないことなど、問題も残されている。考古学的な外見の特徴だけでなく、釉薬や胎土を含めた理化学的な分析もさらに進めていくことができれば、今回の分類の適否などについても検証ができる可能性が高い。それらはいずれも課題であるという点をここに明記し、本稿を閉じることにする。

(高橋)

謝辞

御神宝であり国宝指定品でもあって制約が多いなかで、新たに何度も調査の機会をいただいた宗像大社、葦津敬之宮司には、末筆ながら厚く御礼を申し上げます。また、大島御嶽山遺跡出土品については、写真の掲載に当たり宗像市教育委員会、山田広幸氏にお世話になりました点ここに感謝申し上げます。本稿は、令和三年度の世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群公開講座に高橋がお声がけいただいたことを契機とするもので、その際には九州国立博物館・世界遺産室世界遺産班（宗像・沖ノ島遺産係）、とりわけ岡寺未幾氏に非常にお世話になりました。岡寺未幾氏には調査成果の確認などでもご協力をいただき、本誌への寄稿に際してもご配慮を賜りました。岡寺氏なくしては本稿もなかった点をここに記し、厚く謝意を表します。

【付記】 本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(C) (19K01095)、日本学術振興会科学研究費助成事業特別研究員奨励費 (22J30005) などの成果を含むものである。

(高橋照彦・館内魁生・大阪大学大学院人文学研究科、福島真貴子・宗像大社文化局)

註

- (1) 鎌木義昌・間壁忠彦1964「大飛鳥遺跡—古代の祭祀—」『倉敷考古館研究小報』 1、倉敷考古館。
間壁忠彦1988「美作津山近郊出土と伝える奈良三彩蓋付壺」『倉敷考古館研究集報』 第20号、倉敷考古館。
笠岡市教育委員会2012『大飛鳥の遺跡と砂洲』。
- (2) 第三次沖ノ島学術調査隊編1979『宗像沖ノ島』 宗像大社復興期成会発行、吉川弘文館。
- (3) 宗像市教育委員会(山田広幸・重住真貴子・降幡順子) 2012『大島御嶽山遺跡』(『宗像市文化財調査報告書』 第64集)。
- (4) 館内魁生・高橋照彦・福島真貴子「3次元モデルによる奈良三彩図化の試み」(日本情報考古学会、2023年12月2・3日)で概要を公表している。その内容は『日本情報考古学会講演論文集』Vol.28(通巻48)号に発表の予定である。
- (5) 資料番号付与に関する詳細は、本誌掲載の重住(福島)真貴子・水野敏典氏・森下章司氏による論考「沖ノ島出土鏡の再検討」(53) / 90頁18行目～を参照いただきたい。
- (6) 小田富士雄1979「奈良三彩小壺」(祭祀遺物の考察)『宗像沖ノ島』 第三次沖ノ島学術調査隊編、前掲註(2)、384～390頁。
佐田 茂1979「奈良三彩小壺」(祭祀遺跡の調査)『宗像沖ノ島』 第三次沖ノ島学術調査隊編、前掲註(2)、66～70頁。
- (7) 奥村清一郎1987「奈良三彩小壺とその出土遺跡について」『京都府埋蔵文化財論集』 第1集、京都府埋蔵文化財調査研究センター。
- (8) 高橋照彦2020「洛北・本山官山遺跡の基礎的検討—石作窯成立前夜の様相—」『石作窯・小塩窯発掘調査報告—平安期緑釉陶器・緑釉瓦生産の多分野協働型研究—』(古代学協会研究報告第16輯) 公益財団法人古代学協会。
- (9) 石井清司ほか1984『京都府遺跡調査報告書』 第2冊〈篠窯跡群Ⅰ〉、京都府埋蔵文化財調査研究センター。
岡崎研一ほか1989『京都府遺跡調査報告書』 第11冊〈篠窯跡群Ⅱ〉、京都府埋蔵文化財調査研究センター。
石井清司・野々口陽子1997「篠・マル山一号窯跡発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』 第74冊、京都府埋蔵文化財調査研究センター。
- 高橋照彦2016「平安時代須恵器の研究現状」『土器編年研究の現在と各時代の特質—須恵器生産の成立から終焉まで—』 考古学研究会関西例会、ほか。
- (10) 高橋照彦2020「洛北・本山官山遺跡の基礎的検討—石作窯成立前夜の様相—」『石作窯・小塩窯発掘調査報告—平安期緑釉陶器・緑釉瓦生産の多分野協働型研究—』 前掲註(8)。
- (11) 逐一の出土例を掲出しないが、奈良三彩の主な出土事例に関しては、愛知県陶磁資料館・五島美術館1998『日本の三彩と緑釉—天平に咲いた華』を参照されたい。

- (12) 高橋照彦2001「正倉院三彩の伝来過程と製作契機」『仏教芸術』259号。
- (13) 五島美術館1974『日本の三彩と緑釉』。
岸本直文1990「平安宮式鬼瓦」『とれんち』42、京都大学考古学研究会、ほか。
- (14) 森本六爾1925「小治田朝臣安万侶の墳墓」『中央史壇』第10巻第5号、第11巻第1号（後に、1987『日本の古墳墓』木耳社、所収）。
角田文衛1952「都市文化の波及」『奈良縣綜合文化調査報告書 都介野地区』奈良縣教育委員會。
角田文衛1979「小治田朝臣安萬侶の墓」『古代文化』第31巻第7号（後に、1985『国分寺と古代寺院』〈角田文衛著作集2〉、法藏館ならびに、2007『平城時代史論考』吉川弘文館、所収）。
飛鳥資料館 1977・1978『日本古代の墓誌』〈飛鳥資料館図録〉第三・四冊、（後に増補の上、1979『日本古代の墓誌』同朋舎出版）。
- (15) 豊巻幸正1995「宮脇遺跡」『千葉県歴史』資料編 考古3（奈良・平安時代）。
甲斐博幸2002「宮脇遺跡出土の奈良三彩小壺」『木更津市文化財調査集報』7、木更津市教育委員會。
- (16) 亀山行雄ほか1997『津寺遺跡』4〈岡山県埋蔵文化財発掘調査報告116〉、岡山県教育委員會。
- (17) 山口 博1987「長岡京跡右京三条二坊十五町出土の二彩陶器」『京都府埋蔵文化財論集』第1集、京都府埋蔵文化財調査研究センター。
- (18) 竹井治雄・岩松保・野島永ほか1997「名神高速道路関係遺跡平成7年度発掘調査概要—長岡京跡左京第361・362・363次（7 ANVKN-6・7・8）—」『京都府遺跡調査概報』第74冊、京都府埋蔵文化財調査研究センター。
- (19) 永野智子ほか2019「平城京跡（左京二条四坊十坪）の調査 第708次」『奈良市埋蔵文化財調査年報』平成28（2016）年度、奈良市教育委員會。
- (20) 道田賢志ほか2016『備後国府関連遺跡』1〈府中市埋蔵文化財調査報告27〉、府中市教育委員會。
- (21) 竹井治雄・岩松保・野島永ほか1997「名神高速道路関係遺跡平成7年度発掘調査概要—長岡京跡左京第361・362・363次（7 ANVKN-6・7・8）—」『京都府遺跡調査概報』第74冊、前掲註（18）。
- (22) 奥村清一郎1987「奈良三彩小壺とその出土遺跡について」『京都府埋蔵文化財論集』第1集、前掲註（7）。
- (23) 神沢昌二郎・直井雅尚・森義直ほか1984『松本市下神・町神遺跡』〈松本市文化財調査報告29〉、松本市教育委員會。
直井雅尚ほか1989『松本市下神遺跡』〈松本市文化財調査報告72〉、松本市教育委員會。
- (24) 田中 琢1974「鉛釉陶の生産と官営工房」『日本の三彩と緑釉』前掲（13）、ほか。
- (25) 浅香年木1971『日本古代手工業史の研究』法政大学出版局、ほか。
- (26) 弓場紀知1988「沖ノ島祭祀の変遷（2）祭祀遺物の内容」『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館。
- (27) 佐田 茂1988「沖ノ島祭祀の変遷（1）祭祀遺跡の形態」『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館。
- (28) 現在では南島路がなかったとみる見解が強いが、いずれにせよ当該期は五島列島経由の南路が基本である。

杉山 宏1995「遣唐使船の航路について」『日本海事史の諸問題』 対外関係編、文献出版。

東野治之2007『遣唐使』 岩波新書（新赤版）1104。

(29) 和田 萃1988「沖ノ島と大和王権」『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』 吉川弘文館。

(30) 小田富士雄1988「北海道中一大陸と沖ノ島祭祀―」『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』 吉川弘文館。

(31) 正木喜三郎1988「宗像三女神と記紀神話」『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』 吉川弘文館。

(32) 東野治之1992「遣唐使の朝貢年表」『遣唐使と正倉院』 岩波書店（初出1990）。

ほかにも、遣唐使に関しては東野治之2007『遣唐使』 岩波新書（前掲註（28））、遣渤海使については上田雄2002『渤海使の研究―日本海を渡った使節たちの軌跡―』 明石書店、遣新羅使については森公章1998『「白村江」以後』 講談社などを参照した。

(33) 高橋照彦2006「白鳳緑釉と奈良三彩―古代日本における鉛釉技術の導入過程―」『吉岡康暢先生古希記念論集 陶磁器の社会史』 桂書房、ほか。

挿図出典一覧

図1・2 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺跡群保存活用協議会提供。

図3 第三次沖ノ島学術調査隊編1979『宗像沖ノ島』 宗像大社復興期成会発行、吉川弘文館、FIG.30。ただし、全体を縮小したうえで、11については復元部がわかりやすいように修正を加え、番号などもポイントを大きくするなど、一部改変を加えた。

図4 宗像市教育委員会提供。

図5 宗像市教育委員会2012『大島御嶽山遺跡』 第13・14図。ただし、図3にあわせて縮小した上で、レイアウトなどを改変した。

図6～17・19～28 新規作成。館内が写真撮影の上でSfM-MVSなどによる図化を行い、必要に応じて欠損部や断面図などのトレースを加えて構成した。欠損部確認や一部のレイアウトなどについては高橋が変更した。

図18・29 新規作成。館内が写真撮影を行い、高橋がレイアウトした。

図30・32～35 新規作成。館内の図化をもとに、高橋が再構成した。

図31 1：飛鳥資料館1979『日本古代の墓誌』 同朋舎出版。

2：甲斐博幸2002「宮脇遺跡出土の奈良三彩小壺」『木更津市文化財調査集報』 7、木更津市教育委員会。

3：亀山行雄ほか1997『津寺遺跡』 4〈岡山県埋蔵文化財発掘調査報告116〉、岡山県教育委員会。

4：道田賢志ほか2016『備後国府関連遺跡』 1〈府中市埋蔵文化財調査報告27〉、府中市教育委員会。

5：山口博1987「長岡京跡右京三条二坊十五町出土の二彩陶器」『京都府埋蔵文化財論集』 第1集、京都府埋蔵文化財調査研究センター。

6：竹井治雄ほか1997「名神高速道路関係遺跡平成7年度発掘調査概要―長岡京跡左京第361・362・363次（7 ANVKN-6・7・8）―」『京都府遺跡調査概報』 第74冊、京都府埋蔵文化財調査研究センター。

7：神沢昌二郎ほか1984『松本市下神・町神遺跡』〈松本市文化財調査報告29〉、松本市教育委員会。

- 8：永野智子ほか2019「平城京跡（左京二条四坊十坪）の調査 第708次」『奈良市埋蔵文化財調査年報』平成28（2016）年度、奈良市教育委員会。
- 9：石井清司ほか1984『京都府遺跡調査報告書』第2冊〈篠窯跡群Ⅰ〉、京都府埋蔵文化財調査研究センター。
- 10：石井清司ほか1997「篠・マル山一号窯跡発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第74冊、京都府埋蔵文化財調査研究センター。
- 11：岡崎研一ほか1989『京都府遺跡調査報告書』第11冊〈篠窯跡群Ⅱ〉、京都府埋蔵文化財調査研究センター。

表1 新規に高橋が作成した。

本誌の既刊行分データは、本遺産群のデジタル・アーカイブ
「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.munakata-archives.asia/>

沖ノ島研究 第一〇号

2024(令和6)年3月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課
九州国立博物館・世界遺産室
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)

ISBN978-4-9913533-0-7

OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

10

CONTENTS

	Page
SAITO Daisuke	
The Weapons and Armaments of Okinoshima	1
 IKENOUE Hiroshi	
Mounded Tombs and Graves in the Hibikinada Sea	21
 KUWATA Kazuaki	
Kawazu and Munakata clans of Chikuzen Koku Saigou under the Ouchi clan's territorial rule	35
 Summary report of investigation on the “Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region” in the fiscal year 2023	53
 SHIGEZUMI (FUKUSHIMA) Makiko, Mizuno Toshinori, MORISHITA Shoji	
Re-examination of the Mirrors from Okinoshima	(49) /94
 TAKAHASHI Teruhiko, TATEUCHI Kai, FUKUSHIMA Makiko	
Basic Re-examination of the Japanese Lead-glazed Small Pots from Okinoshima	(1) /142

2024

Preservation and Utilization Council of the
“Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region”